

この環境白書をご利用の方に

◎この白書は、岐阜県における環境の状況や、県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等をまとめたものです。

- 第1部では、本県の環境施策の主なものを取り上げています。
- 第2部では、「環境の状況及び保全に関して実施した施策」として岐阜県環境基本計画の施策体系に沿って、その取組み等を記載しています。
- 巻末の資料編には、本県の環境基準の達成状況、調査結果、その他のデータを掲載しています。

◎本書で使用している地域・地区については、特別な場合を除き、次のとおりです。

- 岐阜地域 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、
北方町
- 西濃地域 大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
(揖斐) 揖斐川町、大野町、池田町
- 中濃地域 美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、
白川町、東白川村、御嵩町
(武儀) 関市、美濃市
(郡上) 郡上市
- 東濃地域 多治見市、瑞浪市、土岐市
(恵那) 中津川市、恵那市
- 飛騨地域 高山市、飛騨市、白川村
(益田) 下呂市

環境白書についてのお問い合わせは、岐阜県環境生活部環境企画課にご連絡ください。

電 話：058-272-1111 内線 2697

F A X：058-278-2610

E - m a i l：c11265@pref.gifu.lg.jp

目 次

第1部 序 説

第1章 岐阜県の動向 ……1

第2章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進 ……7

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景 ……7

2 環境基本計画（第5次）の概要 ……7

3 環境基本計画（第5次）の進捗状況 ……9

第3節 清流の国ぎふ森林・環境税を 活用した施策の推進 ……10

第2部 環境の状況及び保全・創出に関して実施した施策

第1章 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

第1節 環境に配慮した自主的行動の促進

1 体験を重視した環境教育の充実 ……11

2 各主体が行う環境教育の支援 ……13

3 環境教育等情報の充実・発信 ……13

第2節 環境社会を担う人材の育成

1 環境教育の担い手育成 ……14

2 環境教育のコーディネートの実施 ……15

第3節 活動主体との連携と協働の推進

1 活動主体との連携と協働 ……15

2 活動主体の組織基盤強化の支援 ……16

第2章 地球温暖化を防止する

第1節 温室効果ガス排出削減の取組みの推進

1 中長期目標の達成に向けた取組みの推進 ……17

2 環境にやさしいライフスタイルの発信 ……17

3 事業者の排出削減支援 ……17

4 地域の環境整備による排出削減 ……19

第2節 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進

1 二酸化炭素吸収機能の高い森林の造成 ……20

2 企業との協働による森づくりの推進 ……21

3 カーボン・オフセットの推進 ……21

第3節 地域資源を活かした再生可能エネルギーの 積極的な利活用

1 再生可能エネルギーの導入と 地産地消型エネルギーシステムの確立 ……21

2 最適技術の導入による省エネの促進 ……23

3 次世代エネルギー産業の創出・育成 ……23

第4節 一人ひとりが実践できる取組みの浸透

1 「クールビズ・ウォームビズ」の普及促進 ……24

第3章 資源が循環される社会を築く

第1節 廃棄物の発生抑制

1 生活全般における発生抑制の啓発 ……25

2 環境にやさしい買い物の推進 ……25

3 事業者に対する支援 ……25

第2節 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理の推進 ……25

2 産業廃棄物の適正処理の推進 ……27

3 排出事業者等に対する廃棄物関係法令等の理解促進 ……31

4 不適正処理を防止するための監視指導の実施 ……31

5 災害発生時における廃棄物の適正処理の推進 ……33

第3節 再資源化の促進

1 岐阜県リサイクル認定製品等の利用推進 ……33

2 各種リサイクル法の適正な運用 ……33

第4章 ふるさとの自然を守り共生する

第1節 豊かな自然環境の保全

1 生物多様性の確保 ……35

2 里山林の新たな担い手の確保・養成 ……40

3 耕作放棄地対策 ……40

4 特定外来生物の防除 ……40

第2節 野生鳥獣被害への総合的な対策

1 科学的・計画的な鳥獣被害対策の推進 ……40

2 野生鳥獣の捕獲対策の強化 ……41

3 狩猟者確保対策 ……42

第3節 自然とのふれあいと活用

1 長良川システムの保全・継承の仕組みづくり ……42

2 身近な水辺の保全 ……42

3 里地里山の保全 ……44

4 自然公園の保全と利用 ……44

5 自然とのふれあいの機会の充実 ……47

第4節 環境に配慮した社会基盤の整備

1 環境影響評価制度の運用 ……48

2 自然環境保全協定の締結 ……49

第5章 安全で健やかな生活環境で暮らす

第1節 良好な生活環境の保全

1 公害の未然防止 ……50

2 水質環境の保全 ……54

3 大気環境の保全 ……84

4 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止 ……96

5 環境汚染化学物質対策の推進 ……104

6 事業者の自主的な取組みの推進 ……111

7 放射性物質への対策 ……111

第2節 自然災害に強い県土の整備

1 災害に強い森林づくり ……114

2 自然と共生した河川整備 ……114

第3節 美しい景観の保全と創出

1 美しい景観の形成 ……115

2 歴史的・文化的環境の保全 ……119

資 料

1	岐阜県環境行政組織の変遷	121	39	新幹線鉄道騒音の測定結果	145
2	環境行政関係年表	122	40	自動車騒音の環境基準達成状況	146
3	主要環境指標でみる岐阜県の位置	122	41	騒音関係の特定施設別の届出数	151
4	自然環境保全地域等の指定状況	123	42	振動関係の特定施設別の届出数	151
5	自然公園の指定状況	124	43	ダイオキシン類常時監視結果	152
6	岐阜県環境影響評価条例の対象事業	124	44	「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧	153
7	岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー	126	45	産業廃棄物の排出量（平成30年度）	155
8	環境影響評価の実施状況	127	46	し尿処理施設整備状況	155
9	公害防止管理者等の設置を必要とする工場	128	47	県内ごみ焼却施設一覧	156
10	令和2年度公害苦情件数の状況	128	48	粗大ごみ処理施設整備状況	156
11	大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等	129	49	リサイクルプラザ整備状況	156
12	二酸化硫黄の年平均値の経年変化	133	50	E工場（環境配慮事業所）登録事業所	157
13	浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化	134	51	環境創出協定締結事業所	158
14	二酸化窒素の年平均値の経年変化	134	52	温室効果ガス排出実績	158
15	二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化	134	53	審議会の活動状況	158
16	光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化	135	54	市町村環境条例等の状況	158
17	岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況	135	55	岐阜県の名水（県選定）	161
18	一酸化炭素の年平均値の経年変化	136	56	名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	161
19	炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化	136	57	平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	161
20	降下ばいじん量の測定結果	136	58	音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	161
21	微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の経年変化	137	59	かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	161
22	微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の98%値の経年変化	137	60	樹種別巨木ベスト3	162
23	微小粒子状物質（PM2.5）成分分析結果	137	61	水源の森百選（林野庁選定・岐阜県関係分）	162
24	大気環境測定車による環境調査結果	138			
25	ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況	138			
26	河川底質の調査結果	139			
27	地下水質の測定結果	139			
28	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	141			
29	水質関係の水域別・業種別の特定事業場数	141			
30	水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数	141			
31	水質関係の市郡別・業種別の特定事業場数	142			
32	水質関係の市郡別・業種別の排水基準適用特定事業場数	142			
33	日平均排水量400m ³ 以上の水域別・業種別の特定事業場数	143			
34	りん、窒素に係る排水基準の対象湖沼	143			
35	水生生物調査(カワゲラウオッチング)の概要	143			
36	地盤沈下の状況	144			
37	一般環境騒音の測定結果	145			
38	航空機騒音の測定結果	145			

第1部 序 説

第1部 序 説

第1章 岐阜県の動向

1 基本計画等に基づく施策の展開

① 第5次岐阜県環境基本計画（平成28年度～令和2年度）に基づく施策の展開＜環境企画課＞

本県の環境施策や行政のあり方の基本的な指針となる「岐阜県環境基本計画」（第4次）を、岐阜県環境審議会からの答申、岐阜県議会（平成23年第1回定例会）の議決を経て、平成23年3月に策定した。

本計画では、平成22年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」を通じて醸成された環境保全意識の高まりを維持・発展させるため、「清流」を本県のアイデンティティとして打ち出し、県民総参加で「清流の国ぎふづくり」に取り組むこととした。

なお、その理念や指針を継続するため、岐阜県環境審議会からの答申、岐阜県議会（平成28年第1回定例会）の議決を経て、平成28年3月に第5次となる「岐阜県環境基本計画（平成28年度～令和2年度）」を、岐阜県環境審議会からの答申、岐阜県議会（令和3年第1回定例会）の議決を経て、令和3年3月に第6次となる新たな「岐阜県環境基本計画（令和3年度～令和7年度）」を策定している。

この「岐阜県環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創出に関する施策を実施している。また、「岐阜県環境基本条例」に基づく年次報告として「環境白書」を作成し、実施した施策等を公表している。

また、「清流の国ぎふ」づくりをより一層推進していくため、本県では、平成26年1月には、「清流の国ぎふ」の基本理念となる「清流の国ぎふ憲章」を策定している。

② 第3期岐阜県森林づくり基本計画（平成29年度～令和3年度）に基づく施策の展開＜林政課＞

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続的な森林づくりを基本理念とした「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、岐阜県議会（平成29年第1回定例会）の議決を経て、平成29年3月に「第3期岐阜県森林づくり基本計画（平成29年度～令和3年度）」を策定した。

本計画では、第1期計画、第2期計画に基づきこれまで取り組んできた、木材を伐って、利用するという林業活動を重視した「生きた森林づくり」、環境を重視した、守って活かす「恵みの森林づくり」に加え、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、「100年先の森林づくり」に新たに取り組むこととしている。

この「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、持続可能な森林づくりを目指し各種施策に取り組むとともに、これまで実施した施策の状況については報告書として取りまとめ、岐阜県議会への報告、公表を行った。

③ 清流の国ぎふ森林・環境税の活用＜恵みの森づくり推進課＞

本県は、県土面積の81%（全国2位）が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れている。

こうした森林や河川には、県土の保全、飲用水をはじめ農業・工業用水の水源、さらには生物多様性の維持、地球温暖化の防止など、県民の生活や地域の産業を支える様々な公益的機能を有している。

しかしながら、本県では、適切に管理されず荒廃した森林や野生動物による農作物被害、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっている。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組みを早急かつ確実に進めて、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入し、5年間、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組みを進めてきた。その結果、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小した一方、新たな課題が把握されたほか、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要であることから、「豊かな森林づくり」、「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるといった従来からの方向性を維持しつつ、施策の見直しと新たな課題への対応を加え、令和3年度まで清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組みを進めていくこととなった。

同税を活用して、緑豊かな清流の国ぎふづくりを推進するため、森・川・海のつながりを通した「環境保全」と「県民協働」という視点に立った施策を展開している。

④ 岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画に基づく事業の展開＜環境企画課＞

本県の中部山岳国立公園及びその周辺地域は、雄大な山岳景観、高山植物などの貴重な自然や豊富な温泉といった豊かな自然に恵まれた国内屈指の山岳観光地であるが、近年、来訪者の減少が続き、地域の活力の低下が懸念されている。

このため、有識者、地域の経済、観光関係団体及び関係行政機関の代表者で構成される「岐阜県中部山岳国立公園活性化懇談会」において本公園の活性化を図る取り組みについて検討を行い、平成29年7月に「岐阜県中部山岳国立公園活性化基本構想」を策定し、平成30年1月には、本基本構想を具体化するための向こう5年間の取組みに

ついて「岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画」を策定した。

この基本計画に基づき、平成31年3月、高山市や地元関係者等と「岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会」を設立し、令和2年度においては、新たにビジターセンター検討部会を設置し、再整備に向けた基本構想・基本計画を作成した。また、奥飛騨温泉郷周遊マップの作成や、電動アシスト付自転車等のレンタル試行などの魅力増進事業や、同協議会ホームページの新設などの魅力発信事業を展開している。

2 清流の国ぎふづくりの推進

① 環境保全に対する県民意識の啓発の推進

(1) 「清流」環境保全政策の推進<環境企画課>

平成22年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会」を契機とした、森・川・海のつながりを踏まえた環境保全に対する県民意識の高まりと、同大会の理念を継承・発展させるため、本県の誇りである「清流」を守り、活かし、次世代に伝えていく環境保全の取組みを進めている。

この取組みを県民協働のものとするため、「ぎふ清流未来の会議」の開催、上下流の子どもたちの交流を図るツアーの開催など、幅広い世代の県民に対して環境保全意識の啓発を図っている。

○ぎふ清流未来の会議

森・里・川・海で環境学習に取り組む子どもたちが世代や分野を越えて、日頃の環境学習の成果や環境保全活動事例の発表、お互いの情報交換と交流を図るために開催。

令和2年度：新型コロナウイルス感染防止のため、中止

○上下流交流ツアー

森・里・川・海が一体となった環境保全の大切さを学ぶことを目的に、流域の親子が、自然体験や環境学習等を行うツアーを、新型コロナウイルス感染防止策を徹底したうえで実施。

ツアー数：令和2年7月から令和3年2月までの期間中に9回開催

(新型コロナウイルス感染予防や荒天のため実施数を減少)

参加者数：173人

(2) 家庭部門における地球温暖化対策の推進<環境管理課>

家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、平成20年6月の環境月間を始期として、地球温暖化防止のための身近な取組み10項目をまとめた「ぎふエコ宣言～僕に、私にできる10の宣言～」への賛同者を募集している。宣言者数は、令和2年度末までに、211,769人（内訳1,154団体176,385人、個人35,384人）となった。

また、使い捨てのわりばしに替えて繰り返し洗って使える「再使用はし」や国産材のわりばしなどの環境にやさしいはしを使用する「環境にやさしいはし推進店」の参加店舗募集などを通し、地球環境問題への意識高揚を図っている。

さらに、「ぎふ清流COOL CHOICE」をキャッチフレーズに、低炭素型の製品、サービス、ライフスタイルなど地球温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択”を促すため、県内商業施設での広報活動を行った。

(3) 環境教育・環境学習の推進<環境企画課・恵みの森づくり推進課>

あらゆる場を通じた環境教育・環境学習の推進を図る必要があることから、令和2年度は環境学習出前講座（ECO講座）を計105回実施した。

また、学校や地域における環境学習をより効果的かつ総合的なものとするための事業として「清流の国ぎふ環境学習推進事業」を実施し、環境教育推進員等を計33回派遣した。

なお、森林環境教育としては、未来の森林づくりの担い手である子どもたちに森林に親しみ、森林の働きを理解してもらうため、平成18年5月21日に下呂市で開催された第57回全国植樹祭の機運を引き継ぎ、総合的な学習の時間等を活用した森林・環境学習を平成21年度からは森・川・海を一体としてとらえて学習する「緑と水の子ども会議」に発展させ、令和2年度には、県内各地の小中高等学校や特別支援学校70校で実施した。また、保育園・幼稚園などを対象に、森や木にふれあい親しむ「ぎふ木育教室」を県内44施設で実施した。

令和2年7月には、木育の総合拠点となる「ぎふ木遊館」と、森林教育の総合拠点となる「森林総合教育センター（愛称：morinos）」がオープンし、幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる機会を提供した。

② 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策<環境管理課>

地球温暖化は、近年、世界共通の課題として国際的な取組みが行われるようになった。

平成9年に京都市で開催されたCOP3において「京都議定書」が採択され、平成12年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が施行された。

これらの動きを受けて、県は平成15年3月に、平成22年度の県内の温室効果ガス排出量を平成2年度比で6%削減することを目標とする「岐阜県地球温暖化防止推進計画」（推進計画）を策定した。

一方、京都議定書は、平成17年に発効し、平成20年度から約束期間が始まった（平成24年度まで）。

県は、京都議定書の約束期間が始まったこと等により、地域から地球温暖化防止に貢献するため、県、事業者、県民、県内観光旅行者等の責務を明らかにするとともに温室効果ガスの排出抑制策を盛り込んだ「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を平成21年3月に制定し、平成22年3月にこれを全面施行した。令和3年3月に気候変動に適応する施策もあわせて実施するよう一部改正を行い、名称を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」（条例）とした。この条例では、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進し、事業活動や自動車使用に伴う温室効果ガスの排出量の抑制を図るため、一定規模以上の事業活動を行う事業者や一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主を対象に、温室効果ガス排出抑制のための計画書、実績報告書等の提出を義務付けている。

また、温対法及び条例の規定に基づき、平成23年6月に推進計画の後継計画となる「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（実行計画）を策定し、平成28年3月に見直した。

さらに、平成27年7月に開催された地球温暖化対策推進本部において、2030年度に2013年度比で26%削減を目標とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局（UNFCCC）に提出した。また、同年12月のCOP21において、気温上昇を2℃より十分低く保持すること等を目標とするパリ協定が採択された。また、平成28年5月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、中期目標として2030年度に2013年度比で26%削減、2020年度に2005年度比3.8%以上削減とされた。

この動きを受けて県は、実行計画を平成29年5月に一部改訂し、2020年度に2005年度比3.8%以上（中期目標）削減、2030年度に2013年度比26%（中期目標）削減、2050年度に1990年度比80%削減（長期目標）を目標として、各種施策を展開した。

また、国は令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言した。

この動きを受けて、令和2年12月には、令和2年第5回岐阜県議会定例会において、知事が「2050年『脱炭素社会ぎふ』の実現」を表明した。さらに、これらを踏まえ、令和3年3月に実行計画の後継計画となる「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」（計画）を策定し、2030年度に2013年度比33%（中期目標）削減、2050年度に温室効果ガス排出量の実質ゼロ（長期目標）を目標として、各種施策を展開している。

平成30年度の排出状況（速報値）では、計画の基準年である平成25年度比で温室効果ガス全体の排出量が15.3%減少、二酸化炭素排出量については16.6%減少となっている。この二酸化炭素排出量を部門別に見ると、排出量全体の31.4%を占める「産業部門」では13.5%減少、20.3%を占める「運輸部門」は6.2%減少、16.3%を占める「家庭部門」は19.7%減少、16.3%を占める「業務部門」は28.8%減少している。

(2) 森林による温室効果ガスの吸収<林政課>

第3期岐阜県森林づくり基本計画(平成29年度～令和3年度)において毎年の間伐実施面積を目標値の一つとし、間伐が必要な時期にある森林の整備を計画的に進めている。

(3) 気候変動への適応<環境管理課>

温室効果ガスの排出量削減に取り組む一方で、現在生じている、または将来予測される気候変動影響の被害の防止・軽減等を図る気候変動に適応するため、平成30年に「気候変動適応法」が施行された。

県は「気候変動適応法」に基づく「岐阜県気候変動適応センター」を岐阜大学と共同で設置するため、令和2年1月17日に協定を締結し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報収集、整理、分析及び提供や、地域ニーズに基づく共同研究、気候変動の適応に向けた人材育成、普及啓発等を行う「岐阜県気候変動適応センター」を令和2年4月1日に設置した。

③ 廃棄物対策

(1) 循環型社会の形成推進<廃棄物対策課>

廃棄物の減量化を進めるための3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組みを促進し、循環型社会の実現を目指すために、ホームページ等を活用し、市町村の3Rに関する施策状況や各団体などにおける循環型社会実現に向けた取組事例について情報提供を行っている。

(2) 廃棄物発生抑制と適正処理の促進<廃棄物対策課>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」及び「第3次岐阜県廃棄物処理計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、行政がそれぞれの責務を十分認識し、協働して3Rの取組みを徹

底し、廃棄物の適正処理を進めている。

一般廃棄物については、市町村が行う適正処理、減量化の取組み及び広域処理体制の整備に対して技術的援助に努めている。また、産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による指導、許認可のほか、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」により、産業廃棄物処理計画書の作成、小規模産業廃棄物処理施設の設置届出の義務付けなど排出事業者、処理業者等の責務を強化し、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を推進し、生活環境の保全に努めている。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に定める処理期限内に全てのPCB廃棄物を処理しなければならないことを周知し、保管状況の届出及び適正な保管の遵守等、事業者への指導を徹底することで、PCB廃棄物の処理の推進に努めている。さらに、県に届出されていないPCB廃棄物を調査するため、平成27年度末からPCB含有機器の掘り起こし調査を実施しており、PCB廃棄物が漏れなく処理されるように実態把握及び普及啓発活動を行っている。高濃度PCBを含有する安定器等汚染物については、処分期間（令和3年3月末まで）が終了するため、PCB廃棄物を保管する事業者に対して、処理状況のフォローアップを行っている。

また、使用済自動車のリサイクル制度として平成17年1月1日に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者の登録並びに許可を行うとともに、引取業者等に対する監視指導を通して、使用済自動車の資源化及び適正処理の推進に努めている。

(3) 廃棄物不適正処理対策の強化<廃棄物対策課>

廃棄物の不法投棄などの不適正処理を早期に発見し、迅速に対応するため、本県では廃棄物インターネット110番の活用、ヘリコプターと地上車両を連動させた「スカイ&ランドパトロール」、民間委託による夜間休日パトロールを実施してきた。また、国、隣接県の福井県、三重県、滋賀県、長野県、愛知県、富山県、富山市及び名古屋市との共同による県境での廃棄物運搬車両の路上検査等を実施してきた。

平成12年度からは郵便局職員などによる通報体制を整備し、平成14年度には、市町村職員を県職員に併任して立入権を付与し産業廃棄物立入検査を強化するなど、不適正処理に至る事案の未然防止・早期発見を図るための体制を整えた。

平成15年度からは、地域住民の自主的な「岐阜県ふるさと環境保全委員会」の活動による不適正処理監視の強化を図っており、平成17年度には、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、平成25年度にはその増設を行った。

平成16年3月に発覚した岐阜市の産業廃棄物大量不法投棄事案を受けて、県庁内に「産業廃棄物対策会議」を組織し、産業廃棄物の重大な不適正処理事案に対し迅速かつ厳格な対応を行うこととしたほか、岐阜市との連携、協力を進めている。

また、警察官OBによる産業廃棄物監視指導専門職8名の配置をはじめ、産業廃棄物処理業者等に対する一斉点検の実施、早期の是正指導の実施、違法行為拡大抑制のための不適正処理事案の公表（県ホームページ）により、不適正処理事案の未然防止・抑止を図っている。

なお、関係機関との連携体制として、平成8年度から「廃棄物不適正処理対策連絡会議」を設けて、法令を多角的に運用し、厳正・迅速な措置を行うための協議を行ってきた（現在、同会議は、岐阜地域環境室、各県事務所に設置している。）。

(4) 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の施行<廃棄物対策課>

政策総点検結果を踏まえた「財団法人地球環境村ぎふ」の解散（平成17年度末）を受け、産業廃棄物処理施設整備における県の関わり方を検討するため、平成18年8月に有識者からなる「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を設置した。検討委員会は、2年間にわたる検討を経て、平成20年3月に「規制」、「支援」、「給付」及び「広報」の各項目について、県が取り組むべき施策に関する報告書を提出した。

県では、この報告書を受けた対応方針を策定し、順次各種施策を推進している。その一つとして、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前手続制度を見直した「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を平成22年1月1日に施行した。

(5) 災害時における廃棄物処理対策の推進<廃棄物対策課>

地震、水害等の災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類、有害廃棄物、避難所ゴミ等の災害廃棄物が大量に発生する。また、道路の通行不能や、ごみ処理施設の被災によって、平常時と同様の収集・運搬、処分が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において災害廃棄物の処理、仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要である。そこで、県では環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修会

等を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図っている。

④ 自然環境の保全

(1) 野生生物保護の推進、身近な自然環境の保全<環境企画課>

地球環境の悪化・自然生態系の破壊により絶滅のおそれのある県内の野生生物の現状を明らかにした「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001ー岐阜県レッドデータブックー」を平成13年8月に公表した。平成22年8月には「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を公表、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

平成15年3月には「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定し、これまでに県全域で指定希少野生生物（16種）の捕獲・採取を禁止し、その保護区（5箇所）での開発等を規制するとともに、県民と協働する仕組みとして野生生物保護支援員の提案制度などを盛り込み、自然と人が共存できる社会の実現に向けて希少な野生生物の保護に努めている。

「生物多様性基本法」に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画として、平成23年7月には「生物多様性ぎふ戦略」を策定した。平成29年3月には、策定から5年が経過したことから中間見直しを行った。

平成24年4月には、岐阜大学と「寄附研究部門の設置に関する協定」を締結し、野生動物の保護管理及び人材育成に関する研究を推進している。

(2) 特定外来生物の対策<環境企画課>

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行を受け、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業などへの被害を防止するため、県民からの情報を県内に定着している特定外来生物の生息・生育状況の基礎資料として把握し、より効果的に防除していく。

(3) 乗鞍地域の環境保全の推進<環境企画課>

平成15年度から、傑出した自然の風景地である中部山岳国立公園の乗鞍地域の自然環境を保全するため、乗鞍スカイライン（主要地方道乗鞍公園線）のマイカー利用を規制するとともに、乗鞍環境保全税を創設し、その税収を財源とした乗鞍環境保全事業を実施している。

(4) 適切な森林の整備<森林整備課>

人工林を健全な状態に保つための取組みとして、「岐阜県森林づくり基本計画」に基づく適切な間伐や、林業経営による持続的な整備が困難な人工林の針広混交林化に向けた整備を進めている。

⑤ 地域環境の保全

(1) 土壌・地下水保全対策の強化<環境管理課>

豊富で良質な地下水に恵まれた本県にとって、地下水は重要な水資源であり、地下水保全対策は重要な課題となっている。県では地下水概況調査を実施し、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、土壌汚染や地下水汚染が確認された場合には、周辺地下水の検査を実施し、土壌・地下水汚染による健康被害発生の防止に努めている。

また、地下水汚染が判明した事案について、汚染を継続的に監視するため、モニタリング調査を実施している。

(2) 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の施行<環境管理課>

産業廃棄物の不適正処理事案の中には、いわゆるフェロシルト問題をはじめ、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は、悪質化、巧妙化する傾向にあり、周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えている。

こういった実情に鑑み、埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止するため、埋立て等そのものについて規制する「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を平成19年4月1日に施行した。

(3) 環境汚染化学物質対策<環境管理課>

現在、多岐にわたって使用され、あるいは排出されている化学物質の中には、発がん性や生殖毒性など人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質が存在することから、将来にわたって県民の健康を守り環境を保全するために、環境汚染化学物質への適切な対策とその実行が課題となっている。

県では、大気や河川水等のダイオキシン類汚染状況の常時監視や廃棄物焼却炉等の発生源に対する監視指導を行うとともに、事業者による環境汚染化学物質の自主管理と排出削減を促すP R T R制度の推進等の環境汚染化学物質対策に取り組んでいる。

⑥ 環境危機管理対策

(1) 放射線測定<環境管理課>

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、多量の放射性物質が環境中に放出された。

県では従来から、文部科学省からの受託事業である「環境放射能水準調査」（水準調査）により、各務原市の保健環境研究所に設置したモニタリングポストで空間放射線量を常時測定するとともに、大気浮遊じん、降下物、土

壤、陸水（水道水）、牛乳及び農作物中の放射性核種分析を行ってきたが、当該事故の発生に伴い、これらの測定頻度が大幅に引き上げられた。

また、平成23年度に入って、県独自の取組みとして県内3箇所（揖斐総合庁舎、東濃西部総合庁舎、飛騨総合庁舎）にモニタリングポストを設置し、空間放射線量の常時測定を開始した。

その後、平成23年度中に水準調査により県内6箇所にモニタリングポストを設置し、平成24年度には、揖斐川町坂内川上地区がUPZ（緊急時防護措置準備区域）とされ、同地区内に放射線監視設備（モニタリングポスト機能を有する）を整備した。平成25年度には、放射性物質拡散シミュレーションの結果に基づき県独自に関ヶ原町にモニタリングポストを追加設置し、現在、県内12箇所で空間放射線量の常時監視が実施できる体制となっている。

さらに、平成26年度には、原子力発電所が立地する福井県、その周辺の京都府、滋賀県及び岐阜県並びに国との間で、緊急時にモニタリング結果を共有するため、モニタリング情報共有システムを構築し、運用を開始した。

⑦ 事業者の環境問題に対する取組みの支援

(1) 事業者の自主的な環境配慮への取組みの推進<環境管理課>

県では、従来からの規制型の環境保全対策を実施するだけでなく、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）として自主的な環境配慮への取組みが大きく広がっていくよう、「リスクコミュニケーションの普及」、「岐阜県環境配慮事業所（E工場）登録」及び「環境創出協定の締結」を自主的取組手法による環境保全対策として促進している。

(2) 岐阜県リサイクル認定製品<廃棄物対策課>

主として県内で発生した循環資源を利用して、県内で安全性に配慮して製造されたリサイクル製品で、JISやJAS又はそれらに準じた規格基準や品目ごとに定める循環資源使用率の達成等の認定基準を満たしている製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、この認定製品を県の事業において優先的に使用するとともに、普及促進のため、市町村、事業者等にも利用を呼びかけ、その拡大を図っている。令和3年3月末現在、46社164製品の認定を行っている。

また、三重県でリサイクル製品と認定されたフェロシルトによる事件を契機に、リサイクル認定製品の安全性をこれまで以上に確保するため、全ての認定済み製品を対象にした行政検査を平成17年度から18年度にかけて実施し、全ての製品が安全基準に適合していることを確認した。更に、リサイクル製品に対する安全・安心の確保と利用の促進を図るため、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」を平成18年度に制定し、条例に基づく認定制度として平成19年4月1日から運用している。

(3) ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）の推進<環境管理課>

県内最大規模の事業者である県は、率先して環境に配慮した事務・事業活動を行うため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得に取り組んできた。

平成11年7月に、県庁舎において中部圏で初めて認証を取得したのをはじめ、同年9月に各務原浄化センター、平成14年3月に主要5総合庁舎、同年11月に県立3病院、平成15年3月にはその他5総合庁舎で認証を取得し、平成16年3月には東京事務所外10機関、平成17年3月には岐阜地域保健所外11機関にサイトを拡大して取組みを強化してきた。

平成20年度からは、県立高等学校、警察署を含む県のすべての所属において実施するとともに、それまでの認証取得方式に代え、自己宣言方式に順次転換することとし、平成21年3月23日には全サイトについて自己宣言を行い、取り組んできた。平成28年度より県独自の「岐阜県庁環境マネジメントシステム（EMS）」を構築し、より効果的かつ効率的に取り組んでいる。

(4) 企業との協働による森林づくり<恵みの森づくり推進課>

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成19年7月から、企業、市町村、地域住民等と県との協働による生きた森林づくりに取り組み、令和3年3月末までに26件の協定を締結してきた。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の事業者による森林整備活動の促進に努めている。

第2章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進

平成5年11月、「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定されたことに鑑み、本県においても、公害の防止や生活環境の保全に加えて、地球環境問題などに対し積極的に対応するとともに、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、「岐阜県環境基本条例」を平成7年3月23日に制定し、同年4月1日から施行している。

【岐阜県環境基本条例の特色】

- 1 公害の防止のほか、地球環境など環境施策の総合的な推進
- 2 健康に良い水環境等快適環境の積極的な創出
- 3 県民環境の日、清流月間、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
- 4 環境教育・学習及び環境保全活動の自発的・積極的推進
- 5 環境基本計画の策定など総合的・計画的な推進

引き続き「岐阜県環境基本条例」に盛り込まれた各種施策、県民環境の日の普及、環境影響評価の推進、環境教育・学習の充実等に努める。

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）、平成23年（第4次）と策定し、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきた。

平成23年3月に策定した第4次環境基本計画では、「県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり」を基本理念として掲げ、「人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県」及び「持続的発展が可能な岐阜県」の2つを基本目標とし、平成27年度までの5年間を対象に、「自然共生社会ぎふづくり」「快適生活環境ぎふづくり」「低炭素社会ぎふづくり」「循環型社会ぎふづくり」「環境にやさしいぎふの人づくり」の5つの基本施策について、取り組んできた。

この間、全国的に短時間の強雨や土砂災害の頻度が増加するなど、自然環境の悪化や地球温暖化の影響と考えられる自然災害への懸念が高まるとともに東日本大震災を契機とするエネルギー需給問題など、新たな課題も生じている。

また、本県においては、国勢調査によると平成12年をピークに人口の減少傾向が続いており、人口減少社会における持続可能な社会のあり方を示す必要がある。

こうした新たな課題や社会情勢の変化などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、新たな環境基本計画（第5次）を策定した。

2 環境基本計画（第5次）の概要

(1) 基本理念

新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり

本県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代に引き継いでいく必要がある。

そのため、県民、事業者、各種団体、市町村や県などあらゆる団体が主体となり行動することが求められている。

(2) 基本目標

基本理念を踏まえて、本計画では次の2つの基本目標を定める。

基本目標Ⅰ 環境に配慮する持続可能な仕組みを創る

地球温暖化やごみ問題などの諸課題に対応した社会を創り、それを発展していく。

基本目標Ⅱ 豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる

暮らしと環境との関わりについて、理解と認識の浸透を図りながら、新たな世代へ引き継ぐ担い手を育てる。

(3) 基本方針

本県では、平成26年1月に、「清流の国ぎふ」の基本理念となる「清流の国ぎふ憲章」を定め、「清流の国ぎふ」づくりを進めていくにあたって、清流がもたらす様々な恵みを知り・学び（知）、その恵みに感謝しつつも、現状に甘んじることなく、清流の恵みを生かして、新たな創造と発信に努め（創）、それを次世代に守り伝えていく（伝）、という、3つの基本理念をまとめた。

本計画においても、「知・創・伝」に基づく5つの基本方針に沿った取組みを推進する。

【知】基本方針 1 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

- (1) 環境に配慮した自主的行動の促進
- (2) 環境社会を担う人材の育成
- (3) 活動主体の連携と協働の推進

【創】基本方針 2 地球温暖化を防止する

- (1) 温室効果ガス排出削減の取組みの推進
- (2) 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進
- (3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用
- (4) 一人ひとりが実践できる取組みの浸透

【創】基本方針 3 資源が循環される社会を築く

- (1) 廃棄物の発生抑制
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
- (3) 再資源化の促進

【伝】基本方針 4 ふるさとの自然を守り共生する

- (1) 豊かな自然環境の保全
- (2) 野生鳥獣被害への総合的な対策
- (3) 自然とのふれあいと活用

【伝】基本方針 5 安全で健やかな生活環境で暮らす

- (1) 良好な生活環境の保全
- (2) 自然災害に強い県土の整備
- (3) 美しい景観の保全と創出

表 1-2-1 環境基本計画（第 5 次）の役割

- ① 「岐阜県長期構想」に示されている「清流の国ぎふ」づくりの具体化を図る計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画
- ② 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第 8 条に規定する岐阜県の行動計画を包含する計画

策 定：平成28年 3 月

計画期間：平成28年度から令和 2 年度まで（5 年間）

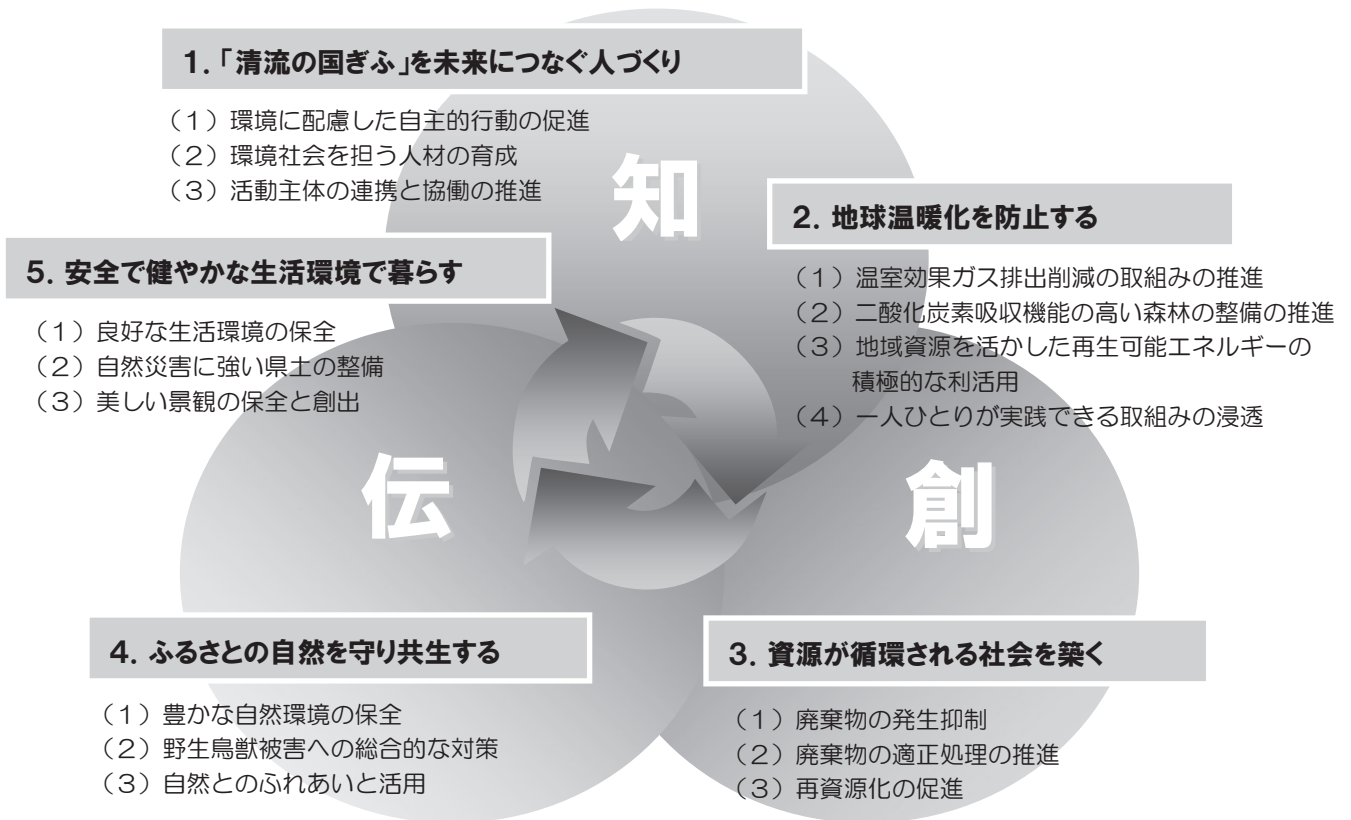
策定根拠：岐阜県環境基本条例第10条

3 環境基本計画（第5次）の進捗状況

表 1-2-2 環境基本計画の進捗状況

	項 目	担 当 課	令和2年度末 (実績値)	令和2年度末 (目標値)
1	小学校における副読本の活用率 (副読本等を活用し環境問題を探究した小学校の割合)	学 校 支 援 課	98.0%	100%
2	環境教育への参加 ・環境学習出前講座参加者数 ・生物多様性に関する講習等参加者数(累計) ・ぎふ木育教室・緑と水の子ども会議参加者数 ・田んぼの学校活動事業実施校数(累計)	環 境 企 画 課 環 境 企 画 課 恵みの森づくり推進課 農 村 振 興 課	8,448人 2,431人 5,198人 253校	7,500人 3,000人 6,600人 180校
3	上下流交流ツアー実施回数(累計)	環 境 企 画 課	158回	156回
4	環境教育指導研修の参加教員数(累計)	教 育 研 修 課	7,687人	6,600人
5	温室効果ガスの排出量	環 境 管 理 課	1,459万t (H30年度速報値)	1,835.9万t
6	ぎふエコ宣言参加者数(累計)	環 境 管 理 課	211,769人	270,000人
7	県民1人当たりの年間電力消費量	環 境 管 理 課	1,956kWh (H30年度速報値)	2,240kWh
8	間伐実施面積(累計)	森 林 整 備 課	118,128ha	139,815ha
9	省エネルギー診断受診企業数(累計)	新産業・エネルギー振興課	536件	436件
10	E・V・PHVの導入台数	新産業・エネルギー振興課	6,664台 (R1年度末)	54,500台
11	再生可能エネルギーの導入 ・再生可能エネルギーの創出量(大規模水力発電除く) ・農業用水を活用した小水力発電の導入(累計) ・間伐材等未利用木材の燃料利用量(県内)	新産業・エネルギー振興課 農 地 整 備 課 県 産 材 流 通 課	16.9PJ 19箇所 128千t	11.9PJ 19箇所 98千t
12	県民1人1日当たりの生活系ごみ排出量	廃 棄 物 対 策 課	679g (H30年度)	629g (R7年度末)
13	事業者当たりのごみ削減率(事業系一般廃棄物)	廃 棄 物 対 策 課	-	H30年度比5%減 (R7年度末)
14	「ぎふ食べきり運動」協力事業者・協力店舗数	廃 棄 物 対 策 課	147店舗 (R1年度)	800店舗 (R7年度)
15	「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録事業者・店舗数	廃 棄 物 対 策 課	28社、540店舗 (R1年度)	100社、1500店舗 (R7年度末)
16	一般廃棄物関係(し尿を除く) ・排出量 ・再生利用率	廃 棄 物 対 策 課	653千t (R1年度) 23.3% (R1年度)	608千t (R7年度末) 28% (R7年度末)
17	産業廃棄物関係(農業系を除く) ・排出量 ・再生利用率	廃 棄 物 対 策 課	3,677千t (H30年度) 40.7% (H30年度)	3,677千t (R7年度) 56% (R7年度)
18	新規林業就業者数(累計)	森 林 整 備 課	322人	695人
19	耕作放棄地解消面積(累計)	農 村 振 興 課	563ha	350ha
20	新規就農者数(累計) (新規就農者、雇用就農者、定年帰農者、農業参入法人及び集落営農含む)	農 業 経 営 課	2,445人	2,000人
21	ニホンジカの分布調査地点数 (森林の下層植生の衰退度調査地点)	環 境 企 画 課	1,109地点	1,400地点
22	狩猟免許保持者数	環 境 企 画 課	4,876人	5,000人
23	魚の生息に適した水質基準を満たす河川の割合	環 境 管 理 課	97.1%	100%
24	清流調査隊の重点活動流域における活動実施流域数	環 境 企 画 課	15流域	19流域
25	自然と共生した川づくりの実施箇所数(累計)	河 川 課	20箇所	20箇所 (H30年度末)
26	大気測定局の設置数(累計)	環 境 管 理 課	24箇所	25箇所
27	大気環境基準達成率(一般環境大気測定局) ・NO ₂ (二酸化窒素) ・SO ₂ (二酸化硫黄) ・SPM(浮遊粒状物質)	環 境 管 理 課	100% 100% 100%	100% 100% 100%
28	騒音の環境基準達成率 ・一般地域 ・自動車騒音	環 境 管 理 課	97.9% 93.9%	100% 100%

図 1-2-1 岐阜県環境基本計画（第 5 次）の施策体系



第 3 節 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した施策の推進

平成24年度から28年度までの「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した取組みと成果を踏まえ、「豊かな森づくり」「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるという従来からの方向性を維持しつつ、見直しと新たな課題への対応を加え、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組みを進めていく。

① 100年先の森林づくりの推進

- ・環境保全林、里山林、生活保全林、観光景観林の整備
- ・森林地域外危険木の除去 等

② 自然生態系の保全と再生

- ・ニホンジカ、イノシシ、カワウ捕獲等の支援
- ・水みちづくり（ため池・水田・用排水路・河川等での生態系保全）の取組み 等

③ ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり

- ・木質バイオマス利用施設導入の支援
- ・小水力発電による環境保全推進

④ 人づくり・仕組みづくり

- ・ぎふ木育拠点の整備・運営
- ・学校の机、椅子等の木製品や木製学習教材導入の支援 等

⑤ 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進

- ・NPO団体等が実施する森づくり・川づくり活動の支援
- ・市町村が実施する清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に沿った事業の支援

第2部

環境の状況及び保全・創出 に関して実施した施策

第2部 環境の状況及び保全・創出に関して実施した施策

第1章 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

第1節 環境に配慮した自主的行動の促進

1 体験を重視した環境教育の充実

(1) 河川を活用した環境教育事業

ア カワゲラウオッチング（水生生物調査）の実施＜環境企画課＞

カワゲラウオッチング（水生生物調査）は、小中学生たちが水に親しみながら、身近な河川に生息する生物を調べることにより、河川の水質状況を知ってもらうとともに、調査の体験を通じて水質保全の必要性や河川愛護の重要性を認識してもらうなど、環境学習の入口ともなるため、県内の小中学校、地域で活動する環境保全団体等に参加を呼び掛けており、例年、大勢の参加を得ている。

令和2年度のカワゲラウオッチングは、元となる環境省の全国水生生物調査が中止となったため、集計できない。（資料35）。

イ 上下流交流事業の実施＜環境企画課＞

上下流域の地域住民や次世代の担い手となる子どもたちが、森・里・川・海のつながりや相互の自然環境等に理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むことを目的に、流域の親子を対象として県内外の森里川海で環境学習や環境保全活動等のプログラムを行う上下流交流ツアーを開催し、令和2年度は、9回、173人が参加した。

ウ 清流の国ぎふづくり水環境イベントの開催＜河川課＞

「清流の国ぎふ」づくりを支える人づくりを推進するため、川や川に棲む生き物との触れ合いを通じて、身近にある自然環境の大切さを考えることを目的とした「清流の国ぎふづくり水環境イベント」を開催し、小学生とその親が参加している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として中止した。

エ 水辺の楽校プロジェクト＜河川課＞

小学校の近隣で河川改修を実施する場合に、市町村の要望に基づき、河川が体験学習の場となるような身近な水辺として整備している。

具体的には、自然な河岸、瀬や淵などの創出、水辺に近づける護岸等の整備を行う。県内では、中津川市の壁沢川、岐阜市の戸石川が登録されている。

オ 川を題材とした総合的な学習の時間に取組む団体に対する支援の実施＜河川課＞

将来を担う子どもたちに、身近にある川について学んでもらい、日々の暮らしを守る川の役割や環境に関する理解を深めてもらうことを目的に、平成14年度から川を題材とした「総合的な学習の時間」に取り組む小中学校等に対して、職員の講師派遣などによる支援を実施している。

令和2年度は、身近な川の生物調査や水質調査等の体験学習や、子どもたちの防災への意識を高めることを目的に、伝統的な防災施設や過去の水害、土砂災害に関する学習にも積極的に取り組み、県内34の小中学校等に対して支援活動を実施した。

カ 県民の感覚による河川調査の実施＜環境企画課＞

視覚や嗅覚を使った簡単な調査手法「感覚による川の評価方法」を利用し、地域の河川の状況調査を県民自ら行い、現状を評価・確認することで、水質保全意識の高揚を図っている。例年、カワゲラウオッチングとともに募集を行っており、カワゲラウオッチングが中止となった令和2年度は集計できなかった。

キ 「清流調査隊」の編制＜環境企画課＞

地域を流れる川の水質を改善するために、地域で連携して川の状況調査、家庭での生活排水の削減に取り組むため「清流調査隊」を編制し活動している。県民の目で地域の川の状態を観察することで、身近な水環境への意識を高め、各家庭での生活排水対策により川への影響を減らし、水質の改善につなげる。

令和2年度は、計1,250名が「清流調査隊」として、生活排水対策に取り組んだ。

ク んぎふ清流未来の会議の開催＜環境企画課＞

子どもたちの環境教育の活動を中心に、それに関わる指導者や各種団体の活動に至るまで、清流の国ぎふの未来に繋がる学習成果発表会等を行う「ぎふ清流未来の会議」を開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として中止とした。

(2) 地域の農業資源を活用した環境教育事業

ア 農地や農業用施設を活用した環境学習の実施<農村振興課>

将来を担う子どもや地域住民を対象に多様な生きものが生息する環境の大切さや農地や農業用施設の有する多面的機能、農業用水の歴史調査などの環境学習を実施している。令和2年度は「ぎふ田んぼの学校」を県内17地区で実施した。

(3) 地域の林業資源を活用した環境教育事業

ア んぎふ木育ひろばの設置<恵みの森づくり推進課>

身近に「ぎふ木育」を体験できる拠点として、県内各地の児童館、図書館、子育て支援センター等の地域に開放された施設に、ぎふの木のおもちゃと家具等を備えた「ぎふ木育ひろば」の設置を進めており、令和元年度末までに101施設において設置した。

イ んぎふ木育教室・緑と水の子ども会議の実施<恵みの森づくり推進課>

ぎふ木育教室を実施する幼稚園、保育園、子育て支援センター等や、森林環境教育を実施する小中高等学校等や特別支援学校に対し、プログラム・教材の提供、講師の派遣、活動場所の紹介等の活動支援を行っている。令和2年度は44施設でぎふ木育教室を、70校で緑と水の子ども会議を実施した。

ウ んぎふ木育交流会の開催<恵みの森づくり推進課>

森のようちえんやプレーパークの実践者を対象に、ぎふ木育交流会を開催し、指導者として必要な技術や知識の習得、ネットワークの構築等の支援を行っている。令和2年度は「ぎふ木育交流会2020」を開催し、森林空間を活用した自然保育を積極的に展開する3団体を表彰するとともに、講演会やパネルディスカッションを開催した。

エ 林業に関連する学習機会の充実 みどりの少年団の推進<恵みの森づくり推進課>

みどりの少年団は、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する小中学校児童生徒たちの自主的団体であり、その団体数は、67団体5,628人（令和3年4月1日現在）となっている。

オ 森林総合教育センター（愛称：morinos）の取組み<恵みの森づくり推進課>

県立森林文化アカデミーにおいて、すべての人と森をつなぐため、子どもから大人までが体験できる森林教育プログラム（※1）の開発・実施や広く一般に森を楽しむ空間（morinosひろば）を提供した。

令和2年度は63プログラムを延べ136日開催し、延べ3,351人が受講した。morinos全体の利用者は11,038人（森林教育プログラム体験者を含む。）となっている。

※1：森林教育プログラムは平成31年度までの「森と木のオープンカレッジ」を名称変更したもの。

カ んぎふ木遊館の取組み<恵みの森づくり推進課>

幅広い年齢層の方が木に親しみ、森林とのつながりを体験できる木育の総合拠点「ぎふ木遊館」では、令和2年度に20,351人の入館があった。「ぎふ木育」の指導者等が常駐し、木のおもちゃでの遊びのサポートや、35種類の木育プログラムを実施し、様々な世代に木育を普及した。

(4) 環境にやさしいライフスタイルの発信

ア 商業施設等での普及啓発の実施<環境管理課>

家庭部門における温室効果ガス削減を図るため、省エネ・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルなど地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す「COOL CHOICE」を環境省において推進している。

その岐阜県版として、「ぎふ清流COOL CHOICE」をキャッチフレーズに、県内の商業施設等で親子で楽しみながら「COOL CHOICE」を学べるイベントの開催やブース出展を行い、直接、県民向けに普及啓発を実施した。

(5) 日常生活に即した環境教育事業

ア 地球を守ろう！地球温暖化防止教室の開催<環境企画課>

地球温暖化防止の環境教育を推進するため、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターと協働して、小・中学校を対象とした地球温暖化防止教育プログラムを作成し、県内10小学校において出前教室を開催した。

イ 家庭から省エネチャレンジの実施<環境企画課>

家庭からの温室効果ガス排出量の削減を図るため、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターと協働して、小・中学校を対象とした温暖化対策や省エネの必要性の学習と家庭での省エネの取組み方を実践するプログラムによる出前教室を県内の2小学校において開催した。（令和元年度）

ウ 地域に根ざした環境学習の推進<学校支援課>

小学校、中学校及び義務教育学校では、「総合的な学習の時間」を中心に、身近にある自然環境等を題材にして自然と人々の暮らしとのつながりを探究している。具体的には、各地域の山野や河川、生息する動植物等の自然環境について調査を行ったり保全活動に取り組んだりするなど、体験的な学習を行っている。これらの活動を通して、ふるさとの豊かな自然を見つめ、よりよい環境を育んでいこうとする意欲の醸成が図られている。

また、花育活動に多くの学校が積極的に取り組み、教科の授業や特別活動等において、花の栽培や観察、仲間との花壇づくり、地域の施設に育てた花を届ける等、学校や地域の環境美化に努めている。

県立高等学校では、特色ある学校づくりの一環として、地域に根ざした環境に対する取組を積極的に企画立案して実施している学校がある。

例えば、下刈り作業の体験を通して、地域の森林の健全な管理について関心を高める活動を行っている学校や、地元の河川に生息する外来生物を採捕することにより、地域の水環境や生態系について深く考察する活動を行っている学校がある。また、ハリヨの調査研究及び環境保全活動を行い、地域の各家庭に啓発活動をしている学校もある。

エ 岐阜県博物館を活用した環境学習の推進<文化伝承課>

岐阜県博物館において、外来生物、岐阜県植物誌、ライチョウ、ならびに恐竜をテーマとした展覧会を開催するとともに、自然分野に関わる催し物や出前授業を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、多くの事業が中止になった。

博物館の学校団体利用では、「秋見つけ」等を実施し、里山のフィールドを活用し身近な植物や生き物の観察をするなかで環境について学ぶ機会とした。

自然分野に関わる催し物は「収蔵庫探検－自然史標本の役割を知る－」（8月10日、12月20日、3月7日）、「百年公園で秋を見つけよう」（10月24日）、「恐竜を造ろう」（1月11日）、「恐竜を組み立てよう」（1月11日）、「恐竜パズルをつくろう」（1月30日）を実施した。講演会は「地震後の食・トイレ・住まいを考える」（1月17日）、「恐竜のタマゴのナゾを追え!」（2月13日）、「入門：最新恐竜学!」（2月20日）を開催した。

出前授業は「カワゲラウォッチング」と「化石レプリカづくり」をテーマに3回実施し、自然のすばらしさや環境保護の重要性を考える機会を提供し、3つの学校団体に対し、リモートによる特別企画展の解説等を実施した。商業施設における「出張けんぱく教室」は、新型コロナウイルス感染拡大のため、すべて中止となった。

また、環境省生物多様性センターの事業「モニタリングサイト1000里地調査」に参加し、博物館サポーターの協力も得て、百年公園の植物相、鳥類、中・大型哺乳類、蝶類について定期的に調査を実施した。

2 各主体が行う環境教育の支援**(1) 環境教育を推進する学校、団体等への支援****ア 清流の国ぎふ環境教育推進事業の展開<環境企画課>**

学校や地域における環境学習をより効果的かつ総合的なものとするため、環境学習の専門家を派遣し、体験学習の進め方や単元指導計画等についてのアドバイスや講義を行った。

令和2年度は、県下15小中学校等に対して、環境教育推進員等を計33回派遣した。

イ 岐阜県環境学習出前講座（ECO講座）の実施<環境企画課>

環境行政に携わる県環境生活部及び県事務所環境課の職員や地域の人材を、学校や事業者、地域のコミュニティに、講師あるいは環境学習のお手伝いとして平成12年から派遣しており、令和2年度は105回派遣した。

3 環境教育等情報の充実・発信**(1) 環境教育用教材の作成****ア 環境教育副読本の作成<環境企画課>**

「環境問題を自らの課題として考え、その解決のための行動ができる人づくり」を推進することを目指し、小学5年生を対象とした環境教育副読本を作成し、すべての小学校に配布した。

(2) 環境保全にかかる情報の発信**ア 「環境月間」における普及啓発の実施<環境企画課>**

毎年6月の「環境月間」において、県民が自らのこととして環境問題について考える契機とするため、環境美化活動等の行事を実施している。

令和2年度においても、地域の清掃活動や農業・農村が持つ多面的機能に関する出前講座を開催するなど、環境に関する取組みを実施した。

イ 「清流月間」における普及啓発の実施<環境企画課>

県民の清流への関心と理解を深め、清流の保全活動への参加意欲を高めることを目的に、平成23年3月に岐阜県環境基本条例を改正し、水に親しむ機会が多くなる7月を岐阜県の「清流月間」に制定した。

清流月間には、県内各地で清流に関わる環境学習、清掃活動、水に親しむイベントなど22の取組みが実施され、約11,100人が参加した。

ウ 「清流の国ぎふ」づくりに向けた環境保全政策の推進<環境企画課>

平成22年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会」を契機とした、森・川・海のつながりを踏まえた環境保全に対する県民意識の高まりと、同大会の理念を継承・発展させるため、本県の誇りである「清流」を守り、活かし、次世代に伝えていく環境保全の取組みを進めている。

この取組みを県民協働のものとするため、取組みの趣旨に賛同する事業を募集し「清流ミナモの未来づくり」として登録した。

○清流ミナモの未来づくり

「清流を守ろう、活かそう、伝えよう」を合言葉に、地域のNPO、学校、事業者、自治体等が取り組む環境保全活動を「清流ミナモの未来づくり」として登録。

登録数：14件（市町村、環境保全団体、事業者など12団体）

エ ぎふエコ宣言の普及<環境管理課>

家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、平成20年から県民一人ひとりに「ライフスタイルを変える」ことを提案する取組みを推進している。

平成20年6月の環境月間から、地球温暖化防止のための身近な取組み10項目をまとめた「ぎふエコ宣言～僕に、私にできる10の宣言」の賛同者の募集を開始した。宣言者数は、令和2年度末までに、211,769人（内訳1,154団体176,385人、個人35,384人）となった。

オ 環境にやさしいはし推進店の取組み拡大<環境管理課>

わりばしの使い捨てを見直し、繰り返し洗って使える「再使用はし」や国産材のわりばしなどの環境にやさしいはしを使用する「環境にやさしいはし推進店」（令和2年度末現在、569店舗）の参加店舗を募集し、ホームページ等でPRしている。

第2節 環境社会を担う人材の育成

1 環境教育の担い手育成

(1) 体験を重視した教員研修の充実<教育研修課>

体験を重視した研修のうち、岐阜県先端科学技術体験センターでの「リユース・サイエンス体験講座」や「先端科学技術体験講座」、岐阜県森林文化アカデミーでの「自然体験講座（森林文化アカデミー）～学びの本質・野外での体験学習から探る～」については、環境教育と結び付けた研修として実施している。これらの研修は、教員のキャリアステージ（基礎形成期、資質向上期、資質充実期及び資質貢献期）に合わせて、内容を精選し企画している。また、研修の実施においては、単に自然や農業に関する研修を講義調に進めるのではなく、体験を通して、環境問題に対する関心を高め、問題解決の一助となるような内容としており、環境教育の一層の充実と推進を図っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から内容や形態を変更した研修が大半を占めたものの、自然体験講座については、十分な対策を講じながら「野外での学び」に軸を置いた屋外研修を実施した。環境教育に関わる研修の受講者数は、延べ171名であった。

(2) 木育等の指導者育成

ア ぎふ木育指導者の養成<恵みの森づくり推進課>

「ぎふ木遊館」において、来館者のおもてなしや、木のおもちゃでの遊びを通して、「ぎふ木育」の魅力を伝えていただく「ぎふ木育サポーター」を養成し、令和2年度は42名を登録した。

イ 森林文化アカデミーにおける人材育成<林政課>

森林文化アカデミーは「森林と人との共生」を基本理念として、岐阜県の広大な森林と豊かな自然をフィールドとした森林及び森林文化に関する実学を学ぶ専修学校である。特に、森と木のクリエイター科の森林環境

教育・木育系科目では、環境教育への深い理解をベースにインタープリテーション（※）活動の総合的なデザインができ、その力を活かして自然環境保全や地域づくりに貢献できる人材育成を実施した。

令和2年度は森林文化アカデミーから43人の学生が卒業した。

※インタープリテーション：自然観察や自然体験などを通じ、自然や歴史について解説すること。

ウ 森林総合教育センターにおける人材育成く恵みの森づくり推進課>

森林総合教育センターにおいて、自然体験指導者や教育機関の職員などを対象に、人と森をつなぐための様々な知識・技術（自然、環境、木工など）を習得する研修会を開催し指導者のスキルアップを図った。

令和2年度は5講座、12日開催した。

※令和2年度から「森と木のオープンカレッジ」を継承し、森林総合教育センターで実施。

エ 岐阜県緑の博士の養成く恵みの森づくり推進課>

貴重な樹木の保護・保存を図るため、一定水準の知識・技能を身につけた岐阜県緑の博士（グリーンドクター）を養成・認定しており、平成7年度の認定開始から令和2年度末までに173名が認定されている。このうち最上級である3A級は9名となっている。

2 環境教育のコーディネートの実施

(1) 県が中心となった環境教育のコーディネートの推進

ア 清流の国ぎふ環境教育推進事業の展開く環境企画課>【再掲】

学校や地域における環境学習をより効果的かつ総合的なものとするため、環境学習の専門家を派遣し、体験学習の進め方や単元指導計画等についてのアドバイスや講義を行った。

令和2年度は、県下15小中学校等に対して、環境教育推進員等を計33回派遣した。

第3節 活動主体との連携と協働の推進

1 活動主体との連携と協働

(1) NPO法人等との協働

ア NPO法人等との協働く県民生活課>

「協働事業推進ガイドライン」に基づき、協働事業の提案にあたっては、NPOと行政との直接の意見交換を原則とするものの、助言などを必要とするときには、「ぎふNPO・生涯学習プラザ」において事前相談を行う体制を整備している。

表2-1-1 特定非営利活動法人（NPO法人）の状況

（令和3年3月末現在）

区 分	～28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	合計
県内法人数 [対前年比増減数]	778	8	△15	△17	△5	749
うち定款で環境の保全を活動分野に掲げる法人数	282	0	△5	△3	△1	273

備考) 1 県民生活課調べ

2 1つの法人が定款において複数分野を記載している場合が多い。

イ 流域一体の清掃活動による河川清掃モデルの確立く環境企画課>

流域の環境保全団体等と関係機関との連携によって河川清掃の協働体組織を形成し、流域一体の河川清掃活動に取り組むことで、流域ごとの河川清掃モデルの確立と県民の河川環境保全意識の向上を図るため、例年、長良川、揖斐川、土岐川の3流域において活動団体等のネットワーク化を推進し、それぞれの流域の河川清掃活動を実施している。この活動に連動し、別途、県管理河川内の樹木伐採や大型ゴミの撤去を実施した。

<長良川流域>

実施日：令和2年10月25日（日）、11月7日（土）、8日（日）、14日（土）、16日（月）

実施場所：羽島市、郡上市、岐阜市、関市、桑名市（5市5会場）

<その他の流域>

新型コロナウイルス拡大防止のため中止

2 活動主体の組織基盤強化の支援

(1) NPO法人の組織基盤強化の支援

ア 「ぎふNPO・生涯学習プラザ」を活用した支援<県民生活課>

「ぎふNPO・生涯学習プラザ」において、NPOの組織基盤強化に必要な組織運営、経営・経理、資金調達、広報等をはじめとしたNPOを取り巻く課題に対応したセミナー等を令和2年度は10回開催（新型コロナウイルス感染症感染防止対策としてすべてオンライン開催）するとともに、NPOを支援する中間支援団体、行政、企業等との連携を促進する機会を提供した。

また、NPO活動に参加意欲を有する県民等に対し、NPO情報の提供、相談対応、社会貢献活動参加へのきっかけづくり、県民とNPOとの交流や連携への支援を行うとともに、生涯学習に関する相談業務を実施した。

「環境の状況及び保全・創出に関して実施した施策」

第2章 地球温暖化を防止する

第1節 温室効果ガス排出削減の取組みの推進

1 中長期目標の達成に向けた取組みの推進<環境管理課>

地球温暖化対策の5本の柱（中長期目標の設定、事業者対策の強化、温室効果ガス吸収源対策、新エネルギー対策、環境教育の推進）を定めた「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を平成20年度末に制定、公布し、平成21年に一部施行、平成22年3月に全面施行した。令和3年3月に気候変動に適応する施策もあわせて実施するよう一部改正を行い、名称を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」とした。

このうち、中長期目標の設定について、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく岐阜県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を行うため「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（実行計画）を平成23年6月に策定し、平成28年3月に見直し、平成29年5月に一部改訂を行った。さらに、実行計画の計画期間終了にとともに、後継計画となる「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」（計画）を令和3年3月に策定した。

計画の中で、世帯当たり自動車普及台数が多いこと、森林資源が豊富であることなど、温室効果ガス排出量の削減や森林吸収に関連する本県の特徴を踏まえた中期目標を設定しており、見直しに際しても、本目標を継続し、達成に向けた取組みを推進することを示している。

- ・長期目標 2050年度までに実質ゼロ
- ・中期目標 2030年度までに2013年度比 33%削減

また、計画では、中期目標達成に向け、高断熱材・複層窓の導入、再生可能エネルギーの導入及び利用促進、次世代自動車の普及、「COOL CHOICE」の促進などを推進することとしている。

2 環境にやさしいライフスタイルの発信

(1) 地球を守ろう！地球温暖化防止教室の開催<環境企画課>【再掲】

地球温暖化防止の環境教育を推進するため、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターと協働して、小・中学校を対象とした地球温暖化防止教育プログラムを作成し、県内10小学校において出前教室を開催した。

(2) 家庭から省エネチャレンジの実施<環境企画課>【再掲】

家庭からの温室効果ガス排出量の削減を図るため、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターと協働して、小・中学校を対象とした温暖化対策や省エネの必要性の学習と家庭での省エネの取組み方を実践するプログラムによる出前教室を県内2小学校において開催した。（令和元年度）

(3) ぎふエコ宣言の普及<環境管理課>【再掲】

家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、平成20年から県民一人ひとりに「ライフスタイルを変える」ことを提案する取組みを推進している。

平成20年6月の環境月間から、地球温暖化防止のための身近な取組み10項目をまとめた「ぎふエコ宣言～僕に、私にできる10の宣言」の賛同者の募集を開始した。宣言者数は、令和2年度末までに、211,769人（内訳1,154団体176,385人、個人35,384人）となった。

3 事業者の排出削減支援

(1) 事業者対策の推進<環境管理課>

「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」により、一定規模以上の事業者や建築物の建築主を対象に「温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書」、「自動車通勤環境配慮計画書・実績報告書」、「建築物環境配慮計画書・工事完了届」の提出が義務付けられ、さらに、提出された計画書等の概要を県ホームページで公表することにより、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進し、事業活動や自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図っている。

- ・温室効果ガス排出削減計画書提出事業者数 320事業所（令和2年度提出分）
- ・自動車通勤環境配慮計画書提出事業者数 47事業者（令和2年度提出分）

(2) 資金融資制度<商業・金融課>

地球環境の保全、改善を図るための施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の新エネルギー等支援資金により支援を行っている。

(3) 事業者としての岐阜県の取組み<環境管理課>

ア 岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項で策定が求められている地方公共団体実行計画として「岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成28年3月に策定するなど、事業者として省エネ

ルギー及び新エネルギー導入に率先して取り組んでいる。

一岐阜県庁環境マネジメントシステム一

1 環境方針

1 基本理念

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、古くから自然と共存し、個性ある文化を創り出してきました。

しかし、物質的な豊かさを求め、エネルギーや資源を大量に消費する今日の社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしています。私たちのふるさと岐阜県、さらには地球全体の、豊かで、快適で、健康に良い環境は、将来の世代へと受け継がれていかなければなりません。

このため、私たちは、あらためて自然がもたらす恵みに深く思いを巡らすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環から成り立っていることを認識し直さなくてはなりません。

岐阜県は、「自然生態系を保全する」、「生活環境を守る」、「循環型社会をつくる」、「地球環境を保全する」及び「県民協働を進める」の5つを基本目標に定め、これまで以上に環境の保全に努めるとともに、豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意のもとに、県民、事業者及び行政が一体となり、人と自然とが共存できる社会の構築を目指します。

〈 自然生態系を保全する 〉

生態系の構成員として共生をめざし生態系を守ります。

〈 生活環境を守る 〉

良好な大気、水、土壌環境を保全し、化学物質による汚染を防止するとともに歴史的、文化的な景観を大切にし、豊かな生活環境を守ります。

〈 循環型社会をつくる 〉

3R対策を推進し、循環を基調とした社会をつくります。

〈 地球環境を保全する 〉

ライフスタイル、事業活動を見直し、環境にやさしい行動を実践し、良好な地球環境を保全します。

〈 県民協働を進める 〉

県民、地域住民組織、NPO、事業者、公共団体などが情報の共有、ネットワークの形成を図り、具体的な行動に向けて協働を進めます。

2 基本方針

県は、基本理念をもとに、自らが大規模な事業者・消費者であるとともに、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境を創出していく立場から、物品の購入、県庁舎等の維持管理、公共事業の実施、環境保全事業及びその他の活動の実施に際し、次に掲げる事項に係る施策を率先して実施します。

さらに、県民及び事業者の環境保全に対する自主的な取組を促進します。

- (1) 環境教育及び環境学習の推進
- (2) 県民と連携した環境保全活動の推進
- (3) 環境に配慮した公共事業の推進
- (4) 大気汚染、水質汚濁等公害の発生防止
- (5) 環境に配慮した物品の購入の推進
- (6) 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進
- (7) 省エネルギー・省資源の推進及び新エネルギーの活用
- (8) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨等地球環境問題への対応

これらの事項のうち、特に環境影響の大きいものについては、環境目的及び目標を設定し、積極的に推進するとともに、定期的に見直しを行い、継続的な改善を図ります。

県は、環境に関する法令、協定、その他の合意事項を遵守します。

県は、環境汚染を早期に予測し、その予防に努めます。

県は、この環境方針を県庁舎内全職員に周知するとともに、広く一般にも公表します。

平成18年6月21日

岐阜県知事 古田 肇

イ 岐阜県庁環境マネジメントシステムの取組状況

平成22年度を目標年度とする岐阜県庁地球温暖化対策実行計画（第3次）についての達成状況は、基準年度である平成16年度と同レベルとする目標に対し、1.4%増となっている。

この第3次計画の計画期間終了に伴い、第4次計画として、平成23年8月に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定、平成28年3月に見直しを行い、第5次計画を策定した。

第4次計画は、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、目標年度の平成27年度には、基準年度（平成22年度）に比較して、温室効果ガスの排出量を二酸化炭素換算で7%削減することを目標とし、8.5%の削減となった。

第5次計画は、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間とし、目標年度の令和2年度には、基準年度（平成27年度）に比較して、温室効果ガスの排出量を二酸化炭素換算で8%削減することを目標としている。

計画の推進にあたっては、ISO14001の手法を活かしつつ発展的に見直した県独自の「岐阜県庁環境マネジメントシステム（EMS）」により推進することとしている。

4 地域の環境整備による排出削減

(1) 緑地環境保全地域<環境企画課>

「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域のほか、市街地及び集落地並びにこれらの周辺地を対象に、緑地環境保全地域を指定している。平成17年2月に長野県山口村の本県中津川市への編入により越県合併が行われ、新たに中津川市馬籠が指定されたことで、県内の指定は16地域（654ha）となった。緑地環境保全地域は、市街地等にある樹林地、水辺地、その他これに類する自然環境を有する土地であって、自然環境を保全することにより、地域の良好な生活環境の維持に資することを目的としている。

表2-2-1 緑地環境保全地域の状況

(令和3年3月末現在)

区 分	地域数	面 積(ha)	内 訳	
			特別地区(ha)	普通地区(ha)
緑地環境保全地域	16	654.38	129.28	525.10

備考) 県環境企画課調べ

(2) 地域公共交通の確保<公共交通課>

県内の公共交通については、もともと鉄道やバスの路線網が十分でない上に、少子化に伴う人口減少やモータリゼーションの進展により利用者が減少し、さらに利便性が低下するという悪循環となっている。

こうした状況のなか、県内の公共交通を支援し、日常生活における自家用車への依存度の低減を図った。

- ・地方鉄道や路線バスの事業者が担う広域的・幹線的な公共交通や交通空白地等を運行する市町村バスの運行を維持確保するための助成を行った。

- ・地域に最適な公共交通ネットワークの形成を図るため、交通事業者や市町村など関係者と構成する「岐阜県地域公共交通協議会」において、鉄道、路線バス、市町村バスの路線網の維持確保、改善に関する協議を行った。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、交通事業者が行う感染防止対策に対して助成を行った。

(3) 建築物における環境配慮の促進<環境管理課>

建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づき、一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主に対して、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、環境配慮措置を適正に講ずる内容を記載した建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出の徹底を図った。

- ・建築物環境配慮計画書提出事業者数（令和2年度提出分） 83件

(4) 特別緑地保全地区の指定<都市政策課>

特別緑地保全地区は、都市における緑地の計画的な保全及び緑化の積極的な推進によって良好な都市環境の形成を図るため、「都市緑地法」に基づいて指定される。対象となる地域は、①無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等に必要の遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模形態を有する地域、②風致又は景観が優れ、かつ、地域住民の健全な生活環境の確保に必要な地域、③伝統的又は文化的な意義を有す

る地域等である。県内では4地区が指定されている（表2-2-2）。

表2-2-2 特別緑地保全地区の指定状況

（令和3年3月末現在）

都市名	地区の名称	面積(ha)	最終決定年月日	所在地
瑞浪市	竜吟峡特別緑地保全地区	40.2	昭和52年3月26日	瑞浪市釜戸町字裏山及び字城山
土岐市	仲森特別緑地保全地区	1.6	昭和51年3月26日	土岐市泉中窯町
各務原市	八木山特別緑地保全地区	42.0	昭和53年2月15日	各務原市鷺沼字松田及び字八木山
飛騨市	気多若宮特別緑地保全地区	2.1	昭和56年10月20日	飛騨市古川町大字上気多字榎岡
計	4地区	85.9		

備考) 県都市政策課調べ

(5) 透水性舗装の推進<都市整備課>

街路事業において、地下水の涵養に効果のある透水性舗装を延べ72,470㎡で実施した（表2-2-3）。

表2-2-3 透水性舗装の状況

年度	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
透水性舗装(㎡)	69,144	1,051	137	2,138	1,386	5,019	78,875

備考) 県都市整備課調べ

第2節 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進

1 二酸化炭素吸収機能の高い森林の造成

(1) 間伐の推進

ア 計画的な間伐の推進<森林整備課>

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、6,871haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林や溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

イ 間伐の推進<森林整備課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

令和2年度の環境保全林における間伐実施面積は1,713ha（間伐実施面積6,871haの内数）であった。

ウ 搬出間伐の促進<森林整備課>

収益を見込むことができる森林については、間伐した木材を搬出して利用する「搬出間伐」を進めた。

低コストな作業システムを確立し普及するため、今後も引き続き、事業地の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、人材の育成等を進め、「森林経営計画」の策定とその確実な実行を通じた計画的かつ効率的な搬出間伐を支援する。

エ 間伐材の利用促進<県産材流通課>

直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、住宅、公共施設における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

(2) 適地適木による植栽の推進

ア 街路への植栽事業の推進<都市整備課>

街路事業において、平成16年度から30年度までの間に中高木を3,550本、うち大気環境推奨木を216本植栽した。

イ 緑の募金による県土緑化の推進<恵みの森づくり推進課>

緑の募金運動は、「緑の羽根」募金運動として昭和25年に開始された。なお、令和2年の募金額は53,341千円となっており、一部が各市町村に配分され、森林整備事業及び緑化推進事業に活用された。

ウ 森林認証制度の普及<恵みの森づくり推進課・治山課>

県内の認証森林（FSC[®] 及びSGEC）は5団体、23,618ha(1,067haは重複取得)となっている。

（岐阜県ライセンス番号：FSC[®]-C004268）

2 企業との協働による森づくりの推進

(1) 企業との協働による森づくりの推進<恵みの森づくり推進課>【再掲】

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成19年7月から、企業、市町村、地域住民等と県との協働による生きた森林づくりに取組み、令和3年3月末までに26件の協定が締結されている。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の事業者による森林整備活動の促進に努めている。

3 カーボン・オフセットの推進

(1) カーボン・オフセットの取組み推進<環境管理課>

事業活動やイベントの中で排出される二酸化炭素の排出量を把握し、削減に向け努力するとともに、削減が困難な部分の排出量について、二酸化炭素を削減又は吸収するプロジェクトで生み出された「クレジット」と相殺する「カーボン・オフセット」の取組みが地球温暖化防止に貢献する新たな手段として注目されている。

本県では、森林の温室効果ガス吸収源としての環境価値に着目したカーボン・オフセットの取組みとして、県内事業者21社に対してカーボン・オフセットへの理解促進を図った。

(2) J-V E R制度を活用した取組みの推進<環境管理課・恵みの森づくり推進課>

J-V E Rは、カーボン・オフセットに用いられるクレジットのひとつであり、国内で実施される木質バイオマスエネルギーの利用や森林整備、間伐などのプロジェクトが、温室効果ガスの排出を削減・吸収するものであることを国（環境省）が認め（プロジェクト登録）、排出削減・吸収された温室効果ガスの量に応じてクレジット（J-V E R）が認証・発行される。環境省により平成20年11月に制度化された。

本県においても、J-V E R制度を活用した取組みが進められており、県内の温室効果ガス排出削減プロジェクトによる売却可能量は2団体で578 t-CO₂、県内の森林吸収プロジェクトによる売却可能量は7団体で81,112 t-CO₂となっている。（令和3年4月現在）

平成25年4月からは、J-V E R制度と国内クレジット制度が発展的に統合され、J-クレジット制度として運用されている。

第3節 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用

1 再生可能エネルギーの導入と地産地消型エネルギーシステムの確立

(1) 地域の再生可能エネルギー活用支援<新産業・エネルギー振興課>

平成28年7月に県庁内に設置した「再生可能エネルギー活用サポートデスク」を活用し、市町村や民間事業者による再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策、エネルギーの地産地消につながる取組みを支援した。

(2) 新エネルギーの導入促進<新産業・エネルギー振興課>

ア 岐阜県省エネ・新エネ推進会議の設置

県内における電力需給の状況を踏まえ、「岐阜県次世代エネルギービジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における岐阜県、市町村及び民間事業者等の実施する施策について検証し、より具体的な対応策の提示を行うことを目的として「岐阜県省エネ・新エネ推進会議」を平成23年5月に設置した。

令和2年度は2回開催（書面）し、次世代エネルギービジョン推進のための県施策、節電対策等について議論を行った。

イ 新エネルギー導入促進のためのモデル事業の実施

平成21年度から、太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たなエネルギー技術の組み合わせによる「次世代エネルギーインフラ」の普及に向けた「6つのモデル」の構築に取り組んできた。

令和2年度は、県営都市公園「花フェスタ記念公園」（公共施設モデル）、J R岐阜駅アクティブG（都市モデル）、郡上市明宝の古民家（中山間地モデル）を実証運用し、同インフラの普及を図った。

ウ 国土強靱化に向けた取組み

「次世代エネルギーインフラ」は高いエネルギー効率の他、独立性の高さという特徴を持っており、災害時

等の非常時においても活用できるシステムである。そのため、地域防災計画への位置づけや設置条件等を満たした県内の公共施設等へ「防災機能強化型次世代エネルギーインフラ」の導入を推進及び促進している。

具体的には、平成27年度までに県が整備した道の駅「星のふる里ふじはし」「明宝」「南飛騨小坂はなもも」「茶の里東白川」「そばの郷らっせいみさと」「清流白川クオーレの里」「飛騨白山」の7施設の有効性を広く情報発信したことなどにより、市町村でも同様の次世代エネルギーインフラの導入が進み、令和2年度末までに21市町村、51施設（庁舎、学校、公民館等）に設置された。

エ 次世代エネルギービジョンの推進

平成28年3月に策定した「岐阜県次世代エネルギービジョン」に基づき、「持続可能で活力に満ちた清流の国」の実現を目指し、「本県の特性を活かした再生可能エネルギー導入」「地産地消型エネルギーシステムの構築」「次世代エネルギー・技術の使用定着による省エネルギーの推進」の3つを柱とするエネルギー施策を展開した。

同ビジョンの成果指標として、2030年には2012年比で、再生可能エネルギー創出量2.7倍、エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率9.7%、エネルギー消費量削減率18.7%を設定している。

オ 地産地消型スマートコミュニティの展開

「岐阜県次世代エネルギービジョン」に掲げる水素エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築によるスマートコミュニティの実現を目指し、平成28年度に、県、岐阜大学、八百津町、事業者3社により締結した「水素社会の実現に向けた産学官連携協定（平成28年7月締結）」に基づき、八百津町をモデルとした水素社会実現に向けた取組みを行っている。

(3) 再生可能エネルギーを活用した防災機能強化

ア 岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金を活用した事業展開<環境企画課>

「岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金（H25～H28）」を造成し、市町村が実施する庁舎、学校、公民館等の公共施設への再生可能エネルギー等導入事業への支援を実施した。（実施平成25年度は1町1施設、平成26年度には10市町村26施設、平成27年度には11市町14施設、平成28年度には3市町3施設への設備導入が完了。）

イ 福祉友愛プールへの再生可能エネルギーの導入<障害福祉課>

平成28年度に整備した「岐阜県福祉友愛プール」に、平常時には施設を稼働するための発電を行い、災害発生時には避難場所としての運用や近隣に水を供給する施設として運用するなど防災機能の強化を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を導入した。

(4) 木質バイオマスエネルギーの導入促進<県産材流通課>

平成26年12月には県内初の未利用間伐材等（以下「未利用材」という。）を主たる燃料とする木質バイオマス発電施設が瑞穂市にて稼働するなど、今後更なる木質バイオマス利用量の増加が見込まれている。

県では安定的な未利用材燃料調達のため、木質バイオマス加工流通施設の整備に対する支援等を実施している。

また、木質バイオマスの利用施設に対しても支援を実施しており、令和2年度は、教育・福祉施設、喫茶店、美容院やホテル等計11施設において木質資源利用ボイラー（1台）、木質ペレットストーブ（67台）、薪ストーブ（4台）の導入を支援した。

さらに、地域内における未利用材の有効活用を促進するため、市町村と地域住民が一体となって未利用材を搬出する取組みの支援を実施しており、令和2年度は10市町において計4,300tの未利用材が搬出された。

(5) 農業用水を活用した小水力発電の導入促進<農地整備課>

「ぎふ農業・農村基本計画」において、環境保全の推進に取組む施策として「資源の循環利用と自然エネルギーの活用促進」を掲げ、農業用水路の落差などを利用した小水力発電の導入を推進している。

平成23年度から24年度には農業水利施設を活用した小水力発電導入可能地調査を実施し、160箇所の可能地を選定した。

可能地調査の結果等を踏まえ、平成26年度までに小水力発電の導入を希望する31箇所において経済性、施工性等の検討を行い、発電施設設置の適否を明らかにした。

県独自の取組みとして、平成23年度から25年度には、小水力発電の普及啓発を目的に、県下13箇所で簡易な小水力発電施設の設置に対する支援を実施したほか、平成24年度から25年度には、災害時の避難所となる施設の非常用電源として農業用水を活用するための小水力発電施設を県内7箇所で整備した。さらに、平成29年度から森林環境税を活用した「小水力発電による環境保全推進事業」を創設し、小水力発電及び再生可能エネルギーの普及啓発のための、小水力発電施設の設置に対する支援を実施している。

また、令和2年度までに県下11箇所で、農業水利施設を活用した小水力発電所の整備を県営農村環境整備事業（小水力発電整備型）により実施しており、東海3県で初となる「加子母清流発電所」（中津川市加子母地内）をはじめとし、令和2年6月末までに合計11地区の施設で稼働を開始した。平成24年度に県営単事業として、

農業水利施設が有する発電能力の最大限活用により、余剰売電収益を地域振興施設（学校や役場等）の電気料金や農業の6次産業化に資する活動費に利用できる「小水力発電施設整備事業」を創設し、平成30年12月末までに「名倉清流発電所」（揖斐川町西津汲地内）をはじめとする、合計4地区の施設で稼働を開始した。

さらに、売電収益を従来の農業用施設の維持管理費や農村振興に資する活動費等に充当するだけでなく、営農に必要な施設の電気代や生活環境維持に必要な公共活動に充当することを可能にし、事業主体を市町村・土地改良区に加え農業協同組合も対象とした「小水力発電活用支援事業」を平成26年度に創設し、2箇所に補助を行い、平成28年6月には、「石徹白番場清流発電所」（郡上市石徹白地内）、平成29年9月には、「J Aひだ・数河清流発電所」が稼働を開始した。

2 最適技術の導入による省エネの促進

(1) 電気自動車（EV・PHV）の普及推進＜新産業・エネルギー振興課＞

岐阜県次世代自動車充電インフラ整備計画（平成27年6月改定）に基づき、普及の基盤となる急速充電器の整備について、設置業者及び施設所有者への働きかけを行ってきた。

令和2年度には、市町村や関係事業者等と連携して、道の駅への急速充電器の整備を重点的に推進した結果、県内56箇所ある道の駅のうち43箇所に整備（整備率：76.7%）され、県内全体においても179箇所（R元年度末）に達している。

(2) 水素社会実現に向けた取組み＜新産業・エネルギー振興課＞

化石燃料への依存から脱却するため、地球上に多く存在する水素をエネルギーとする水素社会の実現が求められており、国は実現に向けた目標や具体的な取組みを示す「水素・燃料電池ロードマップ」を平成26年6月に定めた（平成31年3月改訂）。さらにロードマップの内容を包括しつつ、世界に先駆けて水素社会を実現するため、政府全体として施策を展開していくための方針である「水素基本戦略」を平成29年12月に策定した。

本県では、水素社会実現に向けた取組みの一つとして、水素により走行が可能な燃料電池自動車（FCV）に水素を供給するための水素ステーションを整備する事業者に対し、「岐阜県水素供給設備整備事業費補助金」を創設し支援を行っている。令和元年度は高山市内に整備された県内6箇所目の水素ステーションに対して支援を行い、県内5圏域全てへの設置が完了した。また、公用車として利用しているFCVを県内イベントや小中学校等の環境学習に利用し、普及啓発に取り組んだ。

さらには、水素エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築によるスマートコミュニティの実現を目指し、平成28年度に、県、岐阜大学、八百津町、事業者3社により締結した「水素社会の実現に向けた産学官連携協定（平成28年7月締結）」に基づき、八百津町をモデルとした水素社会実現に向けた取組みを行っている。

(3) 建築物の省エネ措置の促進＜建築指導課＞

一定規模以上の建築物の新築、増築、改築の際に必要な「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネ適合性判定・届出について、ホームページ等を用いて情報提供を行うと共に、建築確認申請窓口等で啓発を行った。

令和2年度の本県受理分の省エネ適合性判定件数は2件、届出件数は262件であった。

(4) 低炭素法に基づく低炭素建築物新築等認定制度の促進＜建築指導課＞

平成24年に公布・施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく建築物の認定について、ホームページ等を用いて情報提供及び啓発を行った。

令和2年度の本県受理分の申請件数は、142件であった。

3 次世代エネルギー産業の創出・育成＜新産業・エネルギー振興課＞

(1) 次世代住宅関連産業の育成支援

令和2年度は、「ゼロエネルギーハウス」の普及につながる省エネルギー住宅設計に関して、県内の設計事務所や工務店等の知識・技術力向上を目的に、建築実務者向けの次世代住宅に関する研修を実施した。

(2) 次世代エネルギー産業の創出

太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー、住宅の断熱化などの省エネ対策、蓄電池による蓄エネ技術など、次世代エネルギーへの関心が高まっている。このような状況の中、県内企業が次世代エネルギー産業に参画できるよう、産学官連携により次世代エネルギー技術の開発、製品化を促進させることを目的に、平成26年9月に「岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム」を設立した。

令和2年度は、講習会等の開催や、次世代エネルギー産業に関する研究開発等を行うワーキンググループ活動に対して支援（3グループに補助金交付決定）を行った。

第4節 一人ひとりが実践できる取組みの浸透

1 「クールビズ・ウォームビズ」の普及促進<環境管理課>

(1) ぎふ清流クールビズの取組みの推進

夏のエコスタイルキャンペーンとして、クールビズ等呼びかけ省エネルギー型ライフスタイルを推進した。本県職員においては、上着非着用、ノーネクタイの軽装に加え、 Poloシャツ、チノパン、スニーカー等も着用可とする「ぎふ清流クールビズ」に取り組んだ。

(2) ウォームビズの推進

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減のため、過度な暖房使用を控えながらも快適に過ごす「ウォームビズ」の実践を呼び掛け、室温20℃を目処に適切な暖房機器の使用を推奨した。

第3章 資源が循環される社会を築く

第1節 廃棄物の発生抑制

1 生活全般における発生抑制の啓発

(1) ぎふ食べきり運動の推進<廃棄物対策課>

平成30年度より、料理の食べ残し等の食品廃棄物を削減するため「ぎふ食べきり運動」の取組みを開始。県内の飲食店や企業等453事業所を協力店・協力企業に登録し運動を推進したほか、インスタグラムやYouTubeを活用し食品ロス削減のためのレシピ等、情報発信を行った。

また、家庭で実践できる食品廃棄物削減の取組みをインスタグラムやホームページで紹介するなど、啓発を行った。

(2) 食育の取組み強化<保健医療課>

保育士や幼稚園教諭を対象に、日常の保育や幼児教育現場で、生産や自然の恵みに感謝し残さず食べることなど、食の循環を意識した食育の実践が図られるよう研修会を開催した。また、食育推進ボランティアとの協働により、食品ロス削減の普及を行っている。

今後は、平成29年3月に策定した「第3次岐阜県食育推進基本計画（平成29年度～令和4年度）」に基づき、食の循環や環境を意識した食育の推進に取り組んでいく。

2 環境にやさしい買い物の推進<廃棄物対策課>

(1) 「環境にやさしい買い物」の県民への普及

ごみの発生抑制につながる「環境にやさしい買い物」の県民への普及を図るため、令和3年1月に地域情報誌を活用し、県民に対して環境に配慮した消費行動を実践等について普及啓発を実施した。

(2) 循環型社会形成の推進

県民、民間団体、事業者、行政それぞれの自主的かつ積極的な取組みを促進し、資源循環型社会の実現を目指すため、ホームページ等を活用し、市町村の3Rに関する施策状況について情報提供を行っている。

(3) 東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施

環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を図るため、平成14年度から愛知県、三重県、名古屋市、流通販売事業者、関係団体等と連携し消費者向けキャンペーンを実施している。令和2年度は令和3年1月22日から2月21日までをキャンペーン期間として、懸賞応募企画等を実施した。

(4) 県の調達におけるグリーン購入の推進

県の物品等の調達におけるグリーン購入を推進するため、毎年度「岐阜県環境物品等調達方針」を策定し、全庁的な取組みを進めている。

令和2年度においては、対象となる調達物品等を拡大し、24分類282品目についてグリーン購入を推進し、環境物品の購入実績（件数ベースによる調達率）は87.5%であった。

3 事業者に対する支援<廃棄物対策課>

(1) 排出事業者に対する情報提供体制の確保

県ホームページでの情報提供を通じて、事業者の発生抑制の取組みを支援した。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の概況<廃棄物対策課>

本県における、一般廃棄物（し尿、ごみ）の処理状況は、表2-3-1のとおりである。

一般廃棄物のうち、令和元年度のごみの総排出量は653,280 t、1人1日あたりのごみの排出量は894 gであり、近年は減少傾向にある。資源循環型社会形成のためには、資源化の推進とともに発生抑制が必要である。

し尿は、し尿処理施設等により衛生的な処理がされているところであるが、下水道の整備に伴い、処理量は年々減少している。

表2-3-1 一般廃棄物の処理状況

区 分		H29年度	H30年度	R元年度	
し 尿	計画収集人口 (千人)	90	87	89	
	市町村 計画 収集量	下水道投入 (百kℓ)	5	5	5
		し尿処理施設 (百kℓ)	5,621	5,411	5,369
		農地還元 (百kℓ)	0	0	0
		その他 (百kℓ)	0	122	122
		小計 (百kℓ)	5,626	5,538	5,496
	自家処理量 (百kℓ)	2	2	1	
合計 (百kℓ)	5,628	5,540	5,498		
() み	計画収集人口 (千人)	2,011	2,005	1,996	
	ごみ総排出量 (千t)	生活系ごみ (千t)	423	422	425
		事業系ごみ (千t)	191	194	197
		集団回収量 (千t)	40	36	31
		1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	892	891	894

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 し尿はくみ取りし尿と浄化槽汚泥を加えたものである。

(2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理<廃棄物対策課>

市町村等は、一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設に関する長期整備計画を策定し、その整備を進めている。

令和2年度においては、表2-3-2のとおり循環型社会形成推進交付金等を活用し、有機性廃棄物リサイクル推進施設4箇所、マテリアルリサイクル推進施設2箇所について、施設整備に努めた。

令和3年3月末現在の県内の一般廃棄物処理施設の整備状況は、資料46、47、48及び49のとおりである。

県は、これら一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう施設への立入検査を実施した。令和2年度の立入検査の実施状況は、表2-3-3のとおりである。

表2-3-2 一般廃棄物処理施設の整備状況

(令和2年度)

施設別	設置主体名	整備規模	工期
有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥処理施設)	各務原市	126kℓ/日	H30~R2
有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥処理施設)	南濃衛生施設利用事務組合	65kℓ/日	R2~R5
有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)	岐阜羽島衛生施設組合	100kℓ/日	R2~R3
有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)	もとす広域連合	100kℓ/日	R2~R3
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクル施設)	岐阜市	46.1t/日	H30~R3
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクル施設)	岐阜市	30t/日	H30~R2

備考) 県廃棄物対策課調べ

表2-3-3 一般廃棄物処理施設の整備状況及び立入検査の実施状況

(令和2年度)

区分	し尿処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	埋立処分地施設
施設数	22 (2)	24 (2)	9 (1)	68 (5)
立入検査回数	22	20	8	63

(岐阜市分除く)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 第3次岐阜県廃棄物処理計画の策定<廃棄物対策課>

今後の循環型社会の構築に向けた取組を推進するための基本方針として、令和2年度を目標年度とした「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、様々施策を実施してきた。

第2次計画の施策の推進状況及び目標の達成状況から、一般廃棄物や産業廃棄物の減量化及び再利用の更な

る推進、プラスチックごみや食品廃棄物に係る対応などが必要となり、これらの課題に対処するため、岐阜県環境審議会からの答申を経て、令和3年3月に「第3次岐阜県廃棄物処理計画」(令和3～12年度)を策定した。

第3次計画では、「資源循環型社会の形成」を基本方針として、「プラスチックごみ削減の推進」「食品廃棄物削減の推進」「各主体との連携強化」を重点分野に位置づけ、具体的施策を推進することとしている。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

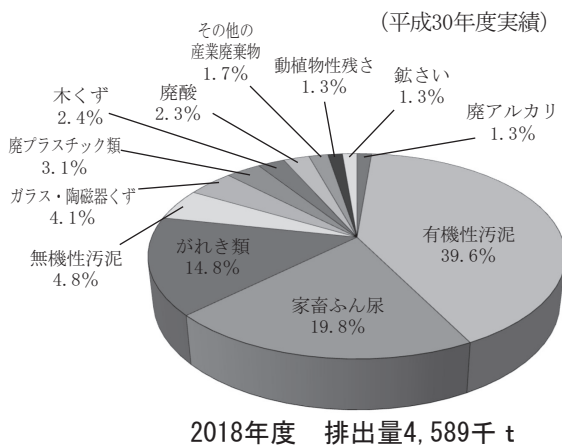
(1) 産業廃棄物の概況<廃棄物対策課>

令和元年度産業廃棄物処理動向調査によれば、図2-3-1のとおり、本県の平成30(2018)年度の産業廃棄物排出量は4,589千tで、種類別では、多い順に有機性汚泥が1,818千t(構成比率39.6%)、家畜ふん尿が910千t(19.8%)、がれき類が679千t(14.8%)、無機性汚泥が222千t(4.8%)、ガラス・陶磁器くずが188千t(4.1%)、廃プラスチック類が141千t(3.1%)となっており、この上位6品目で総排出量の8割以上を占めている。

図2-3-2のとおり、業種別排出量をみると、排出量が最も多いのは製造業1,722千t(37.5%)、次いで建設業931千t(20.3%)、電気・水道業920千t(20.1%)、農業912千t(19.9%)となっている。

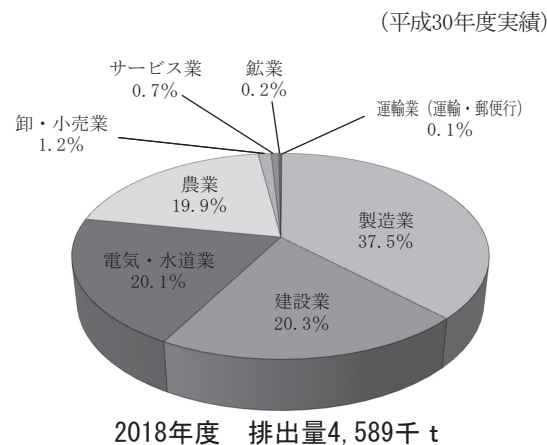
本県の平成30(2018)年度の産業廃棄物の処理状況は、農業系廃棄物を除く産業廃棄物の発生量(3,981千t)から有償物量(305千t)を除いた3,677千tが排出されている。再生利用量は1,496千t(40.7%)、焼却、脱水等により減量化された量は2,054千t(55.9%)となり、最終処分された量は126千t(3.4%)となっている。

図2-3-1 産業廃棄物の種類別排出量 (平成30年度実績)



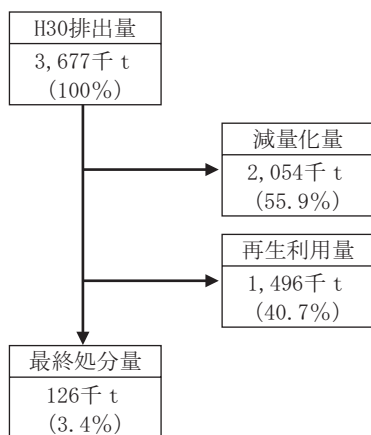
備考) 県廃棄物対策課調べ
「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」

図2-3-2 産業廃棄物の業種別排出量 (平成30年度実績)



備考) 県廃棄物対策課調べ
「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」

図2-3-3 産業廃棄物(農業を除く)の処理状況 (平成30年度実績)



備考) 1 県廃棄物対策課調べ 「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」
2 端数処理の関係で合計は一致しない。

ア 排出事業者による処理

産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)は、排出事業者責任の原則に基づき、産業廃棄

物を適正に処理するため、必要な中間処理施設を個別に設置して廃棄物の減量化等に努め、自ら設置する最終処分場に埋立てを行うなどの処理を行わなければならない。また、排出事業者自らで処理することが困難な場合は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に委託し処理を行わなければならない。

イ 処理業者による処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任のもと、排出事業者自らが適正に処理することが基本であるが、これが困難である場合には、処理業者にその処理を委託することが認められている。県では、処理業者が排出事業者責任の一翼を担う業務の重要性をよく認識し、その責務を十分全うすることができるよう処理業者の指導、監督に努めている。

処理業者の許可状況は、表2-3-4のとおりである。

表2-3-4 産業廃棄物処理業者の許可状況

(令和3年3月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	4,603 (1)
	積替を含むもの	107 (19)
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	252 (29)
	最終処分のみ	3 (0)
	中間処分、最終処分	2 (0)
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	478 (1)
	積替を含むもの	14 (3)
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	12 (3)
	最終処分のみ	1 (0)
	中間処分、最終処分	0 (0)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

ウ 県内の産業廃棄物処理施設

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき設置許可を必要とする処理施設の事業者及び処理業者による設置状況は、表2-3-5のとおりである。

表2-3-5 産業廃棄物の処理施設の設置状況

(令和3年3月末現在)

施設名		施設数
汚泥の脱水施設		5 (0)
汚泥の乾燥施設		3 (0)
焼却施設		30 (1)
区分(重複有り)	汚泥焼却施設	11 (1)
	廃油焼却施設	5 (1)
	廃プラスチック類焼却施設	13 (0)
	その他焼却施設	20 (1)
廃油の油水分離施設		3 (0)
廃酸廃アルカリの中和処理施設		3 (0)
破碎施設		177 (15)
区分(重複有り)	廃プラスチック類破碎施設	43 (0)
	木くずがれき類破碎施設	171 (15)
最終処分場		9 (1)
区分	管理型	6 (1)
	安定型	3 (0)
シアン化合物分解施設		1 (0)
合計		230 (18)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(2) 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理<廃棄物対策課>

産業廃棄物の保管状況及び処理状況について、事業者及び処理業者の中間処理施設、埋立処分地等に立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導した。

なお、平成5年4月からは、監視指導要領に基づき処理業者に対する立入検査を行っている。

立入検査の実施状況は、表2-3-6のとおりである。

表2-3-6 産業廃棄物の立入検査の実施状況

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
事業者	458 (84)	624 (106)	357 (89)	637 (91)	650 (72)
処理業者	643 (112)	613 (110)	666 (107)	614 (103)	548 (102)
計	1,101 (196)	1,237 (216)	1,023 (196)	1,251 (194)	1,198 (174)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物処理施設の整備における県の関与のあり方については、平成18年に設置した有識者等による検討委員会において検討が行われ、平成20年3月に報告書が提出されたところであるが、この報告書を受け、産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前手続制度を見直した「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を平成22年1月1日より施行した。

(4) ダイオキシン類対策<廃棄物対策課>

産業廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類の削減を促進するため、焼却施設設置者に対するダイオキシン類の測定指導、恒久対策指導等を行った。

また、平成11年12月15日より「岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例」を完全施行し、法規制未達の小規模焼却施設に対する規制を行っている。焼却炉の構造基準に適合しない施設に対しては、焼却炉の改善を指導し、改善までの間は休止するように指導している。

(5) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物対策<廃棄物対策課>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。

県では、平成20年3月に「岐阜県ポリ塩化ビフェニル処理計画」を策定し、同法及び同計画に従い、事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管を行うとともに、処理期限内に全てのPCB廃棄物の処理を行うよう指導している。

また、平成27年度末から、県に届出されていないPCB廃棄物及びPCB使用製品を保管並びに所有する疑いのある事業者を対象として該当機器の保有に関する実態調査(掘り起こし調査)を実施しており、PCB廃棄物を漏れなく把握し、新たに把握したPCB廃棄物保管事業者への指導を行っている。

PCB廃棄物の処理を推進するため、平成28年12月以降、関係団体と岐阜県PCB処理推進連絡会を定期的に開催し、PCB廃棄物の処理に係る課題の共有と県と連携してPCB廃棄物の処理を促進していくよう協力体制の構築等に取り組んでいる。

高濃度PCBを含有する安定器等汚染物については、処分期間(令和3年3月末まで)が終了するため、PCB廃棄物を保管する事業者に対して、処理状況のフォローアップを行っている。

(6) 農業用使用済プラスチックの適正処理の推進<農産園芸課>

本県における農業用使用済プラスチックの排出量は、平成30年度実績が平成28年度実績を下回った。(表2-3-7)長期的な傾向を見ると、園芸用資材の長期利用が進んでいることや、園芸用施設設置面積などが減少しつつあることから、排出量が横ばいの地域と徐々に減少している地域が多い。

平成30年度、県農業用使用済プラスチックの回収処理状況調査によると、処理量1,076tのうち、7.0%が再生処理され、6.2%が焼却処理された。(図2-3-4)

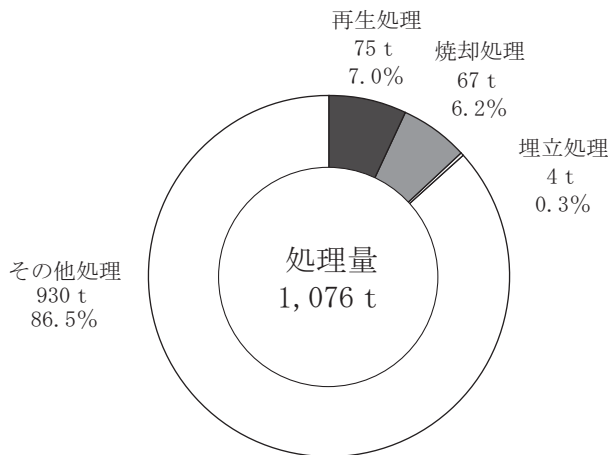
農業用使用済プラスチックの適正処理や排出抑制を推進するため、平成9年に「岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」を設置した。同協議会では、現地研修会の開催や適正処理に関する情報提供を通じて、農業関係団体等に対し適切な処理を行うよう指導している。

表2-3-7 県内の農業用使用済プラスチック排出量の推移

	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度
排出量 (t)	631	580	567	1,197	1,076

備考) 県農産園芸課調べ

図2-3-4 県内の回収された農業用使用済プラスチックの処理状況 (平成30年度)



備考) 県農産園芸課調べ

(7) 家畜ふん尿の適正処理の推進<畜産振興課>

令和2年度における家畜ふん尿の処理状況は、図2-3-5のとおりで、総排せつ量750.9千tのうち90.1%に当たる676.3千tが固形物として処理され、残り9.9%に当たる74.6千tが液状物として処理された。

固形物の95.1%に当たる643.1千tが発酵又は乾燥処理された後、農地還元による再利用が行われ、残りの4.9%に当たる33.2千tが焼却等の処理がなされた。

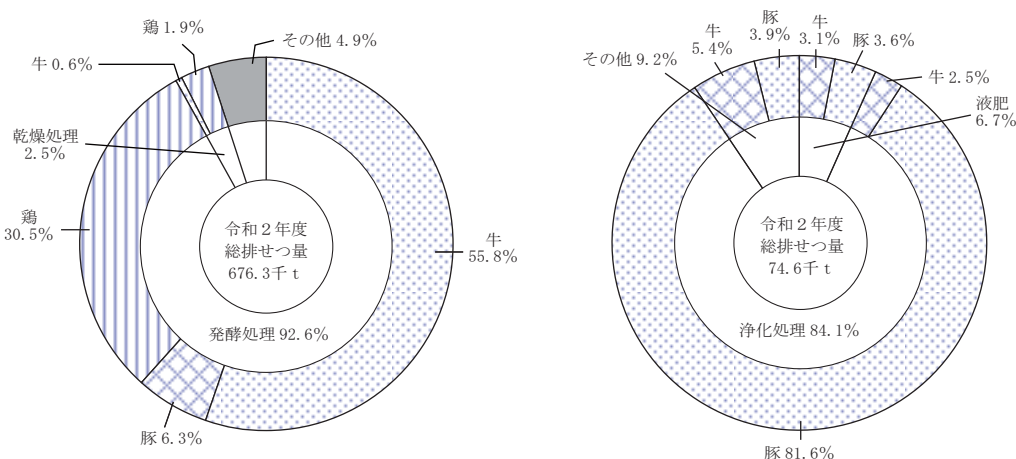
液状物の6.7%に当たる5.0千tが液肥として農地還元による再利用が行われ、84.1%に当たる62.8千tが浄化処理された。

家畜ふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、耕畜連携の推進、その有効利用を図るよう指導した。その際、未熟ふん尿の農作物への悪影響と公害発生の防止対策として発酵処理施設又は乾燥処理施設を用いて十分に腐熟又は乾燥したものを施用するよう指導している。

このように、家畜ふん尿は農地還元することを前提として指導を行っているが、農地還元が不可能な地域においても、公害防止のため浄化処理又は焼却処理施設について適正な維持管理を行うよう指導している。

また、立地条件及び経営規模に適応した家畜ふん尿処理施設の設置を指導している。家畜ふん尿の農地還元実績は、表2-3-8のとおりである。

図2-3-5 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産振興課調べ

資源が循環される社会を築く

表2-3-8 家畜ふん尿の農地還元実績

区分	令和元年度（実績）	
	総排せつ量(千t)	農地還元量(千t)
牛	393.0	383.9
豚	109.0	45.3
鶏	248.9	218.9
計	750.9	648.1

備考) 県畜産振興課調べ

3 排出事業者等に対する廃棄物関係法令等の理解促進

(1) 排出事業者向け法令講習の開催<廃棄物対策課>

排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るため、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施してきたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により講習会等の開催は見送った。

(2) 食品廃棄物の適正処理に向けた講習会の開催<廃棄物対策課>

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受けて、平成29年度からは、食品衛生責任者講習会などで、食品衛生及び不正流通防止対策に関する講習会を開催するとともに、食品製造施設に対する立入調査を実施している。

(3) 建設系廃棄物の適正処理に向けた周知啓発<廃棄物対策課>

小規模な建設系廃棄物の不適正処理を防止するため、啓発パンフレットを配布するなど、建設業者への法周知を行っている。

4 不適正処理を防止するための監視指導の実施

(1) 組織の構築<廃棄物対策課>

ア 廃棄物不適正処理対策連絡会議（平成8年度～）

不適正処理事案について、県・市町村・警察署・消防署等の関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するために組織している。

イ 不適正処理対策部門の設置（平成14年4月～）

県警警視を室長とする「不適正処理対策室」を設置。（平成14年4月～平成18年3月）

県警警視を課長とする「不法投棄監視課」を設置。同時に警部をチーフ、警部補を非常勤併任職員に配置。（平成18年4月～平成21年3月）

県警警視の併任を解消し、常勤併任職員2名、非常勤併任職員1名を配置。（平成21年4月～）

ウ 廃棄物対策課に監視指導担当を設置（平成23年4月～）

不法投棄監視課の廃止に伴い、廃棄物対策課に監視指導担当を新設し、不法投棄監視監を配置。

エ 岐阜県産業廃棄物対策会議（平成15年度～）

岐阜市椿洞における産業廃棄物不適正処理事案の発覚を受け、県各部局及び県警察本部との緊密な連携のもと、産業廃棄物の重大な不適正処理事案に対し、迅速かつ厳格な対応を行うため、県庁内に「岐阜県産業廃棄物対策会議」を組織している。

オ 廃棄物監視指導専門職の設置（平成16年度～）

産業廃棄物の不適正処理事案に対して、県警との連携により監視活動等の強化を図るため、岐阜地域環境室及び各県事務所に各1名警察官OBの専門職を警察本部と併せて任用し配置している。

カ 食品衛生監視員に廃棄物処理法上の立入検査権を付与（平成28年度～）

食品の製造から廃棄までを一貫して監視するため、食品衛生監視員に廃棄物処理法上の立入検査権を付与する仕組みを構築し、関係部局が連携して食品廃棄物の不正転売事案の再発防止に向けて体制の構築を進めた。

(2) パトロール等監視体制の強化<廃棄物対策課>

ア スカイ&ランドパトロールの実施（平成9年度～）

空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。なお令和2年度の実施回数は5回。

イ 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

国・他縣市合同での路上検査

県境等で他縣市等との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

[実施県] 三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）、富山県・富山市（平成27年度～）

県内全域での路上検査の実施（平成20年度～）

上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

ウ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。令和2年度の実施回数は450回。

エ 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

(3) 通報体制の整備＜廃棄物対策課＞

ア 廃棄物インターネット110番の活用（平成11年度～）

廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

令和2年度末現在の通報受理件数は累計745件。

イ 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員（平成12年度～）、森林組合員（平成13年度～）、岐阜県森林施業協議会（平成16年度～）、中日本高速道路株式会社（平成17年度～）、中部電気保安協会岐阜支店（平成27年度～）及び日本郵政株式会社（平成30年度～）

(4) 不適正処理事案の公表（平成16年度～）＜廃棄物対策課＞

県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止・拡大抑止を目的に、産業廃棄物不適正処理事案に関する事実や行政対応の状況を県ホームページで公表している（毎月更新）。

令和2年度末現在の公表事案は、行政処分事案9件、行政指導事案9件。

(5) ふるさと環境保全委員会の設置（平成15年度～）＜廃棄物対策課＞

産業廃棄物を処理する施設等が存する地域において、産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図り、地域の生活環境を保全するため、地域住民が処理施設等を監視する組織として、平成15年5月から各地域にふるさと環境保全委員会を設置している。

令和2年度末現在の設置状況は5委員会、79名。

(6) 産業廃棄物立入検査強化事業＜廃棄物対策課＞

市町村職員を県職員（市町村立入検査員）に併任し、廃棄物処理法及び埋立規制条例に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。

令和2年度は、26市町村、64名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

(7) 廃棄物事犯の取締り＜警察本部生活環境課＞

循環型社会実現のため、循環資源の有効利用及び廃棄物の適正処理に関して廃棄物の処理やリサイクルに関する法整備が行われているが、依然として行政指導に従わない者や、廃棄物を有価物と称して法から免れようとする不適正処理事犯が絶えず、大きな社会問題になっている。

岐阜県警察では、このような情勢を踏まえて関係機関と連携し、

- ・産業廃棄物の不法投棄事犯
- ・暴力団等が関与する組織的な事犯
- ・行政指導を無視して行われる事犯

等を重点に取締りを強化している。

令和2年中の検挙状況は、表2-3-9のとおりである。

表2-3-9 廃棄物事犯関係検挙状況（令和2年1月1日～12月31日）

一般廃棄物	124件	139名
産業廃棄物	21件	26名

備考) 県警察本部生活環境課調べ

5 災害発生時における廃棄物の適正処理の推進<廃棄物対策課>

地震、水害等の災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類、有害廃棄物、避難所ゴミ等の災害廃棄物が大量に発生する。また、道路の通行不能や、ごみ処理施設の被災によって、平常時と同様の収集・運搬、処分が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において災害廃棄物の処理、仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要である。そこで、県では環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修会等を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図っている。

第3節 再資源化の促進

1 岐阜県リサイクル認定製品等の利用推進

(1) 「岐阜県リサイクル製品認定制度」の普及<廃棄物対策課>

廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進を図るために、県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、この認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者にも利用を呼びかけた。

なお、令和2年度末時点で合計164製品となっている（資料44）。

(2) リサイクル認定製品の利用促進<廃棄物対策課>

「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図るため、県ホームページやパンフレットで製品の紹介を行った。

2 各種リサイクル法の適正な運用

(1) 「容器包装リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

市町村による容器包装廃棄物の分別収集の徹底、リサイクルの重要性並びに排出抑制について、普及啓発活動を推進した。

(2) 「家電リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

県民への啓発活動を進めるとともに、家電業界、収集運搬業者、市町村と連携を図り、実態を把握しながら、「家電リサイクル法」を円滑に推進した。

(3) 「自動車リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

平成16年7月1日から開始された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づく解体業及び破砕業の許可事務、引取業及びフロン類回収業の登録事務を行った。また、「自動車リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、解体業者及び破砕業者の事業所への立入検査を行い、使用済自動車の適正処理の推進を図った。

(4) 「小型家電リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、市町村に本制度への参加や連携を呼びかけるとともに、市町村において取り組みやすい回収方法等について情報提供を行い、「小型家電リサイクル法」を円滑に推進した。

(5) 建設廃棄物のリサイクルの推進<建築指導課>

「建設リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、ホームページでのPR等で、制度の趣旨、届出手続等の周知を図った。

また、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されているかを監視するため、10月に一斉パトロールを実施した。

(6) 汚泥リサイクルの普及啓発<農地整備課>

農業集落排水施設から発生する「汚泥」は有用な資源であることから、地域の土づくりへの活用を推進する

ため、汚泥リサイクル施設の整備及び汚泥リサイクルの普及啓発を進めている。

令和2年度は、集排汚泥のリサイクルを推進するため、汚泥肥料を入手するための連絡先を県ホームページに掲載するなど、汚泥利用のための普及啓発を実施した。

(7) 農林系バイオマスの利活用の推進<農産園芸課>

稲わら、麦わら、もみ殻、家畜糞尿等を組み合わせたバイオマス資源のたい肥化による土づくりを推進するとともに、たい肥等生産機械設備、たい肥等散布車等の整備に向けた制度活用等について、啓発活動を行い、農業系バイオマスの利活用に努めた。

第4章 ふるさとの自然を守り共生する

第1節 豊かな自然環境の保全

1 生物多様性の確保

(1) 野生生物の生息地、生育地の保護

ア 自然環境保全地域<環境企画課>

本県の自然環境保全地域は、「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、昭和51年2月3日に「能郷白山」ほか3地域を指定したのをはじめ、16地域(2,957ha)が指定されている。

自然環境保全地域では、各種行為の規制を行うとともに、自然の主要な構成要素である植生について、継続的にその動向を把握し、適正な保護管理のための資料を得るため、自然環境変遷動向調査を実施している。

平成30年度は、烏帽子岳(大垣市)の調査を実施した。

イ 緑地環境保全地域<環境企画課>

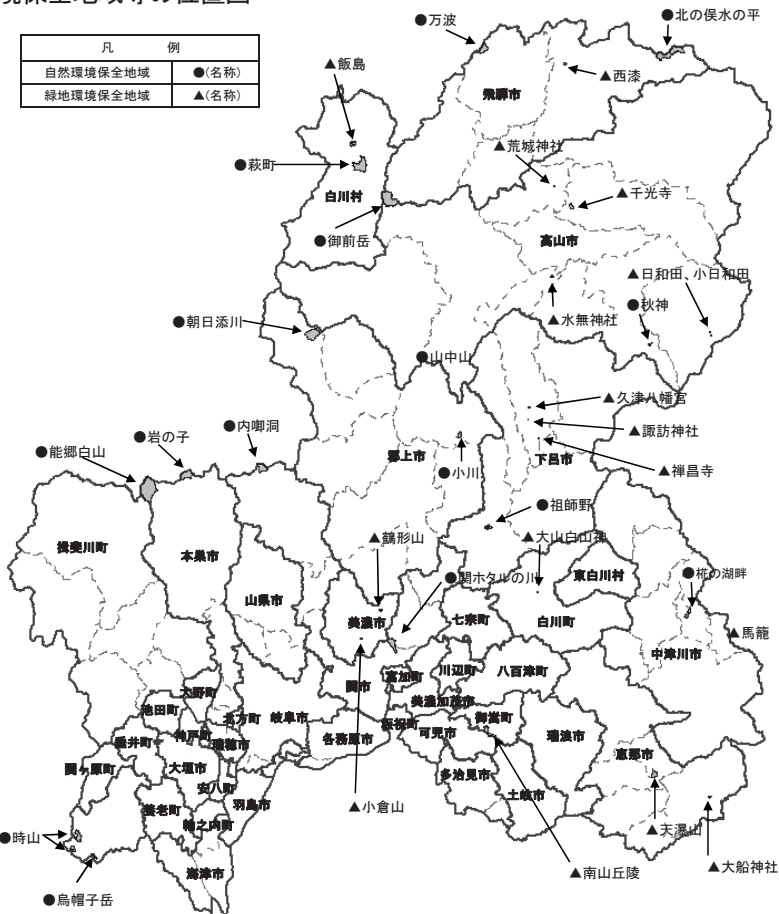
「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域のほか、市街地及び集落地並びにこれらの周辺地を対象に、緑地環境保全地域を指定している。平成17年2月に長野県山口村の本県中津川市への編入により越県合併が行われ、新たに中津川市馬籠が指定されたことで、県内の指定は16地域(654ha)となった。緑地環境保全地域は、市街地等にある樹林地、水辺地、その他これに類する自然環境を有する土地であって、自然環境を保全することにより、地域の良い生活環境の維持に資することを目的としている。

表2-4-1 自然環境保全地域等の状況(令和3年3月末現在)

区分	地域数	面積 (ha)	内 訳	
			特別地区(ha)	普通地区(ha)
自然環境保全地域	16	2,956.87	1,918.56	1,038.31
緑地環境保全地域	16	654.38	129.28	525.10
計	32	3,611.25	2,047.84	1,563.41

備考) 県環境企画課調べ

図2-4-1 自然環境保全地域等の位置図



備考) 県環境企画課調べ

ふるさとの自然を守り共生する

ウ 生物多様性ぎふ戦略の策定と推進<環境企画課>

生物多様性基本法第13条に規定する地域戦略として、平成23年7月に「岐阜県の生物多様性を考える ―生物多様性ぎふ戦略の構築―」を策定、公表した。

策定に当たっては、県民の方々に生物多様性の概念やメカニズムをわかりやすく伝えるために、ぎふ戦略を構築していく上で大切にすべき3つの視点

- ◆第1の視点「森・川・海のつながりを守る」
→ 生物多様性の保全のための視点
- ◆第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」
→ 生物多様性の持続可能な利用のための視点
- ◆第3の視点「ともに考え続ける」
→ 生物多様性の普及啓発や保全活動を広げるための視点

を抽出し、視点毎の目標として「10年後の目指すべき姿」とそれらの目標を実現するために必要な「施策」を示した。また、生物多様性の概念は、時とともに様々に変化するものであることから、「好ましい自然とは何か」を考え続けることが大切であるとした。

平成28年度は、策定から5年が経過したことから、本県の自然を取りまく状況の変化や県政の動向等を踏まえ、内容を見直した。見直しにあたっては、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」の導入(平成24年4月)、「清流の国ぎふ憲章」の策定(平成26年1月)、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定(平成27年12月)等、県の施策を踏まえた。

県民が生物多様性について考えていく契機となるよう、外来生物(平成28年度及び平成30年度)や希少野生生物(平成29年度)に関するシンポジウムを開催した。引き続き、シンポジウムの開催や生物多様性ぎふデータベースの整備を行うとともに、「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」に基づく県公共事業での生物多様性保全の推進を図っていく。

エ 野生鳥獣の保護<環境企画課>

(7) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護・増殖を図り地域の生物多様性の確保にも資するため、令和2年度は期間満了に伴う鳥獣保護区の期間更新を9箇所において行った。

休猟区は、狩猟鳥獣の増加を図るため、知事が3年の期間を定めて指定することとしている(令和2年度は指定していない)。

特定猟具使用禁止区域(銃猟)は、銃猟による危険を未然に防止するため、又は、静ひつを保つため必要と認めた場合に、知事が10年の期間を定めて指定することとしており、令和2年度は10箇所、15,119haを指定した。

この他、立木竹の伐採等を制限して野生鳥獣の生息環境そのものを守る特別保護地区が、県指定20箇所1,594ha指定されている。

表2-4-2 鳥獣保護区等の指定状況(国指定鳥獣保護区含む)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	鳥 獣 保 護 区	箇所数	106	106
	面積 (ha)	75,375	75,375	75,302
上記のうち特別保護地区	箇所数	22	22	20
	面積 (ha)	4,104	4,104	4,025
休 猟 区	箇所数	7	7	4
	面積 (ha)	7,511	7,511	3,810
特定猟具使用禁止区域	箇所数	139	139	139
	面積 (ha)	71,219	71,219	71,219

備考) 県環境企画課調べ

(イ) 放鳥

放鳥事業では、主要な狩猟鳥であるヤマドリを放鳥して増殖することにより狩猟資源の維持を図るため、「岐

「岐阜県第12次鳥獣保護管理事業計画書」に基づき生息適地である鳥獣保護区及び休猟区内にヤマドリ30羽を放鳥した。

(ウ) 鳥獣保護思想の普及

野生生物保護功労者及び愛鳥週間にちなんで募集したポスターの入賞者を表彰し、入賞した愛鳥ポスターを展示して愛護精神の普及啓発に努めている。

(エ) 傷病希少野生鳥獣の保護

傷病等により保護された希少野生鳥獣を收容し、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の種の保存を図っている。

また、平成26年度に野生鳥獣リハビリセンターが開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリを同センターで実施している。

(オ) 鳥獣による被害の防除

野生鳥獣は、農林水産業に被害を及ぼす場合もある。このため、野生鳥獣被害防止助成金の交付や、有害鳥獣捕獲が適正かつ効果的に実施されるよう市町村等に技術的援助を実施した。

(カ) 生息調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の調査を県内全域で行った。

表2-4-3 ガン・カモ・ハクチョウ類の調査結果

年度	区分	ガン類 (羽)	カモ類 (羽)	ハクチョウ類 (羽)	合計 (羽)
平成30年度		0	25,420	43	25,463
令和元年度		0	29,062	28	29,090
令和2年度		8	31,588	158	31,754

備考) 県環境企画課調べ

(キ) クマとの共存

ツキノワグマの出没情報については、県域統合型GISを活用し、地図情報「クママップ」として県ホームページで公開し、県民への注意喚起を行った。

オ 生態系に配慮した林業の推進

(ア) 地域森林計画<林政課>

森林の有する水源かん養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材生産の各機能を高度に発揮させるため、流域を単位とした森林の取扱基準及び森林資源からみた整備目標を定めた地域森林計画を、長良川森林計画区において樹立し、飛騨川、木曾川、揖斐川、宮・庄川の各森林計画区においては計画変更を行った。

(イ) 100年の森林づくり計画<林政課>

100年先の森林づくりでは、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点から、県内の民有林を「木材生産林」、「環境保全林」、「観光景観林」、「生活保全林」の4種類に区分する「100年の森林づくり計画（森林配置計画）」を策定することとしている。

令和2年度は、地域森林計画対象民有林の所在する市町村のうち18市町において延べ30回の地域検討会を開催し、森林を「木材生産林」や「環境保全林」等に区分することについて合意形成を図った結果、策定面積は約683千ha（木材生産林：約205千ha、環境保全林：約478千ha）となり、地域森林計画対象民有林のすべてにおいて「木材生産林」及び「環境保全林」が区分された。

(ウ) 林地開発の許可<治山課>

森林の適正な利用を確保することを目的に、「森林法」に基づく林地の開発の許可等に関する審査及び指導を行っている。林地開発許可及び保安林転用解除の状況は表2-4-4、2-4-5のとおりである。

表2-4-4 林地開発許可（新規）の状況

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数（件）		15	14	9
面積（ha）		41	131	30

備考) 県治山課調べ

表2-4-5 保安林指定の解除状況（民有林）

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数（件）	37	9	11
面積（ha）	29	6	6

備考) 県治山課調べ

(I) 森林の保全管理<森林整備課>

適正な間伐の実施や、広葉樹施業、複層林施業の導入等により、野生生物の生息地・生育地の環境改善を図った。

林野火災や森林病虫害等による森林の被害は、森林の有する多面的機能を低下させる原因となる。

そのため、過去に森林被害が発生した場所や時期、原因等をGISに登録し、関係機関や市町村等に周知するなど、県民の森林被害防止意識の向上に努めている。

また、県内の松くい虫被害は、県南東部を中心に6市1村に渡り、次第に北部へ拡大しつつある。

令和2年度においては、被害面積94ha、被害材積は458m³となっている（表2-4-6）。平成30年度～令和2年度は国事業制度の変更により事業実績は無いものの、今後も引き続き、「森林病虫害等防除法」に基づく、各種防除事業を総合的に推進していく（表2-4-7）。

表2-4-6 松くい虫の被害状況

地域 \ 年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	面積(ha)	材積(m ³)	面積(ha)	材積(m ³)	面積(ha)	材積(m ³)
岐 阜	26	24	17	21	22	28
西 濃	0	0	18	152	1	31
揖 斐	0	0	0	0	0	0
中 濃	6	5	0	0	0	0
郡 上	0	0	0	0	0	0
可 茂	5	147	32	153	14	178
東 濃	50	65	50	65	50	60
恵 那	4	82	3	88	6	122
飛 騨 下 呂	19	6	11	134	1	39
計	110	329	131	613	94	458

備考) 県森林整備課調べ

表2-4-7 松くい虫の防除対策実績

防除方法 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被害木の駆除事業 (m ³)	0	0	0
薬剤の地上散布 (ha)	0	0	0

備考) 1 県森林整備課調べ

2 被害木の駆除事業量は、駆除、予防（薬剤の地上散布以外）の合計事業量（国補）

(2) 希少野生動植物の保護<環境企画課>

ア 岐阜県レッドデータブックの公表及び「岐阜県希少な野生生物保護要綱」の制定

本県においても、近年、様々な人間の社会活動により、自然環境の悪化が引き起こされ、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を越す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001ー岐阜県レッドデータブックー」として取りまとめて公表するとともに、掲載した519種を後世に引き継ぐことを目的に「岐阜県希少な野生生物保護要綱」を制定した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

イ 「岐阜県希少野生生物保護条例」の制定

県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するため、平成15年3月に「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月に16種（両生類1種、魚類2種、植物13種）の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。

表2-4-8 岐阜県レッドデータブック改訂版
岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物の一覧

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	0	0	0	0	4	0	4
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	243	7	5	2	8	28	6	299
絶滅危惧Ⅱ類	167	6	7	4	5	28	14	231
準絶滅危惧	109	8	21	4	14	77	14	247
情報不足	34	1	8	4	4	33	18	102
合計	553	22	41	14	31	170	52	883

備考) 県環境企画課調べ

資料: 岐阜県レッドデータブック改訂版

岐阜県レッドデータブックのカテゴリー定義

絶滅	県内では、すでに絶滅したと考えられる種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧Ⅰ類	県内において、絶滅の危惧に瀕している種	生息・生育数が極めて少なく、または生息・生育環境も極限される種で、近い将来県内での絶滅が危惧される種
絶滅危惧Ⅱ類	県内において、絶滅の危惧が増大している種	生息・生育数がかなり少なく、または生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種
準絶滅危惧	県内において、生息・生育を存続する基盤が脆弱な種	生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現時点では直ちに絶滅が危惧されるほどではないが、環境の変化によっては個体数のさらなる減少が危惧され、絶滅危惧として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足	県内において、評価するだけの生息・生育情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る要素を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種

備考) 県環境企画課調べ

資料: 岐阜県レッドデータブック

2 里山林の新たな担い手の確保・養成く恵みの森づくり推進課>

将来の里山づくりを担う人材を発掘・育成するため、里山づくり後継者養成講座を3回開催し、63名が参加した。

ぎふ木育指導員、ぎふ木育サポーターなどを対象にいろんな視点での森の観察や地域の特性を活かした森林づくりについての現地研修を実施した。

3 耕作放棄地対策<農村振興課>

耕作放棄地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、本県では耕作放棄地の発生防止のため、中山間地域等直接支払制度の活用や重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動を展開し、耕作放棄地の発生防止並びに耕作放棄地の解消に努め、令和2年度においては、102haの耕作放棄地を解消している。

・中山間地域等直接支払制度

本事業により、農業生産条件不利地域を支援し、自立的かつ継続的な農業生産活動等が図られ、新たな耕作放棄地の発生を防止することができた。

・重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動

耕作放棄地対策の重点推進期間として、令和2年8月から令和3年2月の間で『農地イキイキ再生週間』として設定し、本期間を中心に企業や一般県民の参加を得て、県内各地で耕作放棄地解消活動及び、普及・啓発活動を集中的に実施し、11地区で194名が参加した。

4 特定外来生物の防除<環境企画課>

アライグマやヌートリアなど外来生物による農業・水産業被害や人家への侵入など、県民生活に不安をもたらす事態が確認されたことから、平成18年度及び平成23年度に市町村や関係団体へのアンケート調査やインターネットを通じた情報提供の呼び掛けにより、特定外来生物20種が確認された。平成17年5月にはセアカゴケグモが、平成19年3月にはアルゼンチンアリが生息確認された。また、平成29年8月及び令和元年10月には、アカカミアリが確認されたが、迅速な対応により拡散はしなかった。

環境大臣の防除の確認を受けた市町村数は、アライグマでは平成29年度に1町が新たに確認を受け計25市町に、ヌートリアでは1町が新たに確認を受け計26市町になった。なお、令和2年度には、アライグマ616頭、ヌートリア540頭が捕獲（鳥獣保護管理法に基づく有害捕獲と特定外来生物法の防除の確認による捕獲の合計）された。

第2節 野生鳥獣被害への総合的な対策

1 科学的・計画的な鳥獣被害対策の推進

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく取組み<環境企画課>

長期的な観点から、安定的な生息数の維持と野生動物による人身被害の防止、農林業被害の軽減及び自然環境の保全を図り、人と野生動物の共存関係を構築することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の規定に基づきニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画（第二期）を策定した。

ニホンカモシカについては、林業被害等の防除を目的として令和2年度は127頭の個体数調整を行った。

ツキノワグマについては、秋季の主要な餌である堅果類の豊凶調査を実施し、その結果とともに、ツキノワグマによる人身被害を防ぐための普及啓発を行った。

イノシシについては、平成28年度から、これまでの狩猟期間（11/15～3/15）を更に延長（11/1～3/15）し捕獲の推進に努めた。

ニホンジカについても、イノシシと同様に狩猟期間を延長するとともに、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。

(2) ニホンジカの個体数管理<環境企画課>

農林業被害及び自然植生被害の軽減を目的としたニホンジカの個体数調整を実施し、令和2年度は大垣市他18市町村において5,935頭を捕獲した。

(3) 寄附講座<環境企画課>

平成24年4月に、岐阜県と岐阜大学が協定を結び鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター内に設置した。

平成24年度から28年度までの第一期は、より効果的な野生動物管理施策の実現に向けた助言と提言を行うシンクタンク機関として野生動物の総合的な調査や研究を行い、第二種特定鳥獣管理計画の作成等の県の施策へ

反映した。

第二期である平成29年度から令和3年度は、的確かつ効率的な野生動物の被害・保護管理施策を推進するために研究を継続して行うとともに、被害軽減を図るため当該研究成果と被害対策に関する正しい知識や情報を地域へ普及し、地域住民が主体となる体制を作るため、鳥獣対策に取り組む人材の育成を図ることとした。

(4) 鳥獣保護管理事業計画<環境企画課>

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護区等の指定計画、農林業等の被害防止のための鳥獣の捕獲許可の基準、鳥獣の生息状況の調査や鳥獣保護管理事業の実施体制等を定めるものである。

平成29年度から5箇年を計画期間とする第12次鳥獣保護管理事業計画を策定した。

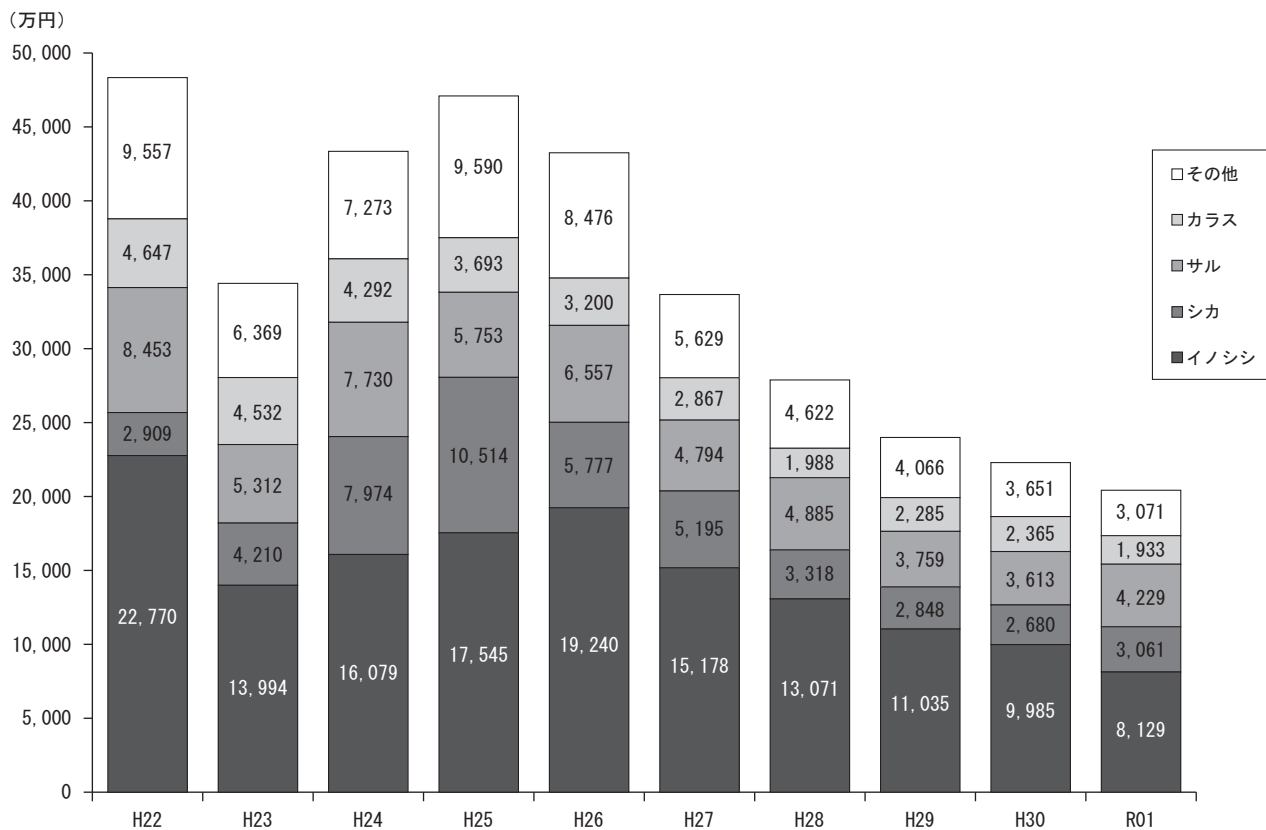
第12次鳥獣保護管理事業計画では、鳥獣保護区の指定については、地域の生物多様性の確保に資するため、計画期間中に期間満了となる62保護区のうち58保護区を再指定することとし、捕獲許可基準については、捕獲時の安全、事故対応や鳥獣の適正な保護・管理に配慮した見直しを行った。

2 野生鳥獣の捕獲対策の強化

(1) 鳥獣被害対策<農村振興課 鳥獣害対策室>

野生鳥獣による農作物被害額については、令和元年度には約2億4百万円となった(図2-4-2)。

図2-4-2 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 県農村振興課調べ

県では平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域に地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物被害や生活被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組みとしては、平成27年度から各農林事務所新たに「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、市町村が行う防護柵設置(総延長2,282km)や、地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制整備の支援などを実施した。また、農作物の被害対策を現地で指導できる人材の育成を行い、平成19年度から令和2年度までに748人の相談員を養成した。

(2) カワウ被害防止対策の推進<農村振興課鳥獣害対策室>

カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、令和2年度は23漁業協同組合及び4地域鳥獣被害防止対策協議会等が行う駆除事業に対して支援した。また、県内の大規模コロニー(営巣地)において、シャープシューティングによる捕獲を行った。さらに、県内河川のカワウの飛来数並びにカワウのコ

ロニー及びねぐらにおける生息羽数調査、大規模コロニーにおけるカワウの生息動向調査を実施した。

3 狩猟者確保対策＜環境企画課＞

昭和50年代をピークに高齢化・減少を続ける狩猟者を増加させ、鳥獣被害の抑止力たる捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許所持者の確保対策を進めている。

平成29年度には、狩猟者に継続して狩猟に携わり捕獲の担い手として定着してもらうため、狩猟の手順を指導者のもと、実地（実際の猟場）で学んでもらう研修会を開催するとともに、平成30年度及び令和元年度には、狩猟に興味のある方、狩猟免許取得を目指す方を対象にバスツアーを開催した。

引き続き、狩猟免許試験の土曜日開催（年3回）や免許試験講習会（わな猟・銃猟）をはじめとする各種講習会を開催するとともに、安全な狩猟や有害駆除の実施のため、狩猟者の技術向上等を目的として岐阜県猟友会が実施する事業に補助を行う。

第3節 自然とのふれあいと活用

1 長良川システムの保全・継承の仕組みづくり

(1) 長良川システムの保全、活用、継承＜里川振興課＞

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定された。これを記念して7月第4日曜日を「G I A H S 鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組みを進めることとした。

今後、「清流長良川の鮎」を進化させながら、将来にわたり守り伝えるため、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の世界農業遺産保全計画（アクションプラン）に基づく取組みを着実に進める。

図2-4-3 長良川システム



2 身近な水辺の保全

(1) 水田魚道の設置促進＜農村振興課＞

水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、水路間の落差や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置の促進を進めている。令和2年度は、養老町で魚道設置研修会を実施し、地域の方へ水田魚道の必要性や効果、設置方法など学んでいただいた。これまでに21地区の水田魚道が設置されている。

(2) 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施＜農地整備課＞

ホテルやトンボなどが生息する自然環境に配慮した水路や、親水施設、水辺の散策路など身近な自然に親しむことのできる農村空間の整備を、地域の合意形成を図りながら進めている。

ア 環境に配慮した農業農村整備事業の実施

農業生産基盤整備事業では、自然環境との調和に配慮した整備を推進しており、地域の生き物調査などから必要に応じて、その地域で守るべき水生生物等の生息環境を考慮した工法を、住民協働にて選定し工事を実施している。

イ 生態系保全施設整備推進事業の実施

農業農村整備事業において、地域として保全が必要な生態系に配慮した土地改良施設においてモニタリング

調査を実施し、環境配慮工法の検証等を行い、自然と共生する農業農村づくりを推進した。

(3) 治山事業<治山課>

森林の維持造成を通して水源かん養機能の高度発揮、山地災害の未然防止、生活環境の保全形成を図り、安全で住みよいふるさとづくりを推進するため、「森林整備保全事業計画」に基づき、山地治山、水源地域等保安林整備、防災林整備等各種治山事業を計画的に推進した。

(4) 魚つき保安林の指定<治山課>

水生昆虫類の餌となる落ち葉などの供給や、樹木や下草が地表を覆うことによる水質の濁り防止、さらには、水面へ木陰をつくり、水温の上昇を抑制するなど、魚が生息し易い環境をつくるため、魚つき保安林を指定している。

(5) 自然の水辺復活プロジェクトの推進<技術検査課、河川課>

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

(ア) 岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催

(イ) 岐阜県自然工法管理士2,612名を認定（令和2年度末現在）

(ウ) 各現場で実施した自然共生への取組み（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

(6) 河川環境整備等の取組み<河川課>

ベスト・リバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃等河川美化活動を進めている。

ア 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石等の自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用など環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発生土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

イ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類等の生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、県土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

ウ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では従来よりホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐ等、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、アオコ発生時にはフィルター材による除去や高圧水による攪拌対策を実施している。

エ 糸貫川水環境対策

糸貫川の水辺には親水機能を有した公園等が多く存在しているが、一方で、河川の濁りやゴミの投棄等、水環境に課題を有している。

そこで、糸貫川をより魅力的な地域の憩いの場とするため、平成26年度に地域住民や学識経験者、関係市町、県関係機関等からなる「清流の国ぎふづくり糸貫川水環境対策検討会」を設立し、流域全体の水環境の改善を図るため、川を題材とした総合学習などの啓発活動や清掃活動を実施している。

(7) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

(8) 水みちの連続性確保<河川課>

本県では「清流の国ぎふ」づくりの一環として、多様な生物が遡上・降下できる水みちの連続性を確保することを施策として掲げており、河川魚道の状態把握と適切な維持管理を進めている。平成25年度からは公募により県民を「フィッシュウェイ・サポーター」に委嘱し、県民協働による魚道点検を年1回程度行っている。点検の際には岐阜県自然共生工法研究会（魚道研究専門ワーキンググループ）が作成した、魚道の状態を簡便に評価できる「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いるとともに、点検結果を踏まえ、魚道内の堆積土砂除去や破損箇所の修繕を実施し、魚道の機能回復を図っている。令和2年度も令和元年度に引き続き長良川、揖斐川、木曾・飛騨川、宮川の4流域において魚道の管理者等を構成員とする「魚道管理連絡会」を通じ、各流域の魚道点検結果の共有や対応の進捗確認を行った。今後も県と各魚道管理者が協働して管理を行い、河川の連続性を確保する。

さらに、「清流の国ぎふ・水みちの連続性連携検討会」を平成26年度に設立、令和2年度までに4箇所モデル地区において推進部会を立ち上げ、里山（水田）と里川をつなぐ水みちの連続性を確保するための対策の検討を進め、このうち2箇所モデル地区で簡易魚道の設置等を行った。今後も検討会での意見を踏まえ関係機関と連携し、河川、農業用排水路、水田における落差を解消する。

また、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されたことを受け、里山（水田）から里川、海までの水みちの連続性確保がさらに重要となっている。これらの事業を通じて、水みちの連続性を確保することにより、生物多様性の維持、保全を図り、里川原風景を次世代へと継承する。

表2-4-9 フィッシュウェイ・サポーター活動人数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人数（人）	194	206	207	204	177

備考) 県河川課調べ

3 里地里山の保全

(1) 1工事1配慮運動の実施<農地整備課>

農業農村整備事業の工事の施工に際して、わずかな経費での工夫を図り、小規模な対応により、地域の生態系や景観などに配慮する「1工事1配慮運動」を平成19年度から推進している。平成23年度から、施工時のみではなく、計画から完成まで工事に係る取組全体について環境配慮することとし、取組みの拡大を図った。

(2) 里山の保全・利用対策の推進<恵みの森づくり推進課>

清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、県内各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して整備してきた環境保全モデル林の利用対策を推進した。

ア 里山林整備事業

市町村等が県内各地で実施する里山林の整備等を支援した。（整備面積：309.68ha、病虫害防除：90.00㎡、施設改修6箇所、施設整備1箇所）

イ 環境保全モデル林の利用対策

各モデル林で実施するイベント等の計画を県HPに掲載し、県民に周知を図るなど、環境保全モデル林の利用対策を推進した。

(3) 森林被害防止対策の推進<森林整備課>

3月から4月までの間を「山火事予防運動」期間に定め、森林パトロールや各種広報媒体による普及活動を実施した。また、森林被害状況調査を実施して早期に森林被害を発見し、市町村が行う防除対策を支援した。

4 自然公園の保全と利用

(1) 自然公園の概要<環境企画課>

ア 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」、「白山国立公園」の2箇所の国立公園をはじめとして、国定公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）

を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

イ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、知事に事前に届出を行うこととされている。

ウ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、県立自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けており、本県では、30名が委嘱されているほか、中部山岳国立公園に平湯管理官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

エ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、令和2年度においては中部山岳国立公園の平湯乗鞍岳線道路落石対策工事、白山国立公園の三方岩岳園地公衆トイレ洋式化工事、東海自然歩道の標識改修工事等の整備を実施した。

表2-4-10 自然公園の状況

(令和3年3月末現在)

区 分	公 園 計 画		特 別 地 域				普 通 地 域	
			特別保護地区		左の地区以外			
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
国 立 公 園	38,236	(19.6) 100	14,647	38.3	19,182	50.2	4,407	11.5
国 定 公 園	34,632	(17.8) 100	38	0.1	31,934	92.2	2,660	7.7
県 立 自 然 公 園	122,225	(62.6) 100	0	0.0	13,134	10.7	109,091	89.3
計	195,093	100	14,685	7.5	64,250	32.9	116,158	59.6

備考) 1 県環境企画課調べ

2 ()内は計に対する構成比を示す。

表2-4-11 自然公園内における行為許可・届出の状況

区 分	工作物の新設増築 (件)	鉱物の採掘土石 の採取(件)	木竹の伐採 (件)	土地の形状の変更 (件)	その他 (件)	計 (件)	
令 和 2 年 度	国 立 公 園	54	6	2	1	26	89
	国 定 公 園	214	30	70	4	3	321
	県 立 自 然 公 園	49	36	5	7	2	99
	計	317	72	77	12	31	509
令 和 元 年 度	332	65	73	16	25	501	
平 成 30 年 度	433	74	65	19	45	636	
平 成 29 年 度	350	61	72	11	36	530	

備考) 県環境企画課調べ

表2-4-12 自然公園の利用施設の整備状況

(令和2年度)

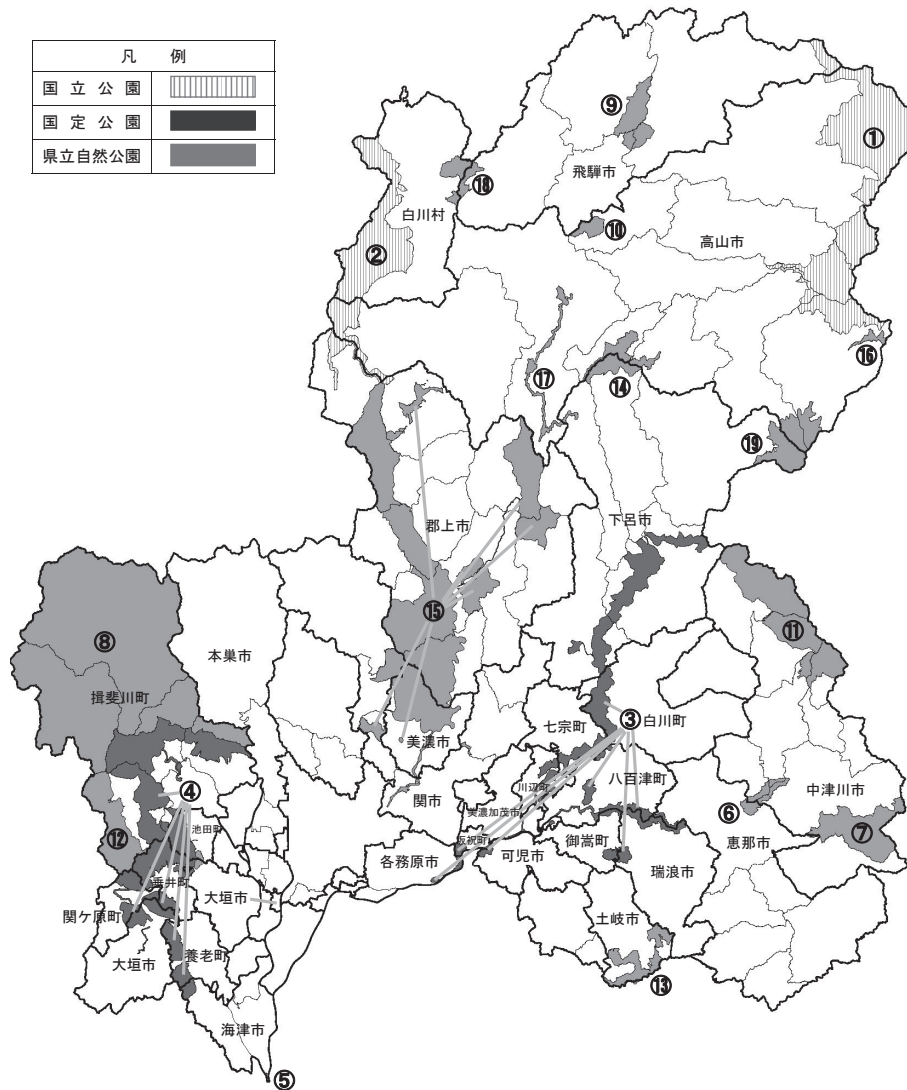
公園名	市町村名	事業内容	事業区分	施行主体
中部山岳国立公園	高山市	乗鞍肩の小屋公衆トイレ改修工事	公共	岐阜県
		平湯乗鞍岳線道路落石対策工事	公共	岐阜県
		平湯園地(バスターミナル)公衆便所修繕工事	県単	岐阜県
白山国立公園	白川村	三方岩岳園地公衆トイレ洋式化工事	公共	岐阜県
		三方岩岳園地駐車場看板撤去工事	県単	岐阜県
東海自然歩道	可児市	標識改修工事	公共	岐阜県
	関ヶ原町	関ヶ原エコミュージアム空調整備工事	県単	岐阜県
		関ヶ原エコミュージアム網戸設置工事	県単	岐阜県
	海津町	庭田園地看板改修工事	県単	岐阜県
中部北陸自然歩道	高山市	歩道改修工事	公共	高山市
	飛騨市	歩道改修工事	公共	飛騨市
揖斐関ヶ原養老国定公園	垂井町外	標識改修工事	公共	岐阜県

備考) 県環境企画課調べ

図2-4-4 自然公園の位置図

- 国立公園
 ①中部山岳
 ②白山
 国定公園
 ③飛騨木曾川
 ④揖斐関ヶ原養老
 県立自然公園
 ⑤千本松原
 ⑥恵那峡
 ⑦胞山
 ⑧揖斐
 ⑨奥飛騨教河流葉
 ⑩宇津江四十八滝
 ⑪裏木曾
 ⑫伊吹
 ⑬土岐三国山
 ⑭位山舟山
 ⑮奥長良川
 ⑯野麦
 ⑰せせらぎ溪谷
 ⑱天生
 ⑲御嶽山

凡例	
国立公園	縦線入りのグレー
国定公園	黒塗り
県立自然公園	斜線入りのグレー



備考) 県環境企画課調べ

自然公園の位置図

(2) 長距離自然歩道の概要<環境企画課>

長距離自然歩道は、国民が自らの足で広く自然や史跡を探訪することにより健全な心身を育成し、自然保護に対する理解を深めることを目的として、昭和45年から整備が進められ、現在整備中のものを含め全国に9の自然歩道がある。

ア 東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の「明治の森高尾国定公園」を起点として、大阪の「明治の森箕面国定公園」に至る1,697.2kmの我が国最初の長距離自然歩道であり、県内では恵那市から海津市までの8市6町を通過し、全長290.4kmとなっている。

この施設の快適な利用の促進を図るため、トイレや道路の清掃、草刈り等を行い維持管理に努めた。

イ 中部北陸自然歩道

中部北陸自然歩道は、新潟県山北町から滋賀県大津市までの中部北陸8県（群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀）にまたがる旧街道（北国街道、三国街道、中山道）をメインルートとし、総延長4,028.8kmの全国7番目の長距離自然歩道である。

県内のコースは、1日単位で歩くことができる26の「1日コース」（2.0km～19.0km）と、これら1日コースを結ぶ「連絡コース」（整備対象外コース）からなっており、11市町村を通過し、総延長は377.8km（うち1日コースは198.3km）となっている。平成7年度から標識、公衆便所等の整備を行い平成12年度に整備が完了した。

この施設の快適な利用の促進を図るため、トイレや道路の清掃、草刈り等を行い維持管理に努めた。

(3) 温泉の概要<環境管理課>

温泉は、保養・休養の他に、慢性疾患等の治療の手段、観光資源等幅広く活用されているが、温泉源保護のため、温泉の掘削、増掘又は動力装置を行う場合若しくは温泉を浴用等公共の用に供する場合は、温泉法に基づく知事の許可が必要となる。

また、平成19年6月には、温泉に起因する可燃性ガス（メタンガス）による災害を防止する目的で改正温泉法が施行され、温泉水中に一定以上のメタンガスを含有する場合には、法の基準による安全対策を施した上で知事の温泉採取許可を、一定濃度未満の場合は知事の確認を受けることが必要になった。

令和2年度におけるこれらの許可等件数は、掘削許可1件、採取施設変更許可1件、温泉利用許可15件、温泉利用許可地位承継承認2件、可燃性天然ガス確認1件であった。

温泉の公共的利用の促進のため、平湯温泉、奥飛騨温泉郷、白川郷平瀬温泉及び小坂温泉郷の4温泉地は、「国民保養温泉地」として環境大臣の指定を受け、温泉の保健的、療養的利用のために必要な諸施設（園地、スポーツ施設、温泉センター、遊歩道等）が整備されている。

また、小坂温泉郷及び白川郷平瀬温泉では、温泉を有する保養機能と周辺の自然資源を活用した温泉地を目指すため、「ふれあい・やすらぎ温泉地」として環境省の選定を受け、平成7年度には小坂温泉郷で「自然ふれあい温泉センター（ひめしゃがの湯）」、平成17年度には白川郷平瀬温泉で「大白川温泉しらみずの湯」を整備し、多くの利用がある。

5 自然とのふれあいの機会の充実**(1) エコツーリズムの推進<環境企画課>**

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みである。県内では郡上や飛騨地域を中心に、NPO、会社法人など様々な団体がエコツーリズムに取り組んでいる。県では自然環境を保全するとともに、地域振興や観光振興に資するため、エコツーリズム団体等への助言や情報共有など、エコツーリズムの促進に努めた。

(2) グリーン・ツーリズムの推進<農村振興課>

グリーン・ツーリズムは、農山漁村において豊かな自然、文化・伝統や農林水産業（農林水産物）とのふれあい・交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。近年の「田園回帰」志向の広がりや外国人観光客の増加など、グリーン・ツーリズムに対する多様なニーズに対応するため、平成29年に民間主導の「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会が設立された。県では、推進協議会の取組を支援し、連携してグリーン・ツーリズムを推進している。

また、グリーン・ツーリズムインストラクターなどの指導者による農林漁業体験の提供や、地域食材を使った料理や特産品の提供など、一定の要件を満たすとして県が登録する「岐阜県農林漁業体験施設」が91施設あり、県内の豊かな自然、歴史・文化と併せて本県グリーン・ツーリズムの中心的な受け皿となっている。

(3) サステイナブル・ツーリズムの推進<観光企画課>

本県では、大小200余りの滝からなり、初心者から上級者まで滝めぐりを楽しむことができる「小坂の滝めぐり」、広大な森林地帯であり、自然環境保全を前提としながら大自然の素晴らしさを体感できる「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、ミズバショウ、ニッコウキスゲ等が咲き誇る湿原や、ブナ、カツラ等が林立する原生林など特徴ある異なった植生が残る「天生県立自然公園と三湿原回廊」（いずれも「岐阜の宝もの」に認定）など、「清流の国ぎふ」を象徴する魅力にあふれた自然資源の保護・保全と観光活用の両輪での取組みを進めている。

また、こうした観光資源を訪れ、岐阜の魅力を感じていただくため、国内外へ広くPRするとともに、各資源をつなげ、県内各地の周遊性の向上及び観光消費額の拡大を図っている。

令和2年度は、「岐阜の宝もの」や中部山岳国立公園などの飛騨の自然観光資源を中心に、旅行商品の造成や山岳メディアと連携したプロモーション、さらなる魅力向上のための案内ガイドスキルアップ研修等を行った。

(4) 「山の日」の啓発<環境企画課>

平成28年から新たに国民の祝日となった「山の日」の意識醸成と「清流の国ぎふ」の源となる郷土の山々のもつ様々な価値や魅力を県民に発信し、豊かな自然環境を次世代へ継承するため、「山の日」の啓発を推進した。

(5) ONSEN・ガストロノミーウォーキングの推進<環境企画課>

温泉を拠点に「食」「自然」「文化・歴史」などの地域資源を活かした地域活性化や誘客につなげる取組みであるONSEN・ガストロノミーウォーキングの県内普及を図るため、市町村担当者等を対象に説明等を行った。

また、イベントの開催に係るPR経費及び歩道や案内看板などの環境整備に係る経費を対象とした補助金制度を継続したが、令和2年度は交付対象となる事業の実施がなかった。

第4節 環境に配慮した社会基盤の整備**1 環境影響評価制度の運用<環境管理課>****ア 環境影響評価条例**

無秩序な開発などにより自然環境の破壊や公害が発生するとその対策に多くの年月と多額の費用を要するばかりでなく、原状まで回復することが困難となる場合もある。

そこで、大規模な開発事業を行う場合には、自然環境の破壊や公害の発生を未然に防止し、開発と環境との調和を図ることが極めて重要となるため、その手段として環境影響評価（環境アセスメント）制度が設けられている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう導くものである。

平成9年6月には、その成立が長年の懸案であった「環境影響評価法」（以下「法」という。）が公布され、平成11年6月12日から施行された。この法の特徴としては、それまでの国の要綱等で運用されていた制度より早い段階で事業者が事業に関する情報を住民等に提供し、事業者の環境情報の形成に住民等が参加できる仕組みとするとともに、評価の項目を「環境基本法」で対象とする環境領域全般に拡大し、また、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り低減する考え方を導入したことである。

本県においては、平成5年8月に「ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱」、平成6年5月に「岐阜県環境影響評価要綱」を制定し、環境影響評価を漸次実施してきたが、総合的かつ統一的な環境影響評価制度とするため、平成7年3月に「岐阜県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定、平成8年4月1日から施行した。その後、条例は法施行に伴い、その手続をより充実したものとするため、平成11年3月に一部改正し、平成11年6月12日から施行した。さらに、平成23年4月の法改正に伴い、法と条例との手続の整合を図る必要があること、平成11年の改正から10年以上が経過し、その間に行政手続への住民参画の推進等、行政手続を巡る状況が変化してきていることを踏まえ、平成24年12月に条例を一部改正し、平成25年4月1日に施行した。また、土地開発事業における要件の見直しのため、平成27年8月に「岐阜県環境影響評価条例施行規則」の一部改正を行い、同年9月1日に施行した。

「岐阜県環境影響評価条例」に基づく対象事業は、①土地開発事業、②道路の建設、③ダム又は放水路の建設、④堰の建設、⑤鉄道又は軌道の建設、⑥飛行場の建設、⑦廃棄物最終処分場の建設、⑧廃棄物処理施設の建設、⑨工場又は事業場の建設、⑩電気工作物の建設、⑪高層工作物又は高層建築物の建設の11種である。

対象事業については、資料6のとおりである。

また、調査・予測・評価を行うべき環境項目は、①大気質、②水質・底質・地下水、③土壌、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭、⑧廃棄物、⑨温室効果ガス、⑩電波障害、⑪日照障害、⑫地形・地質、⑬動物、⑭

植物、⑮生態系、⑯触れ合い活動の場、⑰文化財、⑱景観の18項目である。

手続の概要は、資料7に示す。

なお、最近の環境影響評価の実施状況については、資料8のとおりである。

イ 岐阜県地域環境保全指針

(7) 趣旨

開発を行う場合は環境への影響を少なくするだけでなく、環境への配慮を行うことが求められるため、県は開発事業者が自主的に環境保全対策を実施し、開発時における雨水の地下浸透や自然エネルギーの利用等、環境にプラス効果となる対策を講じることによって、より快適な環境を創出することを目的とした「岐阜県地域環境保全指針」を策定し、平成6年5月から施行した。

この指針は、大規模な開発事業を対象として行われる環境影響評価とは異なり、比較的小規模な開発事業から、環境保全及び環境配慮が行われることを念頭に置いている。

(4) 内容

この指針は、環境配慮の手順と環境配慮事項を定めた開発事業を行う際のガイドラインである。

①対象事業

県事業 … 開発面積5ha以上、道路・河川延長5km以上、ダムの湛水面積50ha以上の開発事業

民間事業 … 開発面積5ha以上の開発事業

②環境配慮事項

開発事業者が、開発にあたり実施すべき環境配慮の内容について、総括的、環境要素別、事業別、地域別に環境配慮事項を定めている。

2 自然環境保全協定の締結<環境企画課>

開発行為者が、一定規模以上の開発行為をしようとする場合には、「岐阜県自然環境保全条例」第36条により知事とあらかじめ自然環境保全協定を締結することとしている。

協定には、県土の自然環境の破壊を防止するために自然の改変を最少限度にとどめること、植生の回復を図ること及びその他自然環境の保全に必要な措置をとることなどを盛り込み、良好な自然の確保に努めている。

表2-4-13 自然環境保全協定の締結状況

年度	ゴルフ場	住宅等	ダム等	レジャー施設	土石の採取	車道	その他	計
H29	0	0	0	0	1	0	5	6
H30	0	1	0	0	1	0	6	8
R1	0	1	0	0	2	0	4	7
R2	0	0	0	0	3	0	3	6

備考) 県環境企画課調べ

第5章 安全で健やかな生活環境で暮らす

第1節 良好な生活環境の保全

1 公害の未然防止

(1) 公害防止計画の推進<環境管理課>

ア 策定の経緯

公害防止計画は、「環境基本法」第17条第1項及び第2項の規定により、現に公害が著しいか又は公害が著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難と認められる地域について、知事が策定する公害防止のための総合計画である。

本県においては、岐阜・大垣地域及び東濃地域の9市17町について昭和51年度から5年間を期限とする公害防止計画を策定し、公害防止のための施策を推進してきた。この結果、昭和61年度に岐阜・大垣地域の2市（関市、美濃市）と東濃地域の3市4町（多治見市、瑞浪市、土岐市、可児町、御嵩町、笠原町、山岡町）が、平成8年度に岐阜・大垣地域の10町（川島町、岐南町、笠松町、柳津町、神戸町、安八町、墨俣町、北方町、本巣町、糸貫町）が、平成13年度に同地域の3町（垂井町、池田町、穂積町）が、さらに平成18年度に同地域の2市（大垣市、羽島市）が、それぞれ環境の状況が改善されたとして公害防止計画の策定地域から除外された。

しかし、岐阜地域の岐阜市及び各務原市については、引き続き対策を要することから平成18年度以降も計画を策定し、平成23年度に10年間を期限とする第8期計画を策定した。

表2-5-1 本県における公害防止計画の策定状況

(令和3年3月末現在)

区分	計画期間	計画地域名	対象市
第8期	平成23～令和2年	岐阜	岐阜市、各務原市（2市）

備考) 県環境管理課調べ

イ 岐阜地域公害防止計画の概要

平成23年度に策定された岐阜地域公害防止計画は、平成24年2月27日付けで行った環境大臣への公害防止対策事業計画案に係る協議を経て、平成24年3月16日付けで、環境大臣の同意を得たものである。

岐阜地域については昭和51年度から、7期35年にわたり公害防止計画が策定され、同計画に基づいて公害防止に関する諸施策が推進されてきたものの、大気汚染、水質汚濁及び騒音について、依然として改善すべき問題が残されていることから、引き続き総合的な公害防止対策を講じていく必要がある。この地域に係る公害防止計画は、旧計画の成果を評価、検討したうえで、国の施策と連携を保ちながら、各種の公害防止施策を総合的、計画的に実施することにより、環境への負荷をできる限り低減するとともに、公害の防止に関する自然環境の保全及び地球環境の保全に係る諸施策を実施すること等により、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定されたものである。

本計画では、環境基本計画に定める長期的な目標の達成に資するものであることを踏まえつつ、令和2年度末を目途に未達成の環境基準等を達成維持することを目標として、引き続き対策を推進するものとされた。

表2-5-2 岐阜地域公害防止計画の概要

計画の期間	平成23年度から令和2年度までの10年間
計画の対象地域	岐阜市、各務原市（2市）
主要課題	<ol style="list-style-type: none"> 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁 伊勢湾に流入する河川の汚濁負荷を削減し、伊勢湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素、りんによる富栄養化の防止を図る。 自動車交通騒音 騒音の著しい沿道における自動車交通騒音の防止を図る。 地下水汚染 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による地下水汚染の防止を図る。 都市地域における大気汚染 都市地域における大気汚染の防止を図る。

備考) 県環境管理課調べ

表2-5-3 岐阜地域の概況（計画策定時）

地域	項目	面積	人口	製造品出荷額等	主要業種
岐阜地域		290.66 (km ²)	556 (千人)	8,747 (億円)	輸送用機械器具 製造業、化学工業

備考) 県環境管理課調べ

ウ 岐阜地域公害防止計画における主要課題への対応

(7) 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

当地域内の主要河川においてBODの環境基準を達成維持することを目標とする。また、伊勢湾のCOD、全窒素及び全りん環境基準を達成することを目標として、令和元年度を目標年度とした第8次総量規制削減計画に基づく施策を推進する。

当地域の河川のBOD汚濁負荷量は、生活系及び産業系排水が大半を占めるため、伊勢湾に流入する河川の水質汚濁対策は、生活排水対策を中心とし、これに産業排水対策を併せて進める。

表2-5-4 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁に対する主な施策

<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の整備 (行政人口に占める処理人口の割合：平成22年度 84.6%→令和2年度 89.7%) ・ し尿処理施設の適正な維持管理 ・ 浄化槽の普及促進等 ・ 普及啓発・実践活動の促進 (ブルーリバー作戦の推進、河川愛護団体等への支援、「生活排水対策推進計画」の推進) ・ 法・条例に基づく排水規制の徹底 (排水基準・総量規制基準の遵守についての監視・指導) ・ 小規模事業場対策 「小規模事業場排水対策推進指導方針」 ・ 畜産排水対策 ・ 導水 平常時に流量の少ない河川への導水(境川・新荒田川、荒田川：合わせて2 m³/s)

備考) 県環境管理課調べ

(4) 自動車交通騒音

当地域における今後の主要幹線道路沿道における騒音防止対策は、関係機関と連携しつつ、総合的かつ計画的に推進する。また、各種開発行為による新たな発生交通量に係る騒音の影響を未然防止するため、「環境影響評価法」及び「岐阜県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価を適切に実施し、必要に応じて環境保全対策を講ずる。

これらの施策を行うことにより、すべての道路に面する地域の騒音に係る環境基準を昼夜ともに達成することを目標とする。

表2-5-5 自動車交通騒音に対する主な施策

<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生源対策 (車両検査・点検の徹底、整備不良車・過積載車両等の取締り強化、低公害車導入の普及促進) ・ 交通管理 (交通管制システム等の整備拡充、適正な交通規制の実施、駐車対策) ・ 交通総量抑制対策 ・ 道路整備 (バイパス等の整備、補正補修等道路の適正管理) ・ 沿道対策 (道路交通公害の影響に配慮した計画的土地利用) ・ その他 (面的評価を推進、監視測定体制の整備)

備考) 県環境管理課調べ

(7) 地下水汚染

岐阜市においては、テトラクロロエチレン等揮発性有機化合物を使用する事業場における排水処理施設の適正な維持管理を指導し、汚染源がある場合には直接浄化を実施して、汚染源の解消と汚染地区の拡大防止を目指す。

安心して健やかな生活環境で暮らす

また、各務原市においては、農地における施肥量を削減した状態を維持し、東部の硝酸・亜硝酸性窒素汚染地区が水道資源の集中している西部まで拡大しないように努める。

表2-5-6 地下水汚染に対する主な施策

- ・地下水質の監視（概況調査、モニタリング調査）
- ・汚染確認時の措置（汚染範囲・汚染原因の把握、飲用指導、取扱事業場の指導）
- ・汚染地区対策
（モニタリング調査による監視、立入検査等の発生源対策、飲用指導・健康相談等の住民対策、浄化対策、減肥）

備考) 県環境管理課調べ

(1) 都市地域における大気汚染

当地域の大気汚染状況を把握するため、一般環境大気測定局が4局、自動車排出ガス測定局が1局設置され、常時監視が行われている。監視項目のうち二酸化窒素、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類は、すべての測定局で環境基準を達成しており、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で長期的評価に基づく環境基準を達成している（計画策定時）。

しかし、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成していない。このため、光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物及び炭化水素について排出の抑制に努め、被害発生を未然に防ぐため、緊急時対策を徹底する。また、これらの施策を通じて、長期的には地域内のすべての測定局において環境基準を達成することを目標とするが、当計画期間内においては1時間値が0.12ppmを超過しないことを目標とする。

表2-5-7 都市地域における大気汚染に対する主な施策

窒素酸化物対策

- ・固定発生源対策（大気汚染防止法等に基づく規制、発生源監視、コージェネレーションシステムの導入）
- ・移動発生源対策（バイパス等の道路整備、交通管制システムの整備）
- ・普及啓発（中小企業制度融資の活用、大気汚染防止月間における取組み、アイドリング・ストップ運動）
- ・炭化水素対策
- ・固定発生源対策（大気汚染防止法等に基づく規制、発生源監視、コージェネレーションシステムの導入、P R T R法の推進）
- ・光化学オキシダント対策
- ・光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物及び炭化水素について、排出抑制に努める。
- ・被害発生の未然防止のための緊急時対策として、平成14年6月制定の「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づき、大気汚染情報を発令する等の措置を講ずる。

備考) 県環境管理課調べ

(2) 公害防止管理者等の選任<環境管理課>

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場の公害防止組織の整備を図り、有効適切な自主管理を行うことにより公害防止を未然に防止することを目的として、昭和46年6月に制定された。

この法律の適用対象となる製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業であって一定規模以上の施設を有する工場については、これを設置している事業者が、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任し、知事又は市町村長に届け出なければならない（資料9）。

表2-5-8 公害防止管理者等の届出状況

(令和3年3月末現在)

種類		区分	本務者	代理者	
公害防止統括者			463 (152)	391 (105)	
公害防止主任管理者			11 (1)	8 (1)	
公害防止管理者	大気関係	第1種	34 (1)	26 (1)	
		第2種	21 (0)	14 (1)	
		第3種	28 (2)	22 (3)	
		第4種	98 (7)	80 (3)	
	水質関係	第1種	54 (0)	30 (0)	
		第2種	163 (8)	122 (9)	
		第3種	5 (2)	11 (3)	
		第4種	65 (6)	54 (1)	
	騒音関係			152 (145)	88 (86)
	粉じん関係			70 (8)	49 (5)
	振動関係			146 (139)	61 (57)
	ダイオキシン関係			6 (1)	3 (1)
	計			842 (319)	560 (170)
合計			1316 (472)	959 (276)	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ()内は市町村の処理事務によるもので内数

(3) 公害苦情・紛争の適正処理<環境企画課、環境管理課>

公害の苦情については、公害苦情相談員及び公害担当職員により、必要な調査、発生源に対する指導、助言を行っている。

公害に関する紛争については、その迅速かつ適正な処理を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が置かれている。

本県では、「岐阜県公害紛争処理条例」に基づき、13人の委員で構成される岐阜県公害審査会を設置しており、昭和45年度に発足以来、20件の公害紛争を処理している。(表2-5-9)

また、公害苦情件数の状況は、資料10のとおりである。

表2-5-9 県公害審査会に係属した事件一覧

年	係属件数	紛争の種類
昭和47年	1	悪臭
昭和51年	3	水質、騒音
昭和55年	1	騒音
昭和57年	1	騒音
昭和60年	1	騒音、振動
昭和62年	1	悪臭
平成3年	1	水質、大気
平成6年	1	騒音
平成7年	1	水質
平成13年	1	大気、水質、その他
平成18年	1	水質、土壌
平成21年	1	悪臭
平成24年	1	大気、水質
平成25年	1	悪臭
平成26年	1	騒音
平成27年	1	騒音
平成28年	1	騒音
平成30年	1	悪臭、騒音、振動
計	20	

備考) 県環境企画課調べ

2 水質環境の保全

(1) 汚濁発生源の抑制

ア 公共用水域の概況<環境管理課>

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曾川（長良川、揖斐川を含む。）及び庄内川（土岐川）、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川（宮川）及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-5-10のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺環境を構成する上での重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が払われている。

表2-5-10 主要河川水系

(令和3年3月末現在)

水系名	主要河川名	河川数	延長 (km)	類型指定 河川数	類型指定 河川延長(km)
木曾川	木曾川、長良川、揖斐川	298	2,353	35	1,186
庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	88
矢作川	矢作川	22	108	4	52
神通川	神通川(宮川)	48	479	6	237
庄川	庄川	32	199	1	48
九頭竜川	石徹白川	2	9		
合計		437	3,326	51	1,611

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ
2 河川数及び延長は1級河川のみである。

イ 水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

(7) 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである（資料11）。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和45年9月に木曾川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曾川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では平成23年度から平成28年度に他の主要河川について順次調査を実施し、48河川7水域について類型を指定した。（資料28）。

(イ) 公共用水域及び地下水の監視測定

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質の測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

令和2年度において、公共用水域については、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、125地点でカドミウム、シアン等の健康項目及びpH、BOD等の生活環境項目等の水質測定を行った。

また、木曾川、長良川及び揖斐川水域の7地点では、表2-5-11に示す管理機関が自動測定を行った。

このほか、3河川の3地点においてPCB等の底質調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料26）。

地下水については、51地点の井戸において、環境基準項目の水質調査を実施するとともに、66地点の井戸においてモニタリング調査、33地点の井戸において汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料27）。

表2-5-11 水質自動測定所の設置状況

(令和3年3月末現在)

河川名	測定所等名	設置場所	設置年度	管理機関	測定項目
木曾川	国土交通省木曾川橋水質自動監視所	羽島郡笠松町長池	昭和46	国土交通省 木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、COD、シアン
長良川	岐阜市長良川水質自動測定所	岐阜市長良古津小島山	昭和45 (昭和63)	岐阜市	水温、pH、濁度、D0、導電率、COD (UV)
	国土交通省大藪大橋水質自動監視所	羽島市堀津町	平成5	国土交通省 木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、COD、シアン、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省南濃大橋水質自動監視所	羽島市桑原町東方	昭和45	国土交通省 木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省東海大橋水質自動監視所	海津市海津町大和田	平成5	国土交通省 木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、塩化物イオン、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省長良川大橋水質自動監視所	愛知県愛西市福原新田町 (海津市海津町油島)	平成6	国土交通省 木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、塩化物イオン、クロロフィルa、総窒素、総りん
揖斐川	国土交通省海津水質自動監視計	海津市海津町西小島	昭和47	国土交通省 木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、塩化物イオン

備考) 1 県環境管理課調べ
2 設置年度の()内は機器更新年度を示す。

ウ 水環境の概況<環境管理課>

県内の公共用水域及び地下水の水環境の状況を把握するため、令和2年度は、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川(資料28)を中心に、70河川において水質調査123地点、底質調査3地点、湖沼において水質調査を2地点で実施した。(表2-5-12、図2-5-1)。

表2-5-12 公共用水域の水質測定地点数と実施機関

○河川

(令和2年度)

水 域 名	河川数	測 定 地点数	実 施 機 関			
			水 質 調 査			底 質 調 査
			岐阜県	中部地整	岐阜市	岐阜市
木 曾 川	15	32	28	4		
長 良 川	26	42	14	7	21	3
揖 斐 川	12	20	12	8		
庄内川(土岐川)	5	9	7	2		
神通川(宮川)	7	11	11			
矢 作 川	4	6	5	1		
庄 川	1	3	3			
計	70	123	80	22	21	3

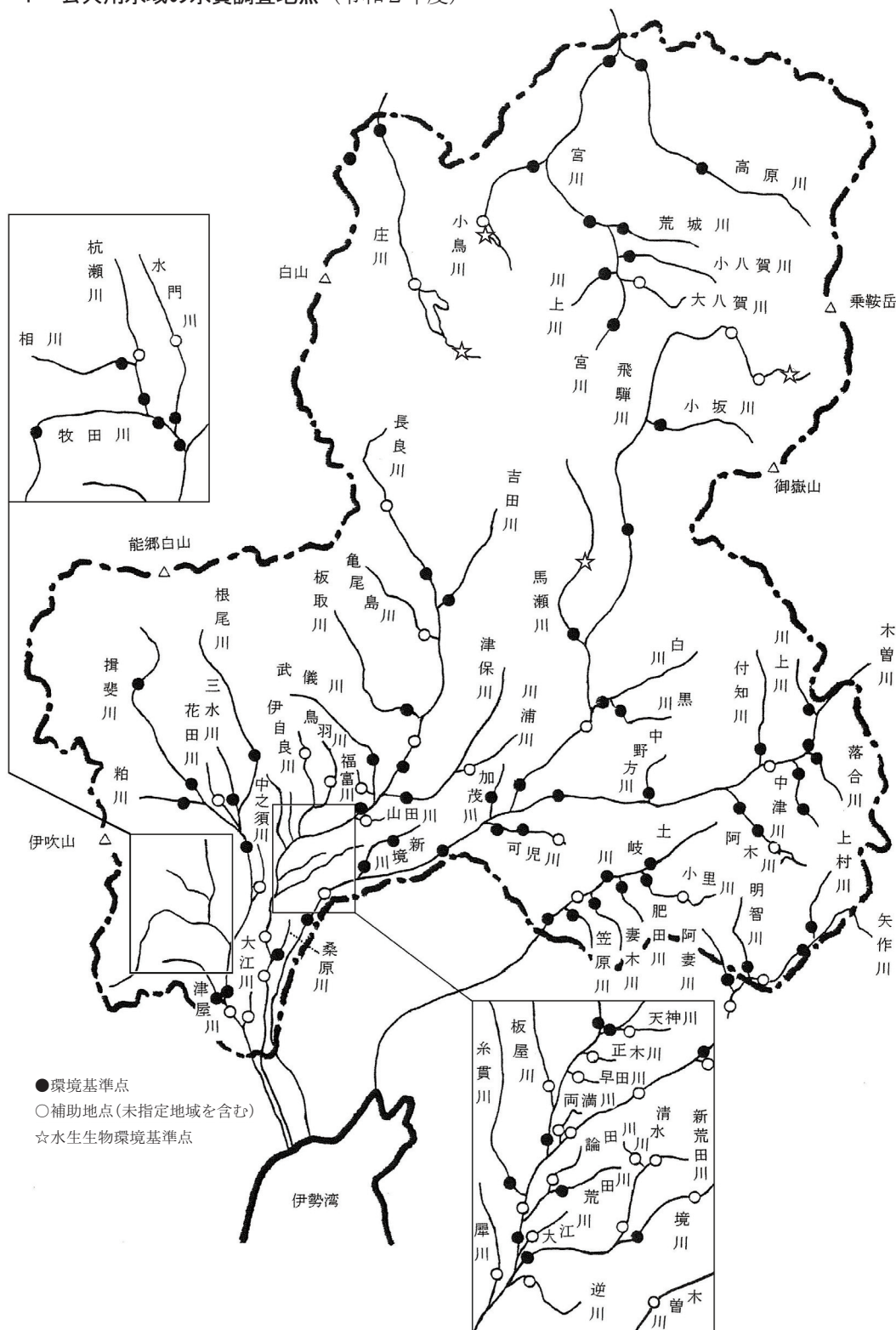
○湖沼

水 域 名	測 定 地点数	実 施 機 関	
		水 質 調 査	
		中部地整	富山県
横山ダム貯水池(奥いび湖)	1	1	
境川ダム貯水池(桂湖)	1		1
計	2	1	1

備考) 1 県環境管理課調べ
2 中部地整：国土交通省中部地方整備局

安心して健やかな生活環境で暮らす

図2-5-1 公共用水域の水質調査地点（令和2年度）



備考) 県環境管理課調べ

エ 河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について設けられている（資料11）。

(7) 健康項目

人の健康の保護に関する項目についての環境基準は、カドミウム等の重金属、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、シマジン等の農薬など全部で27項目について、全水域に一律に適用される基準値が定められている（ふっ素、ほう素については、海域には適用しない）。

令和2年度は、91地点において採水し分析した結果、すべての地点が環境基準に適合していた(表2-5-13)。

表2-5-13 健康項目の環境基準の適合状況(河川)

(令和2年度)

項目	検体数等	岐 阜 県			全 国 (R1年度)		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)
カドミウム		58	0	0	3,046	4	0.13
全シアン		54	0	0	2,700	0	0
鉛		72	0	0	3,137	3	0.10
六価クロム		59	0	0	2,805	0	0
砒素		73	0	0	3,130	21	0.67
総水銀		52	0	0	2,899	0	0
アルキル水銀		1	0	0	507	0	0
PCB		55	0	0	1,675	0	0
ジクロロメタン		60	0	0	2,579	0	0
四塩化炭素		60	0	0	2,568	0	0
1,2-ジクロロエタン		60	0	0	2,567	1	0.04
1,1-ジクロロエチレン		59	0	0	2,577	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		60	0	0	2,578	0	0
1,1,1-トリクロロエタン		59	0	0	2,609	0	0
1,1,2-トリクロロエタン		60	0	0	2,576	0	0
トリクロロエチレン		60	0	0	2,607	0	0
テトラクロロエチレン		61	0	0	2,610	0	0
1,3-ジクロロプロペン		55	0	0	2,591	0	0
チウラム		56	0	0	2,555	0	0
シマジン		56	0	0	2,563	0	0
チオベンカルブ		56	0	0	2,555	0	0
ベンゼン		57	0	0	2,548	0	0
セレン		55	0	0	2,599	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		64	0	0	3,060	2	0.07
ふっ素		64	0	0	2,540	14	0.55
ほう素		57	0	0	2,418	0	0
1,4-ジオキサン		56	0	0	2,521	0	0
全 体		91	0	0	3,876	42	1.08

備考) 県環境管理課調べ

(イ) 生活環境項目

○ 環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH(水素イオン濃度)、DO(溶存酸素量)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)及び大腸菌群数の5項目についての基準値が定められている。

令和2年度は、木曾川等7本川44支川の水域類型を指定している69の水域を中心に123地点で水質測定を実施した。このうち、水域類型を指定している103地点におけるBOD等5項目に関する延べ4,948検体の環境基準に対する適合率は、表2-5-14のとおり全体の89.2%であった。

安心して健やかな生活環境を暮らし

表2-5-14 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（河川）

（令和2年度）

区分	年度	AA		A		B		C		計	
		環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率
		総検体数		総検体数		総検体数		総検体数		総検体数	
pH	R1	270	99.3	490	100	166	98.8	196	100	1,122	99.6
		272		490		168		196		1,126	
	R2	257	100	470	99.8	158	98.1	181	100	1,066	99.6
		257		471		161		181		1,070	
DO	R1	272	100	481	98.2	168	100	194	99.0	1,115	99.0
		272		490		168		196		1,126	
	R2	258	100	458	97.2	161	100	179	98.9	1,056	98.6
		258		471		161		181		1,071	
BOD	R1	263	96.7	481	98.4	163	97.0	184	93.9	1,091	97.0
		272		489		168		196		1,125	
	R2	251	97.3	468	99.4	161	100	166	91.7	1,046	97.7
		258		471		161		181		1,071	
SS	R1	272	100	486	99.4	166	98.8	196	100	1,120	99.6
		272		489		168		196		1,125	
	R2	254	98.8	463	98.3	159	98.8	180	99.4	1,056	98.7
		257		471		161		181		1,070	
大腸菌群数	R1	16	5.9	136	31.2	84	50.0	—	—	236	26.9
		272		436		168		—		876	
	R2	13	6.1	110	35.2	67	47.1	—	—	190	28.5
		212		312		142		—		666	
計	R1	1,093	80.4	2,074	86.6	747	88.9	770	98.2	4,684	87.0
		1,360		2,394		840		784		5,378	
	R2	1,033	83.2	1,969	89.7	706	89.8	706	97.5	4,414	89.2
		1,242		2,196		786		724		4,948	

備考) 県環境管理課調べ

○ BOD及びSSの環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるBOD及びSSについて、水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【BOD】

BODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、表2-5-15及び表2-5-16のとおり、令和2年度におけるBODの達成率は97.1%となっている。

【SS】

SSの環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成した。

表2-5-15 BODの水域類型別の環境基準の達成状況

類型 (mg/L)	基準値 (mg/L)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		全国河川の 達成率 (R1年度)
		達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	
AA	1以下	19 20	95.0%	20 20	100%	20 20	100%	96.1%
A	2以下	27 27	100%	27 27	100%	27 27	100%	94.3%
B	3以下	11 11	100%	11 11	100%	11 11	100%	93.3%
C	5以下	11 11	100%	10 11	90.9%	9 11	81.8%	95.2%

D	8以下	—	—	—	—	—	—	98.8%
E	10以下	—	—	—	—	—	—	100%
計	68 69	98.6%	68 69	98.6%	67 69	97.1%	94.6%	

備考) 県環境管理課調べ

表2-5-16 水域別の環境基準の達成状況(河川)

区分	水域名	木曾川	長良川	揖斐川	庄内川 (土岐川)	矢作川	神通川 (宮川)	庄川	計
令和 元年度	達成水域数	22	14	13	6	4	8	1	68
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率 (%)	100%	93.3%	100%	100%	100%	100%	100%	98.6%
	未達成水域名	—	糸貫川 C(7/12)	—	—	—	—	—	—
令和 2年度	達成水域数	21	14	13	6	4	8	1	66
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率 (%)	95.5%	93.3%	100%	100%	100%	100%	100%	95.7%
	未達成水域名	中津川 C(4/11)	糸貫川 C(6/12)	—	—	—	—	—	—

備考) 県環境管理課調べ

○ 水生生物保全に係る環境基準の達成率

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに全亜鉛等の3項目についての基準値が定められている。

令和2年度は、木曾川等5本川、47支川の水域類型を指定している62水域、77地点で水質測定を実施した。水生生物保全に係る環境基準の達成の適否は、環境基準地点ごとにすべての項目について、年間平均値が環境基準を満足するか否かで判定するが、令和2年度においては環境基準地点のうち1地点で環境基準を超過した。(表2-5-17)

表2-5-17 水域別生物類型別の水生生物保全に係る環境基準の達成状況(河川)

区分	年度	生物A		生物特A		生物B		生物特B		計	
		達成水域数	達成率	達成水域数	達成率	達成水域数	達成率	達成水域数	達成率	達成水域数	達成率
		総水域数	(%)	総水域数	(%)	総水域数	(%)	総水域数	(%)	総水域数	(%)
木曾川	R1	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
	R2	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
長良川	R1	4	100.0	1	100.0	7	100.0	0	—	12	100.0
		4		1		7		0		12	
	R2	4	100.0	1	100.0	6	85.7	0	—	11	91.7
		4		1		7		0		12	
揖斐川	R1	4	100.0	0	—	8	100.0	0	—	12	100.0
		4		0		8		0		12	
	R2	4	100.0	0	—	8	100.0	0	—	12	100.0
		4		0		8		0		12	
庄内川 (土岐川)	R1	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
	R2	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
矢作川	R1	4	100.0	0	—	1	100.0	0	—	5	100.0
		4		0		1		0		5	
	R2	4	100.0	0	—	1	100.0	0	—	5	100.0
		4		0		1		0		5	

神通川 (宮川)	R1	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
	R2	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
庄川	R1	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
	R2	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
計	R1	25	100.0	12	100.0	25	100.0	0	—	62	100.0
		25		12		25		0		62	
	R2	25	100.0	12	100.0	24	96.0	0	—	61	98.4
		25		12		25		0		62	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 総水域数は、調査年度に類型が指定されていた水域数を指す。

○ 湖沼水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、河川と同様、健康項目と生活環境項目について設けられている（資料11）。

(ウ) 健康項目

令和2年度は、27項目について2地点で採水し分析した結果、すべての地点で、環境基準を達成した（表2-5-18）。

表2-5-18 健康項目の環境基準の適合状況（湖沼）

（令和2年度）

検体数等項目	岐 阜 県			全 国 (R1年度)		
	調査対象 地点数 A	環境基準値 を超える 地点数 B	B/A (%)	調査対象 地点数 A	環境基準値 を超える 地点数 B	B/A (%)
カドミウム	2	0	0	262	1	0.38
全シアン	2	0	0	213	0	0
鉛	2	0	0	266	0	0
六価クロム	2	0	0	235	0	0
砒素	2	0	0	268	2	0.75
総水銀	2	0	0	247	0	0
アルキル水銀	1	0	0	49	0	0
P C B	1	0	0	119	0	0
ジクロロメタン	1	0	0	202	0	0
四塩化炭素	1	0	0	198	0	0
1,2-ジクロロエタン	1	0	0	202	0	0
1,1-ジクロロエチレン	1	0	0	202	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	1	0	0	202	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	0	206	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	202	0	0
トリクロロエチレン	1	0	0	211	0	0
テトラクロロエチレン	1	0	0	211	0	0
1,3-ジクロロプロペン	1	0	0	200	0	0
チウラム	2	0	0	193	0	0
シマジン	2	0	0	188	0	0
チオベンカルブ	2	0	0	188	0	0
ベンゼン	1	0	0	205	0	0

セ レ ン	2	0	0	195	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	0	360	0	0
ふ つ 素	1	0	0	185	1	0
ほ う 素	1	0	0	173	0	0
1,4-ジオキサン	2	0	0	194	0	0
全 体	2	0	0	405	3	0.74

備考) 県環境管理課調べ

(イ) 生活環境項目

○ 環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、湖沼の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAAからCまでの類型を指定し、類型ごとにpH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）及び大腸菌群数の5項目について基準値が定められている。また、同様に各水域にIからVまでの類型を指定し、類型ごとに全窒素、全磷の2項目について基準値が定められている。

令和2年度は、水域類型を指定している2地点で水質測定を実施したところ、COD等5項目に関する延べ138検体の環境基準に対する適合率が、表2-5-19のとおり全体の97.8%であった。なお、全窒素については、本県の2地点には環境基準は適用されていない。

表2-5-19 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（湖沼）

区 分	年 度	A		計		区 分	年 度	II		III		計	
		環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率			環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率
		総検体数		総検体数				総検体数		総検体数		総検体数	
p H	R1	29	96.7	29	96.7	全 磷	R1	6	100	12	100	18	100
		30	(88.6)	30	(88.0)			6	(48.3)	12	(64.7)	18	(50.8)
	30	100	30	100	R2		6	100	12	100	18	100	
	30		30				6		12		18		
D O	R1	26	86.7	26	86.7	備考) 1 県環境管理課調べ 2 () は全国湖沼のAA~CまでもしくはI~Vまでの適合率を示す。							
		30	(80.5)	30	(84.8)								
	29	96.7	29	96.7									
	30		30										
C O D	R1	28	93.3	28	93.3								
		30	(55.0)	30	(46.1)								
	28	93.3	28	93.3									
	30		30										
S S	R1	27	90.0	27	90.0								
		30	(68.5)	30	(67.8)								
	30	100	30	100									
	30		30										
大腸菌 群 数	R1	16	88.9	16	88.9								
		18	(79.2)	18	(74.8)								
	18	100	18	100									
	18		18										
計	R1	126	91.3	126	91.3								
		138	(74.1)	138	(72.2)								
	135	97.8	135	97.8									
	138		138										

○ COD等環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び全磷について水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【COD】

CODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成・維持していた。

【全磷】

全磷の環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成していた。

○ 底質調査

3河川の3地点において、令和2年度に調査を実施した結果は、令和元年度と同程度であり、特に問題となる数値はみられなかった（資料26）。

○ 地下水質調査

概況調査は、県内を2～5kmメッシュで区切り、51メッシュの中から調査地点を1地点選定するメッシュ方式により実施した。

この結果、ふっ素及びほう素が1地点（高山市）において環境基準を超過した。

オ 各水域の状況

河川の代表的な汚濁指標であるBODについて水域別にみた状況は、次のとおりである。

(ア) 木曽川水域（表2-5-20、図2-5-2）

○ 本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、1地点（中津川下流 本川合流前）を除いて環境基準を達成した。下流の起地点（羽島市）においても1mg/Lと良好な水質を保持している。

○ 支川

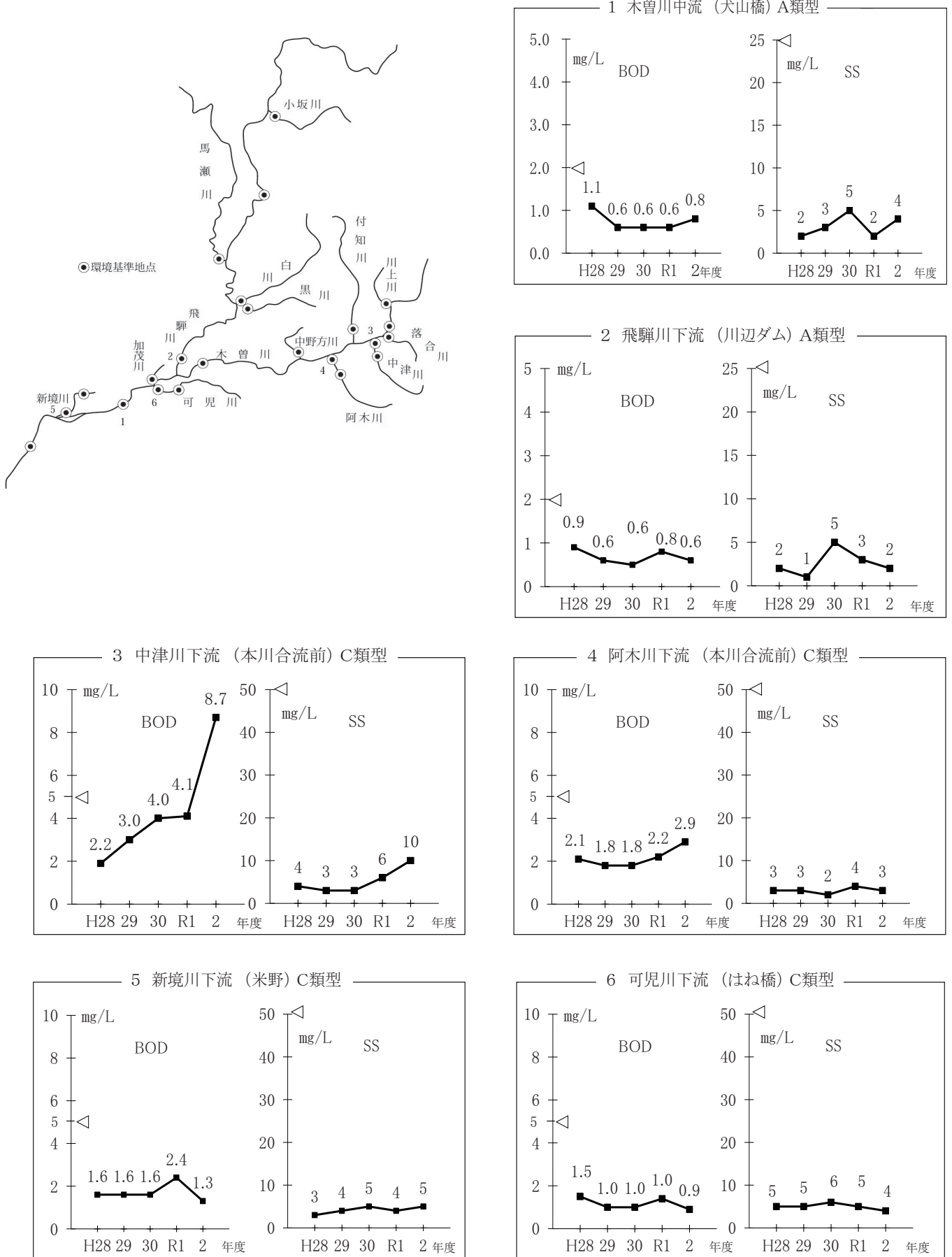
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-5-20 木曽川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本 川	木曽川上流	落 合 ダ ム	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/11	○	0.5
	木曽川中流	兼 山 ダ ム	A (2)	0/12	○	0.8	1/11	○	0.8
		犬 山 橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.8
	木曽川下流	起	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	1
支 川	飛驒川上流	東 上 田	AA (1)	0/12	○	0.5	0/11	○	0.7
	飛驒川下流	川 辺 ダ ム	A (2)	0/12	○	0.8	0/11	○	0.6
	川 上 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	<0.5	0/11	○	<0.5
	落 合 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	<0.5	0/11	○	0.5
	中津川上流	中 川 橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/11	○	<0.5
	中津川下流	本 川 合 流 前	C (5)	2/12	○	4.1	4/11	×	8.7
	付 知 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	<0.5	0/11	○	<0.5
	阿木川上流	恵 那 大 橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/11	○	0.5
	阿木川下流	本 川 合 流 前	C (5)	0/12	○	2.2	0/11	○	2.5
	中野方川	巴 橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/11	○	<0.5
	可児川上流	鳥 屋 場 橋	B (3)	0/12	○	1.8	0/11	○	0.9
	可児川下流	は ね 橋	C (5)	0/12	○	1.4	0/11	○	0.9
	加 茂 川	本 川 合 流 前	B (3)	0/12	○	1.1	0/11	○	0.9
	新境川上流	東 泉 橋	B (3)	1/12	○	1.7	0/11	○	1.5
	新境川下流	米 野	C (5)	0/12	○	2.4	0/12	○	1.3
	小 坂 川	古 子 橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/11	○	0.7
	馬 瀬 川	飛 驒 川 合 流 前	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/11	○	0.7
	白 川	飛 驒 川 合 流 前	AA (1)	0/12	○	0.6	0/11	○	<0.5
黒 川	岩 穴 橋	AA (1)	0/12	○	0.6	0/11	○	<0.5	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-2 木曾川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

安心して健やかな生活環境で暮らす

(イ) 長良川水域 (表2-5-21、図2-5-3)

○ 本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の長良大橋地点においても0.8mg/Lと良好な水質を保持している。

また、長良川水域の県内最下流地点である東海大橋地点(補助地点)においても、0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

○ 支川

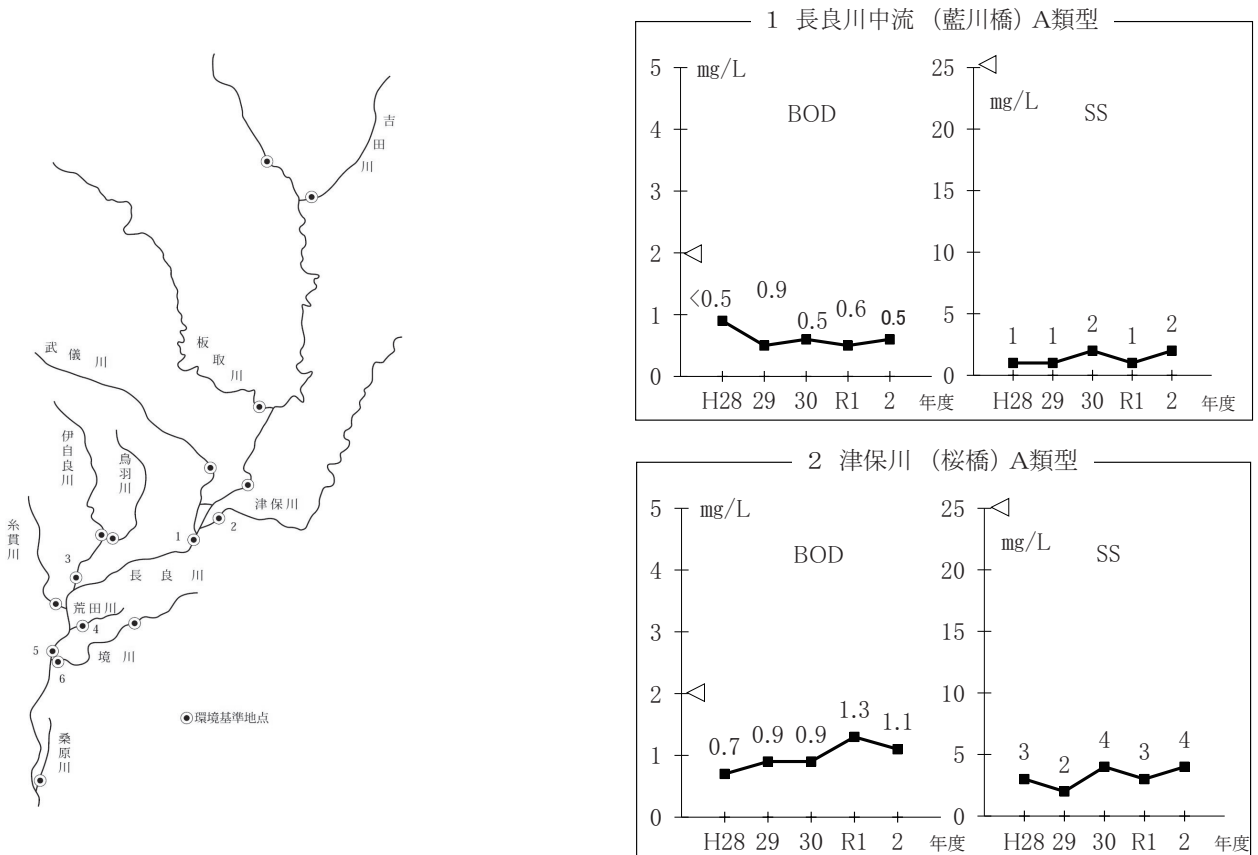
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-5-21 長良川水域の環境基準(BOD)の達成状況

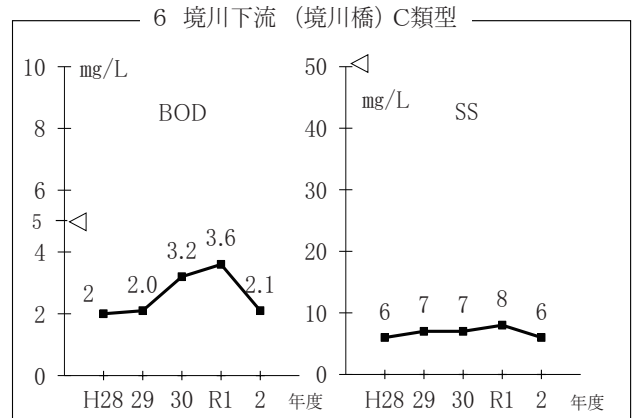
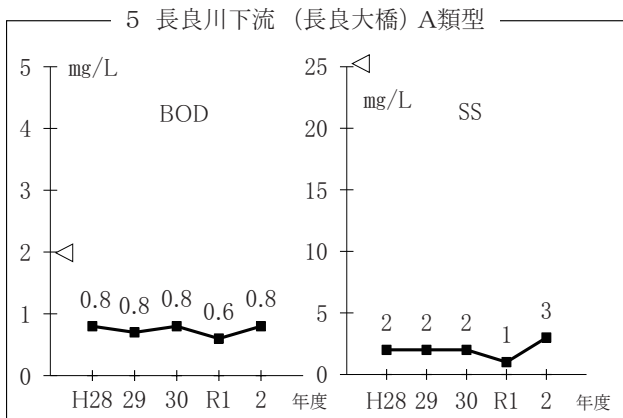
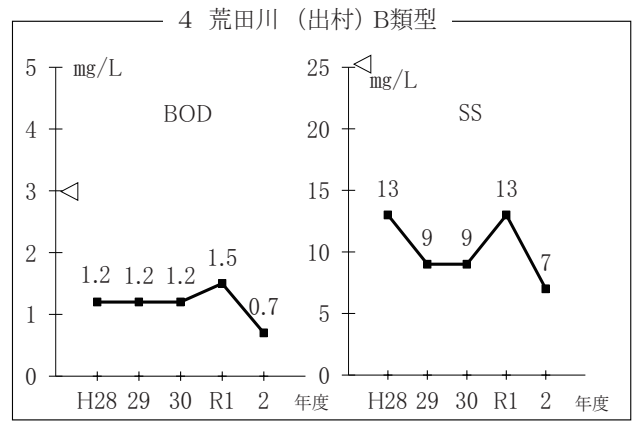
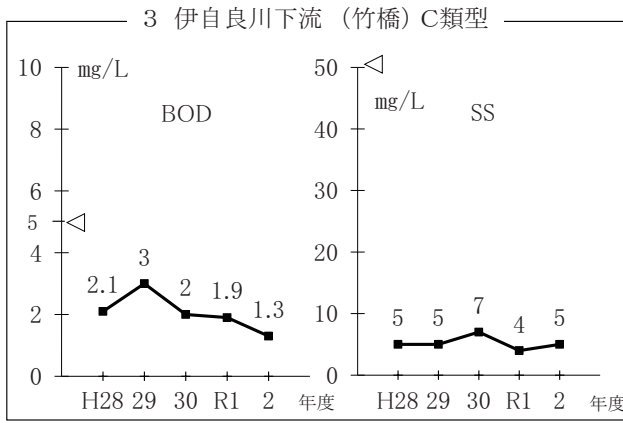
水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和元年度				令和2年度			
			75%評価		75%値 (mg/L)	75%評価		75%値 (mg/L)		
			X/Y	達成状況		X/Y	達成状況			
本川	長良川上流	和合橋	AA (1)	0/12	○	0.5	0/11	○	<0.5	
	長良川中流	鮎之瀬橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/11	○	<0.5	
		藍川橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.6	
長良川下流	長良大橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.8		
支川	吉田川	小野橋	AA (1)	1/12	○	0.8	0/11	○	<0.5	
	板取川	長瀬橋	AA (1)	0/12	○	0.6	0/11	○	<0.5	
	武儀川	南武芸橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/11	○	0.7	
	津保川	桜橋	A (2)	1/12	○	1.3	0/11	○	1.1	
	伊自良川上流	繰船橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.9	
	伊自良川下流	竹橋	C (5)	0/12	○	1.9	0/12	○	1.3	
	鳥羽川	伊自良川合流前	B (3)	1/12	○	0.9	0/12	○	0.7	
	境川上流	東辰新橋	C (5)	0/12	○	1.4	0/12	○	1.3	
	境川下流	境川橋	C (5)	0/12	○	3.6	0/12	○	2.1	
川	荒田川	出村	B (3)	0/12	○	1.5	0/12	○	0.7	
	糸貫川	苗田橋	C (5)	7/12	×	9.8	6/12	×	10	
	桑原川	本川合流前	C (5)	0/12	○	3.1	2/12	○	4	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-3 長良川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安全で健やかな生活環境で暮らす



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

(ウ) 揖斐川水域（表2-5-22、図2-5-4）

○ 本川

揖斐川(1)、(2)はAA類型、同(3)はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の福岡大橋地点においても1.9mg/Lと良好な水質を保持している。

○ 支川

粕川はAA類型の水域類型を指定しているが、脛永橋において0.7mg/Lと良質な水質を保持している。

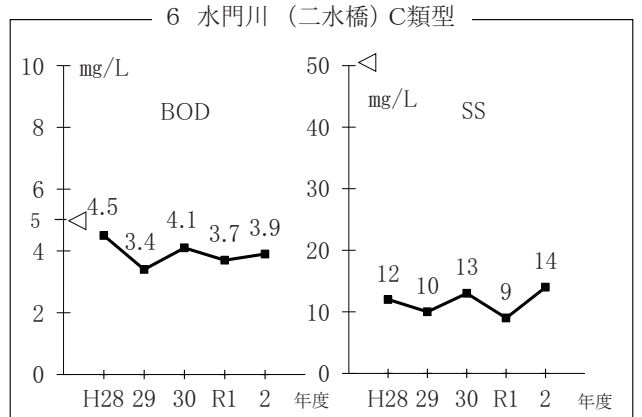
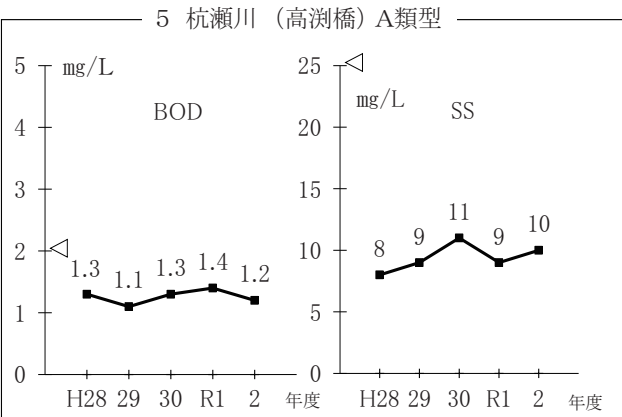
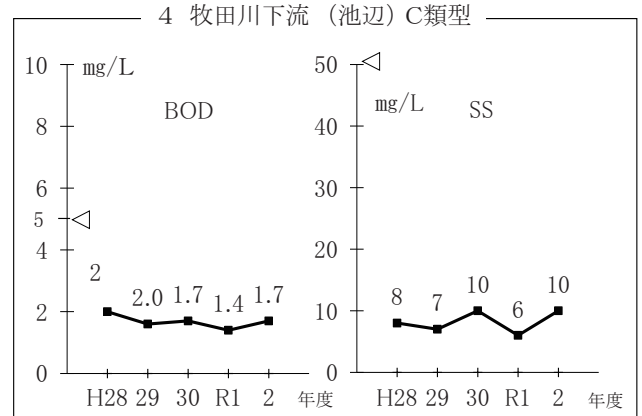
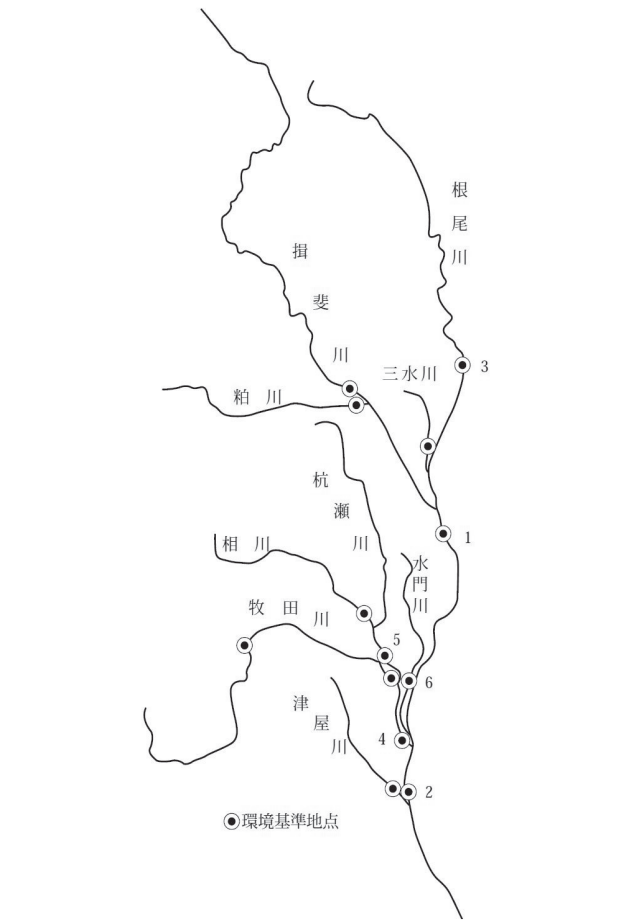
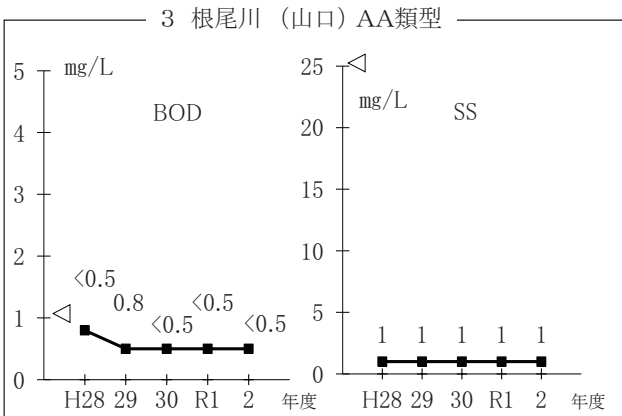
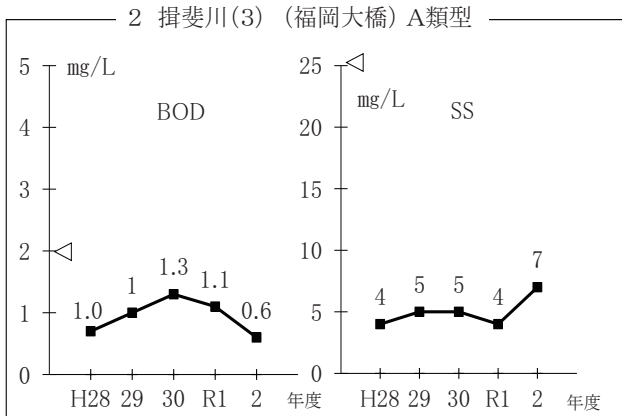
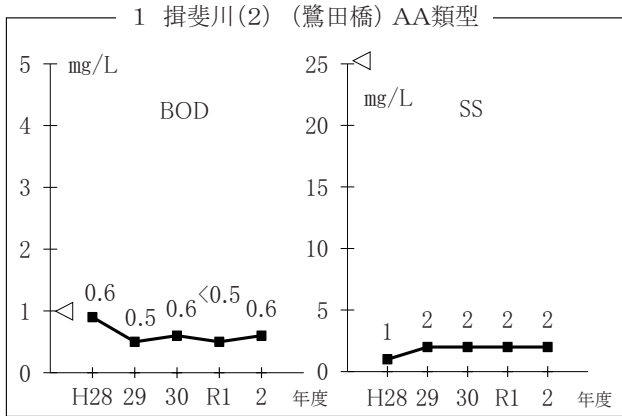
表2-5-22 揖斐川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本 川	揖斐川(1)	岡 島 橋	AA (1)	1/12	○	0.5	2/12	○	0.7
	揖斐川(2)	鷺 田 橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	2/12	○	0.6
	揖斐川(3)	福 岡 大 橋	A (2)	0/12	○	1.1	0/12	○	0.6
支 川	粕 川	脛 永 橋	AA (1)	1/12	○	0.7	0/12	○	0.7
	根 尾 川	山 口	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	三 水 川	三 水 川 橋	A (2)	2/12	○	1.2	0/12	○	0.9
	牧田川上流	一 之 瀬 橋	AA (1)	1/12	○	0.6	0/12	○	0.5
	牧田川中流	横 曽 根 橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	<0.5
	牧田川下流	池 辺	C (5)	0/12	○	1.4	0/12	○	1.7
	杭 瀬 川	高 湊 橋	A (2)	0/12	○	1.4	1/12	○	1.2
	相 川	綾 里	B (3)	2/12	○	2.3	0/12	○	1.6
	水 門 川	二 水 橋	C (5)	1/12	○	3.7	1/12	○	3.9
津 屋 川	福 岡 大 橋	B (3)	1/12	○	2.7	0/12	○	1.9	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

安心して健やかな生活環境で暮らす

図2-5-4 揖斐川流域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

安全で健やかな生活環境で暮らす

(イ) 庄内川（土岐川）水域（表2-5-23、図2-5-5）

○ 本川

上流はA類型、中流はB類型の水域類型を指定しているが、両水域はともに環境基準を達成した。県境付近の天ヶ橋地点においても、0.8mg/Lと良好な水質を保持している。

○ 支川

すべての水域で環境基準を達成した。

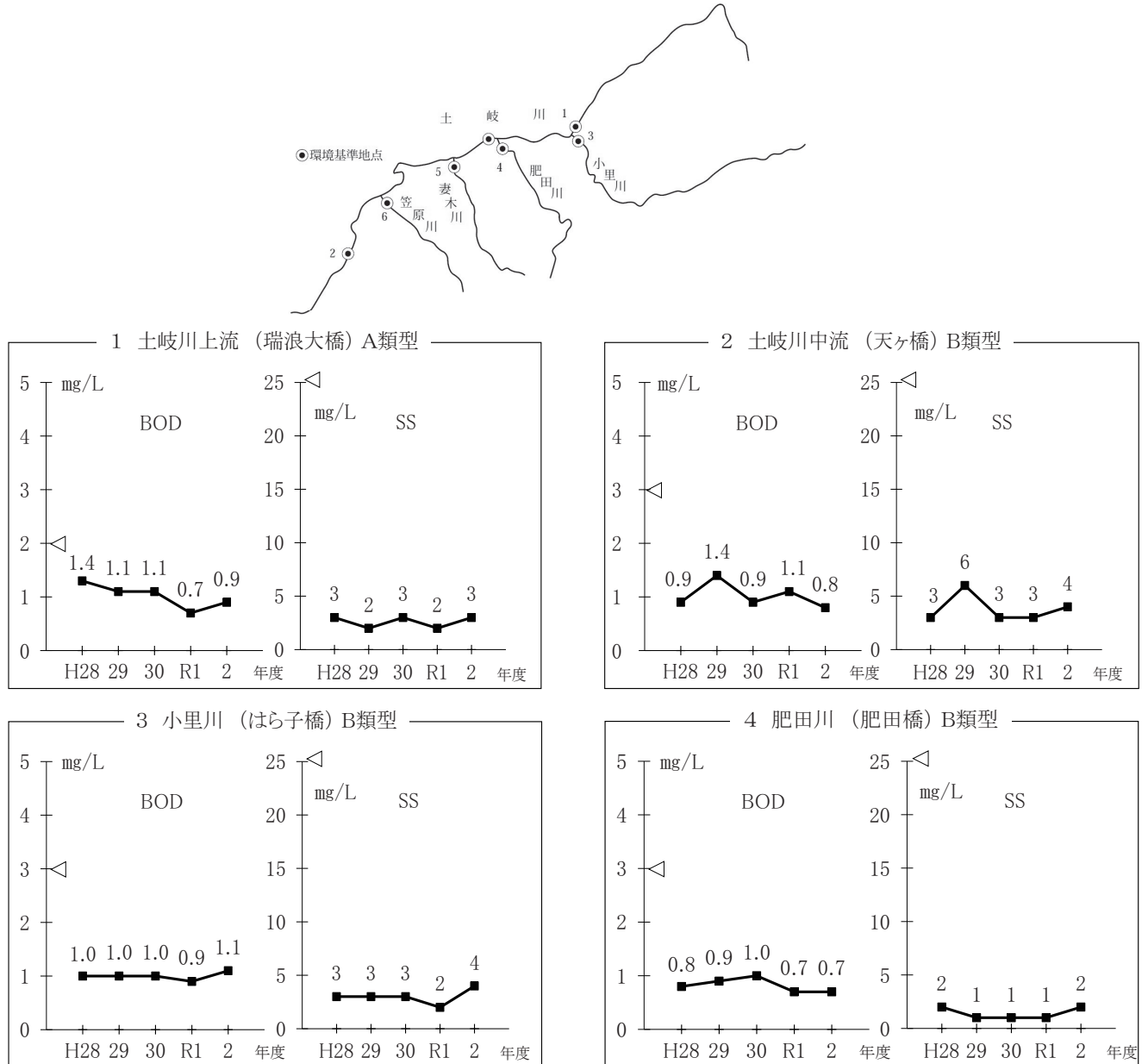
表2-5-23 庄内川（土岐川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

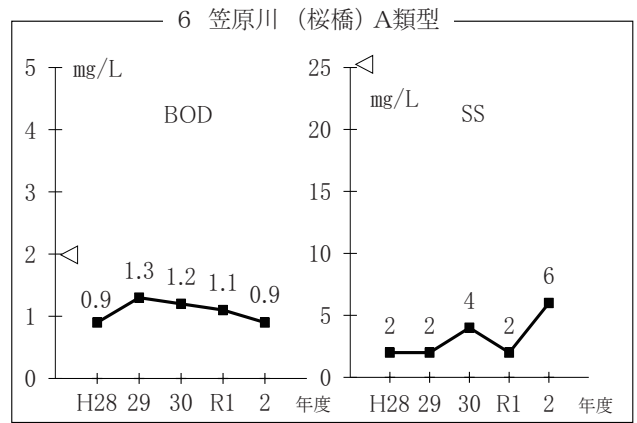
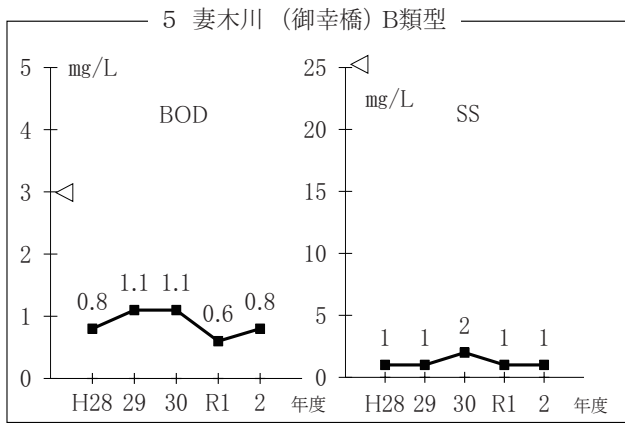
水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和元年度			令和2年度			
			75%評価		75%値	75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	土岐川上流	瑞浪大橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/11	○	0.9
	土岐川中流	三共橋	B (3)	0/12	○	1.0	0/11	○	1.2
		天ヶ橋	B (3)	0/12	○	1.1	0/12	○	0.8
支川	小里川	はら子橋	B (3)	0/12	○	0.9	0/11	○	1.1
	肥田川	肥田橋	B (3)	0/12	○	0.7	0/11	○	0.7
	妻木川	御幸橋	B (3)	0/12	○	0.6	0/11	○	0.8
	笠原川	桜橋	A (2)	0/12	○	1.1	0/11	○	0.9

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-5 庄内川（土岐川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ
2 △は環境基準値を示す。

(オ) 矢作川水域（表2-5-24、図2-5-6）

○ 本川

県内区間はAA類型に指定している。最上流部では0.6mg/Lと環境基準を達成した。

○ 支川

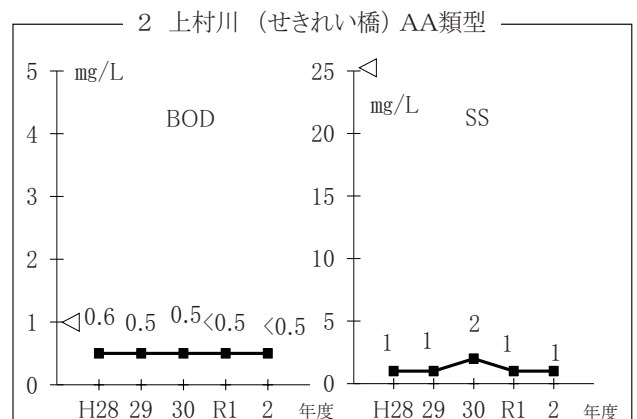
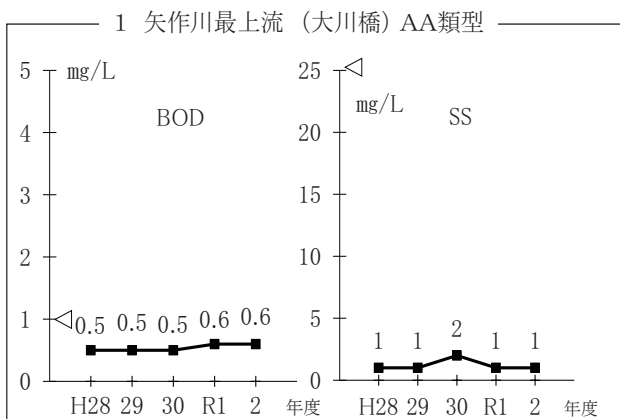
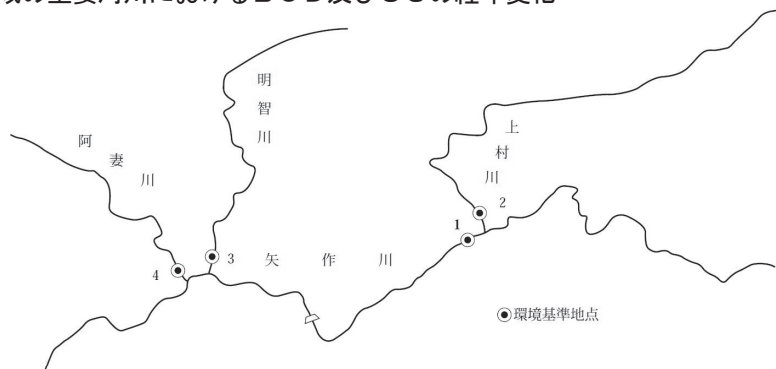
すべての水域で環境基準を達成した。

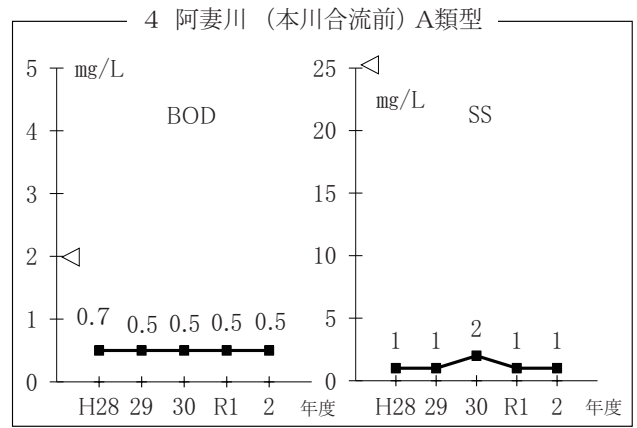
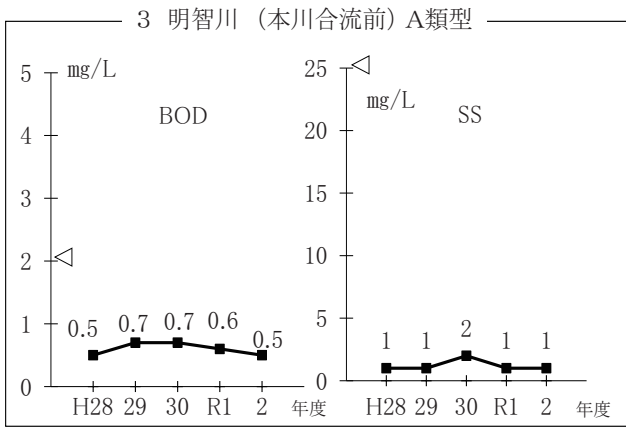
表2-5-24 矢作川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度				
			75% 評 価	75%値	75% 評 価	75%値			
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況		
本川	矢作川最上流	大川橋	AA (1)	0/12	○	0.6	0/11	○	0.6
	上村川	せきれい橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/11	○	<0.5
支川	明智川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.6	0/11	○	0.5
	阿妻川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.5	0/11	○	0.5

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-6 矢作川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

(カ) 神通川（宮川）水域（表2-5-25、図2-5-7）

○ 本川

上流はAA類型、下流はA類型の水域類型を指定しているが、両水域は、ともに環境基準を達成した。

○ 支川

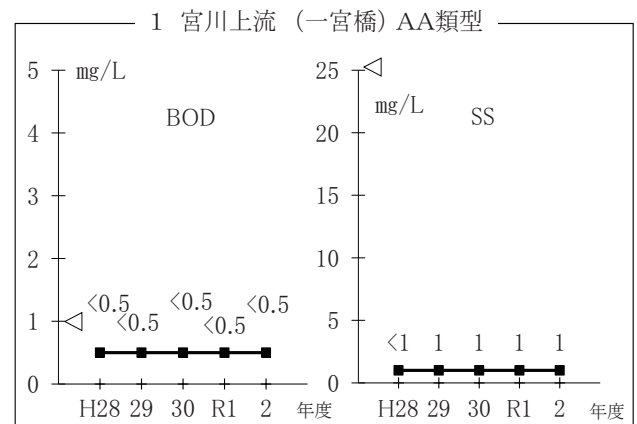
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-5-25 神通川（宮川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

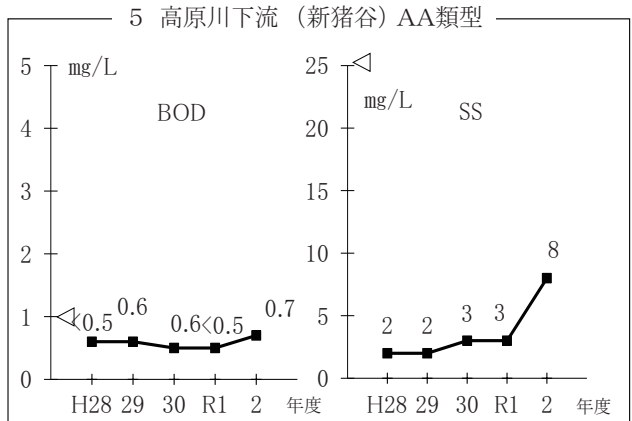
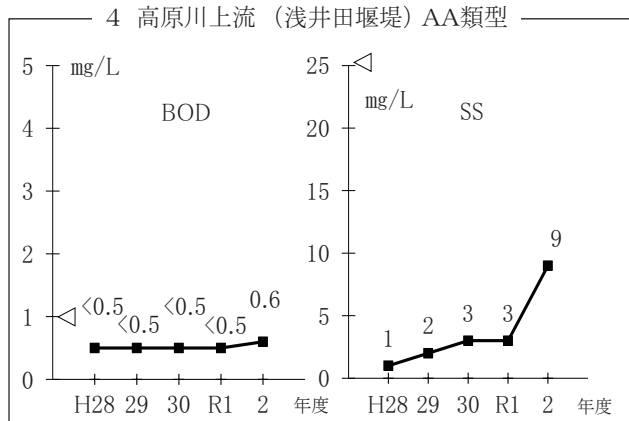
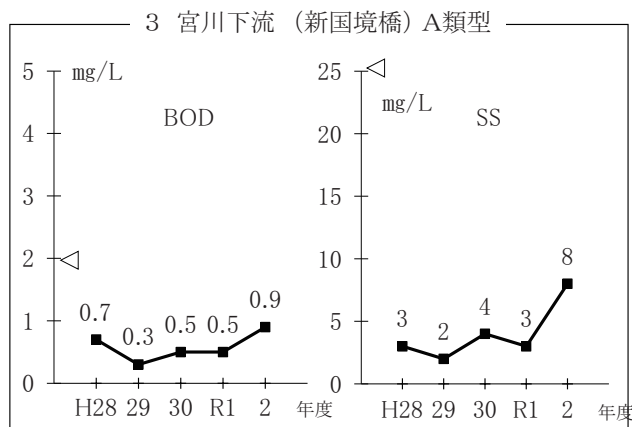
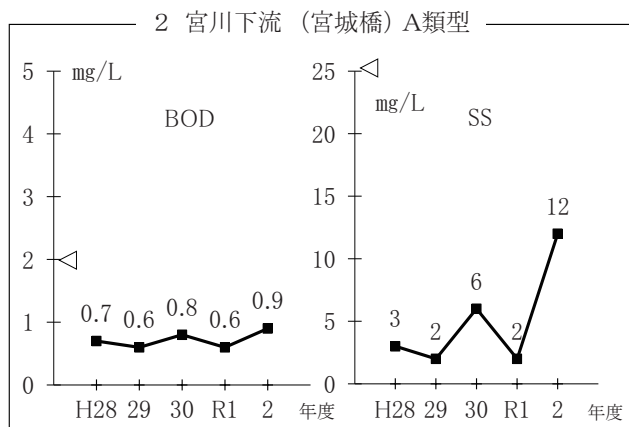
水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本 川	宮 川 上 流	一 宮 橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	宮 川 下 流	宮 城 橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.9
		新 国 境 橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.9
支 川	高原川上流	浅井田堰堤	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.6
	高原川下流	新 猪 谷	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.7
	川 上 川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/6	○	0.7	0/6	○	0.8
	小八賀川	宮 川 合 流 前	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.5
	荒城川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.9
	小鳥川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/6	○	0.5	0/6	○	0.8

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-7 神通川（宮川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安心して健やかな生活環境で暮らす



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

(イ) 庄川水域 (表2-5-26、図2-5-8)

○ 本川

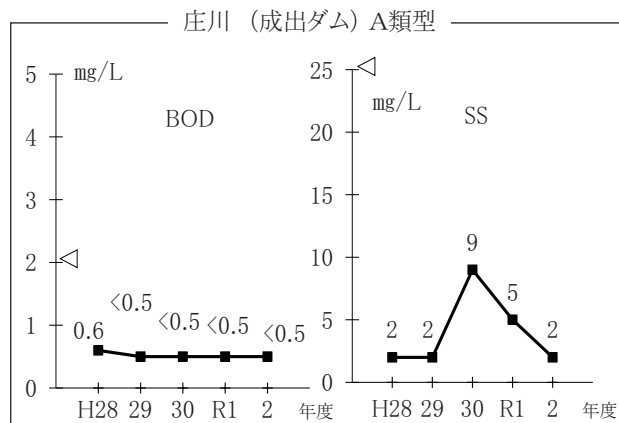
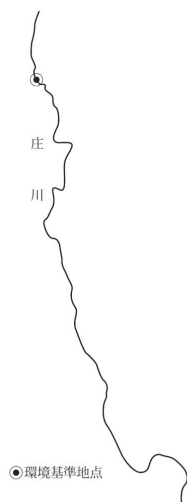
A類型の水域類型を指定しているが、0.5mg/L未満と環境基準を達成した。

表2-5-26 庄川水域の環境基準 (BOD) の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度				
			75% 評 価	75%値	75% 評 価	75%値			
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	庄 川	成 出 ダ ム	A (2)	0/6	○	<0.5	0/6	○	<0.5

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-8 庄川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

カ 水質汚濁による被害<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁は、河川を水源としている水道用水や農業用水又は水産等に少なからず影響を与えている。令和2年度の魚類へい死事故及び重油等流出事故の発生件数は、それぞれ13件及び76件、計89件であった。

なお、公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

表 2-5-27 魚類へい死及び重油等流出事故発生状況

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
魚 類 へい死	工 業 排 水 (件)		4(1)	0(0)	1(0)
	そ の 他 (件)		18(6)	20(4)	12(4)
	計 (件)		22(7)	20(4)	13(4)
油 流 出 等	工 場 (件)		12(4)	25(2)	17(1)
	そ の 他 (件)		63(21)	72(24)	59(21)
	計 (件)		75(25)	97(26)	76(22)

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

キ 水質汚濁の発生源の状況<環境管理課>

(7) 特定事業場の概要

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)については、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場の数は、法施行当初の昭和46年度末では2,769件であったが、昭和47年に畜産、昭和49年に試験研究機関及び旅館、昭和51年に中央卸売市場及び浄水場、昭和54年に病院及び一般廃棄物焼却場、昭和56年に冷凍調理食品製造業等8業種、昭和57年に地方卸売市場、昭和63年に飲食店等5業種、平成3年度にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設並びに201人以上500人以下のし尿浄化槽、平成10年度に廃PCBの焼却施設等、平成11年度にジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、平成24年度に1,4-ジオキサンによる界面活性剤製造業の反応施設等がそれぞれ追加指定され、令和2年度末では、8,138件(昭和46年度比約3倍)となっている。

これらの特定事業場の排水のうち、シアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質については、排水量にかかわらずすべての特定事業場に規制が適用されている。また、BOD、SS等の生活環境項目については、「水質汚濁防止法」に基づき1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、さらに県では、河川における環境基準の達成・維持を図るため、一般排水基準よりも厳しい基準や、業種によっては1日当たりの排水量が50m³未満の特定事業場にも基準を適用する上乘せ排水基準(県が条例で定める排水基準)を定めている。

令和2年度末における排水基準が適用される特定事業場の数は、976件である。

また、「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、7業種を対象として規制しており、令和2年度末の特定事業場の数は、3,247件あり、このうち排水基準が適用される特定事業場の場数は76件となっている。

(イ) 業種又は施設別の特定事業場の状況

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場を業種又は施設別にみると、旅館が最も多く、自動式車両洗浄・自動車整備、し尿処理、食品の順で、全体の半数を占めている(図2-5-9)。

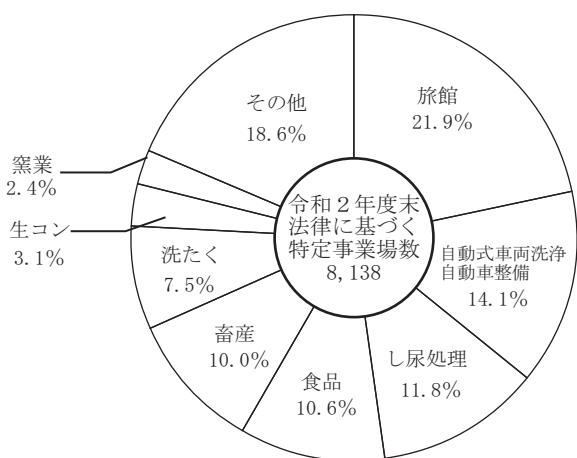
「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、自動車整備・給油所、畜産で全体の9割を占めている(図2-5-10)。

これらの特定事業場のうち生活環境項目の排水基準が適用されているものを業種又は施設別にみると、「水質汚濁防止法」に基づくものでは、し尿処理、旅館、下水道、食品が多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものでは、石材切截が最も多い(図2-5-11、図2-5-12)。

安心して健やかな生活環境で暮らす

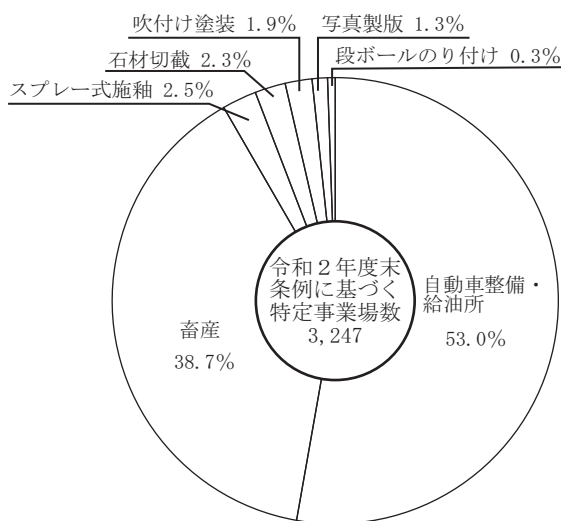
(令和3年3月現在)

図2-5-9 法律に基づく特定事業場の業種別内訳



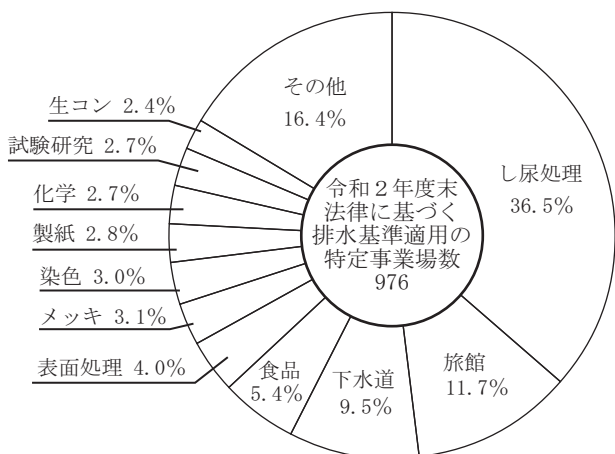
備考) 県環境管理課調べ

図2-5-10 条例に基づく特定事業場の業種別内訳



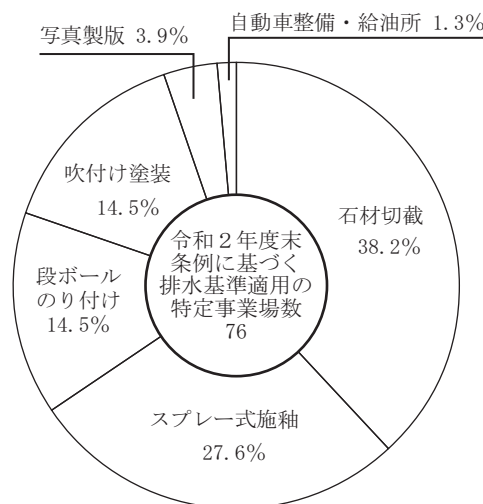
備考) 県環境管理課調べ

図2-5-11 法律に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

図2-5-12 条例に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 水域別の特定事業場の状況

本県の特定事業場の数(「水質汚濁防止法」に基づくもの8,138件、「岐阜県公害防止条例」に基づくもの3,247件、計11,385件)を水域別にみると、長良川水域32.3%、木曾川水域26.9%、揖斐川水域16.0%の順で多く、この3水域に約75.2%が集中しており、以下神通川(宮川)水域、庄内川(土岐川)水域、庄川水域、矢作川水域、九頭竜川水域の順となっている(資料29)。

○ 木曾川水域

製紙・パルプ、金属製造業の特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、旅館、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○ 長良川水域

中流部の製紙(古紙再生)、電気めっき、岐阜市及びその周辺の製紙(古紙再生)、繊維(染色)、電気めっき等の地場産業に係る特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、旅館、し尿処理の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○ 揖斐川水域

大垣市及びその周辺部の化学、繊維（染色）、電気めっき等特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産が多くを占めているが、他の水域に比べて石材切截が集中している。

○ 庄内川（土岐川）水域

窯業関連特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、窯業が約23%を占めて最も多く、以下自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順となっている。

「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、スプレー式施釉の順に多い。

また、支川の小里川上流に寒天製造業が立地しているのも特徴的である。

○ 矢作川水域

特定事業場は、他の水域より比較的少なく、支川の明智川、阿妻川流域に窯業関連工場がある。

○ 神通川（宮川）流域

高山市を中心として観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場は、旅館がほぼ半数を占めている。「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、畜産、自動車整備・給油所でほとんどを占めている。

○ 庄川水域

白川郷、御母衣ダム等の観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく事業場は、旅館がほとんどである。

○ 九頭竜川水域

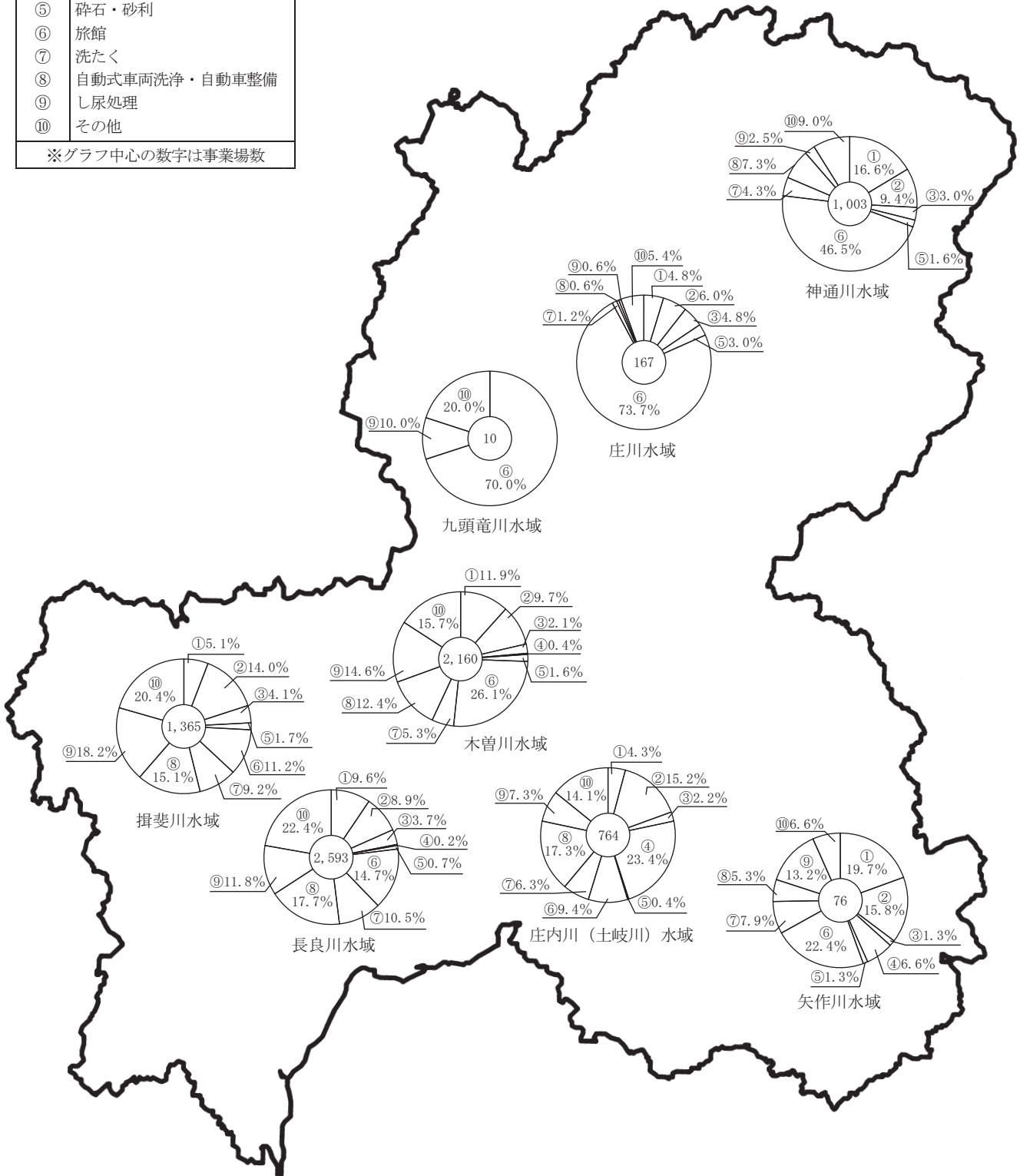
郡上市白鳥町石徹白地区に、「水質汚濁防止法」に基づく事業場として、旅館がある。

図2-5-13 水域別特定事業場の状況（法律に基づくもの）

（令和3年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	畜産
②	食品
③	生コン
④	窯業
⑤	砕石・砂利
⑥	旅館
⑦	洗たく
⑧	自動式車両洗浄・自動車整備
⑨	し尿処理
⑩	その他

※グラフ中心の数字は事業場数



備考) 県環境管理課調べ

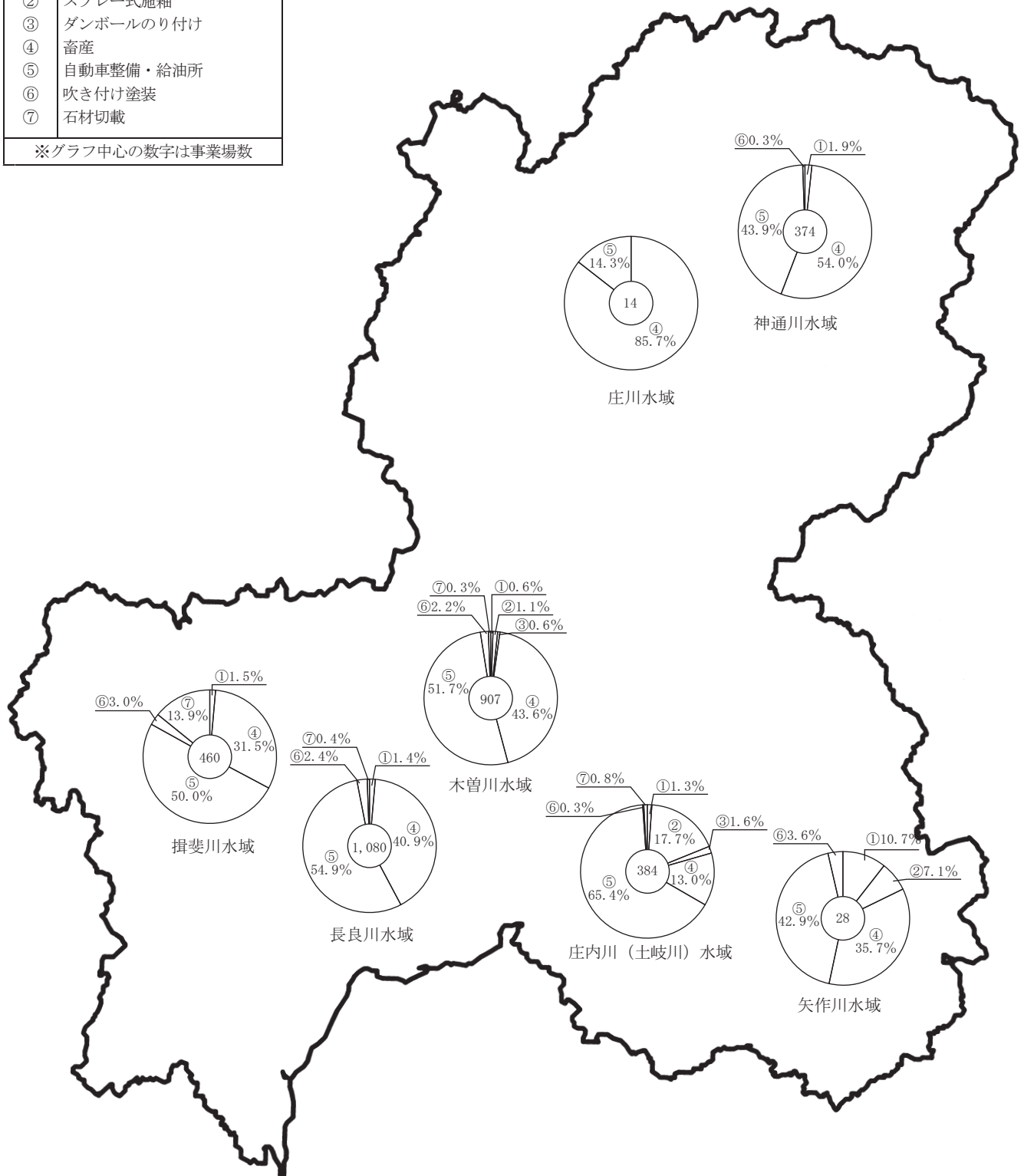
安全で健やかな生活環境で暮らす

図2-5-14 水域別特定事業場の状況（条例に基づくもの）

（令和3年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	写真製版
②	スプレー式施釉
③	ダンボールのり付け
④	畜産
⑤	自動車整備・給油所
⑥	吹き付け塗装
⑦	石材切載

※グラフ中心の数字は事業場数



備考) 県環境管理課調べ

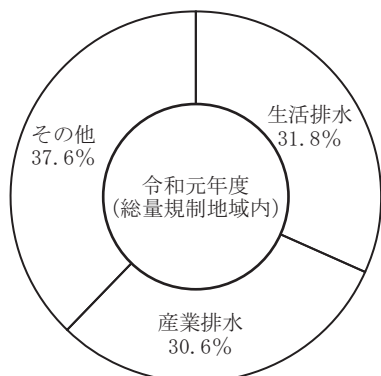
(イ) 生活系排水による汚濁状況

河川の水質汚濁の原因としては、工場・事業場等からの産業系排水、県民の日常生活による生活系排水、山林・農地等からの有機物等のその他系に分類される。

このうち産業系排水については、「水質汚濁防止法」等に基づく規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、令和2年度の汚濁負荷量（COD）は、昭和54年度を1としたとき0.40にまで減少した。一方、生活系排水については、下水道や浄化槽（合併処理浄化槽）の整備の進展に伴い汚濁物質の総量は減少し、昭和54年度を1としたとき0.39にまで減少した。

し尿を単独処理浄化槽やくみ取りで処理している場合は、生活系排水のほとんどが未処理で河川に放流されているため、水質保全の上で、その対策が重要な課題となっている。

図2-5-15 河川の水質の汚濁割合（COD）



備考) 県環境管理課調べ

ク 法令等による規制及び指導

(7) 濃度規制<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき特定施設に対し排水規制を行っている。

「水質汚濁防止法」では、人の健康に有害なシアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質について、平成6年にジクロロメタン等13物質、平成13年にほう素等3物質、平成24年に1,4-ジオキサンが追加指定され、28項目になり排出水の多少を問わず、すべての特定事業場に排水基準が適用されている。また、pH、BOD等15項目の生活環境項目については、1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に排水基準を適用している。さらに、この一律排水基準によっても、十分に水質の汚濁防止を図ることができない水域もあるため、条例で一律排水基準よりも厳しい、いわゆる上乗せ排水基準を設定し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定している木曽川水域等7水域に適用している。さらに、「岐阜県公害防止条例」により、法律に定められていない7業種を指定し、規制の強化を図っている。また、水質総量規制制度については、指定地域内の1日当たり排水量が50m³以上のすべての特定事業場に対して、総量規制基準の遵守義務及び汚濁負荷量の測定義務を課している。

一方、法令による規制措置と並んで、一定規模以上の排水施設を設置する場合の事前協議及び公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしており、法律や条例による規制より厳しい協定値の適用、土地利用計画への対応、被害補償、報告・調査への協力義務などを主な内容としている。

(イ) 水質総量規制<環境管理課>

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質改善を図るため、昭和54年以来7次にわたり、化学的酸素要求量（COD）を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びりんを新たな対象項目に加えて実施されており、県は、伊勢湾に流入する87市町村（平成13年指定時）の区域について総量削減計画を策定し、削減目標量の達成に努めてきた。

第7次総量削減計画に基づく本県の発生源別の平成29年度の実績は、表2-5-28のとおりであり、平成26年度削減目標を達成している。

また、平成29年6月には令和元年度を目標年度とする第8次総量削減計画を策定し、汚濁負荷のさらなる削減に努めている。

表2-5-28 発生源別削減目標量と令和元年度実績

区分	化学的酸素要求量(COD) (トン/日)			窒素含有量(トン/日)			りん含有量 (トン/日)		
	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標
生活排水	14	13	12	8	7	7	0.9	0.8	0.8
産業排水	17	16	16	4	3	3	0.5	0.5	0.5
その他	6	5	6	19	19	19	0.7	0.6	0.6
合計	37	34	34	31	29	29	2.1	1.9	1.9

備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 発生源監視指導等<環境管理課>

水質汚濁を未然に防止し、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るためには、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場の監視指導を実施することが必要である。

このため、令和2年度は、届出事項の確認、特定施設及び排水処理施設の維持管理状況、排水基準の遵守状況について709件(内岐阜市66件)の立入検査を実施し、排水基準を超える又はそのおそれのある特定事業場に対し、表2-5-29のとおり1件(内岐阜市0件)の行政処分等を行った。

表2-5-29 特定事業場に対する行政処分状況

(令和2年度)

		行政処分等					
		一時停止命令(件)	改善命令(件)	改善勧告(件)	注意(件)	計(件)	
水質汚濁防止法	水質汚濁防止法	畜産					
		食品					
		染色・染毛					
		製紙					
		出版・印刷					
		化学					
		生コン					
		窯業				1	1
		砕石・砂利					
		機械・金属・鉄鋼					
	県公害防止条例	表面処理					
		電気めっき					
		旅館					
		洗たく					
		自動車両洗浄施設					
		し尿処理					
		下水道					
		試験研究					
		その他					
小計				1	1		
写真製版							
スプレー式施釉							
段ボールのり付け							
畜産							
自動車整備・給油所							
吹付け塗装							
石材切截							
小計							

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

(I) 産業系排水対策の推進

○ 伊勢湾富栄養化対策<環境管理課>

伊勢湾等の閉鎖性水域においては、窒素、りん等の栄養塩類の流入により富栄養化し、プランクトン等が異常に繁殖していわゆる赤潮が発生するなど、水質を悪化させ、漁業被害等を引き起こしている。

このため、化学的酸素要求量（COD）に係る水質総量規制に加えて、富栄養化の原因物質である窒素、りん等の栄養塩類についても削減を図るため、愛知県、三重県、名古屋市と協調し、平成8年12月に改定した「伊勢湾富栄養化対策指導指針」に基づき削減指導を実施してきた。

しかし、窒素含有量及びりん含有量を削減対象とする第5次水質総量規制制度が導入されたことから、平成16年度からは、法規制に移行して削減対策を推進している。

○ 湖沼富栄養化対策<環境管理課>

湖沼においては、水が滞留しやすいため、窒素、りん等の栄養塩類の流入により富栄養化が進み、淡水赤潮やアオコの発生、水産被害及び水道のろ過障害・異臭味等の問題が全国的に起きている。

このため、昭和60年5月に「水質汚濁防止法施行令」等の改正により、特定事業場に対して、りん及び窒素の規制が行われることになった。県内では、資料34のとおり一定要件を備える25湖沼の流域に立地する1日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に対し窒素又はりんの排水基準が適用されている。

○ ゴルフ場の環境保全対策<農産園芸課・環境管理課>

「農薬取締法」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」（以下「規則」という。）等に基づき、県内36のゴルフ場について立入検査を行い、農薬使用状況を把握するとともに、農薬の適正な使用及び保管について指導した。

その他、農薬使用者の資質向上と農薬の適正使用を推進するため、農薬管理指導士養成研修を実施し、新たに70名の農薬管理指導士を認定した。

また、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、環境庁（当時）は平成2年5月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定した。

この規則に基づき立入調査を実施するとともに、自主的な排水の農薬濃度検査の実施を指導している。

(オ) 生活排水対策（ブルーリバー作戦）<環境管理課>

○ ブルーリバー作戦の推進

生活排水対策を「ブルーリバー作戦」と名付けて、「調理くずの流出防止」、「使用済み食用油の回収」、「洗剤の適量使用」など、家庭排水の浄化に関する啓発活動、実践活動及び関連事業を展開している。

○ 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。「水質汚濁防止法」では、生活排水対策に関する国、地方自治体及び国民の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重点地域として指定することとされている。

このため本県では、生活排水対策重点地域としてこれまでに表2-5-30のとおり29市町村を指定しており、生活排水対策推進市町村では、生活排水対策推進計画を策定し、下水道等の処理施設の整備事業及び浄化資材の普及等、生活排水対策の普及啓発事業を計画的に実施している。

表2-5-30 生活排水対策重点地域の指定状況

指定年日	生活排水対策重点地域	
	指定流域	指定市町村(令和3年3月末現在)
H3. 9. 3	長良川上流域及び和良川流域	郡上市(旧八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村)(1市)
H4. 3. 31	長良川中流域及び加茂川流域	関市(旧関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村)、美濃市、山県市(旧高富町・伊自良村・美山町)、坂祝町、富加町、美濃加茂市(6市町)
H5. 1. 12	長良川下流域及び新境川流域	岐阜市(旧岐阜市・柳津町)、羽島市、各務原市、瑞穂市(旧穂積町・巢南町)、本巣市(旧本巣町・真正町・糸貫町)、岐南町、笠松町、安八町、北方町(9市町)
H6. 3. 1	可児川流域	多治見市、可児市、御嵩町(3市町)
H7. 3. 28	杭瀬川流域	大垣市、神戸町、池田町(3市町)
H12. 3. 31	白川流域	白川町、東白川村、中津川市(旧加子母村)(3市町村)
	牧田川流域	養老町、大垣市(旧上石津町)、関ヶ原町(3市町)
H13. 3. 30	馬瀬川流域	高山市(旧清見村)、下呂市(旧金山町・馬瀬村)(2市)
		29市町村

備考) 県環境管理課調べ

(カ) 下水道等の整備

○ 下水道の整備<下水道課>

【概況】

「清流と自然を守る岐阜県」の実現を目指して、豊かで美しい水を将来にわたって守り、県民すべてが快適で衛生的な生活を営めるように、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等の効率的な整備を推進しており、令和2年度末の汚水処理人口普及率（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合）は93.1%となっている。

【流域別下水道整備総合計画】

流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）は、「下水道法第2条の2」の規定に基づく公共用水域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する基本計画であり、流域別に下水道の根幹的な施設計画・事業実施順位等、下水道整備の基本方針等を定めるものである。

本県では、木曾川・長良川流域及び庄内川流域において流総計画を策定済みであったが、伊勢湾に窒素及びリンの環境基準が定められたことを受け、木曾川・長良川流域、庄内川流域及び揖斐川流域において窒素及びリンを考慮した流総計画を新たに策定し、平成22年度に国土交通大臣の同意を得た。また、神通川流域における流総計画を策定し、平成27年度に国土交通大臣の同意を得た。

【流域下水道】

本県唯一の流域下水道である木曾川右岸流域下水道は、木曾川及び長良川流域の広域的な下水道整備を合理的に進めるため、岐阜市等4市6町（令和3年3月31日現在）を対象とする区域の流域関連公共下水道から出る汚水を処理すべく、県が整備を推進しているものである。全体計画の主な内容については以下のとおりである。

計画の規模 計画処理区域面積 16,643ha

計画処理人口 433,900人

計画処理能力 228,000m³/日

排除方式 分流式（汚水のみ）

処理方式（標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、ステップ流入式多段硝化脱窒法）＋急速砂ろ過

木曾川右岸流域下水道は、昭和52年2月に事業認可を受けて以来その整備が進められており、平成3年4月には一部地域の処理を開始した。なお平成8年度末で幹線管渠が全線完成し、令和2年度末には約11,900haで約38万人分の処理を行っている。

【公共下水道】

本県の公共下水道は、岐阜市が全国で5番目の都市として昭和12年に処理を開始したことに始まり、現在、処理を開始しているのは、表2-5-31のとおり42市町村中38市町村である。

令和2年度末の下水道処理人口普及率（公共下水道の処理区域内人口の住民基本台帳人口に対する割合）は77.2%となっている。

表2-5-31 下水道処理人口普及率

（令和3年3月末現在）

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率(%) (B) / (A)	市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率(%) (B) / (A)
岐阜市	406.4	381.8	93.9	笠松町	22.1	19.9	90.1
大垣市	160.5	144.8	90.3	養老町	27.8	6.6	23.5
高山市	85.9	73.3	85.3	垂井町	26.8	17.2	64.0
多治見市	108.9	104.1	95.5	関ヶ原町	6.8	5.5	80.8
関市	86.8	76.2	87.8	神戸町	18.8	15.4	81.7
中津川市	76.9	44.4	57.7	輪之内町	9.6	8.1	84.7
美濃市	20.1	15.1	75.1	安八町	14.7	14.7	100.0
瑞浪市	36.8	26.5	72.0	揖斐川町	20.3	4.1	20.4
羽島市	67.2	34.2	50.9	大野町	22.6	—	—
恵那市	48.8	29.2	59.9	池田町	23.5	15.4	65.6
美濃加茂市	57.2	51.8	90.7	北方町	18.5	18.5	100.0
土岐市	57.0	48.1	84.4	坂祝町	8.1	5.7	70.0
各務原市	146.8	121.1	82.5	富加町	5.7	3.5	61.3
可児市	101.2	96.3	95.2	川辺町	10.1	9.7	96.5
山県市	26.3	13.0	49.4	七宗町	3.6	—	—
瑞穂市	55.2	4.0	7.3	八百津町	10.6	8.2	77.2

安心して健やかな生活環境で暮らす

飛 騨 市	23.2	18.2	78.3
本 巢 市	33.6	7.1	21.1
郡 上 市	40.2	24.0	59.6
下 呂 市	31.1	20.6	66.4
海 津 市	33.4	25.2	75.6
岐 南 町	26.1	24.8	94.8

白 川 町	7.7	—	—
東 白 川 村	2.2	—	—
御 嵩 町	18.1	14.0	77.8
白 川 村	1.5	1.3	87.2
岐 阜 県 計	2,008.8	1551.7	77.2

備考) 県下水道課調べ

○ 農業集落排水施設の整備促進<農地整備課>

農村地域の農業用排水路の水質保全、農村環境の改善を図るため、平成29年度までに28市町で農業集落排水処理施設が整備され、県下の農業集落排水施設は整備を終えている。

○ 浄化槽設置の促進<廃棄物対策課>

生活排水対策の一環として、浄化槽の設置について補助制度により普及促進を図った。助成状況は表2-5-32のとおりである。なお、県費補助制度は、平成元年に創設し、平成5年度に補助対象を10人槽から50人槽に拡大し、平成18年度には単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費を補助対象とするなど、浄化槽の普及促進を図っている。

さらに、平成30年度からさらなる污水处理施設の普及を図るため、市町村が主体となって合併処理浄化槽を整備する事業を補助の対象としている。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃及び法定検査のいわゆる「3つの義務」の励行について周知徹底を図っている。平成14年度には浄化槽適正維持管理システムを導入し、法定検査受検率の向上に取り組んでいる。法定検査（浄化槽法第11条）の実施状況は、表2-5-33のとおりである。

浄化槽の設置状況は、図2-5-16のとおりである。浄化槽の清掃によって引き抜かれた汚泥は、し尿処理施設で衛生的に処理されている。

表2-5-32 岐阜県浄化槽設置整備事業助成状況

(令和2年度)

県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	宅内配管	県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	宅内配管
	岐 阜 市	45	7	10	中 濃	※ 郡 上 市	14		
岐 阜	羽 島 市	71			可 茂	美濃加茂市	13		
	各務原市	59	5	3		可 児 市	4		
	山 県 市	18				坂 祝 町	1		
	瑞 穂 市	144	7	9		富 加 町	0		
	本 巢 市	90	22	30		川 辺 町	0		
	北 方 町	0				七 宗 町	3	1	
西 濃	大 垣 市	19	2	2		八 百 津 町	4		
	海 津 市	12				白 川 町	27	8	7
	養 老 町	87	35			東 白 川 村	4	4	4
	垂 井 町	17				御 嵩 町	5	1	
	関ヶ原町	1	1		東 濃	多 治 見 市	2		
	神 戸 町	2				瑞 浪 市	29		
	輪之内町	0				土 岐 市	12		
	安 八 町	0			恵 那	中 津 川 市	42		
揖 斐	揖 斐 川 町	0				恵 那 市	58	10	10
	※ 揖斐川町	4			飛 騨	高 山 市	5		
	大 野 町	187	135	142		飛 騨 市	1		
	池 田 町	12				下 呂 市	12		1
中 濃	関 市	2	1	1	合 計		1,007	239	219
	美 濃 市	1							

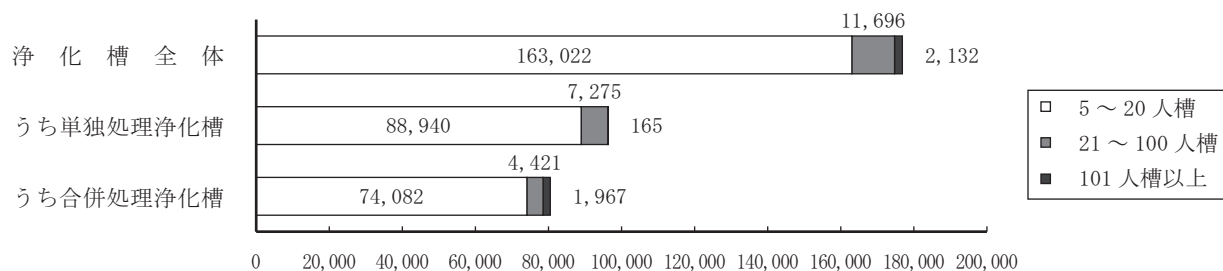
備考) 1 県廃棄物対策課調べ
 2 ※は浄化槽市町村設置整備推進事業、他は浄化槽設置整備事業
 3 単独撤去、宅内配管は設置基数の内数

表2-5-33 法定検査(11条)実施状況 (令和元年度)

人槽別	5~10	11~50	51~500	501~	合計	
検査対象基(基)	142,779	14,367	3,427	317	160,880	
検査実施数(基)	138,838	13,568	3,293	302	156,001	
検査実施率(%)	97.24	94.44	96.09	98.37	96.97	
検査結果	適正	132,442	11,858	2,710	271	147,281
	不適正	6,396	1,710	583	31	8,720

備考) 県廃棄物対策課調べ

図2-5-16 浄化槽の設置状況 (令和2年3月末現在)



備考) 県廃棄物対策課調べ

ケ 環境に配慮した営農活動の普及推進<農産園芸課>

(7) ぎふクリーン農業の推進及びPR

県民への安全・安心な農産物の提供や環境への負荷低減に向けて、従来の農業生産に比べて化学肥料及び化学合成農薬をそれぞれ30%以上削減する「ぎふクリーン農業」を推進し、令和2年度末の登録面積は16,456ha、県内農作物作付面積の約3分の1を占めるに至った。

また、ぎふクリーン農業により生産された農産物(ぎふクリーン農産物)について、イベント等でのPR、各種ホームページ等を通じPRを行い、県民・消費者への周知と販売の拡大を図った。

表2-5-34 ぎふクリーン農業生産登録面積、生産登録件数の推移

年 度	H11	H16	H21	H29	H30	R1	R2
生産登録面積 (ha)	209	5,178	12,337	17,136	16,718	16,396	16,456
県内農作物作付面積に占める割合 (%)	0.4	9	24	35	34	33	33
生産登録件数	29	1,134	932	615	523	507	475

備考) 1 県農産園芸課調べ

2 作付面積=農林統計の農作物作付延べ面積、令和2年度ぎふクリーン農業生産登録面積は令和3年3月末現在

(イ) IPM技術の開発

県内の主要品目(トマト、いちご)の難防除病害に対する化学合成農薬の適正使用と代替技術(生物的、物理的、耕種的)体系を組み合わせた総合的病害虫管理技術の開発を進め、ぎふクリーン農業の推進を図った。

(ウ) 残留農薬自主検査の実施

(一社)ぎふクリーン農業研究センターでは、検査依頼のあった850検体の農産物について、残留農薬検査を実施した。

また、ぎふクリーン農業生産登録又は生産登録更新に必要な残留農薬の自主検査の実施に対し、64件の検査費用の助成を行った。

(エ) GAP(農業生産工程管理)導入の推進

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業生産工程全体のリスクを管理し、適正な農業生産を実践する「GAP」を推進するために、農業者・産地に対する研修会や農業普及指導員を対象としたGAP指導者養成講座を開催するなどの取組みにより、県内121生産組織においてGAPが導入された。

(2) 土壌、地下水保全の推進<環境管理課>

ア 地下水保全の総合対策

地下水に関しては、水質汚染やその過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上の問題が生ずる場

安心して健やかな生活環境を暮らし

合があり、近年、地下水保全に対する重要性は増していることを踏まえ、健全な水循環系の確保の観点から、地下水の質と量の両面で、対策を推進している。

イ 地下水質の保全対策<環境管理課>

県内で、地下水質汚染事例が相次いで判明したことから、市町村との協働により、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水汚染事例が判明した場合に、迅速かつ適切に対応するために必要な手続き等を規定した「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を平成13年4月から施行している。

令和2年度に実施した地下水概況調査において、環境基準超過が判明した井戸（資料27）については、この要綱に基づき、汚染原因及び汚染範囲の調査等、必要な対策を実施した。

また、事業者の自主管理体制を確立するため、事業者が行うべき自主管理全般の手引き「有害物質使用事業者のための自主管理マニュアル」に基づき、事業者を指導している。

平成24年6月には、地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法が改正され、有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象になるとともに、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられており、対象となる事業者に対して、立入検査等において基準に適合するよう指導している。

ウ 土壌汚染対策法の施行<環境管理課>

土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図るため「土壌汚染対策法」が平成15年2月から施行されている（図2-5-17）。

令和2年度末現在、県内で「指定区域(土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない区域)」に指定されている区域は28件である（表2-5-35）。

また、平成22年4月1日の同法改正に伴い「水質汚濁防止法」に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壌汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合に届出が行われるよう、関係機関に対して法律の周知・徹底を図っている。また、立入調査時等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図るほか、土壌汚染に対する啓発を実施し、汚染の早期発見、早期対応に努めている。

エ 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の施行<環境管理課>

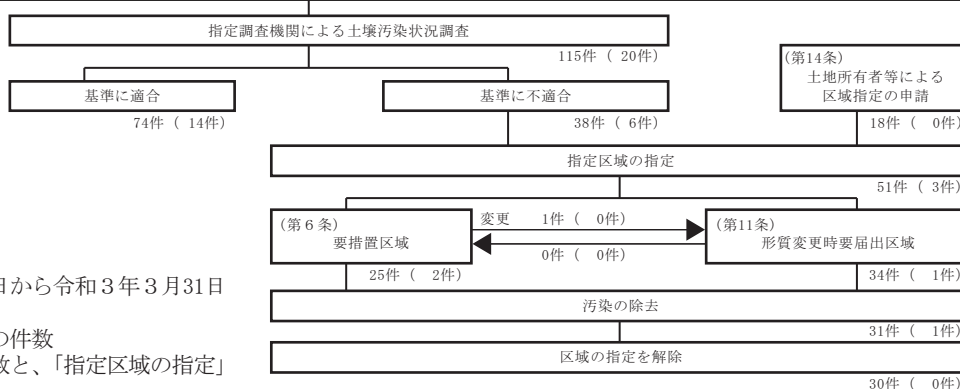
産業廃棄物の不適正処理事案の中には、いわゆるフェロシルト問題をはじめ、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は、悪質化、巧妙化する傾向にあり、周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えている。

埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止し、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保するため、平成19年4月1日より「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を施行した。

図2-5-17 土壌汚染対策法の施行状況

(平成15年2月15日～令和3年3月31日)

第3条関係		
第1項	水質汚濁防止法に基づく有害物質	402件 (24件)
第1項	土壌汚染状況調査	49件 (5件)
第1項	ただし書きに該当する場合	351件 (24件)
第5項	ただし書きの取り消し	13件 (3件)
第7項	ただし書きを受けている土地の形質変更	3件 (1件)
第4項	未報告・虚偽の報告	0件 (0件)
第4条関係		
第1項	一定規模(3,000㎡、一部900㎡)以上の土地の形質変更	2682件 (380件)
第2項	土壌汚染状況調査報告書の提出	20件 (10件)
第3項	調査命令	37件 (3件)
第5条関係		
第1項	健康被害が生じるおそれがある場合	0件 (0件)



- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 件数は平成15年2月15日から令和3年3月31日までの累積件数
 3 ()内は令和2年度の件数
 4 「基準に不適合」の件数と、「指定区域の指定」の件数は、一致しない。

表 2-5-35 土壌汚染対策法に基づく指定区域

(令和 3 年 3 月末現在)

	指定年月日	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	H26. 6. 17	岐阜県告示第445号 多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H30. 9. 28	岐阜県告示第482号 大垣市神田町2丁目1番3の一部 他	ベンゼン、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第14条
	H31. 4. 25 R 1. 6. 7	岐阜県告示第67号 岐阜市黒野字二の丸328番8の一部 他 岐阜県告示第147号	1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条 第14条
	R 2. 2. 14	岐阜県告示第44号 羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第3条
	R 3. 3. 16	岐阜県告示第619号 岐阜市大黒町4丁目4番1の一部	六価クロム化合物、シアン化合物	第3条
	R 3. 3. 31	岐阜県告示第670号 岐阜市柳戸1番1の一部	砒素及びその化合物	第3条
形質変更時 要届出区域	H17. 7. 29	岐阜県告示第595号 土岐市泉町大富255-10 他	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H17. 10. 21	岐阜県告示第771号 関市常盤町27番地の一部	ほう素及びその化合物、シアン化合物	第3条
	H21. 8. 28	岐阜県告示第511号 関市平賀町1丁目63-2 他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条
	H22. 2. 16	岐阜県告示第535号 岐阜市水海道2丁目1-10	テトラクロロエチレン	第3条
	H22. 3. 26	岐阜県告示第593号 岐阜市早田町1丁目24	テトラクロロエチレン	第3条
	H23. 12. 16	岐阜県告示第598号 土岐市下石町字西山304番2の一部	砒素及びその化合物、鉛及びその化合物	第4条
	H24. 6. 29	岐阜県告示第299号 多治見市小田町5丁目71番1 他	鉛及びその化合物	第14条
	H24. 10. 12	岐阜県告示第371号 岐阜市祈年町4丁目1番地 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条
	H25. 10. 11	岐阜県告示第475号 関市東桜町10番1の一部	鉛及びその化合物	第4条
	H27. 3. 10	岐阜県告示第149号 関市広見字牛洞851番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H27. 4. 3	岐阜県告示第246号 土岐市下石町字西山304番地984の一部	砒素及びその化合物	第4条
	H27. 12. 15	岐阜県告示第706号 関市小屋名字上中島420番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H28. 1. 8	岐阜県告示第4号 下呂市幸田字幸の瀬1162番の一部 他	砒素及びその化合物	第14条
	H29. 7. 28	岐阜県告示第397号 恵那市長島町永田字羽白440番3 他	砒素及びその化合物	第14条
	H29. 10. 13	岐阜県告示第463号 中津川市千旦林字鍛冶屋平643番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第4条
	H30. 7. 3	岐阜県告示第352号 中津川市千旦林字鍛冶屋平643番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第3条
	H30. 9. 28	岐阜県告示第484号 大垣市神田町2丁目1番3の一部 他	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物	第14条
	H30. 9. 28	岐阜県告示第485号 多治見市東町1丁目9番3の一部	ふっ素及びその化合物	第3条
	H30. 10. 9	岐阜県告示第500号 加茂郡坂祝町酒倉字南高見2353番1の一部 他	トリクロロエチレン	第14条
	H31. 3. 1 R 1. 5. 21	岐阜県告示第99号 多治見市前畑町5丁目8番1の一部 他 岐阜県告示第15号	砒素及びその化合物	第4条 第14条
R 2. 2. 14	岐阜県告示第45号 羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	鉛及びその化合物	第3条	
R 3. 1. 27	岐阜県告示第519号 岐阜市岩田西3丁目422番2の一部 他	砒素及びその化合物	第4条	

備考) 県環境管理課調べ

オ 環境浄化機材の整備<環境管理課>

県内で判明している揮発性有機化合物による地下水汚染事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている事例があることから、県が浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策を促進している。

貸し出している浄化機材は、土壌ガス吸引装置（1台）、地下水浄化装置（2台）である。

表 2-5-36 整備した環境浄化機材

(令和 3 年 3 月末現在)

環境浄化機材の種類	浄化機材の特徴	貸出先
土壌ガス吸引装置	土壌中の吸引井戸から除去対象物質を含むガスを吸引し、活性炭に吸着させて除去する。	富加町の事業者
地下水浄化装置	汚染地下水を揚水し、これをばっ気することにより除去対象物質を水中から空気に移行させ、活性炭に吸着させて除去する。	美濃加茂市 土岐市の事業場跡地の土地所有者

備考) 県環境管理課調べ

カ 農作物及び農用地におけるカドミウム調査<農産園芸課>

農作物及び農用地土壌の安全性を確認するため、平成16年度から県内の米等に含まれるカドミウム含有調査を実施してきたが、結果はすべて国内基準値を下回り安全性に問題はなかったため、平成30年度で調査を終了した。

キ 土地売買等及び開発行為に伴う事前届出制度の実施<治山課>

水源地域における適正な土地利用の確保を図り、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的として、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を施行した。

この条例に基づいて、令和2年度末現在、県内の22市町村、259箇所、57,893.38haの森林を水源地域に指定している。

水源地域内で土地所有者等が土地売買等を行う場合、契約を締結しようとする日の30日前までに届出を義務付ける制度により、届出者に対して、土地の利用の方法等に関する助言を行った。令和2年度の届出実績は30件。

また、令和2年7月に条例を一部改正し、水源地域内で開発行為を行う場合、開発しようとする日の60日前までに届出を義務付ける制度を加えて、届出者に対して土地の利用の方法等に関する助言をすることにより、水源地域の一層の保全を図ることとした。令和3年1月1日から施行し、令和2年度の届出実績は2件。

ク 間伐の推進<森林整備課>【再掲】

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

令和2年度の環境保全林における間伐実施面積は1,713ha（間伐実施面積6,871haの内数）であった。

ケ 治山事業を通じた水源かん養機能の保全<治山課>

森林の水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施している。

コ 瑞浪超深地層研究所周辺地域の環境保全対策<環境管理課>

県と瑞浪市及び瑞浪超深地層研究所を管理する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定」を平成17年11月14日に締結した。

県ではこの環境保全協定に基づき、環境負荷に関する情報公開の徹底や環境保全対策等を日本原子力研究開発機構に求めていくとともに、排水水等の測定を実施し公表することで県民の安全、安心を確保することとしている。

令和2年度に、県が実施した排水水等の測定結果は表2-5-37のとおりである。

表2-5-37 瑞浪超深地層研究所排水水等の測定結果（主な項目）

測定項目		管理目標値	R2.6.16採取	R2.9.24採取
排水水	ふっ素	0.8mg/l以下	0.50mg/l	0.33mg/l
	ほう素	1mg/l以下	0.52mg/l	0.55mg/l
放流先河川水	ふっ素	0.8mg/l以下	0.12mg/l	0.27mg/l
	ほう素	1mg/l以下	0.12mg/l	0.42mg/l

備考) 県環境管理課調べ

3 大気環境の保全

(1) 汚染発生源の抑制<環境管理課>

ア 概況

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件の下で生成される物質などにより引き起こされる。

令和2年度の主な大気汚染物質の状況をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、すべての測定局で環境基準に基づく短期的評価、長期的評価を達成した。

光化学オキシダントについては、すべての測定局において環境基準を超える日が見られ、その頻度は令和元年度と比較すると横ばいかやや減少した。また、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を岐阜地域に1回、西濃・羽島地域に1回、中濃地域に1回、東濃西部地域に1回発令し、光化学スモッグ注意報を中濃地域に1回発令した。

イ 大気汚染物質の状況

大気汚染に係る環境基準は、資料11(1)のとおりで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について定められている（有害大気汚染物質を除く）。

(7) 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質である。通常は、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものであり、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。

二酸化硫黄について19測定局で測定した結果は、表2-5-38及び資料12のとおりであり、これらを令和元年度と比較すると、横ばいの状況にある。年平均値は、羽島測定局の0.005ppmが最も高い。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

表2-5-38 二酸化硫黄の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の適否 適○ 否×	令和元年度		
					時間	%	日	%					年平均値 (ppm)	長期的評価の適否	
岐阜	岐阜中央	365	8,651	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○	
	岐阜南部	365	8,653	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	○	0.000	○	
	岐阜北部	365	8,657	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○	
	各務原	363	8,703	0.003	0	0.0	0	0.0	0.012	0.005	無	○	0.004	○	
	本巣	363	8,675	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	無	○	0.001	○	
	平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
西濃・羽島	羽島	363	8,700	0.005	0	0.0	0	0.0	0.016	0.008	無	○	0.004	非適用	
	大垣中央	351	8,375	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.003	無	○	0.001	○	
	大垣南部	363	8,673	0.002	0	0.0	0	0.0	0.018	0.006	無	○	0.003	○	
	大垣西部	365	8,728	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	無	○	0.001	○	
	平均	-	-	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	-
可茂	美濃加茂	363	8,696	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.005	無	○	0.003	○	
中濃	関	362	8,675	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.001	○	
郡上	郡上	363	8,670	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	非適用	
東濃西部	笠原	363	8,703	0.004	0	0.0	0	0.0	0.012	0.007	無	○	0.004	○	
	瑞浪	363	8,680	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	無	○	0.001	○	
	平均	-	-	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003	-
恵那・中津川	恵那	361	8,655	0.000	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001	無	○	0.000	○	
	中津川	363	8,682	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001	無	○	0.001	○	
	平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
下呂	下呂	363	8,675	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○	
飛騨	高山	354	8,456	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.002	○	
	乗鞍	98	2,340	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	非適用	0.000	非適用	
	県平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-

- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。
 3 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10μm(μm=千分の1mm)以下のものをいう。自動車の排ガスや工場からのばい煙に加え、微細な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがある。

浮遊粒子状物質について24測定局(自動車排出ガス測定局4局を含む。)で測定した結果は、表2-5-39及び資料13のとおりである。

年平均値は、大垣中央測定局の0.017mg/m³が最も高かった。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

安心して健やかな生活環境で暮らす

表2-5-39 浮遊粒子状物質の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の適否 ○ 適 × 不適	令和元年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (mg/m ³)	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	365	8,701	0.012	0	0.0	0	0.0	0.120	0.032	無	○	0.013	○
	岐阜南部	365	8,700	0.011	0	0.0	0	0.0	0.094	0.029	無	○	0.011	○
	岐阜北部	365	8,706	0.007	0	0.0	0	0.0	0.085	0.019	無	○	0.009	○
	各務原	362	8,676	0.011	0	0.0	0	0.0	0.117	0.032	無	○	0.012	○
	本巣	362	8,700	0.014	0	0.0	0	0.0	0.163	0.038	無	○	0.015	○
	平均	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012
西濃・羽島	羽島	362	8,689	0.012	0	0.0	0	0.0	0.149	0.037	無	○	0.010	非適用
	大垣中央	363	8,714	0.017	0	0.0	0	0.0	0.143	0.035	無	○	0.017	○
	大垣南部	363	8,712	0.016	0	0.0	0	0.0	0.133	0.040	無	○	0.017	○
	大垣西部	365	8,751	0.014	0	0.0	0	0.0	0.134	0.035	無	○	0.015	○
	大垣赤坂	347	8,422	0.013	0	0.0	0	0.0	0.117	0.034	無	○	0.014	○
	平均	-	-	0.014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.016
可茂	美濃加茂	363	8,698	0.012	0	0.0	0	0.0	0.167	0.033	無	○	0.013	○
中濃	関	363	8,709	0.013	0	0.0	0	0.0	0.144	0.035	無	○	0.013	○
郡上	郡上	363	8,706	0.010	0	0.0	0	0.0	0.105	0.035	無	○	0.008	非適用
東濃西部	笠原	362	8,692	0.010	0	0.0	0	0.0	0.112	0.027	無	○	0.012	○
	瑞浪	363	8,715	0.012	0	0.0	0	0.0	0.107	0.032	無	○	0.013	○
	平均	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	0.013	-
恵那・中津川	恵那	361	8,683	0.011	0	0.0	0	0.0	0.093	0.033	無	○	0.012	○
	中津川	363	8,708	0.012	0	0.0	0	0.0	0.114	0.034	無	○	0.012	○
	平均	-	-	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012	-
下呂	下呂	363	8,707	0.010	0	0.0	0	0.0	0.090	0.031	無	○	0.010	○
飛騨	高山	345	8,283	0.011	0	0.0	0	0.0	0.098	0.029	無	○	0.008	○
乗鞍		98	2,351	0.004	0	0.0	0	0.0	0.105	0.010	無	非適用	0.005	非適用
県平均		-	-	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	0.013	-
岐阜明德自排		354	8,444	0.012	0	0.0	0	0.0	0.091	0.030	無	○	0.012	○
大垣自排		363	8,712	0.014	0	0.0	0	0.0	0.133	0.037	無	○	0.017	○
可児自排		363	8,710	0.012	0	0.0	0	0.0	0.139	0.033	無	○	0.013	○
土岐自排		313	7,531	0.016	0	0.0	0	0.0	0.145	0.038	無	○	0.018	○

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。
 3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

(ウ) 二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがある。発生源としては、固定発生源である工場・事業場のばい煙発生施設及び移動発生源である自動車などがある。

二酸化窒素について21測定局（自動車排出ガス測定局4局を含む。）で測定した結果は、表2-5-40、資料14及び資料15のとおりである。令和元年度と比較すると、横ばいの傾向にある。

年平均値は、土岐自動車排出ガス測定局の0.012ppmが最も高く、一般環境測定局においては、大垣中央測定局及び大垣南部測定局の0.009ppmが最も高い。

環境基準については、長期的評価に基づく環境基準をすべての測定局で達成した。

表2-5-40 二酸化窒素の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	長期的評価の適否 適○ 否×	令和元年度	
					日	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	365	8,656	0.006	0	0.0	0	0.0	0.049	0.013	○	0.007	○
	岐阜南部	256	6,086	0.008	0	0.0	0	0.0	0.060	0.016	○	0.010	○
	岐阜北部	365	8,655	0.005	0	0.0	0	0.0	0.032	0.010	○	0.005	○
	各務原	363	8,676	0.005	0	0.0	0	0.0	0.029	0.012	○	0.006	○
	本巣	360	8,616	0.006	0	0.0	0	0.0	0.042	0.013	○	0.006	○
	平均	-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	0.007
西濃・羽島	羽島	363	8,672	0.007	0	0.0	0	0.0	0.046	0.018	○	0.010	非適用
	大垣中央	363	8,672	0.009	0	0.0	0	0.0	0.037	0.016	○	0.008	○
	大垣南部	362	8,652	0.009	0	0.0	0	0.0	0.033	0.016	○	0.008	○
	平均	-	-	0.008	-	-	-	-	-	-	-	0.008	-
可茂	美濃加茂	363	8,679	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0.005	○
中濃	関	363	8,675	0.004	0	0.0	0	0.0	0.028	0.010	○	0.005	○
郡上	郡上	363	8,671	0.002	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0.002	非適用
東濃西部	笠原	363	8,677	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.012	○	0.007	○
恵那・中津川	恵那	361	8,654	0.006	0	0.0	0	0.0	0.035	0.014	○	0.007	○
	中津川	359	8,650	0.006	0	0.0	0	0.0	0.032	0.014	○	0.007	○
	平均	-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	0.007	-
下呂	下呂	363	8,676	0.002	0	0.0	0	0.0	0.022	0.006	○	0.002	○
飛騨	高山	363	8,674	0.006	0	0.0	0	0.0	0.039	0.019	○	0.006	○
乗鞍		98	2,338	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.002	○	0.001	非適用
県平均		-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	0.006	-
	岐阜明德自排	364	8,648	0.007	0	0.0	0	0.0	0.056	0.014	○	0.008	○
	大垣自排	363	8,678	0.009	0	0.0	0	0.000	0.038	0.017	○	0.010	○
	可児自排	363	8,677	0.009	0	0.0	0	0.000	0.042	0.019	○	0.010	○
	土岐自排	363	8,678	0.012	0	0.0	0	0.000	0.044	0.022	○	0.012	○

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が0.04ppm~0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。
 3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

(I) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

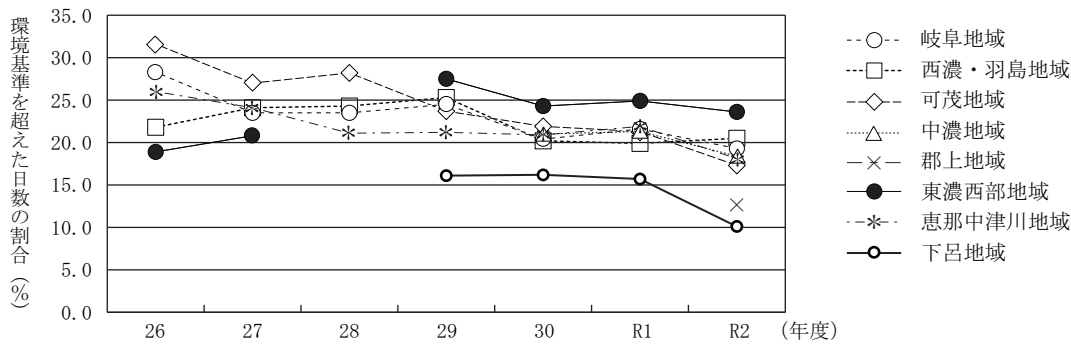
光化学オキシダントについて18測定局で測定した結果は、表2-5-41、図2-5-18及び資料16のとおりであり、いずれの測定局においても環境基準を達成できていない。

昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値の最高値が最も高かったのは、関測定局及び郡上測定局の0.131ppmである。昼間の年平均は令和元年度と比較すると横ばいであったが、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は令和元年度と比較すると横ばいかやや減少した。

なお、令和2年度は、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を岐阜地域に1回、西濃・羽島地域に1回、中濃地域に1回、東濃西部地域に1回発令し、光化学スモッグ注意報を中濃地域に1回発令した（資料17）。

安心して健やかな生活環境を暮らし

図2-5-18 光化学オキシダントの環境基準を超えた日数の割合の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 各地域の平均値

表2-5-41 光化学オキシダントの測定結果

地域	測定局名	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	日最高1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準の適否 適○ 否×	令和元年度	
					日	%	時間	%				昼間年平均値 (ppm)	環境基準の適否
					岐阜	岐阜中央	365	5,413				0.035	74
	岐阜南部	365	5,400	0.034	67	18.4	318	5.9	0.105	0.048	×	0.034	×
	岐阜北部	365	5,414	0.033	67	18.4	324	6.0	0.119	0.047	×	0.033	×
	各務原	365	5,429	0.033	68	18.6	341	6.3	0.123	0.047	×	0.034	×
	本巣	365	5,447	0.035	76	20.8	392	7.2	0.113	0.050	×	0.035	×
	平均	-	-	0.034	-	19.3	-	-	-	-	-	0.034	-
西濃・羽島	羽島	365	5,440	0.036	81	22.2	425	7.8	0.123	0.050	×	0.029	非適用
	大垣中央	362	5,353	0.036	78	21.5	358	6.7	0.111	0.049	×	0.035	×
	大垣南部	365	5,447	0.034	65	17.8	303	5.6	0.110	0.047	×	0.033	×
	平均	-	-	0.035	-	20.5	-	-	-	-	-	0.034	-
可茂	美濃加茂	365	5,423	0.031	63	17.3	309	5.7	0.099	0.047	×	0.032	×
中濃	関	364	5,414	0.031	67	18.4	364	6.7	0.131	0.047	×	0.032	×
郡上	郡上	365	5,441	0.028	46	12.6	230	4.2	0.131	0.043	×	0.032	非適用
東濃西部	笠原	365	5,447	0.033	86	23.6	435	8.0	0.126	0.050	×	0.033	×
	瑞浪	126	1,630	0.022	3	2.4	14	0.9	0.076	0.033	非適用	-	-
	平均	-	-	0.033	-	23.6	-	-	-	-	-	-	-
恵那・中津川	恵那	365	5,426	0.032	70	19.2	380	7.0	0.124	0.047	×	0.032	×
	中津川	358	5,327	0.031	61	17.0	321	6.0	0.122	0.046	×	0.031	×
	平均	-	-	0.032	-	18.1	-	-	-	-	-	0.032	-
下呂	下呂	365	5,441	0.032	37	10.1	186	3.4	0.112	0.043	×	0.033	×
飛騨	高山	353	5,252	0.028	18	5.1	88	1.7	0.096	0.039	×	0.028	×
	乗鞍	98	1,461	0.053	51	52.0	338	23.1	0.094	0.062	非適用	0.045	非適用
	県平均	-	-	0.033	-	17.6	-	-	-	-	-	0.033	-

備考) 1 県環境管理課調べ
2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。
3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であることを示す。
4 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により生ずるものであり、その発生源は大部分が自動車によるものである。一酸化炭素について、2測定局で測定した結果は、表2-5-42及び資料18に示すとおりである。年平均値0.3ppmで、環境基準に基づく長期的評価を達成した。

安全で健やかな生活環境で暮らす

表2-5-42 一酸化炭素の測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の8時間 平均値が20ppmを 超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを 超えた日数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	長期的 評価の 適否	令和元年度	
				回数	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的 評価の 適否
岐阜明德自排	365	8,656	0.3	0	0.0	0	0.0	3.0	0.4	○	0.3	○
土岐自排	363	8,681	0.3	0	0.0	0	0.0	0.9	0.4	○	0.2	○
県平均			0.3								0.3	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が10ppmを超えた日数が、年間を通じて2%以下であることを示す。

3 県平均に、土岐自排局は含まない。

(カ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子 (粒子の形で大気中に排出されたもの) と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中で化学反応により粒子化した二次粒子がある。県内の17測定局で測定した結果は、表2-5-43、資料21及び資料22のとおりである。

長期的評価に基づく環境基準は、すべての測定局で達成した。

また、本県測定局及び恵那測定局において季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により微小粒子状物質の実態を把握した。その結果は資料23のとおりである。

表2-5-43 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	年平均値 (μg/m ³)	日平均値の 年間98%値 (μg/m ³)	日平均値が 35μg/m ³ を 超えた日数 とその割合		長期 基準の 適否 適○ 否×	短期 基準の 適否 適○ 否×	長期的 評価の 適否 適○ 否×	令和元年度		
					日	%				年平均値 (μg/m ³)	日平均値の 年間98%値 (μg/m ³)	長期的 評価の 適否
岐阜	岐阜中央	353	8.2	23.2	1	0.3	○	○	○	8.0	23.3	○
	岐阜南部	333	9.9	24.6	3	0.9	○	○	○	10.5	27.3	○
	岐阜北部	353	10.2	25.3	1	0.3	○	○	○	9.3	22.8	○
	各務原	362	5.6	19.7	1	0.3	○	○	○	6.2	23.0	○
	本巣	362	8.3	22.3	1	0.3	○	○	○	9.2	23.5	○
	平均	-	8.4	-	-	-	-	-	-	8.6	-	-
西濃・羽島	羽島	363	7.3	21.3	1	0.3	○	○	○	5.4	14.3	非適用
	大垣中央	363	8.2	24.6	2	0.6	○	○	○	8.6	25.0	○
	平均	-	7.8	-	-	-	-	-	-	8.6	-	-
可茂	美濃加茂	363	6.7	22.5	2	0.6	○	○	○	7.3	24.2	○
中濃	関	363	11.1	27.0	2	0.6	○	○	○	10.1	24.0	○
郡上	郡上	363	6.5	21.8	0	0.0	○	○	○	5.2	11.2	非適用
東濃西部	笠原	363	6.7	21.5	1	0.3	○	○	○	7.2	23.6	○
恵那 ・ 中津川	恵那	361	8.0	24.1	1	0.3	○	○	○	8.8	23.3	○
	中津川	363	8.4	23.7	1	0.3	○	○	○	10.0	24.1	○
	平均	-	8.2	-	-	-	-	-	-	9.4	-	-
下呂	下呂	363	5.9	20.0	0	0.0	○	○	○	6.4	19.2	○
飛騨	高山	351	5.2	21.8	2	0.6	○	○	○	5.3	16.8	○
県平均	-	7.7	-	-	-	-	-	-	8.2	-	-	
可児自排	362	6.7	21.8	2	0.6	○	○	○	7.3	23.2	○	
土岐自排	360	6.9	23.8	0	0.0	○	○	○	7.1	25.7	○	

備考) 1 岐阜南部測定局は環境省大気中微小粒子状物質モニタリング試行事業で測定しており、当該測定データは環境省に帰属し、速報値であるため、確定値ではなく参考値として扱う。

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が15 μg/m³以下であり (長期基準)、かつ、日平均値の年間98%値が35 μg/m³以下である (短期基準) ことを示す。

3 県平均に、自動車排出ガス測定局は含まない。

(キ) 非メタン炭化水素

炭化水素の中でも、特に非メタン炭化水素は光化学オキシダントの生成に深い関係があり、その多くは石油・石油化学製品を取り扱う工場・事業場や自動車から排出される。

炭化水素について、2測定局で測定した結果は、表2-5-44及び資料19のとおりである。

非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間測定値の年平均値は0.10ppmCである。昭和51年8月17日中央公害対策審議会答申の指針値に照らしてみると、岐阜南部測定局において0.20ppmCを超えた日は22日(6.7%)であり、0.31ppmCを超えた日は1日(0.3%)であった。

表2-5-44 炭化水素の測定結果

測定局名	測定項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9 時測定 日数 (日)	6～9時3時間平均値			6～9時3時間平均 値が0.20ppmC を超えた日数とそ の割合		6～9時3時間平均 値が0.31ppmC を超えた日数とそ の割合		令和元年度	
					年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	日	%	日	%	年平均値 (ppmC)	6～9時 3時間平 均値の年 平均値 (ppmC)
岐阜南部	非メタン	7,815	0.11	328	0.11	0.61	0.01	22	6.7	1	0.3	0.12	0.12
	メタン	7,816	1.96	328	1.97	2.22	1.80	-	-	-	-	1.96	1.96
	全炭化水素	7,816	2.07	328	2.08	2.58	1.86	-	-	-	-	2.08	2.08
本 巢	非メタン	8,615	0.08	361	0.08	0.18	0.03	0	0.0	0	0.0	0.09	0.09
	メタン	8,638	2.00	361	2.02	2.32	1.82	-	-	-	-	1.98	2.00
	全炭化水素	8,638	2.08	361	2.10	2.50	1.87	-	-	-	-	2.07	2.10

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 午前6時から9時までの3時間の測定値の平均値を示す。
 3 指針値：光化学オキシダントの環境基準である1時間値0.06ppmに対する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

ウ 有害大気汚染物質の状況

科学技術の進展により、化学物質の開発・利用が盛んになり、多様な有害化学物質が大気環境中から検出されるようになっており、これらの物質の低濃度での長期暴露による発がん性等の健康影響が問題になっていることから、国が示す「有害大気汚染物質」のうち「優先取組物質」について監視を実施している。

一般環境地域6地点(酸化エチレンのみの測定地点 2地点を含む)及び沿道地域2地点の計8地点において、ベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行った結果は、表2-5-45のとおりである。

ベンゼン等4物質については環境基準が、アクリロニトリル等11物質については指針値が設定されている(資料11)。これら15物質の主な発生源は次のとおりである。

(ア) ベンゼン

自動車の排出ガスが主な発生源とされている。

(イ) トリクロロエチレン

金属製品の洗浄剤などに使用されている。

(ロ) テトラクロロエチレン

クリーニングの洗浄剤などに使用されている。

(ハ) ジクロロメタン

洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤などに使用されている。

(ニ) アクリロニトリル

合成繊維、合成ゴムの製造原料などに使用されている。

(ホ) アセトアルデヒド

酢酸エチルの原料などに使用されている。

(ヘ) 塩化ビニルモノマー

合成樹脂の製造原料などに使用されている。

(ト) 塩化メチル

化学物質の合成や合成樹脂の製造原料などに使用されている。

(チ) クロロホルム

フロン類の原料、抽出溶媒などに使用されている。

(コ) 1, 2-ジクロロエタン

塩化ビニルモノマーの生成などに使用されている。

(サ) 水銀及びその化合物

蛍光灯、温度計の製造原料などに使用されている。

(シ) ニッケル化合物

顔料、メッキ製品、電池の製造原料などに使用されている。

(ス) ひ素及びその化合物

液晶用ガラス原料、化合物半導体・シリコン半導体材料、木材防腐剤などに使用されている。

(セ) 1, 3-ブタジエン

合成ゴム、合成樹脂の製造原料などに使用されている。

(ヨ) マンガン及びその化合物

ステンレス、特殊鋼の脱酸及び添加材、非鉄金属の添加材及び溶接棒の被覆材用などに使用されている。

表2-5-45 有害大気汚染物質の測定結果(年平均値) (令和2年度)
(単位:水銀、ニッケル、ひ素、ベリリウム、ベンゾピレン、マンガン、クロム ng/m³, それ以外 μg/m³)

測定地点 測定物質	一般環境地域				沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣消防組合 中消防署分駐所)	中津川市 (健康福祉会館)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明德測定局)	
アクリロニトリル	0.0053	0.0036	0.0017	0.0017			2
アセトアルデヒド	2.6	2.0	2.2	2.1	2.3	1.7	120
塩化ビニルモノマー	0.0097	0.0026	0.0049	0.0050			10
塩化メチル	1.3	1.3	1.3	1.3			94
クロロホルム	0.14	0.12	0.13	0.13			18
酸化エチレン	0.064	0.057	0.076	0.072			
1, 2-ジクロロエタン	0.11	0.089	0.096	0.096			1.6
ジクロロメタン	0.91	0.67	1.1	1.1			150
水銀及びその化合物	1.6	1.4	1.6	1.6			40
トルエン	3.0	15	3.3	3.0	2.8	3.3	
テトラクロロエチレン	0.028	0.023	0.010	0.013			200
トリクロロエチレン	0.12	0.019	0.17	0.21			130
ニッケル化合物	0.72	0.57	0.66	0.96			25
ひ素及びその化合物	0.62	0.16	0.27	0.35			6
1, 3-ブタジエン	0.096	0.020	0.028	0.027	0.061	0.040	2.5
ベリリウム及びその化合物	0.0093	0.0030	0.0030	0.0044			
ベンゼン	0.61	0.47	0.64	0.63	0.72	0.73	3
ベンゾ[a]ピレン	0.070	0.044	0.057	0.069	0.054	0.065	
ホルムアルデヒド	2.2	1.6	2.4	2.1	1.8	2.2	
マンガン及びその化合物	6.8	2.5	2.9	3.7			140
クロム及びその化合物	1.4	0.87	0.96	1.1			
実施主体	県	県	岐阜市	岐阜市	県	岐阜市	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 環境基準又は指針値の欄において、斜体字は指針値であることを示す。

測定地点 測定物質	一般環境地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣南部測定局)	大垣市 (西濃総合庁舎)	
酸化エチレン	0.063	0.059	
実施主体	県	県	

エ 規制措置

工場・事業場から発生する大気汚染物質及び自動車排出ガスについては、「大気汚染防止法」、「岐阜県公害防

止条例」及び「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」に基づき次のような規制措置を実施している。

(7) ばい煙

「大気汚染防止法」では、ボイラー、乾燥炉をはじめ、32種類のばい煙発生施設に対して硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法律による規制の対象外となる小規模なボイラーなど4種類のばい煙発生施設に対して、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

○ 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」による硫黄酸化物の排出規制は、K値規制である。次式のように、拡散理論式を用いて煙突による拡散効果を入れた許容排出量が定められる。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q：硫黄酸化物許容排出量 (Nm³/h)

K：K値 (地域ごとに定められる定数)

He：有効煙突高 (m)

拡散理論では、地表最大濃度は煙突からの汚染物質の排出量に比例し有効煙突高の二乗に反比例することから、有効煙突高を高くすれば排出量が大きくなっても地表濃度は上がらない。K値は地表最大濃度に関するパラメーターであり (最大着地濃度の約584倍の関係がある)、大気汚染防止法施行規則により地域ごとに定められ、K値が小さいほど厳しい規制となっている。

昭和43年12月以降8次にわたり規制が強化されており、本県におけるK値は11.5及び17.5を適用する。

○ ばいじん

「大気汚染防止法」によるばいじんの排出規制は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度を規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法規制による対象外のボイラー等2施設について排出口濃度を規制している。

○ 有害物質

「大気汚染防止法」では、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物を有害物質として指定し、これらの物質を含有する燃原料を使用しているばい煙発生施設に対し、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制している。このうち窒素酸化物については、昭和48年8月以降5次にわたり規制の強化が図られている。

「岐阜県公害防止条例」においては、活性炭反応炉等5施設に係る亜鉛等2物質について排出口濃度を規制している。

(イ) 粉じん

○ 特定粉じん

「大気汚染防止法」では、特定粉じんとして石綿 (アスベスト) が指定され、一定規模以上の解綿用機械、混合機等9施設の特定粉じん発生施設に対し、敷地境界における濃度規制を行っている。

平成8年5月の「大気汚染防止法」改正により、「特定粉じん排出等作業」を規定され、作業基準が設けられた。

「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」が平成17年10月6日公布、11月1日から施行され、大気汚染防止法による規制対象の規模未満施設等に関する規制を行うこととした。

平成18年3月1日には、「大気汚染防止法」による特定粉じん発生等作業に係る建築物の規模要件が撤廃され全ての建築物が規制の対象とされた。

同2月10日「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が公布され、特定粉じん排出等作業の対象に建築物のみでなく工作物も規制の対象とされた。

令和3年4月には、「特定粉じん排出等作業」において、これまで規制対象でなかった石綿含有成形板等が新たに規制の対象に追加され、石綿を含有するすべての建築材料について規制している。

○ 一般粉じん

「大気汚染防止法」では、特定粉じん以外の一般粉じんについて、一定規模以上のコークス炉、堆積場等5施設について構造等に関する基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、樹脂加工等7種類の一般粉じん発生施設に対して、特定物質の排出基準を定め規制し、コンベア等14種類の一般粉じん発生施設及び吹付塗装作業については、構造等に関する基準を定め規制している。

(ウ) 揮発性有機化合物

「大気汚染防止法」では、乾燥施設、塗装施設をはじめ、9種類の揮発性有機化合物排出施設に対して揮発性有機化合物の量の排出基準を定め規制している。

(エ) 水銀

「大気汚染防止法」では、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設に対して水銀の排出基準を定め規制している。

オ 監視測定

大気環境の状況については、20箇所の一般環境大気測定局（土岐測定局については、平成23年12月で測定終了）と4箇所の自動車排出ガス測定局において常時監視（24時間測定）を行っており、測定地点及び測定項目は、表2-5-46のとおりである。

昭和57年4月から、「大気環境監視テレメータシステム」を整備し、各測定局を回線等で結ぶことにより大気環境の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、緊急時における迅速な対応を図る体制を整えている。

これらの常時監視測定局による監視測定を補完するため、令和2年度は、大気環境測定車「あおぞら」による一般環境調査を揖斐川町、川辺町、海津市、垂井町、飛騨市、羽島市において延べ40週にわたって行った。測定結果は資料24のとおりである。

表2-5-46 大気環境常時監視測定局及び測定項目 (令和3年3月末現在)

種別	地域	測定局名	設置場所	測定項目								
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	設置主体
一般環境大気測定局	岐 阜	岐阜中央	岐阜市八ツ寺町1-7 (市役所八ツ寺別館)	○	○	○	○		○		○	岐阜市
		岐阜南部	岐阜市茜部菱野2 (あかね公園)	○	○	○	○		○	○		岐阜市
		岐阜北部	岐阜市福光東3-19 (福光東公園)	○	○	○	○		○			岐阜市
		各務原	各務原市蘇原中央町2-1-6 (市民会館駐車場)	○	○	○	○		○		○	県
		本 巢	本巢市下真桑1000 (本巢市役所真正分庁舎)	○	○	○	○		○	○	○	県
	西濃・羽島	羽 島	羽島市竹鼻町86 (勤労青少年ホーム2F)	○	○	○	○		○		○	県
		大垣中央	大垣市西外側町2-49 (市職員駐車場)	○	○	○	○		○		○	県
		大垣南部	大垣市築捨町1-159-2 (築捨新田公民館)	○	○	○	○				○	県
		大垣西部	大垣市綾野1-2719-1 (JAにしみの綾里支所2F)	○	○						○	大垣市
	大垣赤坂	大垣市赤坂町4533-1 (市赤坂地区センター駐車場)		○								大垣市
	可 茂 中 濃 郡 上 東濃西部 恵那・中津川 下 呂 飛 騨 乘 鞍	美濃加茂	美濃加茂市新池町3-4-1 (総合福祉会館)	○	○	○	○		○		○	県
		関	関市西本郷通4-2-9	○	○	○	○		○		○	県
		郡 上	郡上市八幡町初音1727-2 (郡上総合庁舎)	○	○	○	○		○		○	県
		笠 原	多治見市笠原町1194-1 (多治見市中心身障がい児通園施設)	○	○	○	○		○		○	県
			瑞 浪	瑞浪市上平町1-29 (市役所東分庁舎)	○	○						○
		恵 那	恵那市長島町正家後田1067-71 (恵那総合庁舎)	○	○	○	○		○		○	県
			中津川	中津川市かやの木町2-1 (市役所駐車場)	○	○	○	○		○		○
		下 呂	下呂市萩原町羽根2605-1 (下呂総合庁舎)	○	○	○	○		○		○	県
		高 山	高山市花岡町2-18 (市営花岡駐車場3F)	○	○	○	○		○		○	県
			高山市丹生川町久手字鼠尾508 (乗鞍スカイライン管理事務所)	○	○	○	○				○	県
小 計 20 局				19	20	17	17		15	2	17	
ガス自動車排出	岐阜明德自排	岐阜市明德町11 (旧明德小学校敷地内)		○	○		○					岐阜市
	大垣自排	大垣市禾森町4-49 (国道258号)		○	○					○		県
	土岐自排	土岐市泉池ノ上町2-3 (国道19号)		○	○		○	○		○		県
	可児自排	可児市今渡1680 (国道21号)		○	○			○		○		県
	小 計 4 局					4	4		2	2		3
合 計 24 局				19	24	21	17	2	17	2	20	

備考) 県環境管理課調べ

カ 発生源の監視指導等

「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設の届出状況は、資料25のとおりで、「大気汚染防止法」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は1,825件、VOC排出施設を設置している工場・事業場数は28件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は290件、水銀排出施設を設置している工場・事業場数は59件である。また、「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は41件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は915件である。

これらを地域別にみると岐阜地域が最も多く、次に東濃地域、中濃地域、西濃地域、飛騨地域の順となっている。また、ばい煙発生施設を種類別にみるとボイラーが2,721施設(65.9%)、次いでディーゼル機関が453施設(11.0%)となっている。

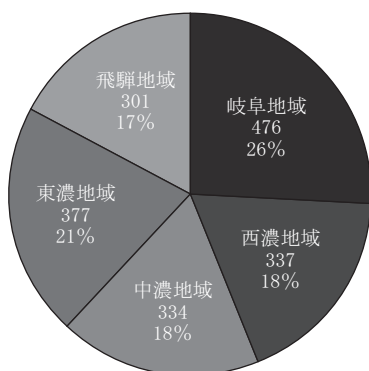
これらの工場・事業場に対して立入検査を行い、施設の維持管理状況、排出基準の遵守状況等について監視指導を実施し、必要に応じてばい煙またはVOCを測定した。令和2年度の立入検査等は、延べ333件について実施した。

さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする事業者には、「岐阜県公害防止条例」の第12条の2の規定により、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の前に知事に対する協議を求めている。

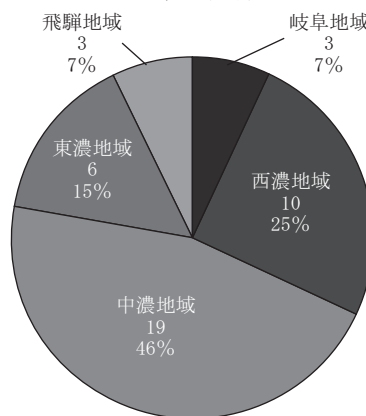
図 2-5-19 地域別のばい煙発生施設設置工場・事業場数

(令和3年3月末現在)

大気汚染防止法に係る事業場数
地域別割合



岐阜県公害防止条例に係る事業場数
地域別割合

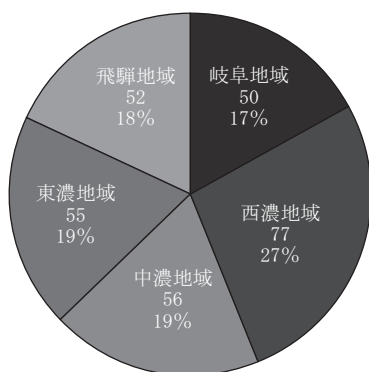


備考) 県環境管理課調べ

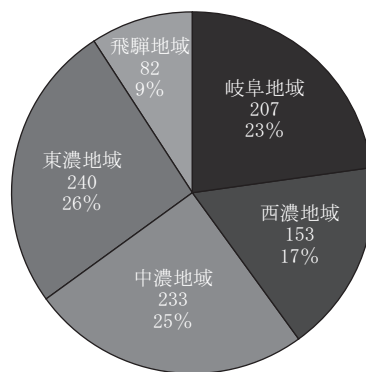
図 2-5-20 地域別の粉じん発生施設設置工場・事業場数

(令和3年3月末現在)

大気汚染防止法に係る事業場数
地域別割合



岐阜県公害防止条例に係る事業場数
地域別割合

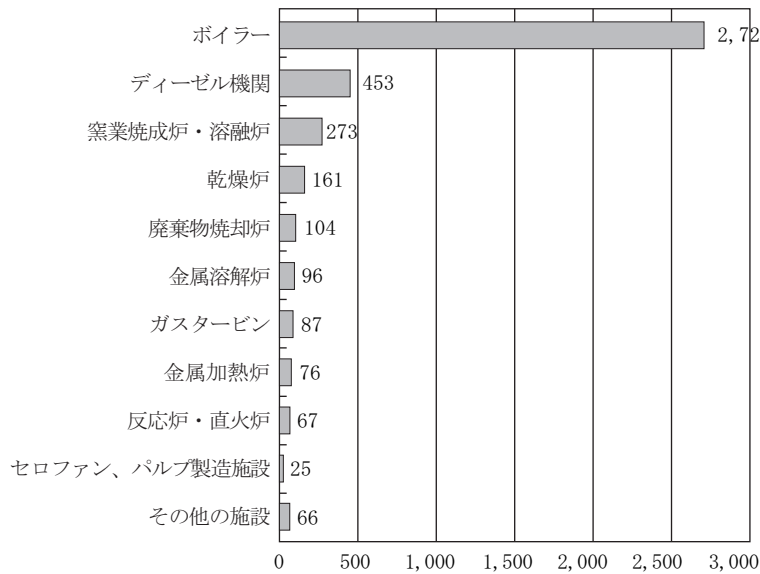


備考) 県環境管理課調べ

安全で健やかな生活環境で暮らす

図2-5-21 ばい煙発生施設数

(令和3年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

表2-5-47 工場・事業場に対する立入検査等の実施状況

(令和2年度)

区 分	件 数	
工場・事業場の立入検査	333	
ばい煙測定等の行政検査	7	
行政指導・処分	改善勧告	0
	注意	0

備考) 県環境管理課調べ 県及び岐阜市実施分

キ 大気汚染防止推進月間事業

冬期は、窒素酸化物や道路粉じん等の環境濃度が高くなり、大気汚染が悪化するため、本県では12月を大気汚染防止推進月間として、国や近隣自治体と連携を図りながら普及啓発を実施した。

ク 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガスについては、昭和41年から車種ごとに段階的に濃度規制が強化され、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質（ディーゼル黒煙）などの排出量の削減が行われてきた。

環境に優しい実践的取組として、ホームページ等を通じてエコドライブの普及啓発を実施した。

(2) オゾン層保護・酸性雨対策の推進<環境管理課>

ア フロン回収の推進

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質となるフロンを適正に回収・処理し、大気中への放出を抑制することが必要である。フロンには、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）があり、現在までに生産の禁止等の施策がとられてきた。しかし、過去に生産されたものが、家庭用冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充填された形で相当量が残されていることから、機器が廃棄される際に、いかにその回収・処理を進めるかが大きな課題となっている。

このために定められた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法：平成14年10月施行）により、県では第一種フロン類回収業登録事務等を実施した。また、平成18年6月に法改正（平成19年10月施行）があり、機器廃棄時の行程管理制度が導入されるとともに、整備時のフロン回収が義務付けられた。

しかし、フロン類の回収率は3割台で推移し、冷凍空調機器の設備不良や経年変化により、想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明した。このため、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体で包括的な対策を実施するよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布、平成27年4月1日から施行された。管理者による機器の点検、漏えい量の報告等が、また、充てんに係る業の登録、充てん回収証明書の交付等が義務付けられ、各地で説明会を開催し、法の周知を図った。

安心して健やかな生活環境を暮らし

なお、第一種フロン類充填回収業登録事業者数は、令和3年3月末日現在、1029件である。

一方、フロン類の問題を啓発し、社会全体のフロン類の認知度を高め、フロン類の排出防止、回収促進を進めるため、法律をわかりやすくまとめたパンフレットやリーフレットを第一種特定製品管理者や第一種フロン類充填回収業者に配布している。

イ 酸性雨実態調査の推進

近年、酸性雨による湖沼や森林等の生態系への影響が懸念され、県内においてもその実態の把握が必要とされている。

県では、平成2年度から県内5地点において、雨水のpH、導電率、硫酸イオンなど10項目及び降水量を測定してきたが、平成17年度以降は、環境省の設置する伊自良湖の酸性雨測定局の調査により県内の傾向を把握している。

4 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止

(1) 地盤沈下対策の推進

ア 地盤沈下の状況<環境管理課>

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帯水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水がしぼり出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象で、ひとたび発生すると回復は不可能であるとされている。

このため、県では、地盤沈下の状況を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して、一級水準測量調査、地下水位調査を実施している。

なお、岐阜・西濃地区では近年、全体的に地下水揚水量が減少傾向にあることから、経年的に地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、湧水の発生時などには、面的な地盤沈下の発生が見られる。

イ 地盤沈下対策<環境管理課>

県では、地盤沈下の動向を的確に把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して一級水準測量調査及び地下水位調査を実施しているほか、データ収集、解析等を行い、現状把握に努めている。

また、西濃地区地下水利用対策協議会及び岐阜地区地下水対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地下水の有効利用を促進して、地盤沈下の防止に努めている。

平成15年8月には、「岐阜県における地盤沈下防止のための地下水保全指針」を策定するとともに、岐阜県内のそれぞれの地域が、地盤沈下の沈静化や地下水保全等を目的とした活動の方針を設定する場合の目安とするために、地域別に地下水保全のガイドラインを示した。

なお、濃尾平野における総合的な地盤沈下防止対策を推進するため、昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定（平成7年9月一部改正）されたことを受け、地盤沈下の防止と併せて地下水の保全を図るため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進している。

(7) 一級水準測量調査<環境管理課>

国土交通省国土地理院及び中部地方整備局が行う調査に合わせて、本県も昭和47年度から岐阜・西南濃地域約350km²を対象に調査を行っている。平成22年度から平成26年度は隔年で疎密をつけて観測することとしていたが、平成27年度からは、測量路線118km、水準点88地点について調査を行っている。

令和2年度の調査結果では表2-5-48のとおり、面的な地盤沈下は認められなかった。

主要水準点の沈下状況は、表2-5-49及び図2-5-22のとおりである。

表2-5-48 地盤沈下面積の経年変化

沈下面積 (km ²)	年度											
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
1 cm以上2 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 cm以上3 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

表2-5-49 主要水準点の標高の経年変化

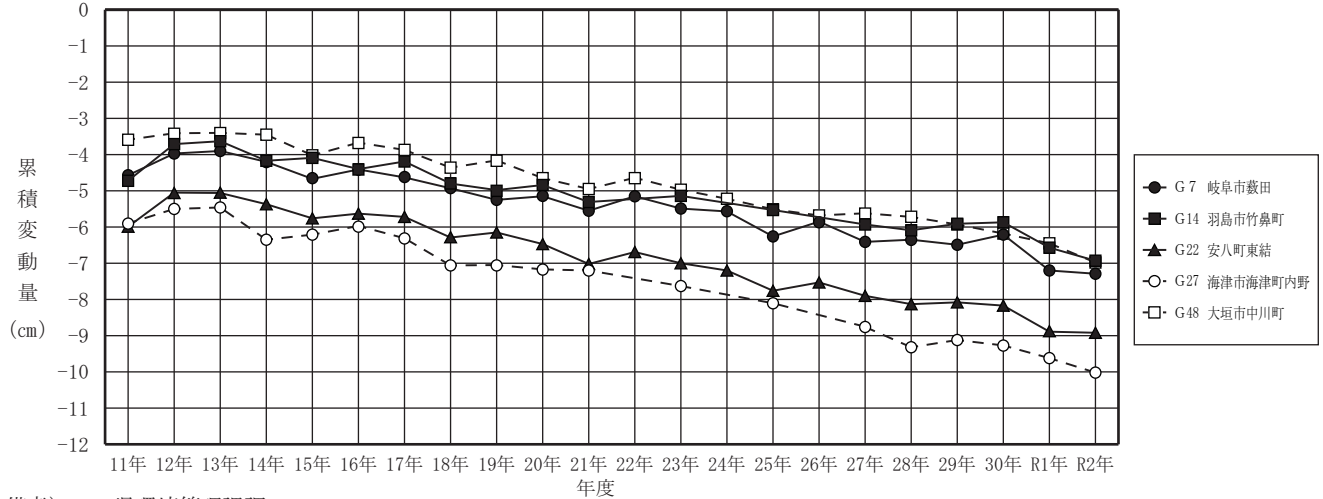
水準点標識番号(所在地)	S47年標高 (A)	R1年標高 (B)	R2年標高 (C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量
G 7 (岐阜市藪田)	8.3225m	8.2551m	8.2542m	-0.09cm	-7.29cm
G 14 (羽島市竹鼻町)	7.6544m	7.5984m	7.5948m	-0.36cm	-6.93cm
G 22 (安八町東結)	5.6871m	5.6011m	5.6008m	-0.03cm	-8.92cm

安全で健やかな生活環境を暮らし

G 27 (海津市海津町内野)	0.5528m	0.4666m	0.4626m	-0.40cm	-10.02cm
G 48 (大垣市中川町)	7.5914m	7.5179m	7.5126m	-0.53cm	-6.98cm

備考) 1 県環境管理課調べ
2 国土地理院により、平成13年標高が補正されたため、累積変動量は「(C) - (A)」と一致しない。

図2-5-22 主要水準点の累積変動量の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 G14、G27については隔年測定地点となったため、22年、24年、26年は測定されていない。

(イ) 地下水位調査<水資源課>

岐阜・西濃地域に設置してある24箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、令和2年の主要観測井における地下水位は、表2-5-50のとおり、令和元年に比べ大きな変化はないが、経年的な推移を見ると、図2-5-23のとおり、横ばいもしくは回復傾向にある。

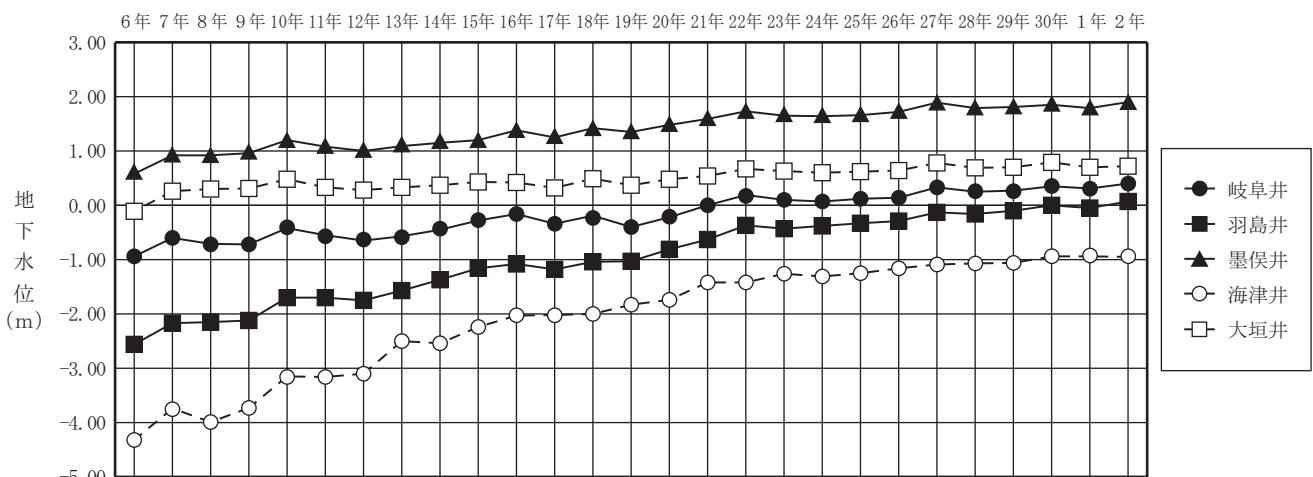
表2-5-50 主要観測井の地下水位の経年変化

(単位：m)

地下水観測所 (所在地)	昭和54年 地下水位(A)	令和元年 地下水位(B)	令和2年 地下水位(C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量 (C)-(A)
岐阜 (岐阜市須賀)	-1.42	+0.31	+0.40	+0.09	+1.82
羽島井 (羽島市上中町)	-5.38	-0.05	+0.07	+0.12	+5.45
墨俣井 (大垣市墨俣町下宿)	+0.13	+1.79(+1.18)	+1.90(+1.29)	+0.11	+1.77
海津井 (海津市海津町古中島)	-9.85	-0.94	-0.95	-0.01	+8.90
大垣井 (大垣市北方町)	+0.23	+0.70	+0.72	+0.02	+0.49

備考) 1 県水資源課調べ
2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。
3 墨俣井については、平成27年度に地盤高の嵩上げを行った。()は嵩上げ後の地下水位を示す。

図2-5-23 主要観測井地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ
2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

安心して健やかな生活環境で暮らす

ウ 岐阜県における地盤沈下防止のための地下水保全指針<環境管理課>

(7) 岐阜・西濃地域

西濃地域においては、地盤沈下を防止するために、平野部における年間揚水量を平成6年（異常渇水年）統計揚水量比90%以下までに削減することが必要である。

また、岐阜地域の平野部においても、隣接する西南濃地域の地盤沈下を防止するため、同様の揚水量削減に努める。

(4) 中濃地域

中濃地域北部における自然湧水の地下水は、歴史的な由来もあることから、現在の状況を保全することに努めるとともに、一層の地下水涵養に努める。

(7) 東濃地域

東濃地域は、地下水に恵まれていないが、利用可能な地下水については、渇水時等に極めて有用な水源となることから、現在の状況を保全し、一層の地下水涵養に努める。

(1) 飛騨地域

飛騨地域のほとんどは山間部で、地下水の利用は少ないが、渇水時等に極めて有用な水源となることから、現在の状況を保全し、一層の地下水涵養に努める。

(2) 騒音、振動及び悪臭の防止

ア 騒音の状況

(7) 概況<環境管理課>

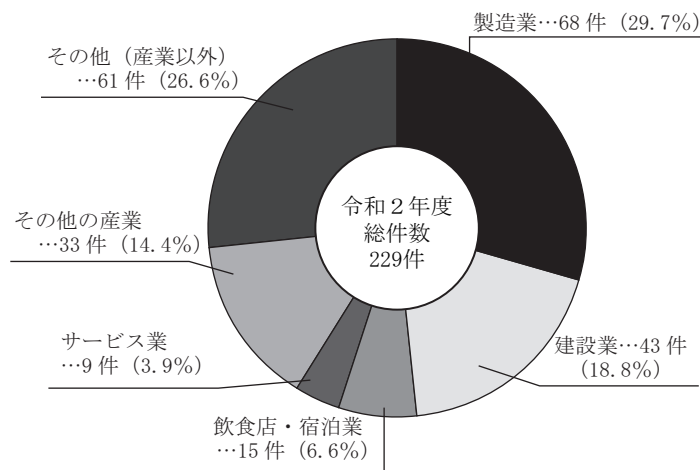
騒音公害は、各種公害の中でも日常生活に関係が深いものであり、その発生源は製造事業所、建設業をはじめ、自動車、鉄道、航空機などの交通機関や飲食店、家庭生活など多種多様である。

令和2年度の騒音に関する苦情件数は229件であり、図2-5-24のとおり、事業所に起因するものが多く全体の8割以上を占め、そのうち建設業、製造業に起因するものが多い。

これらの騒音の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などを積極的に行っている。

また近年、家庭から出る楽器やクーラーの音、ペットの鳴き声などいわゆる近隣騒音についても問題となっており、県民自らが近隣騒音の防止に留意するなど静穏な居住環境の保全対策が必要となっている。

図2-5-24 騒音に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

(4) 環境騒音の定点観測調査<環境管理課>

○ 道路に面する地域以外の地域（以下「一般地域」という。）

令和2年度の測定結果は表2-5-51及び資料37のとおりで、環境基準達成率は、類型Aでは96.1%、類型Bでは97.2%、類型Cでは100%であった。また、全体の環境基準達成率は97.9%（昼間）であった。

表 2-5-51 一般地域における環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	類型A	類型B	類型C
平成30年度	95.7	93.2	100
令和元年度	100	94.4	97.6
令和2年度	96.1	97.2	100

- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 類型A：専ら住居の用に供される地域
 類型B：主として住居の用に供される地域
 類型C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

○ 道路に面する地域<環境管理課>

道路に面する地域については、住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を平成17年度から実施している。

令和2年度は、828区間の面的評価を実施し、測定結果は、全体(61,072戸)のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準を達成したのは57,337戸(93.9%)であった。

表 2-5-52 道路に面する地域における環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
平成30年度	93.7	1.6	1.5	3.2
令和元年度	93.8	1.6	1.6	3.0
令和2年度	93.9	1.6	1.6	3.0

備考) 県環境管理課調べ

○ 航空機騒音<環境管理課>

本県には、航空自衛隊が使用している岐阜飛行場が各務原市内にあり、航空機の離着陸等に伴い発生する騒音が生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和54年に岐阜飛行場の周辺地域(岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町)の2市2町約93km²について、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を県及び各市で行っている。

令和2年度の測定結果は、環境基準達成率が75.0%となっている。

表 2-5-53 航空機騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	全体	類型I	類型II
平成30年度	40.0	0	50.0
令和元年度	50.0	0	62.5
令和2年度	75.0	50.0	62.5

- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域である。

○ 新幹線鉄道騒音<環境管理課>

本県の南西部(大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町)を東海道新幹線鉄道が通過(約31km)しており、列車の高速走行に伴い発生する騒音等が沿線地域の生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和52年4月、沿線地域2市3町の約22km²について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を行っている。

令和2年度の測定結果は、環境基準達成率が45.0%となっている。

表 2-5-54 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	全体	類型 I	類型 II
平成30年度	70.0	62.5	100.0
令和元年度	60.0	50.0	100.0
令和2年度	45.0	31.3	100.0

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 類型 I の地域は、専ら住居の用に供される地域、類型 II の地域は類型 I 以外の地域で、商工業の用に供される地域である。
 3 軌道中心線からの距離が、25mの地点で測定をしている。

(ウ) 工場騒音の状況<環境管理課>

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表 2-5-55 のとおり12,568工場であり、その37.7%が岐阜地域に集中し、次いで東濃地域、西濃地域の順となっている。また、これらを特定施設別にみると74,693施設あり、岐阜地域、西濃地域では繊維関係、中濃地域では金属関係、東濃地域では窯業関係、飛騨地域では木材木工関係の施設がそれぞれ多く、各地域の地場産業の特色が表れている。

住居地に混在する特定工場等の多くは、比較的小規模であるが民家との距離も近いことから苦情が発生しやすい状況にある。

表 2-5-55 騒音に係る特定工場等の届出状況

(令和2年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
騒音規制法		2,890	1,559	1,309	1,370	582	7,710
岐阜県公害防止条例		1,848	839	917	1,032	222	4,858
計		4,738	2,398	2,226	2,402	804	12,568

備考) 県環境管理課調べ

(イ) 建設作業騒音の状況<環境管理課>

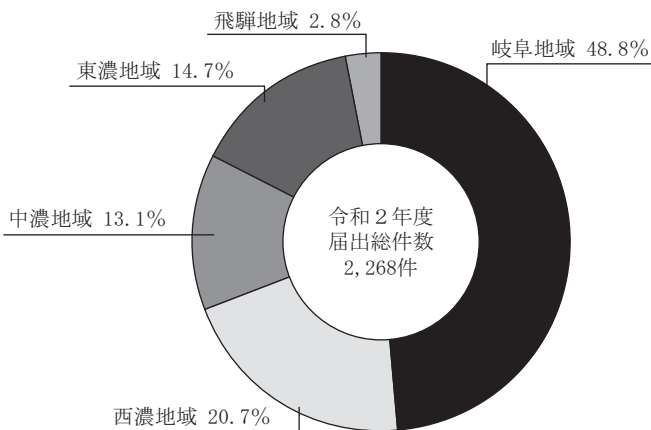
ビル建設や大規模工事の増加及び建設機械の大型化などにより、建設作業に伴い発生する騒音が作業現場の周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されている。

この騒音を防止するため、「騒音規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和2年度は、県内で2,268件の特定建設作業の届出があった。地域別にみると図 2-5-25 のとおり、岐阜地域が最も多く全体の48.8%を占め、次いで西濃地域の20.7%となっている。

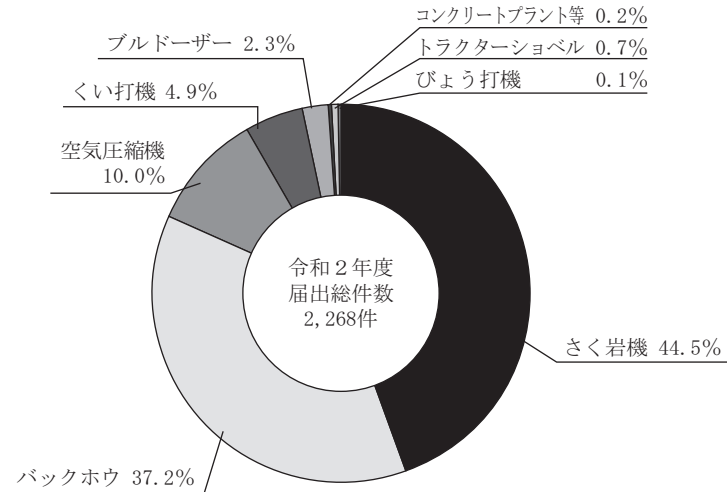
また、種類別にみると、図 2-5-26 のとおり、さく岩機を使用する作業が最も多く全体の44.5%を占め、次いでバックホウを使用する作業が37.2%となっている。

図 2-5-25 騒音に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-5-26 騒音に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

(オ) 交通管理<警察本部交通規制課>

本県は、免許保有者（人口比）が全国8位、自動車保有状況（人口比）が全国14位（令和2年）と高位置にある中、県内の主要幹線道路における交通量は多く、朝夕を中心に恒常的に交通渋滞が発生するなど、自動車交通に起因する騒音、振動が発生している。

これらを防止するため、人口集中地区では、警察と自治体、道路管理者等と連携して「ゾーン30」を設定し、ゾーン内の速度抑制を図るほか、ゾーンに含まれない地区においても、「生活道路対策」として、地域内の生活環境の特性に応じて、自転車及び歩行者用道路、一方通行、大型自動車等通行止め、最高速度規制、指定方向外進行禁止等の各種規制を組み合わせ、地区内の通過交通の減少や走行速度の低下に努め、騒音、振動のない良好な生活環境の実現を図っている。

さらに、路線バス等優先通行帯、駐車禁止、自転車及び歩行者用道路等の交通規制を推進し、公共輸送機関利用促進を図ることにより、交通総量の抑制を図っている。

交通管制センターでは、道路上の車両感知器や光ビーコンからの交通情報を収集・分析して信号機を集中制御することにより、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、交通渋滞などの交通情報を交通情報板やカーナビ（VICS対応）などでドライバーに提供することにより、交通渋滞を緩和し、排出ガスの削減や騒音等の防止を図っている。

令和2年度末現在における交通管制エリアは、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、大垣市、安八町、輪之内町、瑞穂市、本巣市、北方町、山県市、郡上市、関市、美濃市、美濃加茂市、坂祝町、可児市、御嵩町、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市及び高山市で合計253.1km²である。

イ 振動の状況<環境管理課>

(7) 概況

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、主として心理的、感覚的な影響が強く、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られる。また、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多い。

令和2年度の苦情件数は16件であり、資料10のとおりであった。

これらの振動の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などが積極的に行われている。

(イ) 工場振動の状況

工場・事業場の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について、「振動規制法」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-5-56のとおり5,960工場であり、その41.1%が岐阜地域に集中し、次いで西濃地域、中濃地域の順となっている。

また、「振動規制法」に基づく特定工場等を特定施設の種類の別みると、繊維関係の工場又は施設が最も多く、岐阜地域及び西濃地域に集中している。

安心して健やかな生活環境を暮らし

表2-5-56 振動に係る特定工場の届出件数

(令和2年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
振動規制法		2,452	1,364	1,020	897	227	5,960

備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 建設作業振動の状況

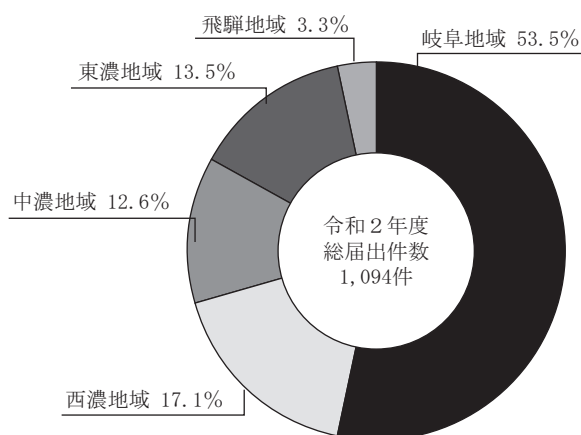
建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がっている。建設作業は一般に短期間で完了することが多いが、騒音と異なり建物・家屋等に被害が残ることがあるため問題が生じやすい。

この振動を防止するため、「振動規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和2年度は県内で1,094件の特定建設作業の届出があり、これを地域別にみると図2-5-27のとおり岐阜地域が最も多く全体の53.5%を占め、次いで西濃地域の17.1%となっている。

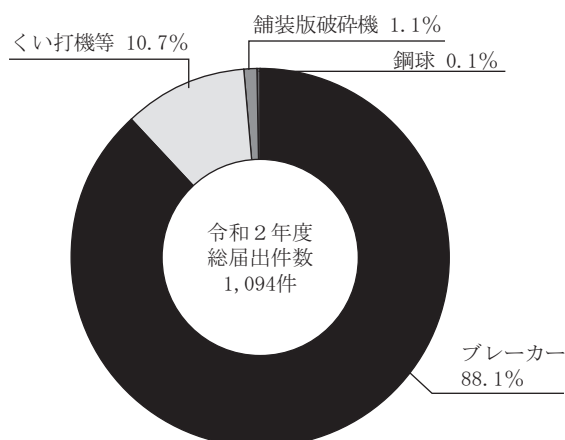
また、種類別にみると、図2-5-28のとおり、ブレーカーが最も多く全体の88.1%を占め、次いでくい打ち機等を使用する作業が10.7%となっている。

図2-5-27 振動に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-5-28 振動に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

(イ) 道路交通振動の状況

自動車交通量の増加、車両の大型化又は道路網の整備等により、自動車騒音と同様に広範囲な地域で問題となっているものの、騒音に比べて伝播距離は短く、その被害範囲は道路に近接した地域に限定されている。

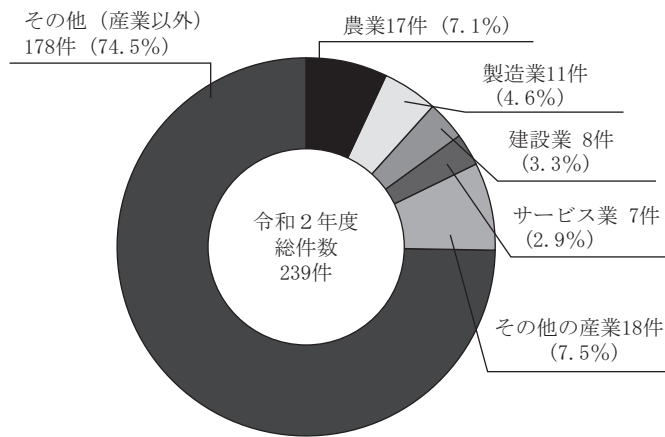
ウ 悪臭の状況<環境管理課>

(7) 概況

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

令和2年度の悪臭に関する苦情件数は239件であり、図2-5-29及び資料10のとおり、事業所の苦情によるものは全体の約25.5%で、農業に起因するものが全体の7.1%を占め、次いで製造業の3.7%となっている。

図2-5-29 悪臭に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

(イ) 工場・事業場の状況

悪臭は多種多様な発生源が考えられ、またその発生源について届出制度となっていないことから、悪臭に関連する工場・事業場の正確な数は把握できない。苦情の状況等からみると、製造業では塗装関連業、化学工場が悪臭に関連する工場・事業場になる。農業については畜産業に係るものがほとんどである。その他の事業では、ゴミ処理施設、し尿処理場、下水処理場などが悪臭の発生源となる状況にある。

一般家庭においても、便槽、浄化槽、生活排水、ゴミ置き場等が苦情対象となっている。また屋外焼却に係る悪臭の発生事例もある。

エ 騒音、振動、悪臭対策

(7) 騒音対策

○ 一般環境騒音<環境管理課>

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（岐阜市等21市19町2村）内の一般地域140点において、定点観測調査を実施した。

○ 自動車騒音<環境管理課>

県内の国道、県道及び市町道の828区間の自動車騒音について面的評価を実施した。（令和2年度）

○ 航空機騒音<環境管理課>

「航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（各務原市等2市2町）内の10地点において、定点観測調査を実施した。

○ 新幹線鉄道騒音<環境管理課>

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定」地域（大垣市等2市3町）内の20地点において、定点観測調査を実施した。

○ 工場騒音及び建設作業騒音<環境管理課>

市町村は、特定工場等及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査を実施している。

また、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

(イ) 振動対策<環境管理課>

○ 工場・事業場の監視指導

市町村は、「振動規制法」に基づく特定工場等への立入り、届出事項の確認、特定施設の維持管理状況、防振対策の状況等について検査を行い、必要に応じ振動測定を実施している。

一方、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

(ウ) 悪臭対策

○ 規制措置<環境管理課>

県では、市町村における工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、「悪臭防止法」に基づき事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定している。

また、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質については、工場・事業場の敷地境界で臭気強度2.5（ノルマル酪酸のみ臭気強度3.0）に相当する濃度規制、排出口（アンモニア等13物質）では流量規制、さらに硫化水素等硫黄系の4物質については排出水中の濃度規制を行っている。

○ 工場・事業場の監視指導<環境管理課>

「悪臭防止法」に基づき市町村が監視指導を行っている。

○ 複合臭への対応<環境管理課>

悪臭物質ごとの規制では対応できない複合臭に対しては、「官能試験法による悪臭対策指導要領」（平成7年4月施行）に基づき指導を行っている。

○ 畜産排水に係る水質汚濁の防止対策<畜産振興課>

家畜のふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、農地等への還元を基本としている。一方、固液分離を行っている経営では多くの農家が浄化処理により排水を行っている。

そのため、畜産排水に係る水質汚濁防止対策としては、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家の立地条件及び経営規模に適応した汚水処理施設を含む家畜ふん尿処理施設の設置の指導を行い、また、既存の施設に対しては、畜産農家を巡回し適正な維持管理を強力に指導している。

令和2年度の畜産環境保全整備に係る事業については表2-5-57のとおりである。

表2-5-57 畜産環境保全整備事業の実施状況

(令和2年度)

区 分	総 数	事 業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
	件 数	件 数	件 数
強い畜産構造改革支援事業	11箇所	4箇所	7箇所
計	11箇所	4箇所	7箇所

備考) 県畜産振興課調べ

○ 畜産農家に対する悪臭軽減指導<畜産振興課>

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、バーク、粉碎もみガラ等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥舎で積極的に利用する。
- ・必要に応じて脱臭剤を用いる。
- ・畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- ・周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介在する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。

5 環境汚染化学物質対策の推進

(1) ダイオキシン類対策の推進

ア ダイオキシン類の常時監視<環境管理課>

ダイオキシン類は、発がん性、催奇形性等の毒性が指摘されている化学物質であり、微量でも人に有害な影響をもたらすため、その環境汚染に対しては社会的関心が非常に高い。

県では、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、平成10年度から大気その他、水質（河川水

及び地下水)、土壌、底質及び水生生物の調査を実施してきた。

「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月12日に制定され、平成12年1月15日から施行されたことから、平成12年度から同法第26条に基づく、大気、水質、土壌等の常時監視を実施している。

令和2年度は、大気、河川水、地下水、土壌、底質のいずれの環境媒体においても環境基準に適合していた。

土壌については、平成14年度から一般環境の他に、発生源周辺（焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等）についても測定している。その結果は、一般環境よりも若干高い値であったが、環境基準を大きく下回っていた。

表2-5-58 ダイオキシン類調査の概要

ア) 調査時期 令和2年4月～令和3年3月

イ) 調査地点

調査対象	調査地点	検査件数	概要
大気	5 (2)	14 (8)	3地点は、各地点ごとに年2回測定、残る2地点は岐阜市内で、年4回測定
河川水	19 (10)	31 (16)	河川環境基準点等19地点、桑原川、津屋川、荒田川、境川については、年4回測定
地下水	6 (3)	6 (3)	常時生活用水等として使用されている井戸水
土壌	3 (3)	3 (3)	一般環境（公園）
	8 (5)	8 (5)	発生源周辺（焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等）
底質	16 (10)	16 (10)	河川環境基準点等16地点
計	57 (29)	70 (37)	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 () は、内岐阜市及び国土交通省中部地方整備局が実施した数

表2-5-59 ダイオキシン類調査の結果（概要）

調査対象	ダイオキシン類濃度		環境基準	単位
	濃度範囲	平均		
大気	0.0053～0.012	0.0089	0.6pg-TEQ/m ³ 以下（年間平均値）	pg-TEQ/m ³
河川水	0.065～0.66	0.22	1pg-TEQ/L 以下（年間平均値）	pg-TEQ/L
地下水	0.049～0.069	0.057	1pg-TEQ/L 以下（年間平均値）	pg-TEQ/L
土壌（一般）	0.10～0.23	0.15	1,000pg-TEQ/g 以下	pg-TEQ/g
土壌（発生源）	0.00037～4.8	1.3		
底質	0.079～22	3.2	150pg-TEQ/g 以下	pg-TEQ/g

※pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※TEQ : 毒性等量 (Toxicity Equivalency Quantity)。ダイオキシン類は、223種類の物質の総称で、これらのうち毒性のある物質は29種類あるが、この毒性には強弱があるので、このうちの最も毒性の強い1種類 (2, 3, 7, 8-TeCDD) の毒性を1として他の物質の毒性の強さを換算した係数を用いてダイオキシン類の毒性を集計したもの。

備考) 県環境管理課調べ

(7) 大気（環境基準 0.6pg-TEQ/m³）

今回の調査結果は、0.0053～0.012pg-TEQ/m³（※年平均）の範囲にあり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた大気環境基準に適合していた。

(イ) 河川水（環境基準 1pg-TEQ/L）

今回の調査結果は、0.065～0.66pg-TEQ/L（※年平均）の範囲であり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質環境基準に適合していた。

(ウ) 地下水（環境基準 1pg-TEQ/L）

今回の調査結果は、0.049～0.069pg-TEQ/Lの範囲にあり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質環境基準に適合していた。

(エ) 土壌（環境基準 1,000pg-TEQ/g）（調査指標250pg-TEQ/g）

○ 一般環境

今回の調査結果は、0.10～0.23pg-TEQ/g の範囲にあり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌の環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

○ 発生源（焼却施設）

今回の調査結果は、0.00037～4.8pg-TEQ/g の範囲にあり一般環境よりも若干高い値であったが、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌の環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

(オ) 底質（環境基準 150pg-TEQ/g）

今回の調査結果は、0.079～22pg-TEQ/gの範囲であり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた底質の環境基準に適合していた。

表2-5-60 ダイオキシン類調査の結果（詳細）

(7) 大気

環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下（年間平均値）

（単位：pg-TEQ/m³）

番号	市町村名	調査地点	調査結果				年間平均値
			春期	夏期	秋期	冬期	
1	岐阜市*	中央測定局	0.0079	0.017	0.0090	0.0091	0.011
2	岐阜市*	北部測定局	0.0069	0.011	0.0078	0.011	0.0092
3	大垣市	大垣消防組合中消防署分駐所	0.0086	-	0.015	-	0.012
4	多治見市	東濃西部総合庁舎	0.0050	-	0.0085	-	0.0068
5	高山市	高山市役所花岡駐車場	0.0052	-	0.0053	-	0.0053
平均							0.0089

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

(イ) 河川水質及び底質

環境基準：1pg-TEQ/L以下（年間平均値）、底質：150pg-TEQ/g以下

番号	水域名	調査地点	水質		底質	
			採取月日	調査結果 (pg-TEQ/L)	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	木曽川水域	木曾川 落合ダム	9/15	0.065	-	-
2		中津川 中川橋	9/15	0.070	9/15	0.079
3		加茂川 本川合流前	9/8	0.31	-	-
4		白川 飛騨川合流前	9/8	0.073	9/8	0.11
5	長良川水域	長良川 東海大橋※	10/14	0.098	10/14	0.28
6		長良川 長良橋*	8/20	0.082	8/20	0.17
7		鳥羽川 正城橋*	8/20	0.33	8/20	3.5
8		荒田川 水門橋*	年4回実施	0.29	8/20	3.3
9		境川 境川橋*	年4回実施	0.30	8/20	0.50
10		桑原川 本川合流前	年4回実施	0.30	8/5	3.3
11	揖斐川水域	揖斐川 岡島橋※	10/14	0.070	10/14	0.31
12		揖斐川 鷺田橋※	10/14	0.089	10/14	0.44
13		揖斐川 福岡大橋※	10/14	0.29	10/14	5.5
14		揖斐川 海津橋※	10/29	0.24	10/14	6.2
15		三水川 三水川橋	9/28	0.30	9/28	22
16		津屋川 福岡大橋	年4回実施	0.45	8/5	4.2
17	庄内川水域	庄内川 天ヶ橋※	10/15	0.091	10/15	0.23
18		小里川 はらこ橋	9/4	0.66	9/4	0.32
19		妻木川 御幸橋	9/4	0.10	-	-
平均			0.22		3.2	

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施、※印は国土交通省中部地方整備局が実施

(ウ) 地下水

環境基準：1 pg-TEQ/L以下（年間平均値）

番号	市町村名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/L)
1	岐阜市*	事業場	7/22	0.049

第2部 環境の状況及び保全・創出に関して実施した施策

2	岐阜市*	事業場	7/22	0.049
3	岐阜市*	事業場	7/22	0.049
4	瑞穂市	公共施設	7/22	0.063
5	揖斐川町	公共施設	6/25	0.065
6	高山市	公共施設	6/29	0.069
平均			0.057	

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

(I) 土壌

○ 一般環境

環境基準：1,000pg-TEQ/g、調査指標値：250pg-TEQ/g

番号	市町村名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	岐阜市*	村山公園	7/27	0.11
2	岐阜市*	木ノ本公園	7/27	0.10
3	岐阜市*	岩滝八幡公園	7/27	0.23
平均			0.15	

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

○ 発生源周辺

環境基準：1,000pg-TEQ/g、調査指標値：250pg-TEQ/g

番号	市町村名	発生源施設名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	岐阜市*	岐阜市北部プラント	旦島南公園	7/27	0.61
2			西中島北公園	7/27	0.75
3			柳公園	7/27	0.015
4			岐阜女子短期大学	7/27	0.054
5			岐阜西中学校	7/27	0.00037
6	中津川市	中津川市衛生センター	県立中津商業高等学校	6/22	4.0
7			中津川市立北野保育園	6/22	0.54
8			中津川市立子ども科学館	6/22	4.8
平均			1.3		

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

イ ダイオキシン類の発生源対策<環境管理課>

(7) 規制措置

従来、ダイオキシン類の大気への排出については、「大気汚染防止法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく規制措置を講じてきたが、平成12年1月15日からは「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されている。

この法律により、ダイオキシン類を排出するとされる特定施設について、設置の届出並びに排出ガス等の自主測定及びその結果の報告が義務化されるとともに、排出基準が定められた。既設の施設は平成13年1月15日から排出基準が適用され、平成14年12月からは既設の廃棄物焼却施設に対する規制値がさらに厳しくなっている。

(4) 発生源対策

ダイオキシン類の9割は廃棄物焼却施設からの排出によるものといわれており、その排出を削減するため、廃棄物の減量化及びリサイクルの徹底を図るための諸施策を講じている。

また、ダイオキシン類の発生源対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく立入検査を行い、設置者による自主測定の実施に関する指導を行うとともに、大気基準適用施設の排出検査を行った。

表2-5-61 県事務所等別特定施設立入状況（立入件数）

(令和2年度)

種別	岐阜	西濃	揖斐	中濃	可茂	東濃	恵那	飛騨	合計
合計	10	10	5	21	21	6	12	24	109

備考) 県環境管理課調べ

表2-5-62 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況(市・郡別)

(令和3年3月末現在)

番号	郡・市	大気基準適用施設数							合計	水質基準適用施設数	合計
		製鋼用電気炉	アルミニウム合金製造施設	廃棄物焼却炉				小計			
				4t/h以上	2t/h以上 4t/h未満	200kg/h以上 2t/h未満	200kg/h未満				
1	羽島市	0	0	0	0	1	2	3	3	0	3
2	各務原市	0	0	0	3	2	1	6	6	5	11
3	山県市	0	0	0	0	3	5	8	8	0	8
4	瑞穂市	0	0	0	0	3	4	7	7	3	10
5	本巣市	0	0	0	0	0	5	5	5	0	5
6	羽島郡	0	0	0	0	0	2	2	2	2	4
7	本巣郡	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
小計		0	0	0	3	9	20	32	32	10	42
8	大垣市	0	0	0	3	2	6	11	11	3	14
9	海津市	0	1	0	0	0	5	5	6	1	7
10	養老郡	0	0	0	0	2	1	3	3	0	3
11	不破郡	0	0	0	2	0	2	4	4	0	4
12	安八郡	0	0	0	0	1	3	4	4	3	7
小計		0	1	0	5	5	17	27	28	7	35
13	揖斐郡	0	0	0	3	3	11	17	17	3	20
小計		0	0	0	3	3	11	17	17	3	20
14	美濃加茂市	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
15	可児市	0	0	1	3	0	1	5	5	4	9
16	加茂郡	0	0	0	1	0	2	3	3	0	3
17	可児郡	0	1	0	0	0	0	0	1	3	4
小計		0	1	1	4	1	3	9	10	7	17
18	関市	0	0	0	3	3	9	15	15	3	18
19	美濃市	0	0	0	0	0	3	3	3	0	3
20	郡上市	0	0	0	0	3	6	9	9	1	10
小計		0	0	0	3	6	18	27	27	4	31
21	多治見市	0	0	0	2	0	0	2	2	0	2
22	瑞浪市	0	0	0	0	2	2	4	4	0	4
23	土岐市	0	0	0	3	2	3	8	8	1	9
小計		0	0	0	5	4	5	14	14	1	15
24	中津川市	0	0	0	3	1	2	6	6	1	7
25	恵那市	0	0	0	1	2	2	5	5	0	5
小計		0	0	0	4	3	4	11	11	1	12
26	高山市	0	0	0	2	4	3	9	9	4	13
27	飛騨市	0	0	1	0	5	0	6	6	1	7
28	下呂市	0	1	0	0	6	0	6	7	4	11
	大野郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		0	1	1	2	15	3	21	22	9	31
合計(県)		0	3	2	29	46	81	158	161	42	203
29	岐阜市	2	0	5	3	4	11	23	25	11	36
合計(県及び岐阜市)		2	3	7	32	50	92	181	186	53	239

備考) 県環境管理課調べ

(2) PRTR制度の推進<環境管理課>

環境汚染化学物質の適正な管理及び排出削減に向けた事業者の自主的・積極的な行動を促進するため、本県では、国のPRTR(Pollutant Release and Transfer Register)制度の法制化に先駆け、平成10年度に有害化

学物質使用・排出等実態調査を実施した。その後、県のパイロット事業等として法整備前の実態調査を実施した。

平成13年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」に基づくPRTTR制度が開始され、事業者による特定化学物質の排出実態把握が開始されている。

平成14年度から前年度の排出量等の届出が開始され、年度末にその集計結果が公表された。県でも県内の排出量等について集計を行い、独自に公表している。

平成15年度分報告からは、届出が義務付けられる事業所における第1種指定化学物質の取扱量が毎年5tから1tに引き下げられている。

また、平成20年度に化管法施行令が改正され、第1種及び第2種指定化学物質の見直しが行われ、これらの総数は562物質となった。加えて、届出対象事業者に医療業が追加された。なお、改正後の物質による報告及び医療業についての排出量、移動量の報告については、平成22年度から把握を開始し、平成23年度から届出が行われている。

① 届出の概要（令和元年度）

(ア) 対象化学物質

PRTTR法に規定する第1種指定化学物質462物質

(イ) 届出事業所

岐阜県845事業所（全国33,318事業所）

(ウ) 個別事業所のデータ

環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>) に掲載されている。

なお、PRTTR制度全般に関する情報は、環境省のホームページ

(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>) に掲載されている。

② 調査結果

(ア) 県内の排出・移動量

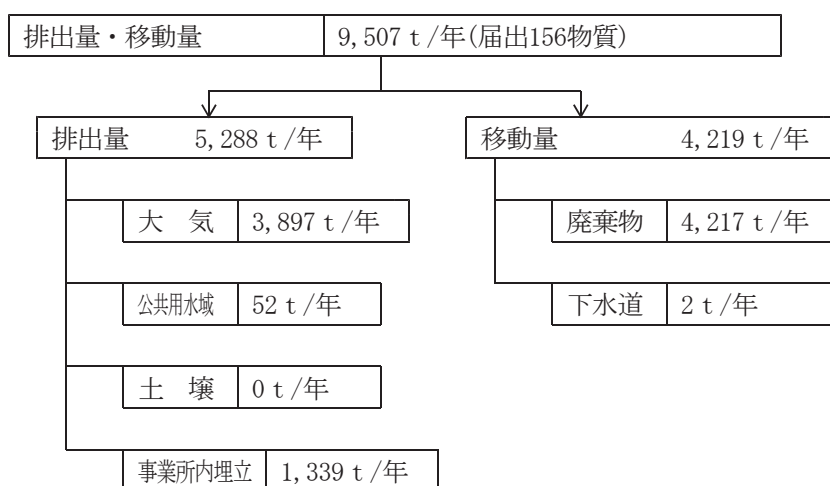
県内の排出・移動量は、9,507t/年（届出156物質）であり、排出量及び移動量はそれぞれ、5,288t、4,219tであった。

排出量のうち、大気への排出が3,897t（73.7%）と最も多く、次に事業所内への埋立が1,339t（25.3%）であった。また、移動量は、廃棄物としての移動がほとんどであり4,217t（99.95%）であった。

前年度までと同様に大気への排出と廃棄物としての移動がそれぞれの大半を占めている。

図2-5-30 排出量・移動量フロー

（令和元年度）



備考) 県環境管理課調べ

(イ) 主な排出・移動物質

主な排出・移動物質は次のとおりであった。

安心して健やかな生活環境で暮らす

表 2-5-73 主な排出・移動物質

(令和元年度)

岐 阜 県				全 国		
No	物 質 名	排出・移動量 (t/年)	対前年度比	物 質 名	排出・移動量 (t/年)	対前年度比
1	トルエン	3,701	15.0%	トルエン	87,562	△ 0.4%
2	二硫化炭素	1,300	△ 18.8%	マンガン及びその化合物	59,844	△ 2.4%
3	鉛化合物	1,164	△ 7.9%	キシレン	32,222	△ 3.0%
4	キシレン	609	△ 6.5%	クロム及び三価クロム化合物	24,158	4.9%
5	エチルベンゼン	364	△ 8.8%	エチルベンゼン	19,910	2.2%
その他の物質の合計		2,999	9.0%	その他の物質の合計	161,078	△ 3.6%
全物質の合計		9,507	1.9%	全物質の合計	384,054	△ 1.9%

上記物質の主な用途

鉛化合物	: バッテリー、光学ガラス、顔料の原料等	トルエン	: 合成原料、溶剤等
マンガン及びその化合物	: 鉄鋼、電池の原料等	二硫化炭素	: セロハン製造時の加硫促進剤等
クロム及び三価クロム化合物	: 顔料の原料、メッキ等	キシレン	: 合成原料、溶剤等
エチルベンゼン	: スチレンの原料、溶剤等		

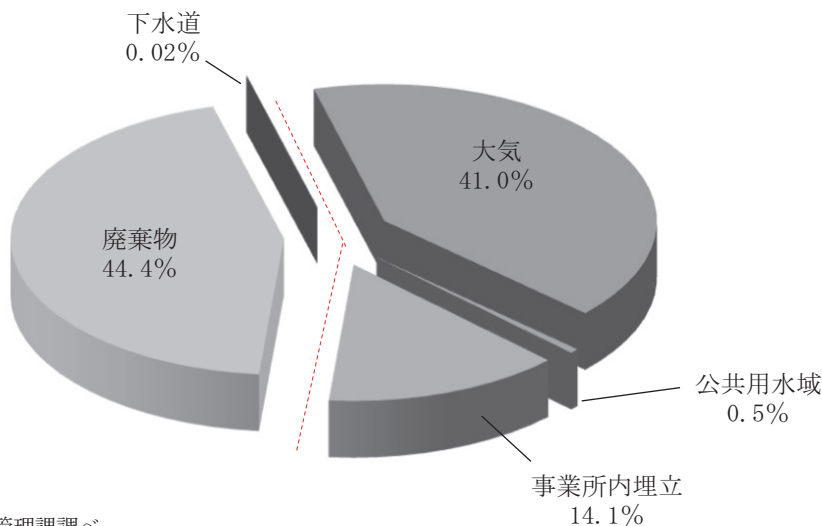
備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 排出量・移動量の媒体別割合

届出排出量・移動量の媒体別割合は、廃棄物への移動が44.4%と最も高く、次に大気への排出が41.0%であった。

図 2-5-31 届出排出量・移動量の媒体別割合

(令和元年度)



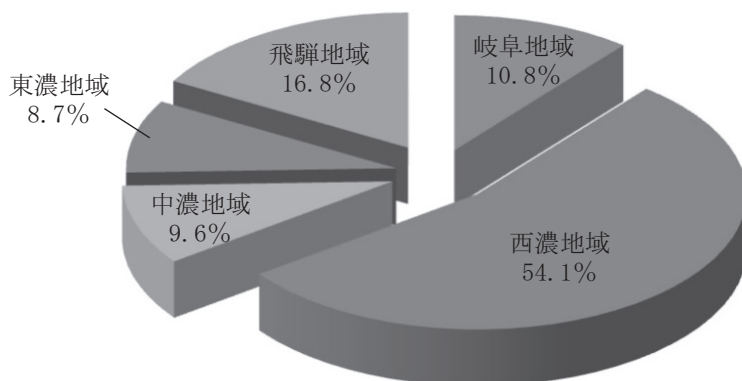
備考) 県環境管理課調べ

(イ) 排出量・移動量の地域別割合

届出排出量・移動量の地域別割合は、西濃地域が54.1%と高い割合を示していた。

図 2-5-32 届出排出量・移動量の地域別割合

(令和元年度)



備考) 県環境管理課調べ

安全で健やかな生活環境で暮らす

(3) リスクコミュニケーションの普及<環境管理課>

リスクコミュニケーションとは、環境リスクなどの化学物質に関する情報を地域住民、事業者、行政等で共有し意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることであり、県では、平成15年度からリスクコミュニケーションの手法を事業者に紹介し県内各地に普及させることを目的にリスクコミュニケーションモデル事業を実施してきた。

この事業等を通じ事業者が地域住民等と継続して化学物質に関する情報を共有し意見交換を行うことで、事業者だけでは気づけなかった課題を把握し対処するなど、関係者相互の理解と信頼のレベルを上げることにより地域の環境リスクの低減に寄与するリスクコミュニケーションの推進に努めた。

6 事業者の自主的な取組みの推進**(1) 環境配慮事業所（E工場）登録制度の普及<環境管理課>**

県内事業所における環境に配慮した自主的かつ積極的な取組みを促進するため、公害防止、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化推進及び環境保全活動への協力・支援などを行う事業所を「E工場」として登録し、公表する制度を平成12年8月に創設した。

制度創設5年目の平成17年度に、政策総点検における県民の意見を踏まえて登録基準を改正した。この改正により、登録要件を再構成し、取組内容の点数化処理により客観的に登録の可否を判断する制度とした。また、登録有効期間を5年間から3年間に短縮し、登録期間中には年度ごとに取組状況報告を求めることとした。登録有効期間は平成29年度に3年間から5年間に戻すこととした。

令和2年度末の登録事業所は、66事業所である（資料50）。

(2) 環境創出協定締結の推進<環境管理課>

従来、地域の環境保全を目的として、事業者及び市町村が「公害防止協定」を締結してきたが、この協定の内容を充実させ、協定項目に地球規模の環境保全・化学物質対策等に加え、さらに自主管理・自主目標を設定するとともに、その環境配慮への取組みを広く住民へ公開していくことを求めた「環境創出協定<豊かで快適な環境を創出するための協定>」を平成16年6月に提案し、特に環境配慮に力を入れ取組んでいる事業者から協定締結を進めてきた。

令和2年度末の協定締結事業所は6事業所である（資料51）。

<環境創出協定の特徴>

(①～⑤全てを網羅した、環境保全に関する協定は全国初)

- ① 公害防止（地域の環境保全）のみならず、地球規模の環境保全対策・化学物質対策等
- ② 三者協定（事業者、市町村、県）
- ③ 協定内容及び自主測定結果等、環境負荷に関する情報をインターネットにより公開
- ④ 維持管理目標値及び将来目標値を設定し、「環境創出行動計画」の策定
- ⑤ 環境創出行動計画の項目について自主測定、自主把握により「環境創出活動報告書」の作成・公開、市町村・県へ報告

7 放射性物質への対策**(1) 放射性物質の測定<環境管理課>**

県では、文部科学省から「環境放射能水準調査」の業務委託を受け、環境中の放射能レベルを把握するため、平成2年度から放射線量や放射性物質の測定を行っている。

その一環として空間放射線量を測定するためのモニタリングポストを、平成2年度から岐阜市に設置し、平成11年度からは各務原市の保健環境研究所に移設して測定してきたが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県内のモニタリングポストを増設し、平成24年3月には県内10箇所において測定ができる体制を整え、さらに平成25年3月に揖斐川坂内測定局、平成26年1月に関ヶ原町役場のモニタリングポストを追加整備し、県内12箇所での測定を実施している。モニタリングポストによる測定結果は表2-5-63のとおりである。

また、環境試料中の放射性物質（放射性核種）の測定は、大気浮遊じん、降下物、水道水、土壌及び農産物等（精米、野菜類、茶、牛乳）を測定試料として行っている。

表2-5-63 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果

		R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
各務原市	最大	0.075	0.078	0.087	0.091	0.079	0.074	0.070	0.070	0.078	0.076	0.082	0.076
	最小	0.060	0.060	0.059	0.060	0.059	0.059	0.060	0.061	0.060	0.060	0.060	0.060
	平均	0.062	0.062	0.063	0.062	0.062	0.062	0.063	0.063	0.063	0.063	0.063	0.063
揖斐川町	最大	0.078	0.077	0.103	0.091	0.071	0.090	0.086	0.032	0.085	0.050	0.054	0.018
	最小	0.057	0.057	0.057	0.056	0.057	0.057	0.057	0.021	0.026	0.011	0.011	0.005
	平均	0.060	0.060	0.062	0.063	0.061	0.060	0.060	0.023	0.049	0.020	0.019	0.008
多治見市	最大	0.082	0.085	0.090	0.086	0.090	0.078	0.077	0.075	0.079	0.088	0.087	0.088
	最小	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.059	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061
	平均	0.063	0.063	0.064	0.064	0.063	0.063	0.064	0.064	0.064	0.065	0.063	0.065
高山市	最大	0.099	0.099	0.122	0.110	0.122	0.109	0.093	0.096	0.114	0.113	0.105	0.113
	最小	0.078	0.078	0.078	0.077	0.079	0.078	0.078	0.079	0.066	0.071	0.076	0.071
	平均	0.082	0.082	0.084	0.083	0.084	0.082	0.083	0.083	0.082	0.080	0.082	0.080
岐阜市	最大	0.071	0.078	0.087	0.078	0.090	0.071	0.067	0.068	0.078	0.079	0.083	0.079
	最小	0.054	0.055	0.054	0.054	0.054	0.054	0.055	0.056	0.054	0.055	0.054	0.055
	平均	0.057	0.058	0.058	0.057	0.057	0.057	0.059	0.059	0.059	0.059	0.058	0.059
大垣市	最大	0.075	0.090	0.104	0.089	0.083	0.076	0.073	0.070	0.088	0.081	0.087	0.081
	最小	0.057	0.058	0.058	0.057	0.058	0.057	0.058	0.058	0.057	0.057	0.057	0.057
	平均	0.060	0.061	0.062	0.061	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.060	0.061
美濃市	最大	0.084	0.083	0.103	0.081	0.104	0.097	0.071	0.077	0.082	0.086	0.087	0.086
	最小	0.055	0.056	0.055	0.054	0.055	0.054	0.055	0.056	0.056	0.053	0.055	0.053
	平均	0.059	0.060	0.061	0.059	0.061	0.059	0.060	0.060	0.061	0.060	0.059	0.060
郡上市	最大	0.081	0.083	0.096	0.086	0.098	0.083	0.076	0.082	0.091	0.079	0.081	0.079
	最小	0.057	0.058	0.058	0.057	0.058	0.057	0.057	0.058	0.058	0.050	0.056	0.050
	平均	0.061	0.061	0.063	0.062	0.062	0.061	0.061	0.062	0.063	0.060	0.061	0.060
恵那市	最大	0.093	0.096	0.094	0.097	0.092	0.082	0.083	0.085	0.085	0.096	0.089	0.096
	最小	0.067	0.067	0.066	0.064	0.067	0.065	0.067	0.067	0.067	0.067	0.066	0.067
	平均	0.072	0.072	0.072	0.070	0.072	0.070	0.072	0.072	0.073	0.073	0.073	0.073
下呂市	最大	0.101	0.113	0.120	0.115	0.143	0.107	0.104	0.106	0.104	0.100	0.103	0.100
	最小	0.082	0.083	0.083	0.081	0.083	0.081	0.081	0.081	0.081	0.075	0.081	0.075
	平均	0.085	0.086	0.087	0.088	0.087	0.086	0.085	0.085	0.086	0.083	0.085	0.083
揖斐川町坂内	最大	0.078	0.077	0.103	0.091	0.071	0.090	0.086	0.032	0.085	0.050	0.054	0.018
	最小	0.057	0.057	0.057	0.056	0.057	0.057	0.057	0.021	0.026	0.011	0.011	0.005
	平均	0.060	0.060	0.062	0.063	0.061	0.060	0.060	0.023	0.049	0.020	0.019	0.008
関ヶ原町	最大	0.086	0.087	0.107	0.089	0.097	0.086	0.083	0.087	0.095	0.090	0.115	0.090
	最小	0.068	0.069	0.069	0.068	0.069	0.068	0.069	0.069	0.052	0.063	0.062	0.063
	平均	0.070	0.071	0.072	0.071	0.071	0.070	0.071	0.071	0.069	0.070	0.071	0.070

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 揖斐川町、多治見市、高山市においては、平成23年10月20日から測定開始。
 岐阜市、大垣市、美濃市、郡上市、恵那市、下呂市においては、平成24年3月15日から測定開始。
 揖斐川町坂内においては、平成25年3月27日から測定開始。
 関ヶ原町においては、平成26年1月29日から測定開始。

表2-5-64 月間降下物の放射性核種分析結果

検体期間	測定日	測定結果 (MBq/km ²)			備考
		ヨウ素131 (I-131)	セシウム134 (Cs-134)	セシウム137 (Cs-137)	
令和2年4月1日～令和2年5月1日	5月14日	検出されず (0.21)	検出されず (0.061)	検出されず (0.053)	令和2年4月分(30日)
令和2年5月1日～令和2年6月1日	6月9日	検出されず (0.15)	検出されず (0.067)	検出されず (0.053)	令和2年5月分(31日)
令和2年6月1日～令和2年7月1日	7月21日	検出されず (0.35)	検出されず (0.061)	検出されず (0.053)	令和2年6月分(30日)
令和2年7月1日～令和2年8月3日	8月20日	検出されず (0.32)	検出されず (0.065)	検出されず (0.055)	令和2年7月分(33日)
令和2年8月3日～令和2年9月1日	9月8日	検出されず (0.1)	検出されず (0.059)	検出されず (0.049)	令和2年8月分(29日)

令和2年9月1日～令和2年10月1日	10月14日	検出されず (0.2)	検出されず (0.062)	検出されず (0.053)	令和2年9月分(30日)
令和2年10月1日～令和2年11月2日	11月16日	検出されず (0.2)	検出されず (0.065)	検出されず (0.053)	令和2年10月分(32日)
令和2年11月2日～令和2年12月1日	12月7日	検出されず (0.091)	検出されず (0.059)	検出されず (0.053)	令和2年11月分(29日)
令和2年12月1日～令和3年1月4日	1月12日	検出されず (0.11)	検出されず (0.06)	検出されず (0.053)	令和2年12月分(34日)
令和3年1月4日～令和3年2月1日	2月8日	検出されず (0.11)	検出されず (0.062)	検出されず (0.053)	令和3年1月分(28日)
令和3年2月1日～令和3年3月1日	3月9日	検出されず (0.12)	検出されず (0.065)	検出されず (0.051)	令和3年2月分(28日)
令和3年3月1日～令和3年4月1日	4月9日	検出されず (0.14)	検出されず (0.063)	検出されず (0.055)	令和3年3月分(31日)

備考) 県環境管理課調べ

*採取場所：岐阜県保健環境研究所（各務原市那加不動丘1-1）屋上

*降下物：大気中から降下したちりや雨水など

*MBq/km² 「メガベクレル毎平方キロメートル」 =Bq/m² 「ベクレル毎平方メートル」

*（ ）は検出下限値

(2) 県内水道水における放射性物質の測定結果<薬務水道課>

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、福島市の水道水から放射性物質が検出されたことを受け、本県の水道水の安全性を確認することを目的に県独自の放射性物質の検査を平成23年3月18日に実施した。その後、東京都の水道水から放射性物質が検出されたこと（3月23日東京都が公表）を受け、平成23年3月24日から検査を毎日実施した。平成24年4月からは毎月1回、平成30年4月からは3か月に1回実施している。

<令和2年度放射性物質の測定結果について>

- 測定項目：放射性ヨウ素（ヨウ素-131）
放射性セシウム（セシウム-134及びセシウム-137）
- 測定機関：保健環境研究所、東部広域水道事務所
- 測定方法：ゲルマニウム半導体検出器による測定
- 採水場所：表2-5-65のとおり
- 頻度：3か月1回

表2-5-65 県内5水系における採水場所

水系	対象水道事業	採水場所
木曽川水系	岐阜東部上水道用水供給事業	中津川浄水場
		川合浄水場
飛騨川水系		山之上浄水場
長良川水系	岐阜市上水道	鏡岩水源地
揖斐川水系	揖斐川町脛永簡易水道	脛永公民館
神通川水系	高山市上水道	上野浄水場

備考) 県薬務水道課調べ

○測定結果：すべて不検出

<過去の経緯>

- 岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場（木曽川水系）のみ
 - ・平成23年4月1日から毎日実施
 - ・平成23年6月1日から原則週3回実施
 - ・平成23年7月6日から原則週1回実施
- 5水系（木曽川・飛騨川・長良川・揖斐川・神通川各水系）への切替
 - ・平成23年9月から5水系で原則週1回実施
 - ・平成24年1月から原則月2回実施
 - ・平成24年4月から月1回実施（5箇所）
 - ・平成25年4月から月1回実施（木曽川 川合浄水場を追加し、6箇所）
 - ・平成30年4月から3か月に1回実施（6箇所）

(3) 県内で生産される農畜水産物の放射性物質モニタリング検査<農産園芸課>

県民・消費者の県内産農畜水産物に対する不安感を払拭するため、平成23年10月「農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業実施要領」を制定し、本県内で生産される主要な農畜水産物について、平成23年11月28日から放射性物質のモニタリング検査を開始した。

令和2年度においては、厚生労働省による食品に含まれる放射性物質の新基準値に対応し、原乳・茶は精密検査機器（ガンマ線スペクトロメータによる核種分析法）、作物・野菜・果樹・牛肉・魚類等については簡易検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる方法）にて、6品目、27検体を検査したところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値：精密検査約2Bq/kg未満、簡易検査25Bq/kg未満）であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

(4) 県内産肉用牛の放射性物質全頭検査<畜産振興課>

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性セシウム汚染の疑いがある稲わらを給与した肉用牛については、平成23年8月12日から飛騨牛銘柄推進協議会が放射性セシウムによる汚染の有無の検査を開始した。その後、岐阜県農業協同組合中央会をはじめとするJAグループより緊急要請を受け、本県では平成23年8月29日から風評被害防止と畜産振興を目的として「県内産肉用牛の放射性物質全頭検査」を開始した。さらに平成24年7月1日より、前述の飛騨牛銘柄推進協議会実施の放射性物質検査と統合し、全頭検査事業を拡大した。

岐阜・飛騨の食肉センターで食肉処理される県内産肉用牛については一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターに、養老町食肉事業センターで処理される県内産肉用牛については養老町に検査業務を委託し、簡易検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる方法）にてスクリーニング検査を実施してきた。

これまで本県の検査結果はすべて基準値以下であったこと、全国的に牛肉の安全・安心確保について大手量販、小売店、関係団体の理解が得られ、他県の全頭検査も一斉に終了する動きとなったことから、当初の全頭検査の要請元であった岐阜県農業協同組合中央会等と協議し、令和2年3月31日をもって全頭検査を終了した。

平成23年度から令和元年度まで実施した総検査頭数	101,592頭
うち、放射性物質が基準以上となった頭数	0頭

第2節 自然災害に強い県土の整備

1 災害に強い森林づくり

(1) 治山事業の実施<治山課>

山地防災力の向上を図るため、荒廃山地の復旧、既存治山施設の機能強化、また、集中豪雨や直下型地震により被災する可能性のある緊急輸送道路等の重要施設を保全する治山対策を実施している。

(2) 林道施設の点検診断<森林整備課>

岐阜県緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた林道等の橋りょうやトンネルの点検診断を行い、今後の維持管理・補修計画の作成を行った。

(3) 溪流沿いの森林の間伐<森林整備課>

森林所有者による整備が進まず、手入れが不十分な溪流沿いのスギ・ヒノキ人工林の間伐に対して助成し、防災機能の強化を図った。

2 自然と共生した河川整備

(1) 自然の水辺復活プロジェクトの推進<技術検査課、河川課>【再掲】

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

(ア) 岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催

(イ) 岐阜県自然工法管理士2,612名を認定（令和2年度末現在）

(ウ) 各現場で実施した自然共生への取り組み（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

(2) 河川環境整備等の取組み<河川課>【再掲】

ベスト・リバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃等河

川美化活動を進めている。

ア 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石等の自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用など環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発生土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

イ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類等の生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、県土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

ウ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では従来よりホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐ等、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、アオコ発生時にはフィルター材による除去や高圧水による攪拌対策を実施している。

エ 糸貫川水環境対策

糸貫川の水辺には親水機能を有した公園等が多く存在しているが、一方で、河川の濁りやゴミの投棄等、水環境に課題を有している。

そこで、糸貫川をより魅力的な地域の憩いの場とするため、平成26年度に地域住民や学識経験者、関係市町、県関係機関等からなる「清流の国ぎふづくり糸貫川水環境対策検討会」を設立し、流域全体の水環境の改善を図るため、川を題材とした総合学習などの啓発活動や清掃活動を実施している。

(3) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>【再掲】

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

第3節 美しい景観の保全と創出

1 美しい景観の形成

平成16年6月、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため「景観法」が制定された。

県においては、平成16年12月、「景観法」の制定を受け、従来の「都市計画法」「建築基準法」「岐阜県屋外広告物条例」「岐阜県風致地区条例」等に基づく各種施策をまちづくりに関する施策を含め、景観という視点から総合的に実施するものとして「岐阜県景観基本条例」を制定し、各種取組みを実施している。

(1) 景観法に関する取組み<都市政策課>

ア 景観法に基づく取組推進プランの策定

平成19年9月に市町村による景観行政団体への移行や景観計画の策定などの取組みに関して「景観法に基づく取組推進プラン」を策定した。

イ 景観計画策定のための参考資料集の作成

市町村における景観計画策定のための技術的な支援、情報提供を目的として、「景観計画策定のための参考資料集」を作成した。

(2) 県民協働の取組みの推進<都市政策課>

ア 景観形成推進員の配置

「美しいひだ・みの景観づくり」の積極的な展開による岐阜県の美しい自然景観の保護及び良好なまちなみ景観の育成を図るため、景観形成推進員を配置し、県民一体となって景観行政の円滑な推進を図るとともに、

県民の景観に対する意識の高揚を図った。

(3) 屋外広告物対策の推進<都市政策課>

ア 違反屋外広告物に対する県下一斉簡易除却及び街頭是正指導の実施

9月1日から9月10日までの「屋外広告物適正化旬間」に合わせて、地区別美しいひだ・みの景観づくり推進会議が主体となって、県下一斉に簡易除却を行うとともに、商店街などで商店主への是正指導や屋外広告物に対する意識啓発等を行った。平成22年度からは景観形成推進員の方にも本取組みに参加していただいている。

イ 屋外広告物景観モデル地区の指定

広告物等と地域環境との調和を図り、良好な景観の維持及び形成を積極的に進めることが特に必要であると認める区域を「屋外広告物景観モデル地区」として指定している。屋外広告物景観モデル地区においては、屋外広告物の掲出の許可について、通常の許可基準とは異なる独自の許可基準（広告物景観維持基準）を設けることができ、地域の特性に応じた屋外広告物規制が可能となる。

平成9年度に「高山市新宮町地区」を県内で初めてモデル地区に指定し、平成19年度には、「可児市広見東地区」を指定した。

ウ 市町村への「屋外広告物条例」の制定及び改廃に関する事務の移譲

良好な景観の形成は、景観の重要な構成要素である屋外広告物を含めて一体的に実施していくことが望ましいことから、景観行政団体である各務原市、高山市、下呂市、多治見市、美濃市及び恵那市に「屋外広告物条例」の制定及び改廃に関する事務を移譲している。

(4) 景観の形成に関する施策の連携

ア 花の都ぎふづくりの展開<都市公園課>

県は平成2年から「花の都ぎふ」運動を展開し、県内各地で花づくり・花かざりを推進してきた。平成3年には「花の都ぎふ」運動を展開するため（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターを設立し、「花の都ぎふ推進基金」を設けて、平成25年4月1日存続期間の満了により解散するまで、県内各地域において市町村や民間・ボランティア団体による花づくり・花かざり活動に対し、22年間で合計659件、3億3,432万円の助成を行った。

イ 地域景観の保全

(7) 無電柱化事業<道路維持課>

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、道路管理者として無電柱化すべき路線や、市町村のまちづくりに関連して整備すべき路線について補助・交付金制度事業等を活用して無電柱化を推進している。

(4) 治山事業における生活環境・自然環境の保全<治山課>

自然環境が優れた地域等において、森林のもつ国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図るため、地域の景観等に配慮した治山事業を実施している。

ウ 都市環境の整備

(7) 都市公園の整備<都市公園課>

都市に緑とオープンスペースをもたらし、都市環境を改善し、児童、青少年の健全なレクリエーションの場や市民のコミュニケーションの場を与えるだけでなく、大気汚染、騒音等都市公害を緩和し、災害時の避難場所を提供するなど多目的な機能を有する都市公園の整備を行った（表2-5-66）。

現在、県内の都市公園は、1,462箇所、2,030.86haに達している。また、都市計画区域内人口1人当たり公園面積についても毎年着実に増加している（表2-5-67）。

表2-5-66 都市公園の整備状況

(令和2年3月末現在)

種 類		箇所数	面積(ha)	種 類		箇所数	面積(ha)	
基幹公園	住区基幹公園都市	街区公園	1,165	244.51	特 殊 公 園		48	152.38
		近隣公園	79	135.61	大規模公園	広域公園	4	366.23
		地区公園	41	186.86	緩 衝 緑 地		6	8.82
		計	1,285	566.98	都 市 緑 地		66	160.82
	基幹公園	総合公園	18	318.27	広 場 公 園		4	0.67
		運動公園	28	285.1	国 営 公 園		1	164.83
		計	46	603.37	都 市 林		1	5.94
備考) 県都市公園課調べ				緑 道		1	0.82	
				計		1,462	2,030.86	

表2-5-67 都市公園の数と面積の推移

年度	都市公園 箇所数	都市公園面積 (ha)	都市計画区域内人口1人当たりの公園面積(m ² /人)	
			岐阜県	全国平均
H9	1,041	1,251.60	6.75	7.46
H10	1,066	1,287.01	6.93	7.71
H11	1,089	1,366.20	7.33	7.92
H12	1,109	1,391.33	7.45	8.13
H13	1,136	1,413.65	7.54	8.35
H14	1,160	1,475.77	7.85	8.48
H15	1,174	1,564.81	8.30	8.70
H16	1,185	1,629.51	8.63	8.89
H17	1,208	1,684.16	8.93	9.10
H18	1,226	1,748.63	9.26	9.25
H19	1,253	1,788.34	9.47	9.39
H20	1,285	1,804.59	9.57	9.53
H21	1,300	1,832.06	9.76	9.66
H22	1,325	1,846.25	9.71	9.75
H23	1,353	1,868.42	9.90	9.80
H24	1,369	1,889.48	10.01	9.92
H25	1,381	1,895.70	10.01	10.01
H26	1,398	1,931.20	10.28	10.21
H27	1,406	1,944.99	10.44	10.32
H28	1,441	1,997.32	10.80	10.40
H29	1,450	2,002.86	10.80	10.50
H30	1,453	2,028.86	11.0	10.60
R1	1,462	2,030.86	11.0	10.70

備考) 県都市公園課調べ

(イ) 高度地区の指定<都市政策課>

高度地区は、「都市計画法」に基づいて、市街地の環境を維持し又は土地利用の増進を図るため、建築物の最高限度又は最低限度を定める制度であり、区域に指定されると、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。県内では2市において指定されている(表2-5-68)。

表2-5-68 高度地区の指定状況 (令和3年3月末現在)

都市計画 区域名	市町村名	面積 (ha)	最終決定 年月日	備考
岐阜	岐阜市	13.2	平成18年8月31日	川原町地区
高山	高山市	257.6	平成19年7月31日	市街地中心部の6地区
計	2市	270.8		

備考) 県都市政策課調べ

(ウ) 景観地区の指定<都市政策課>

景観地区は、「景観法」に基づいて、市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定める制度であり、建築物の形態意匠制限を定めるとともに、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限等を定めることができる。県内では2地区が指定されている(表2-5-69)。

表2-5-69 景観地区の指定状況 (令和3年3月末現在)

都市計画 区域名	市町村名	地区名	面積 (ha)	最終決定 年月日
各務原	各務原市	テクノプラザ	64.0	平成22年8月10日
		グリーンランド柄山	6.1	平成22年8月10日
計	1市	2地区	70.1	

備考) 県都市政策課調べ

(イ) 風致地区の指定<都市政策課>

風致地区は、「都市計画法」に基づいて、良好な自然的景観を維持するための制度であり、樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地、歴史的な意義のある地域等に指定される。この地区内においては、建築物の建築、その他工作物の建設、宅地の造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取等の行為は地方公共団体の条例に基づき規制される。

県内では17地区が指定されている（表2-5-70）。

表2-5-70 風致地区の指定状況（令和3年3月末現在）

都市名	風致地区の名称	面積 (ha)	最終決定年月日
岐阜市	金華山長良川	2,144.0	平成16年5月18日
	加納城址	4.0	平成16年3月30日
	長森前一色	5.8	平成16年3月30日
	鷺山	9.9	平成21年3月30日
高山市	城山	47.0	昭和45年6月13日
	松倉	115.0	平成5年4月1日
	北山	29.0	平成5年4月1日
	東山	38.0	平成8年4月1日
多治見市	高根山	14.1	昭和58年3月31日
	虎溪山	48.6	平成25年3月29日
	窯洞	18.6	平成16年5月18日
	中峰谷	1.6	平成19年11月1日
	池田	27.0	平成27年12月10日
関市	安桜山	25.1	昭和59年3月31日
	梅竜寺山	5.8	昭和59年3月31日
各務原市	伊木山	24.0	平成17年5月31日
養老町	養老白石	167.0	昭和28年5月14日
合計	17地区	2,724.5	

備考) 県都市政策課調べ

エ 中部圏保全区域の整備<清流の国づくり政策課>

中部圏保全区域とは、中部圏（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。）の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、「中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）」に基づき、国土交通大臣が関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して指定するものである。

中部圏保全区域の本県の指定状況は、表2-5-71のとおりである。

また、中部圏保全区域整備計画は、「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）」に基づいて作成され、各保全区域の整備の基本構想、土地の利用に関する事項、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項について定められている。

表2-5-71 中部圏保全区域の指定状況

(令和3年3月末現在)

指 定 年 月 日	昭和43年11月14日（総告第43号）	
指 定 面 積	3,589 km ²	
区 域 名	市町村名	
中 部 山 岳 区 域	益田郡小坂町、大野郡丹生川村、同朝日村、同高根村、吉城郡神岡町（大字伊西、大字森茂、大字岩井谷、大字下之本、大字打保、大字和佐府及び大字瀬戸の各区域に限る。）及び同上宝村の各地域並びに恵那郡川上村、同加子母村、同付知町及び同福岡町の各区域のうち裏木曾県立自然公園に属する区域	面積 1,594 km ²
白 山 区 域	郡上郡白鳥町、同高鷺村、大野郡荘川村及び同白川村の各区域	面積 980 km ²

飛 騨 木 曾 川 区 域	瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、加茂郡坂祝町、同川辺町、同七宗村、同八百津町、同白川町、可児郡御嵩町、同可児町、同兼山町、益田郡下呂町及び同金山町の各区域のうち飛騨木曾川国定公園に属する区域 面積 145 km ²
揖 斐 伊 吹 区 域	揖斐郡谷汲村、同春日村、同久瀬村、同藤橋村、同坂内村及び同徳山村の各区域並びに大垣市、海津郡南濃町、養老郡養老町、同上石津町、不破郡垂井町、同関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、同池田町及び本巣郡本巣町の各区域のうち揖斐関ヶ原養老国定公園、揖斐県立自然公園又は伊吹県立自然公園に属する区域 面積 870 km ²

備考) 県清流の国づくり政策課調べ

(5) 地域における保全活動の実施<農村振興課>

ア ふるさと水と土指導員の活動

農地や農道、用排水路等の土地改良施設において、ふるさと水と土指導員等が中心となった地域住民活動により、花木植栽等を行い美しい農村景観を創出する。令和2年度は県内14箇所の活動を支援した。

イ 棚田の保全活動

棚田保全組織による棚田保全活動に対する支援を行い、日本の原風景ともいわれる棚田の景観を守り続けていく。令和2年度は県内6箇所の活動を支援した。

ウ 多面的機能支払交付金による支援

地域の農業者のみならず地域住民も参画し地域が一体となって、農地や農業用排水路、農道等の適切な管理をするための活動を支援する。令和2年度は県内で623の組織が活動を実施した。

2 歴史的・文化的環境の保全<文化伝承課>

(1) 文化財の保護

本県は、地理的にも本州の中央部に位置し、東西の文物交流の接点にある。古くから人々が住みつき、数多くの優れた歴史・文化遺産が残されている。この遺産は、現代に生きる私たちにとって、学問的にも文化的にも貴重な価値があり、永く国民の財産として保存に努めなければならない。

しかし、道路建設、宅地造成、商工業団地造成、農業基盤整備、ゴルフ場開発など、多種多様な開発事業によって文化財、特に史跡・名勝・天然記念物や埋蔵文化財に影響が及ぶ場合があり、保護対策が必要となってきている。

一方、近年、歴史的・文化的雰囲気を求めるなど環境の快適性への関心が強くなる中で、まちづくりや地域の文化振興という観点からも文化財の保存と活用の必要性が高まってきている。

令和2年度に実施した文化財の保護施策は、次のとおりである。

ア 指定文化財の保護

重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物などの保護を図るため、文化財保存事業を行った。その内容としては、主に補助事業として環境整備・保存修理などである。

国指定の重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物については、6件、県指定のものについては、23件の補助事業を行った。

また、史跡・名勝・天然記念物の指定を受けているものについては、現状変更の制限を行い（国指定については基本的に文化庁の許可が必要）、県指定のものについては、その変更が文化財の価値を損なうものではないと判断されるものに限り許可を行った。

県指定の許可は26件、国指定について文化庁から権限委譲を受けた許可は5件であった。

イ 埋蔵文化財

国、地方公共団体、民間の別なく、土地開発事業の計画立案段階において、県もしくは市町村の関係行政機関と事前協議を行うよう指導し、適正な保存方法の実施に努めている。

しかし、開発に伴う発掘調査量の増大に、県・市町村とも、出土文化財の収蔵施設確保や調査体制において苦慮している。

県内において、令和2年度中に、県・市町村が実施した埋蔵文化財発掘調査は、国道19号瑞浪恵那道路事業に伴う名滝遺跡など17件である。

ウ 歴史的・文化的建造物、景観の保存

古い街並みや集落の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、「伝統的建造物群保存地区制度」が設けられている。県内では、白川村荻町45.6ha、高山市三町4.4ha、高山市下二之町大新町6.6ha、恵那市岩村町本通り14.6ha及び美濃市美濃町9.3ha、郡上市郡上八幡北町14.1haが国の選定を受け「重要伝統的建造物群保存地区」となっている。この6地区では町並みの保存修理として修理及び

修景事業を実施した。

白川村荻町は、平成7年12月にユネスコの「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の文化遺産として、富山県の五箇山とともに世界遺産一覧表に記載された。

また、建築後50年以上を経過した国土の歴史的景観に寄与するような建造物を文化財登録制度により、令和2年度は9件を登録し、令和3年3月末で登録された建造物は全部で273件となった。

エ その他

県内の文化行政を円滑に進めるため、「岐阜県文化財保存活用大綱」を策定し、公開するとともに、文化財の保護・管理を強化するため、文化財保護管理巡視事業を実施した。

また、県民の文化財に対する関心と理解を深め、愛護思想の普及を図るため、文化財愛護標柱を設置した。

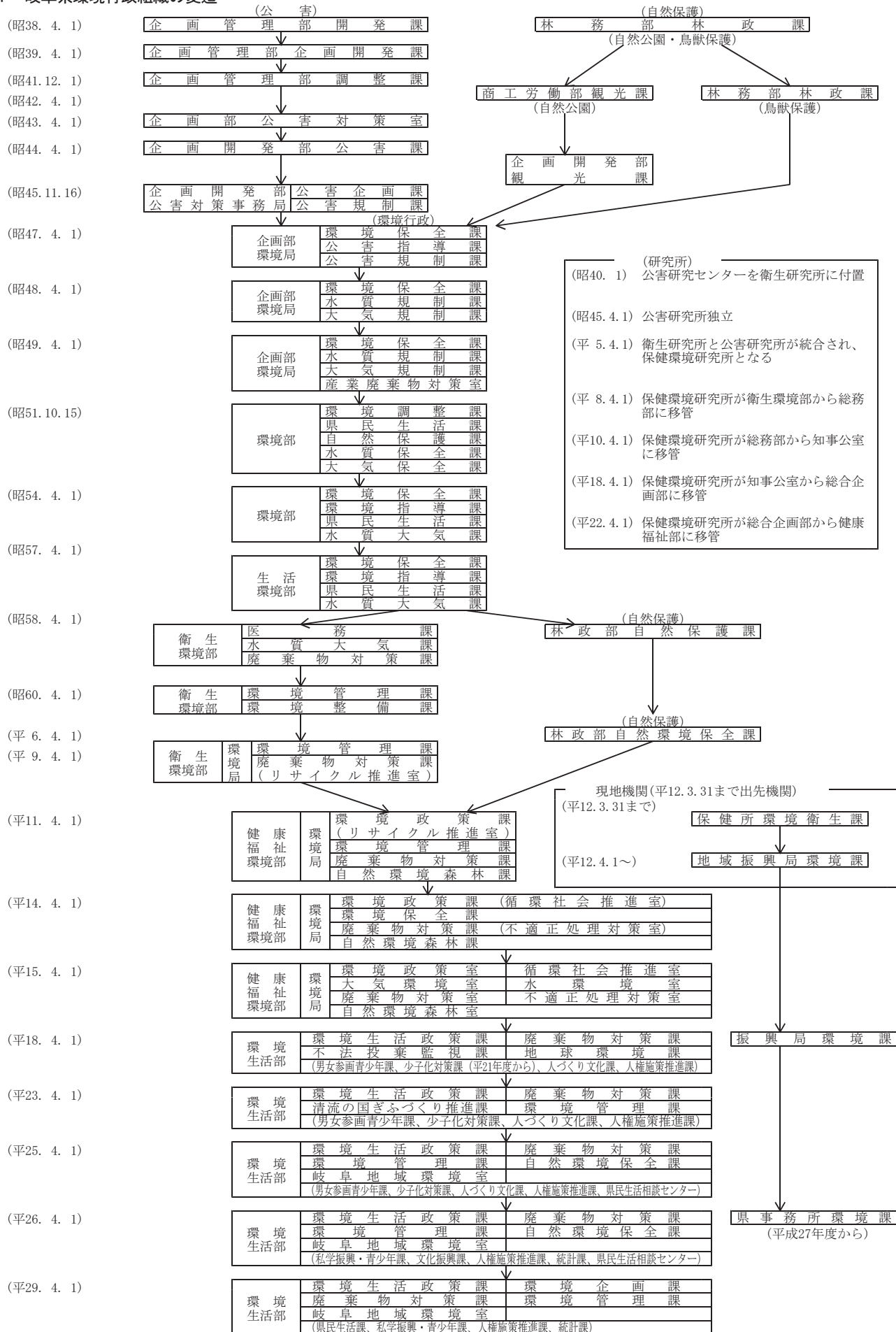
表2-5-72 文化財の指定等状況(建造物関係及び記念物のみ) (令和3年3月末現在)

区分	国指定等件数	県指定件数
国 宝（建造物）	3	—
重要文化財（建造物）	48	57
重要伝統的建造物群保存地区	6	—
特別天然記念物	3	—
史 跡	27	155
名 勝	5	5
天 然 記 念 物	35	188
名勝及び天然記念物	2	—
史跡・天然記念物	—	1
重要文化的景観	1	—
計	130	406

他 地域を定めず指定した特別天然記念物及び天然記念物 8
備考) 県文化伝承課調べ

資 料

1 岐阜県環境行政組織の変遷



2 環境行政関係年表

(令和2年度)

年月日	項目
2. 7. 13	・「岐阜県環境審議会（廃棄物・リサイクル部会）」の開催
2. 7. 21	・「岐阜県環境審議会（企画政策部会）」の開催
2. 9. 5	・「清流の国ぎふ上下流交流ツアー」の実施（9回～令和3年1月10日）
2. 9. 14	・「岐阜県環境審議会」の開催
2. 10. 12	・「岐阜県環境審議会（廃棄物・リサイクル部会）」の開催
2. 10. 18	・「ぎふ清流COOL CHOICEイベント」
2. 10. 26	・「岐阜県環境審議会（企画政策部会）」の開催
2. 11. 17	・「岐阜県環境審議会（廃棄物・リサイクル部会）」の開催
2. 11. 30	・「岐阜県環境審議会（企画政策部会）」の開催
3. 1. 26	・「岐阜県環境審議会（廃棄物・リサイクル部会）」の開催（書面）
3. 2. 1	・「岐阜県環境審議会（企画政策部会）」の開催（書面）
3. 2. 3	・「岐阜県環境審議会」の開催
3. 2. 24	・「岐阜県自然環境保全審議会（温泉部会）」の開催

3 主要環境指標でみる岐阜県の位置

指標	年度	岐阜県	全国	単位	算式	資料	備考
人口10万人当たり公害苦情件数（総数）	2	51.7	55.8		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは令和元年度
人口10万人当たり公害苦情件数（大気汚染）	2	14.9	11.3		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは令和元年度
人口10万人当たり公害苦情件数（水質汚濁）	2	12.0	4.36		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは令和元年度
人口10万人当たり公害苦情件数（騒音）	2	11.6	12.2		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは令和元年度
人口10万人当たり公害苦情件数（振動）	2	0.81	1.38		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは令和元年度
人口10万人当たり公害苦情件数（悪臭）	2	12.1	7.41		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは令和元年度
人口10万人当たり公害苦情件数（土壌汚染）	2	0.25	0.15		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは令和元年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（ばい煙）	2	0.154	0.574		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは令和元年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（粉じん）	2	0.024	0.19		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは令和元年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（VOC）	2	0.002	0.009		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは令和元年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（水質）	2	0.766	0.682		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「水質汚染防止法等の施行状況」	全国データは令和元年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（騒音）	2	0.726	0.559		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「騒音規制法施行状況調査」	全国データは令和元年度
自然公園面積率（R3.3.31現在）	2	18.4	14.7	%	$\frac{\text{自然公園面積}}{\text{総面積}}$	環境省「自然公園面積」	R3.3.31現在

4 自然環境保全地域等の指定状況

(令和3年3月末現在)

区分	地域名	所在地	面積 (ha)	内 訳		指定年月日	特 質
				特別地区 (ha)	普通地区 (ha)		
自然 環境 保全 地域	能郷白山	本巣市根尾能郷	656.45	656.45	-	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
	山中山	高山市荘川町	13.12	1.99	11.13	S51.2.3	植物の自生地、高層湿原のミズバ
	秋神	高山市朝日町	10.04	-	10.04	S51.2.3	シラカンバの自生地
	荻町	大野郡白川村	300.45	105.02	195.43	S51.2.3	ブナ、ミズナラを主体とするすぐれた天然林
	北の俣・水の平	飛騨市神岡町	363.52	(1.50) 305.44	58.08	S51.10.15	湿原植物の自生地、ブナ等のすぐれた天然林
	朝日添川	郡上市白鳥町	287.80	84.40	203.40	S51.10.15	トチノキ、サワグルミを主体とする溪畔林、日本海型のブナのすぐれた天然林
	時山	大垣市上石津町	160.80	(27.40) 27.40	133.40	S51.10.15	野生動物の生息地（ヒサマツミドリシジミ、キシマミドリシジミ）
	関ホタルの川	関市	157.10	(0.80) 0.80	156.30	S51.10.15	野生動物の生息地（ゲンジボタル、カワニナ）
	椈の湖畔	中津川市上野	56.50	(0.70) 0.70	55.80	S51.10.15	ハナノキの自生地
	岩の子	本巣市根尾越波	182.41	79.78	102.63	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林
	御前岳	高山市清見町 飛騨市河合町	406.79	406.79	-	S52.9.30	ブナを主体とする落葉広葉樹林と天然ヒノキ等の針葉樹もみられる温帯極相林
	内駒洞	関市板取	137.62	75.87	61.75	S52.9.30	日本海型ブナ林が大半を占める中にヒノキ、コウヤマキ林がみられるすぐれた天然林
	祖師野	下呂市金山町	34.90	0.87	34.03	S52.9.30	高樹齢かつ学術的価値を有するスギ、ヒノキ等の人工林、野生動物の生息地（ブッポウソウ）
	烏帽子岳	大垣市上石津町	21.24	(4.92) 4.92	16.32	S54.12.28	ホンシャクナゲ及びベニドウダンの自生地
	万波	飛騨市宮川町	127.43	(4.18) 127.43	-	S54.12.28	日本海型ブナ原生林
	小川	郡上市明宝	40.70	(40.70) 40.70	-	S56.7.21	ホンシャクナゲの自生地
16地域	計	2,956.87	(80.20) 1,918.56	1,038.31			
緑 地 環 境 保 全 地 域	小倉山	美濃市	9.70	9.70	-	S48.3.31	アカマツ、ヒノキその他広葉樹の良好な緑地
	鶴形山	美濃市	8.70	4.50	4.20	S48.3.31	照葉樹を主体とした良好な緑地
	天瀑山	恵那市岩村町	68.20	10.50	57.70	S48.3.31	アカマツの大径木等の良好な緑地
	南山丘陵	可児郡御嵩町	101.10	-	101.10	S48.3.31	アカマツを主体とした良好な緑地
	千光寺	高山市丹生川町	37.95	20.35	17.60	S51.2.3	スギ、アカマツ、モミ、ケヤキ等の良好な緑地
	荒城神社	高山市国府町	1.16	0.46	0.70	S52.9.30	スギを主体とした良好な緑地
	久津八幡宮	下呂市萩原町	3.42	0.94	2.48	S52.9.30	スギ、ヒノキ、サワラ、シラカシ等の良好な緑地
	水無神社	高山市一之宮町	10.35	4.02	6.33	S53.3.31	スギ、ヒノキの大径木の混交林を主体とした良好な緑地
	日和田 小日和田	高山市高根町	4.65	1.13	3.52	S53.3.31	イチイを主体とした良好な緑地
	禅昌寺	下呂市萩原町	5.28	2.06	3.22	S53.3.31	スギ、ヒノキの混交林を主体とした良好な緑地
	大船神社	恵那市上矢作町	7.05	6.88	0.17	S54.3.30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地
	飯島	大野郡白川村	52.88	52.88	-	S55.5.23	日本海型のブナの原生林
	西漆山	飛騨市神岡町	11.10	11.10	-	S55.5.23	ブナ、ミズナラその他温帯広葉樹の良好な緑地
	諏訪神社	下呂市萩原町	0.99	0.86	0.13	S58.10.21	スギを主体とした良好な緑地
	大山白山神社	加茂郡白川町	3.90	3.90	-	S59.11.6	スギ、ヒノキを主体とした良好な緑地
	馬籠	中津川市	327.95	-	327.95	H17.2.25	クスギを主体とした良好な緑地
16地域	計	654.38	129.28	525.10			
32地域	合 計	3,611.25	(80.20) 2,047.84	1,563.41			

備考) 特別地区内の () 内は、野生動植物保護地区で内数を示す。

5 自然公園の指定状況

(令和3年3月末現在)

区分	公園名	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)	県土面積に対する比率(%)
国立公園	中部山岳	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219	2.3
	白山	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	1.3
国定公園	飛騨木曾川	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	1.4
	揖斐関ヶ原養老	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	1.9
計		4箇所		72,868	6.9
県立自然公園	千本松原	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	0.0
	恵那峡	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	0.1
	胞山	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	0.5
	揖斐	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	5.0
	奥飛騨数河流葉	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	0.3
	宇津江四十八滝	高山市	滝を中心とする景観美	800	0.1
	裏木曾	中津川市	御岳西側の森林峡谷美	11,654	1.1
	伊吹	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	0.5
	土岐三国山	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	0.1
	位山舟山	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	0.3
	奥長良川	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	2.8
	野麦	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	0.0
	せせらぎ溪谷	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における溪谷美	1,318	0.1
	天生	飛騨市、白川村	原生林、溪谷を中心とした山岳景観	1,638	0.2
	御嶽山	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	0.4
計		15箇所		122,224	11.5
自然公園合計		19箇所		195,093	18.4

備考) 面積欄中の()内は公園の全面積を示す。

6 岐阜県環境影響評価条例の対象事業

(令和3年3月末現在)

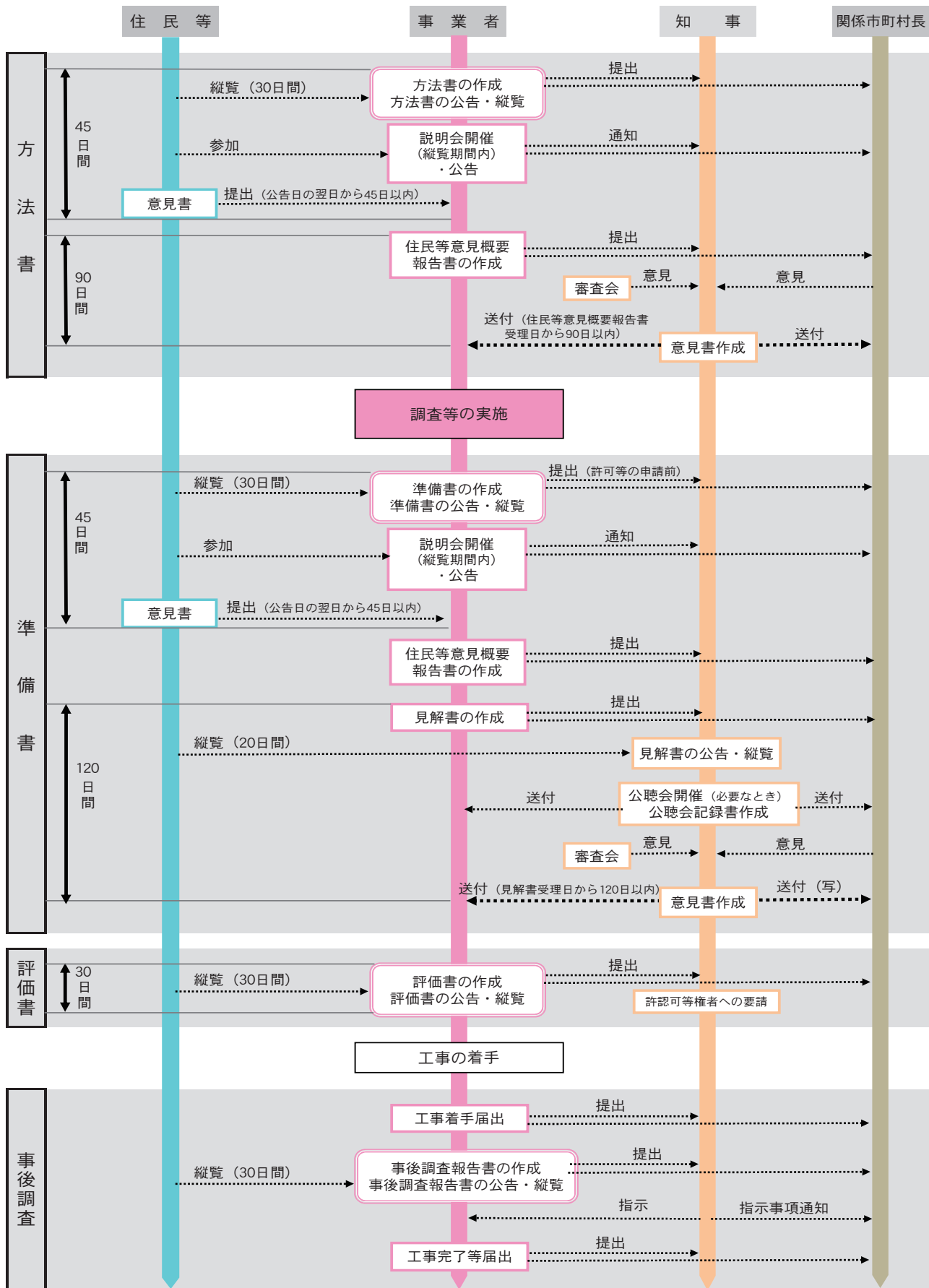
対象事業の種類	要件
1 土地開発事業 (2から6及び8、10、11に該当するものを除く。)	① 一団の土地について行なう区画形質の変更に関する事業(以下「土地開発事業」という。)の施行(②から⑤までに掲げる事業及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号の公園事業又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園の造成事業に係る土地開発事業の施行を除く。)。施行する土地の区域(以下「施行区域」という。)の面積が20ヘクタール以上で、かつ、区画形質の変更を行う土地の面積が8ヘクタール以上のもの(標高1,500メートル以上の土地において施行する場合にあっては、施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの)。
	② 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項の流通業務団地造成事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。
	③ 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イの工業団地を造成する事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。
	④ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の土地区画整理事業の施行。施行区域の面積が70ヘクタール以上のもの。
	⑤ 農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。)の造成事業の施行。施行区域内の最大の団地の面積が500ヘクタール以上のもの。
2 道路の建設	道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに掲げる道路の新設又は改築。新設の場合、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号に規定する車線(以下「車線」という。)の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。改築の場合、車線の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車線の数を4以上に付加する幅で、かつ、その区間が5キロメートル以上のもの。
3 ダム又は放水路の建設	① ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。)の新設。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
	② 放水路(河川を分岐して新たに設けられる水路をいう。)の新設。土地改変面積が75ヘクタール以上のもの。
4 堰の建設	取水堰(河川の水位を調節して、都市用水及びかんがい用水等を取水するための堰をいう。)の新築。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
5 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道(新幹線鉄道を除く。)又は軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道の建設又は改良。その区間の長さが7.5キロメートル以上のもの。
6 飛行場の建設	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項の自衛隊が設置する陸上空港等の設置又は変更。設置の場合、滑走路の長さが1,875メートル以上のもの。変更の場合、1,875メートル以上の滑走路の増設又は375メートル以上の滑走路の延長(延長後の長さが1,875メートル以上となるものに限る。)

対象事業の種類	要件
7 廃棄物最終処分場の建設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項、第9条の3第1項又は第15条第1項の最終処分場の設置又は変更。設置の場合、廃棄物を埋め立てる区域（以下「埋立地」という。）の面積が5ヘクタール以上のもの。</p> <p>変更の場合、埋立地の面積が5ヘクタール以上増加するもの。</p>
8 廃棄物処理施設の建設	<p>① 廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3第1項のごみ処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。</p> <p>② 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。</p>
9 工場又は事業場の建設	<p>製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は変更。新設の場合、工場等で1時間当たり使用する燃料の量（発熱量39.1メガジュールに相当する当該燃料の量が重油1リットルに相当するものとして、重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が4キロリットル以上のもの又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上の工場等を設けるもの。変更の場合、燃料使用量が1時間あたり4キロリットル以上又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加するもの。</p>
10 電気工作物の建設	<p>① 水力発電所（水力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。）の建設。出力の合計が1万キロワット以上のもの。</p> <p>② 風力発電所の設置又は変更。新設の場合、出力が1,500キロワット以上のもの。変更の場合、発電設備の新設を伴い、出力が1,500キロワット以上増加するもの。</p> <p>③ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第8号の電線路（発電所、変電所その他これらに類する施設を除き、かつ、架空のものに限る。）の設置。電圧が25万ボルト以上のもの。</p>
11 高層工作物又は高層建築物の建設	<p>① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）に建築するものを除く。）の建築。接する地盤からの高さが50メートル以上のもの。</p> <p>② 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138号の工作物（商業地域に建築するもの又は仮設のもの（設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものに限る。）を除く。）の建設。接する地盤からの高さが50メートル以上のもの。</p>

注) これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、条例は適用されない。

7 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー

(平成 24 年 12 月 26 日改正、平成 25 年 4 月 1 日施行)



8 環境影響評価の実施状況

(令和3年3月末現在)

(1) 岐阜県環境影響評価条例

①環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年10月	500kV東京中部間連系変換所分岐線（仮称）新設（500kV飛騨分岐線新設）
2	平成27年4月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
3	平成28年4月	500kV恵那分岐線（仮称）新設
4	平成30年10月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成28年8月	500kV飛騨分岐線新設
2	平成28年9月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
3	平成30年8月	500kV恵那分岐線（仮称）新設
4	令和2年5月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年3月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
2	平成29年4月	500kV飛騨分岐線新設
3	令和元年8月	500kV恵那分岐線新設
4	令和3年3月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

(2) 環境影響評価法

①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年11月	（仮称）米原風力発電事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成25年9月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年4月	国道19号瑞浪恵那道路
2	平成26年8月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

(3) その他（隣接県環境影響評価条例）

①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成30年6月（配慮書の案）	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成31年2月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

③環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和2年8月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

9 公害防止管理者等の設置を必要とする工場

(令和3年3月末現在)

特 定 工 場			特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
区 分	特 定 工 場	特定工場の規模	公害防止管理者の種類	公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第1種 公害防止管理者	常時使用する従業員が 21人以上の 工場に設置	排出ガス量 4万m ³ N/ 時以上で かつ排水 量1万m ³ / 日以上の 工場に設置
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排出ガス量 1万m ³ N/時 以上の工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第3種 公害防止管理者		
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第4種 公害防止管理者		
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排水量 1万m ³ /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者		
		排水量 1万m ³ /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排水量 1千m ³ /日以上 の工場	排水量 1万m ³ /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者		
		排水量 1万m ³ /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者		
騒音・振動関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場若しくは振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場		騒音・振動関係 公害防止管理者		
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場		一般粉じん関係 公害防止管理者		
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん(石綿)発生施設を設置している工場		特定粉じん関係 公害防止管理者		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場		ダイオキシン類関係 公害防止管理者		

10 令和2年度公害苦情件数の状況

発生源	種類	典 型 7 公 害							廃棄物投棄	その他	合 計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				合 計
農業		3	5	0	6	0	0	17	31	2	2	35
林業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業		2	4	0	1	0	0	0	7	0	2	9
建設業		42	10	1	68	12	0	8	141	2	15	158
製造業		29	42	1	43	3	0	11	129	0	11	140
電気・ガス・熱供給・水道業		0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	2
情報通信業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
運輸業		0	3	0	6	0	0	1	10	1	2	13
卸売・小売業		3	1	0	5	1	0	2	12	1	2	15
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業		0	4	0	1	0	0	3	8	0	6	14
飲食店・宿泊業		0	4	0	15	0	0	7	26	2	4	32
医療・福祉		2	1	0	2	0	0	1	6	1	0	7
教育・学習支援業		0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	3
複合サービス事業		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
サービス業		4	3	0	9	0	0	7	23	2	3	28
公務		2	2	0	1	0	0	0	5	0	1	6
分類不能の産業		3	12	0	9	0	0	1	25	1	1	27
産業関係合計		90	92	2	168	16	0	61	429	12	50	419
その他（産業以外）		205	146	3	61	0	2	178	595	393	370	1,358
合 計		295	238	5	229	16	2	239	1,024	405	420	1,849

11 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等

(令和3年3月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準	評 価	
		短 期 的 評 価	長 期 的 評 価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値

項 目	環 境 基 準	項 目	指 針 値
ベンゼン	1年平均値が3μg/m ³ 以下であること。	アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が130μg/m ³ 以下であること。	アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること。	塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m ³ 以下であること。	塩化メチル	1年平均値が94μg/m ³ 以下であること。
		クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。
		水銀及びその化合物	1年平均値が40ngHg/m ³ 以下であること。
		ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m ³ 以下であること。
		ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。
		1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。
		マンガン及びその化合物	1年平均値が140ngMn/m ³ 以下であること。

(3) 水質汚濁に関する環境基準及び指針値

I 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	対 象 区 域	備 考
カドミウム	0.003 mg/L以下	全 公 共 用 水 域	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	—	
鉛	0.01 mg/L以下	—	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/L以下	—	
砒素	0.01 mg/L以下	—	
総水銀	0.0005 mg/L以下	—	
アルキル水銀	検出されないこと	—	
PCB	検出されないこと	—	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	—	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	—	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	—	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	—	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	—	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	—	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	—	
チウラム	0.006 mg/L以下	—	
シマジン	0.003 mg/L以下	—	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	—	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	—	
セレン	0.01 mg/L以下	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	—	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	
ふっ素	0.8 mg/L以下	海域を除いた全公共用水域	
ほう素	1 mg/L以下	—	

II 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1μg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6μg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

②湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等富栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1 μg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6 μg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2 μg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2 μg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考) 基準値は、年間平均値とする。

(4) 騒音に係る環境基準

項目	環境基準	対象区域	備考						
環境騒音 (*1)	地域の類型・区分	基準値(デシベル) 昼間(6~22時) 夜間(22~6時)	(*1) 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 (*2) 地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）にすることができる。	基準値		昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下
	基準値								
	昼間	夜間							
	70デシベル以下	65デシベル以下							
	一般地域	AA (療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域)		50 以下 40 以下					
	A (専ら住居の用に供される地域)	55 以下 45 以下							
B (主として住居の用に供される地域)	55 以下 45 以下								
C (相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60 以下 50 以下								
道路に面する地域(*2)	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下 55 以下							
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下 60 以下								
航空機騒音	地域の類型	基準値(Lden) (*3)	2市2町 岐阜市、各務原市、 岐阜町、笠松町						
	I (専ら住居の用に供される地域)	57以下							
II (I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	62以下								
新幹線鉄道騒音	地域の類型	基準値(デシベル)	(東海道新幹線) 2市3町 大垣市、羽島市、垂井町、 関ヶ原町、安八町 (リニア中央新幹線) 中津川市、恵那市、 可児市、御嵩町						
	I (専ら住居の用に供される地域)	70以下							
II (商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	75以下								

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	対象	備考
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	汚染がもたらばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素
全シアン	検液中に検出されないこと。		
有機磷(りん)	検液中に検出されないこと。		
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。		
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。		

砒 (ヒ) 素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kgにつき15mg未満であること。	材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。	及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		
P C B	検液中に検出されないこと。		
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1kgにつき125mg未満であること。		
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。		
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。		
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。		
1, 2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。		
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること。		
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。		
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1mg以下であること。		
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。		
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。		
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。		
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。		
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。		
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。		
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。		
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。		
ふっ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。		
ほう素	検液 1Lにつき 1mg以下であること。		
1, 4-ジオキサン	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。		

(6) 公共用水域に係る水質要監視項目

ア 健康の保護に関する要監視項目

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/l 以下 (暫定) ※

※PFOS 及びPFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及びPFPOA の合計値とする。

イ 水生生物保全に関する要監視項目

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 A	0.7mg/L以下
		生 物 特 A	0.006mg/L以下
		生 物 B	3mg/L以下
		生 物 特 B	3mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.05mg/L以下
		生 物 特 A	0.01mg/L以下
		生 物 B	0.08mg/L以下
		生 物 特 B	0.01mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 A	1mg/L以下
		生 物 特 A	1mg/L以下
		生 物 B	1mg/L以下
		生 物 特 B	1mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生 物 A	1 μg/L以下
		生 物 特 A	0.7 μg/L以下
		生 物 B	4 μg/L以下
		生 物 特 B	3 μg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生 物 A	0.02mg/L以下
		生 物 特 A	0.02mg/L以下
		生 物 B	0.02mg/L以下
		生 物 特 B	0.02mg/L以下
2, 4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.03mg/L以下
		生 物 特 A	0.003mg/L以下
		生 物 B	0.03mg/L以下
		生 物 特 B	0.02mg/L以下

(備考) 類型は水生生物保全環境基準に同じ

(8) 公共用水域等における農薬の水質評価指針

項 目	基 準 値	項 目	種 類	指 針 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	シメトリン	除草剤	0.06 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	トリクロロン	殺虫剤	0.03 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	トリシラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ビリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	プロモブチド	除草剤	0.04 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下	フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L以下

シマジン	0.003 mg/L以下	ペンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下	ペンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下	マラチオン (マラソン)	殺菌剤	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	メフェナセツト	除草剤	0.009 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下	メプロニル	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下	モリネート	除草剤	0.005 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下			

(9) ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準

調査対象	環 境 基 準
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)
公 共 用 水 域	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
地 下 水	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下 (調査指標 250 pg-TEQ/g以下)
底 質	150 pg-TEQ/g 以下
水 生 生 物	設定されていない

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の排出基準

[排出ガス]

(単位：ng-TEQ/m³)

種 類	施設規模 (焼却能力)	新 設 施 設	既 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	0.1	1
	2~4 t/h	1	5
	2 t/h未満	5	10
焼 結 炉		0.1	1
製 鋼 用 電 気 炉		0.5	5
亜 鉛 回 収 施 設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

[排水水]

(単位：pg-TEQ/L)

	特定施設の種 類	新 設 施 設	既 設 施 設
1	クラフトパルプ等製造用塩素漂白施設		
2	カーバ이트法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		
8	クロロベンゼン、ジクロロベンゼン製造用水洗施設等		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等		
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	10	10
11	ジオキサジンバイオレット製造用洗浄施設等		
12	アルミニウム合金製造用廃ガス洗浄施設等		
13	亜鉛回収用精製施設等		
14	担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設等		
15	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等		
16	PCB分解施設等		
17	フロン類の破壊用プラズマ反応施設等		
18	下水道終末処理施設		
19	1から17の施設から排出される水の処理施設		

※pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※ng : ナノグラム。1ナノグラムは、10億分の1グラム

※TEQ : 毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類は23種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類。29種類の物質の毒性は、強弱があり、その内の最も毒性の強い1種類 (2,3,7,8-TeCDD) の毒性を1 (基準) としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したものである。

12 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐 阜	岐 阜 中 央	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	岐 阜 南 部	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
	岐 阜 北 部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	各 務 原	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003
	本 巣	-	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
西 濃 ・ 羽 島	平 均	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
	羽 島	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005
	大 垣 中 央	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	大 垣 南 部	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	大 垣 西 部	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
中 濃 郡 上 郡	平 均	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	美 濃 加 茂	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
	中 濃 関	-	-	-	0.001	0.001	0.000
	郡 上 郡	-	-	-	-	0.000	0.000
	東 濃 西 部	笠 原	0.005	0.003	0.005	0.004	0.004
東 濃 西 部	瑞 浪	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001
	平 均	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
	恵 那 中 津 川	-	-	-	-	0.000	0.000
恵 那 ・ 中 津 川	中 津 川	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	平 均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

下呂	下呂	-	-	0.000	0.000	0.000	0.000
飛驒	高山	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.000
乗	鞍	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
県	平均*	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とする

13 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位：mg/m³)

地域	測定局名	年 度					
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐 阜	岐 阜 中 央	0.013	0.014	0.013	0.014	0.013	0.012
	岐 阜 南 部	0.015	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011
	岐 阜 北 部	0.014	0.012	0.011	0.012	0.009	0.007
	各 務 原	0.015	0.013	0.013	0.014	0.012	0.011
	本 巢 均	-	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014
西 濃・ 羽 島	平 均	0.014	0.014	0.013	0.014	0.012	0.011
	羽 島	0.016	0.015	0.170	0.019	0.010	0.012
	大 垣 中 央	0.020	0.019	0.018	0.020	0.017	0.017
	大 垣 南 部	0.021	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016
	大 垣 西 部	0.040	0.019	0.017	0.018	0.015	0.014
可 茂	大 垣 赤 坂	0.023	0.035	0.025	0.016	0.014	0.013
	平 均	0.023	0.022	0.019	0.018	0.016	0.014
	美 濃 加 茂	0.013	0.012	0.014	0.014	0.013	0.012
	中 濃 関	-	-	-	0.014	0.013	0.013
	郡 上 郡 上	-	-	-	-	0.008	0.010
東 濃 西 部	等 原	0.013	0.014	0.010	0.014	0.012	0.010
	瑞 浪	0.013	0.009	0.013	0.015	0.013	0.012
	平 均	0.013	0.012	0.012	0.015	0.013	0.011
志 那・中 津 川	恵 那	-	-	-	-	0.012	0.011
	中 津 川	0.015	0.014	0.014	0.015	0.012	0.012
下 呂	平 均	0.015	0.014	0.014	0.015	0.012	0.012
	下 呂	-	-	0.011	0.012	0.010	0.010
飛 驒	高 山	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.011
	乗 鞍	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.004
県 平 均 *		0.017	0.016	0.015	0.015	0.013	0.012
岐 阜 明 徳 自 排		0.018	0.017	0.017	0.017	0.012	0.012
大 垣 自 排		0.020	0.017	0.016	0.016	0.017	0.014
可 児 自 排		0.019	0.016	0.016	0.016	0.013	0.012
十 岐 自 排		0.020	0.021	0.020	0.020	0.018	0.016

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

14 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐 阜	岐 阜 中 央	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
	岐 阜 南 部	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.008
	岐 阜 北 部	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
	各 務 原	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005
	本 巢 均	-	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005
西 濃・ 羽 島	平 均	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	羽 島	0.011	0.010	0.009	0.008	0.010	0.007
	大 垣 中 央	0.011	0.010	0.010	0.008	0.008	0.009
	大 垣 南 部	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.009
	平 均	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
可 茂	美 濃 加 茂	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
	中 濃 関	-	-	-	0.006	0.005	0.004
	郡 上 郡 上	-	-	-	-	0.002	0.002
	東 濃 西 部	0.008	0.009	0.007	0.007	0.007	0.005
	恵 那	-	-	-	-	0.007	0.006
志 那・中 津 川	中 津 川	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006
	平 均	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006
下 呂	下 呂	-	-	0.003	0.002	0.002	0.002
	飛 驒	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
乗 鞍		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
県 平 均 *		0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
岐 阜 明 徳 自 排		0.011	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
大 垣 自 排		0.013	0.013	0.011	0.011	0.010	0.009
可 児 自 排		0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009
十 岐 自 排		0.018	0.017	0.017	0.015	0.012	0.012

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

15 二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化

(単位：ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐 阜	岐 阜 中 央	0.016	0.015	0.015	0.015	0.016	0.013
	岐 阜 南 部	0.022	0.021	0.022	0.021	0.021	0.016
	岐 阜 北 部	0.012	0.012	0.011	0.012	0.011	0.010
	各 務 原	0.016	0.016	0.014	0.014	0.014	0.012
	本 巢 均	-	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013
西 濃・ 羽 島	平 均	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.013
	羽 島	0.021	0.021	0.019	0.017	0.020	0.018
	大 垣 中 央	0.019	0.020	0.018	0.018	0.017	0.016
	大 垣 南 部	0.018	0.019	0.017	0.017	0.017	0.016
	平 均	0.019	0.020	0.018	0.017	0.017	0.017
可 茂	美 濃 加 茂	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010

中濃	関	-	-	-	0.013	0.010	0.010
郡上	郡上	-	-	-	-	0.003	0.003
東濃西部	笠原	0.018	0.018	0.016	0.014	0.013	0.012
恵那・中津	恵那	-	-	-	-	0.014	0.014
	中津	0.018	0.018	0.017	0.017	0.014	0.014
下呂	平	0.018	0.018	0.017	0.017	0.014	0.014
	下呂	-	-	0.008	0.007	0.006	0.006
飛騨	高山	0.019	0.021	0.018	0.018	0.015	0.019
乗鞍	平均*	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
岐阜	平均*	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013
岐阜	明徳	0.018	0.017	0.016	0.016	0.017	0.014
大垣	自排	0.022	0.024	0.021	0.021	0.019	0.017
可児	自排	0.024	0.021	0.021	0.020	0.018	0.019
土岐	自排	0.030	0.028	0.029	0.027	0.022	0.022

※ 長期的評価の適用測定局の年間98%値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

16 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化

(単位：%)

地域	測定局名	年 度					
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐阜	岐阜中央	20.5	23.8	25.3	20.0	25.1	20.3
	岐阜南部	23.0	21.0	24.1	21.9	21.9	18.4
	岐阜北部	24.9	24.9	23.0	18.9	14.9	18.4
	各務原	25.4	24.4	26.3	21.0	21.9	18.6
	本巣	-	-	24.6	20.1	23.0	20.8
西濃・羽島	平均	23.5	23.5	24.5	20.4	21.6	19.3
	羽島	25.1	24.8	25.5	19.5	1.1	22.2
	大垣中央	22.2	23.3	29.1	20.5	20.8	21.5
	大垣南部	24.9	24.7	21.8	20.6	19.1	17.8
可茂	平均	24.1	24.3	25.3	20.0	19.9	20.5
	美濃加茂	27.0	28.2	23.7	21.9	21.3	17.3
中濃	関	-	-	-	21.0	21.3	18.4
郡上	郡上	-	-	-	-	3.2	12.6
東濃西部	笠原	20.8	-	27.5	24.3	24.9	23.6
	瑞浪	-	-	-	-	-	2.4
	平均	20.8	-	27.5	24.3	24.9	23.6
恵那・中津	恵那	-	-	-	-	22.4	19.2
	中津	24.1	21.1	21.2	20.9	21.3	17.0
下呂	平	24.1	21.1	21.2	20.9	21.9	18.1
	下呂	-	-	16.1	16.2	15.7	10.1
飛騨	高山	14.4	14.5	15.6	12.9	8.2	5.1
岐阜	平均*	22.9	23.1	23.3	20.0	20.1	17.6

※ 各測定局の環境基準比適合率から算出した値(注) 環境基準比適合率とは、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数を昼間測定日数で除した割合である。

17 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況

(1) 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化 (昭和59年度～令和2年度)

年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
6	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
7	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9
8	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	9
9	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	0	3	1	4	2	4	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	30

(2) 光化学スモッグ予報等発令状況 (平成23年度～令和2年度)

年 度	予 報				注 意 報				
	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	被害届出人数
H23	発令なし				発令なし				
H24	発令なし				7.28	西濃・羽島	15:00	0.120	0
	発令なし						東濃西部	15:00	0.139
H25	5.14	東濃西部	14:00	0.104	発令なし				
H26	5.30	岐阜地域	14:10	0.114	発令なし				
		可茂地域	14:20	0.111	発令なし				
H27	8.8	岐阜地域	14:00	0.114	発令なし				
		可茂地域	14:00	0.103	発令なし				

H28	5.24	岐阜地域	13:00	0.114	発令なし				
		西濃・羽島	13:00	0.102					
		可茂地域	13:00	0.107					
		東濃西部	13:00	0.104					
	7.21	東濃西部	15:00	0.117	発令なし				
8.18	東濃西部	12:00	0.105	8.18	東濃西部	14:00	0.128	0	
H29	発令なし				発令なし				
H30	6.25	東濃西部	14:00	0.109	発令なし				
		中濃地域	14:00	0.103					
	7.19	東濃西部	15:00	0.105	発令なし				
		西濃・羽島	14:00	0.111					
	7.25	東濃西部	14:00	0.114	発令なし				
		西濃・羽島	14:00	0.108					
発令なし				8.4	東濃西部	15:00	0.145	0	
R1	5.24	岐阜地域	11:00	0.102	発令なし				
	5.26	岐阜地域	14:00	0.115	発令なし				
	5.27	岐阜地域	12:00	0.115	5.27	岐阜地域	13:00	0.131	
		西濃・羽島	12:00	0.105		西濃・羽島	16:00	0.126	
		可茂地域	12:00	0.104	発令なし				
		中濃地域	12:00	0.107	5.27	中濃地域	13:00	0.120	
	東濃西部	12:00	0.106	発令なし					
	恵那・中津川	12:00	0.101						
R2	6.4	中濃地域	13:05	0.104	6.4	中濃地域	15:30	0.122	
		西濃・羽島	14:05	0.113	発令なし				
		岐阜地域	14:40	0.109	発令なし				
	6.5	東濃西部	14:30	0.101	発令なし				

※予報発令基準：0.100ppm以上、注意報発令基準：0.120ppm以上

18 一酸化炭素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局名	年 度					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐阜明德自排	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
土岐自排	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3
県平均*	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

19 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化

(単位：ppmC)

測定局名	測定項目	年 度					
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐阜南部	非メタン	0.13	0.12	0.11	0.11	0.12	0.11
	メタン	1.95	1.95	1.95	1.97	1.96	1.96
	全炭化水素	2.07	2.06	2.06	2.08	2.08	2.07
本巢	非メタン	-	-	0.10	0.09	0.09	0.08
	メタン	-	-	1.98	1.96	1.98	2.00
	全炭化水素	-	-	2.08	2.05	2.07	2.08

20 降下ばいじん量の測定結果

(令和2年度)

測定地点	年平均値 (t/km ² /月)	月 間 値		実施主体	
		最高値 (t/km ² /月)	最高値の出現月		
大垣市	大垣市役所	2.3	5.0	12月	大垣市
	中川変電所	1.6	4.4	4月	
	赤坂町地内①	3.9	7.9	2月	
	赤坂町地内②	6.4	14.3	5月	
	赤坂地区センター駐車場	3.4	12.2	2月	
	あおいこども園	1.0	2.8	6月	
	深池町地内	2.3	5.4	6月	
	墨俣町地域事務所	1.6	4.5	4月	
可児市	今渡南小学校	1.8	3.2	6月	可児市
	土田小学校	1.6	2.5	6、7、3月	
	東明小学校	1.7	2.8	11、1月	
	桜ヶ丘小学校	1.6	2.5	6月	
	兼山保育園	1.6	2.8	6月	
本巢市	山口地内	7.4	10.4	7月	本巢市
	向道地内	2.7	4.1	7月	
	南原地内	2.7	5.6	3月	
	居住地内	2.2	3.9	6月	
	本巢市役所本庁舎屋上	1.9	3.4	8月	
	中河原地内	2.2	3.1	8月	
	大洞地内	1.8	2.6	6月	
	石神地内1	2.7	4.2	6月	
石神地内2	7.4	18.9	8月		

21 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度				
		H28	H29	H30	R1	R2
岐 阜	岐 阜 中 央	10.3	8.6	9.9	8.0	8.2
	岐 阜 南 部	12.0	11.9	1.7	10.5	9.9
	岐 阜 北 部	13.1	10.9	11.2	9.3	10.2
	各 務 原	9.0	7.6	7.6	6.2	5.6
	本 巢	11.4	10.2	10.4	9.2	8.3
	平 均	11.2	9.8	10.2	8.6	8.4
西濃・羽島	羽 島	11.6	9.9	9.6	5.4	7.3
	大 垣 中 央	12.0	10.7	10.2	8.6	8.2
	平 均	11.8	10.3	9.9	8.6	7.8
可 茂	美 濃 加 茂	10.4	9.4	8.5	7.3	6.7
中 濃	関	-	-	8.3	10.1	11.1
郡 上	郡 上	-	-	-	5.2	6.5
東濃西部	笠 原	10.7	9.6	8.9	7.2	6.7
恵那・中津川	恵 那	-	-	-	8.8	8.0
	中 津 川	10.8	11.4	11.4	10.0	8.4
	平 均	10.8	11.4	11.4	9.4	8.2
下 呂	下 呂	-	6.9	7.2	6.4	5.9
飛 騨	高 山	7.8	7.1	6.5	5.3	5.2
県 平 均 ※		10.8	9.5	9.3	8.2	7.7
可 児 自 排		10.1	8.8	8.6	7.3	6.7
土 岐 自 排		12.0	10.5	10.3	7.1	6.9

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

22 微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の98%値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度				
		H28	H29	H30	R1	R2
岐 阜	岐 阜 中 央	24.4	22.9	26.8	23.3	23.2
	岐 阜 南 部	26.1	27.0	30.9	27.3	24.6
	岐 阜 北 部	26.9	24.0	30.5	22.8	25.3
	各 務 原	22.5	21.3	27.0	23.0	19.7
	本 巢	25.1	24.8	26.9	23.5	22.3
	平 均	25.0	24.0	28.4	24.0	23.0
西濃・羽島	羽 島	25.6	25.3	27.6	14.3	21.3
	大 垣 中 央	25.7	26.0	25.0	25.0	24.6
	平 均	25.7	25.7	26.3	25.0	23.0
可 茂	美 濃 加 茂	23.6	25.4	28.9	24.2	22.5
中 濃	関	-	-	19.3	24.0	27.0
郡 上	郡 上	-	-	-	11.2	21.8
東濃西部	笠 原	23.7	23.9	27.1	23.6	21.5
恵那・中津川	恵 那	-	-	-	23.3	24.1
	中 津 川	22.7	25.5	27.0	24.1	23.7
	平 均	22.7	25.5	27.0	23.7	23.9
下 呂	下 呂	-	18.3	20.1	19.2	20.0
飛 騨	高 山	20.0	19.7	0.7	16.8	21.8
県 平 均 ※		24.2	23.7	26.0	23.1	22.9
可 児 自 排		23.5	24.1	25.0	23.2	21.8
土 岐 自 排		23.6	24.7	28.9	25.7	23.8

※ 長期的評価の適用測定局の日平均値の98%値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

23 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果

(令和2年度)

測定局	測定日	質量濃度 μg/m ³	各成分の割合 (%)											
			Cl ⁻	NO ₃ ⁻	SO ₄ ²⁻	Na ⁺	NH ₄ ⁺	K ⁺	Mg ²⁺	Ca ²⁺	OC	EC	金属	その他
本巢	R2.5.13~R2.5.27	7.4	0.9	5.1	24.0	1.2	10.0	0.8	0.0	1.1	38.6	4.9	1.4	12.1
	R2.7.23~R2.8.6	10.7	0.3	1.8	36.2	0.6	13.7	0.6	0.0	0.7	31.2	4.1	1.0	9.8
	R2.10.22~R2.11.5	6.9	1.2	4.9	17.2	1.3	7.2	1.3	0.1	1.1	42.5	5.4	1.4	16.4
	R3.1.22~R3.2.9	8.4	2.2	13.3	23.7	1.1	12.8	1.1	0.1	0.6	30.9	4.7	1.1	8.4
恵那	R2.5.12~R2.5.27	8.0	0.7	4.7	25.0	1.1	10.3	1.1	0.0	0.7	38.4	5.1	1.5	11.5
	R2.7.23~R2.8.6	10.4	0.2	1.3	32.5	0.5	12.5	0.6	0.0	0.4	36.1	4.7	0.7	10.5
	R2.10.22~R2.11.5	6.5	0.9	4.6	18.1	0.9	7.7	1.6	0.0	0.5	43.8	5.8	1.2	14.8
	R3.1.22~R3.2.9	6.6	1.8	11.9	24.6	0.9	12.9	0.9	0.3	0.5	33.4	4.4	1.2	7.3

注) 金属成分は、Na、K、Caを除いた無機元素成分の総和。その他は、質量濃度から各成分濃度を引いた残り。

24 大気環境測定車による環境調査結果
一般環境調査結果

(令和2年度)

調査地点	調査期間	二酸化硫黄			浮遊粒子状物質			二酸化窒素		光化学オキシダント		一酸化炭素		微小粒子状物質 (PM _{2.5})	
		1時間値の最高	1日平均値の最高	1時間値の全平均	1時間値の最高	1日平均値の最高	1時間値の全平均	1日平均値の最高	1時間値の全平均	昼間1時間値の最高	昼間1時間値の全平均	1日平均値の最高	1時間値の全平均	1日平均値の最高	1時間値の全平均
		(ppm)			(mg/m ³)			(ppm)		(ppm)		(ppm)		(μg/m ³)	
揖斐総合庁舎 (揖斐川町)	R2/5/11~ 7/20	0.004	0.002	0.000	0.051	0.037	0.014	0.008	0.002	0.106	0.040	0.3	0.2	24.4	8.1
川辺町役場 (川辺町)	7/20~ 8/3	0.004	0.001	0.000	0.080	0.035	0.017	0.007	0.003	0.082	0.028	0.2	0.2	15.0	7.3
海津市役所 (海津市)	8/3~ 8/17	0.009	0.005	0.002	0.067	0.039	0.028	0.009	0.005	0.124	0.039	0.2	0.2	31.8	17.4
垂井町役場 (垂井町)	8/17~ 8/31	0.003	0.001	0.001	0.053	0.040	0.025	0.008	0.005	0.107	0.042	-	-	14.1	10.1
飛騨市役所 (飛騨市)	9/14~ 9/28	0.001	0.001	0.000	0.031	0.018	0.009	0.005	0.003	0.050	0.028	-	-	12.2	6.0
県立看護大学 (羽島市)	9/14~ 9/28	0.007	0.002	0.001	0.062	0.031	0.013	0.019	0.010	0.067	0.028	-	-	24.8	9.5
揖斐総合庁舎 (揖斐川町)	11/24~ R3/1/5	0.001	0.001	0.000	0.041	0.014	0.006	0.006	0.003	0.046	0.028	0.3	0.2	11.9	4.7

備考) 光化学オキシダントの「昼間」は、午前5時から午後8時までをいう。
垂井町役場、飛騨市役所、県立看護大学については、借受けた電源の電力量の関係で一酸化炭素の測定を行っていない。

25 ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況

(令和2年度)

区分 市郡別	大気汚染防止法に基づくもの						県公害防止条例に基づくもの			
	ばい煙発生施設		VOC排出施設		粉じん発生施設		ばい煙発生施設		粉じん発生施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岐阜市	199	400	2	5	13	73	3	3	35	57
大垣市	125	365	3	4	13	46	5	18	53	214
高山市	169	339	1	1	26	114	1	4	31	136
多治見市	102	194	0	0	25	123	0	0	60	164
関市	75	166	1	1	14	48	1	3	110	254
中津川市	63	161	3	11	15	29	2	2	54	249
美濃市	31	60	0	0	4	7	1	1	15	57
瑞浪市	37	74	2	2	5	17	1	1	29	106
羽島市	48	116	1	1	4	4	0	0	18	44
恵那市	79	147	1	3	7	16	1	1	29	107
美濃加茂市	39	142	3	16	4	4	14	22	22	67
土岐市	96	162	0	0	3	7	2	2	68	228
各務原市	93	245	2	13	19	51	0	0	47	163
可児市	59	171	3	5	2	16	1	6	28	263
山県市	21	32	1	3	2	2	0	0	52	84
瑞穂市	28	97	0	0	4	17	0	0	11	23
飛騨市	50	86	0	0	9	28	0	0	22	81
本巣市	38	95	0	0	7	37	0	0	19	74
郡上市	57	121	0	0	16	62	1	1	21	65
下呂市	72	121	0	0	11	35	2	6	20	67
海津市	42	85	0	0	8	49	1	2	19	49
(市計)	1523	3379	23	65	211	785	36	72	763	2552
羽島郡	40	69	0	0	0	0	0	0	22	85
養老郡	27	55	0	0	1	5	0	0	9	24
不破郡	35	71	2	4	1	1	0	0	12	60
安八郡	41	96	1	3	4	4	1	1	26	74
揖斐郡	67	171	0	0	50	147	3	4	34	118
本巣郡	9	24	1	1	1	1	0	0	3	5
加茂郡	52	115	1	3	14	69	1	1	29	179
可児郡	21	65	0	0	2	7	0	0	8	88
大野郡	10	14	0	0	6	13	0	0	9	27
(郡計)	302	680	5	11	79	247	5	6	152	660
合計	1825	4059	28	76	290	1032	41	78	915	3212

26 河川底質の調査結果

水域名	河川名	地点名	年度	強熱減量 (%)	平均粒径 (mm)	P C B (mg/kg)
長良川	伊自良川	竹 橋	R1	6.7	0.22	0.01未満
			R2	3.0	0.26	0.01未満
	境川	境 川 橋	R1	3.5	0.13	0.01未満
			R2	0.9	0.41	0.01未満
	荒田川	出 村	R1	7.9	0.12	0.20
			R2	7.9	0.15	0.20

27 地下水質の測定結果

概況調査及び定期モニタリング調査

(1) 調査方法

①メッシュ方式による全項目調査（岐阜市以外）

県下を2kmメッシュで区分し、重要度1以上のメッシュについて、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。令和2年度は51メッシュを調査対象とする。

②岐阜市内の調査

岐阜市内を2.5km～5kmメッシュで区分し、全30メッシュについて、調査井戸を1井戸選定し調査する。

③国土交通省中部地方整備局による調査

3地点（大垣市古宮町、羽島市桑原町大須、海津市海津町五町）

④モニタリング調査

過去に汚染の確認された66井戸について調査を実施する。岐阜市内においては1井戸について調査を実施する。

⑤汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）

定期モニタリング調査を実施している井戸のうち3年以上継続して基準に適合している井戸等について、汚染範囲の再評価をするための調査を実施する。

(2) 調査地域

<概況調査>

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、養老町、垂井町、揖斐川町、大野町、池田町、富加町、白川町、白川村

<定期モニタリング調査>

六価クロム：関市（3地点）、可児市

砒素：岐阜市、大垣市（3地点）※高山市（2地点）、下呂市（4地点）、海津市（3地点）、養老町（2地点）

総水銀：多治見市（3地点）

四塩化炭素：各務原市（2地点）

トリクロロエチレン：※多治見市（2地点）、関市、各務原市

テトラクロロエチレン：※多治見市（2地点）、各務原市、土岐市、山県市（3地点）

ベンゼン：美濃加茂市

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：瑞浪市（2地点）、恵那市、美濃加茂市（2地点）、各務原市、可児市、御嵩町、七宗町

ふっ素：※高山市（5地点）、※多治見市（3地点）、※瑞浪市（4地点）、恵那市（3地点）、土岐市（3地点）、

※郡上市（2地点）、御嵩町（2地点）、白川村（2地点）

ほう素：可児市、※郡上市

※高山市、多治見市、瑞浪市、郡上市の地点は同一地点

<汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）>

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：恵那市（33地点）

(3) 調査時期

令和2年7月～令和2年10月

(4) 調査項目

①メッシュ方式による全項目調査（岐阜市以外）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、クロロエチレン

②岐阜市内の調査

①と同じ28項目

③国土交通省中部地方整備局による調査

①と同じ28項目

(5) 調査結果

別表のとおり

○概況調査総括表

項目	環境基準	地点数	測定結果 (mg/L)
カドミウム	0.003 mg/L以下	51	0.0003未満～0.0012
全ジアン	検出されないうこと	51	全て不検出
鉛	0.01 mg/L以下	51	0.005未満～0.005
六価クロム	0.05 mg/L以下	51	全て0.02未満
砒素	0.01 mg/L以下	51	0.005未満～0.005
総水銀	0.0005mg/L以下	51	全て0.0005未満
アルギル水銀	検出されないうこと	51	全て不検出
PCB	検出されないうこと	51	全て不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	51	全て0.002未満
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	51	全て0.0002未満
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	51	全て0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	51	全て0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	51	全て0.002未満
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	51	全て0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	51	全て0.0005未満
1,1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	51	0.0006未満～0.001
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	51	全て0.001未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	51	全て0.0005未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	51	全て0.0002未満
チウラム	0.006 mg/L以下	51	全て0.0006未満
シマジン	0.003 mg/L以下	51	全て0.0003未満
チオベンシカルブ	0.02 mg/L以下	51	全て0.002未満
ベンゼン	0.01 mg/L以下	51	全て0.001未満
セレン	0.01 mg/L以下	51	全て0.002未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	51	0.012未満～8.7
ふっ素	0.8 mg/L以下	51	0.08未満～2.5
ほう素	1 mg/L以下	51	0.02未満～1.5
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	51	全て0.0005未満

○概況調査環境基準超過地点

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
ふっ素	0.8 mg/L以下	高山市石清町	2.5
ほう素	1.0 mg/L以下	(同一地点)	1.5

○モニタリング調査結果

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
六価クロム	0.05 mg/L以下	関市富本町	0.24
		関市仲町	0.49
		関市旭ヶ丘	0.93
		可児市土田	0.02未満
		大垣市荒川町	0.058
		大垣市十六町	0.036
		大垣市横曽根	0.012
		高山市下切町	0.015
		高山市西之一色町 *1	0.097
		下呂市湯之島	0.024
砒素	0.01 mg/L以下	下呂市幸田 3地点	0.012～0.023
		海津市海津町草場	0.013
		海津市海津町高須町	0.030
		海津市平田町今尾	0.023
		養老町横屋	0.031
		養老町根占地	0.052

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)	
総水銀	0.0005 mg/L以下	多治見市大針町	0.0084	
		多治見市北丘町	0.0065	
		多治見市笠原町平園	0.0022	
		各務原市篠原新生町	0.0040	
		各務原市蘇原外山町	0.0033	
		多治見市笠原町平園 2地点 *3	すべて0.001未満	
		関市倉知	0.001未満	
		各務原市鶴沼羽場町	0.001未満	
		多治見市笠原町平園 2地点 *3	すべて0.0005未満	
		各務原市鶴沼各務原町	0.012	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	土岐市東大富	0.0069	
		山県市佐賀 3地点	0.0076～0.010	
		美濃加茂市川合町	0.004	
		瑞浪市西小田町	39	
		瑞浪市日吉町	9.8	
		中津川市駒場	22	
		恵那市明智町	2.0	
		美濃加茂市加茂野町	12	
		美濃加茂市太田町	5.0	
		各務原市鶴沼大伊木町	9.2	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	可児市中恵士	6.7	
		七宗町上麻生	3.6	
		御嵩町上恵士	6.3	
		高山市新宮町	1.8	
		高山市西之一色町 *1	7.3～15	
		高山市花里町	5.5	
		高山市森下町	2.7	
		多治見市前畑町	0.74	
		多治見市生田町	1.7	
		多治見市虎溪山町	4.9	
ネトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	瑞浪市金戸町 2地点 *2	2.8～3.6	
		瑞浪市大湫町	1.5	
		瑞浪市日吉町	4.3	
		恵那市山岡町馬場山田	2.4	
		恵那市明智町	7.5	
		恵那市長島町久須見	3.3	
		土岐市駄知町 2地点	6.0～9.4	
		土岐市下石町	1.4	
		郡上市高鷲町大鷲 *4	1.2	
		郡上市白鳥町中西	6.4	
ベンゼン	10 mg/L以下	白川村飯島	0.4	
		白川村秋町	1.9	
		御嵩町美佐野	11	
		可児市中恵士	1.2	
		郡上市高鷲町大鷲 *4	7.9	
		ふっ素	0.8mg/L以下	

*1 表中の高山市西之一色町は同一地点である。

*2 表中の瑞浪市金戸町は同一地点である。

*3 表中の多治見市笠原町平園は同一地点である。

*4 表中の郡上市高鷲町大鷲は同一地点である。

○汚染井戸周辺地区調査 (過去判明分) 総括表

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	恵那市明智町地内 33地点	0.38～11

28 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

(令和3年3月末現在)

1 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

○ 河川

Table with columns: 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists various rivers and their water quality status.

○ 湖沼

Table with columns: 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists reservoirs like 掛斐川横山ダム貯水池.

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成 2 横山ダム貯水池及び掛斐川貯水池は、全室案については、当分の間適用しない。

2 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

○ 河川

Table with columns: 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists rivers and their biological water quality status.

○ 湖沼

Table with columns: 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists reservoirs like 掛斐川横山ダム.

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成

29 水質関係の水域別・業種別の特定事業場数

(令和3年3月末現在)

Table with columns: 水域名, 畜産, 食品, 染色, 製紙, 出版, 化学, 生コン, 窯業, 砕石, 機械, 表面処理, メッキ, 旅館, 洗たく, 車両洗浄, 試験研究, し尿処理, 下水道, その他, 計, 写真製版, スプレー, 段ボール, 畜産, 給油所, 吹付け, 石材, 計. Shows the number of specific business sites by water area and industry.

30 水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数

(令和3年3月末現在)

Table with columns: 水域名, 畜産, 食品, 染色, 製紙, 出版, 化学, 生コン, 窯業, 砕石, 機械, 表面処理, メッキ, 旅館, 洗たく, 車両洗浄, 試験研究, し尿処理, 下水道, その他, 計, 写真製版, スプレー, 段ボール, 畜産, 給油所, 吹付け, 石材, 計. Shows the number of specific business sites applying discharge standards by water area and industry.

33 日平均排水量 400 m³以上の水域別・業種別の特定事業場数 (令和3年3月末現在)

水域名	水 質 汚 濁 防 止 法																県 公 害 防 止 条 例											
	畜産	食品	染色	製紙	出版	化学	生コン	窯業	砕石	機械	表面処理	メッキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレー	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計
木曽川	1	1	1	6		2	1		4	1	4	3	1			1	14	23	63							2		2
長良川		10	6	17		4	4	1		2	4	2	1	2	1		28	25	2	109						2		2
掛斐川		8	7	3	1	10				2	9	3	1	1			10	18	5	78						1	8	9
土岐川																	1	6	7									
矢作川									1									2	3									
神通川	1					2	3			1			6				4	10	3	30			1					1
庄川							2		2									3	7									
九頭竜川																												
合計	2	19	14	26	1	18	10	1	7	6	17	8	9	3	1	1	57	87	10	297				1		5	8	14

34 りん、窒素に係る排水基準の対象湖沼

(1) りんに係る排水基準の対象湖沼 (令和3年3月末現在)

湖 沼 名	市 町 村	流域面積 (km ²)	湖面積 (km ²)
打上ダム貯水池 (水嶺湖)	大垣市	1	0.3
秋神ダム貯水池 (秋神貯水池)	高山市	83	0.7
朝日ダム貯水池 (朝日貯水池)	高山市	225	1.0
高根第一ダム貯水池 (高根乗鞍湖)	高山市	125	1.2
高根第二ダム貯水池	高山市	173	0.5
御母衣ダム貯水池 (御母衣湖)	高山市、白川村	396	8.8
阿木川ダム貯水池 (阿木川湖)	中津川市、恵那市	82	1.6
東野防災ため池 (保古の湖)	中津川市、恵那市	2	0.1
松野防災ため池 (松野湖)	瑞浪市	6	0.3
岩村ダム貯水池 (三森山湖)	恵那市	2	0.02
恵那中部ため池 (小沢ため池)	恵那市	7	0.1
矢作ダム貯水池 (奥矢作湖)	恵那市、豊田市 (愛知県)	505	2.7
蜂屋ダム調整池	美濃加茂市	0.2	0.07
下小鳥ダム貯水池	飛騨市	186	2.8
山田防災ダム貯水池 (山田湖)	飛騨市	14	0.1
上大須ダム貯水池	本巣市	12	0.5
阿多岐ダム貯水池 (阿多岐紅葉湖)	郡上市	16	0.1
岩屋ダム貯水池 (東仙峡金山湖)	下呂市	1,035	4.3
大ヶ洞ダム貯水池 (はぎの湖)	下呂市	4	0.04
藤古川ダム貯水池	関ヶ原町	57	0.04
横山ダム貯水池	掛斐川町	471	1.7
前沢防災ため池	御嵩町	5	0.2
大白川ダム貯水池 (白水湖)	白川村	20	0.7
鳩谷ダム貯水池	白川村	580	1.4
境川ダム貯水池 (桂湖)	白川村、南砺市 (富山県)	38	1.6

(2) 窒素に係る排水基準の対象湖沼

湖 沼 名	市 町 村	流域面積 (km ²)	湖面積 (km ²)
打上ダム貯水池 (水嶺湖)	大垣市	1	0.3
秋神ダム貯水池 (秋神貯水池)	高山市	83	0.7
朝日ダム貯水池 (朝日貯水池)	高山市	225	1.0
高根第一ダム貯水池 (高根乗鞍湖)	高山市	125	1.2
御母衣ダム貯水池 (御母衣湖)	高山市、白川村	396	8.8
東野防災ため池 (保古の湖)	中津川市、恵那市	2	0.1
恵那中部ため池 (小沢ため池)	恵那市	7	0.1
山田防災ダム貯水池 (山田湖)	飛騨市	14	0.1
阿多岐ダム貯水池 (阿多岐紅葉湖)	郡上市	16	0.1
岩屋ダム貯水池 (東仙峡金山湖)	下呂市	1,035	4.3
前沢防災ため池	御嵩町	5	0.2

35 水生生物調査 (カワゲラウオッチング) の概要

(1) 調査参加人数等の推移

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
団 体 数	133	107	99	87	95	-
参 加 人 数 (延べ参加人数)	6,493 (7,610)	5,076 (5,473)	4,821 (5,362)	4,328 (4,535)	4,902 (5,524)	- (-)
河 川 数	81	73	73	63	70	-
地 点 数 (延べ地点数)	151 (165)	115 (121)	99 (118)	100 (106)	101 (110)	- (-)

*令和2年度は集計なし。

(2) 水質階級別の地点数等

水質階級	令和2年度 岐阜県		令和元年度			
	地点数	割合(%)	岐阜県		全 国	
			地点数	割合(%)	地点数	割合(%)
I	-	-	57	51.8	-	62
II	-	-	46	41.8	-	25
III	-	-	2	1.8	-	5
IV	-	-	5	4.5	-	3
不明(指標生物見つからず)	-	-	0	0	-	4
計	-	-	110	100.0	1,984	100.0

I : きれいな水
 II : ややきれいな水
 III : きたない水
 IV : 大変きたない水

*調査方法: 「川の生きものを調べよう -水生生物による水質判定-」 環境省・国土交通省 編

*四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

*令和2年度は集計なし。

36 地盤沈下の状況

(1) 地盤沈下域面積の経年変化 (km²: 岐阜県) (基準日: 11月1日)

年間沈下量	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年
1 cm以上 2 cm未満	-	約 12	約 4	約 15	約 6	約 0	約 1	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 148	約 1.4	0	0	約 0	約 0	約 0	約 0
4 cm以上	約 0.9	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	平成元年
1 cm以上 2 cm未満	0	約 25	約 6	約 0	0	約 9	約 0	約 19
2 cm以上 4 cm未満	0	約 0	約 0	約 0	0	約 0	約 0	約 0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
1 cm以上 2 cm未満	約 0	約 7	約 27	0	約 254	約 0	約 0	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 0	0	約 0	0	約 24	約 0	約 0	0
4 cm以上	0	0	0	0	約 0	0	0	0

年間沈下量	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
1 cm以上 2 cm未満	約 53	約 21	0	約 8	約 38	0	約 0	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 3	約 0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1 cm以上 2 cm未満	約 12	約 0	約 0	約 0	0	約 0	約 0	0
2 cm以上 4 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年
1 cm以上 2 cm未満	約 0	0	約 0	0	約 0	約 0	約 0
2 cm以上 4 cm未満	0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0

(2) 累積沈下量の大きい水準点 (観測開始~令和2年11月: 岐阜県)

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	帆 引	77.55	海津市海津町帆引新田
2	桑原 (基)	49.24	羽島市桑原町小藪
3	秋 江	42.39	海津市海津町秋江
4	金 廻	41.09	海津市海津町金廻
5	4 5 4 5	38.63	養老郡養老町祖父江

(3) 過去5年間の累積沈下量の大きい水準点 (平成27年11月~令和2年: 岐阜県)

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	上流 IL-1	4.35	安八郡輪之内町松内
2	上流 IR-1	3.51	養老郡養老町大巻
3	上流 IL-5	3.24	安八郡輪之内町福東新田
4	上流 IR-8	3.13	大垣市新開町
5	下流 IL-20	3.06	海津市海津町安田新田

(4) 年間沈下量の大きい水準点 (令和元年11月~令和2年11月: 岐阜県)

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	下流 IL-24	1.10	海津市海津町福岡
2	G 5 8	0.97	大垣市横曾根
2	上流 IL-5	0.97	安八郡輪之内町福東新田
4	上流 IL-1	0.95	安八郡輪之内町松内
5	G 6 1	0.86	養老郡養老町大巻

※隔年で観測を実施している水準点の沈下量は、1年あたりで換算している。

37 一般環境騒音の測定結果

(令和2年度)

地域の区分	測定地点数	達成数 (達成率 %)				
		昼間		夜間	全時間全体	
		(午前6時～午後10時)		(午後10時～午前6時)		
一般地域	A	26	25	(96.2)	—	—
	B	72	70	(97.2)	—	—
	C	42	42	(100)	—	—
	計	140	137	(97.9)	—	—

備考) 達成数は、騒音に係る環境基準の達成地点数を示す。

38 航空機騒音の測定結果

(令和2年度)

測定地点	類型	騒音値 (Lden)		年間値	
岐阜市前一色1丁目2番地の1	I	春季	55	56	
		秋季	56		
各務原市那加東亜町1-1	I	春季	55	62	※
		秋季	64		
岐阜市水海道1丁目16-13	II	春季	55	56	
		秋季	57		
岐阜市高田5丁目	II	春季	63	63	※
		秋季	63		
岐阜市岩地4丁目1番地	II	春季	58	58	
		秋季	58		
各務原市那加桜町1-69	II	通年測定		67	※
各務原市三井東町4-32	II	春季	63	64	※
		秋季	64		
各務原市鷺沼朝日町2-384-1	II	春季	62	60	
		秋季	58		
羽島郡岐南町徳田8-97	II	春季	38	40	
		秋季	41		
羽島郡笠松町中野229	II	春季	41	42	
		秋季	43		

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I ……専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 Ldenとは、「時間帯補正等価騒音レベル」と呼ばれ、昼間、夕方、夜間の時間帯に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベルのことである。

3 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 57以下

II …… 62以下

39 新幹線鉄道騒音の測定結果

測定地点	類型	音圧レベル (デシベル)
		25m (軌道までの距離)
羽島市下中町加賀野井	I	※72
羽島市上中町長間字村前556番地1	I	69
羽島市舟橋町5丁目37番地	II	70
羽島市舟橋町4	II	71
安八郡安八町氷取金沼 (個人宅)	I	※72
安八郡安八町氷取金沼 (商店)	I	※72
安八郡安八町大明神字大道南	I	※73
安八郡安八町大明神野方	I	※73
大垣市平町川向	I	※72
大垣市新田町2	II	72
大垣市青柳町1	II	71
大垣市十六町	I	※73
垂井町表佐2250-3	I	67
不破郡垂井町宮代	I	※72
不破郡垂井町宮代北野	I	※72
垂井町野田552	I	68
関ヶ原町大字関ヶ原3462	I	70
不破郡関ヶ原町公門5	I	※72
関ヶ原町大字関ヶ原2490-182	I	※72
不破郡関ヶ原町藤下	I	68

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I ……専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 70以下

II …… 75以下

41 騒音関係の特定施設別の届出数

(令和3年3月末現在)

(1) 工場敷

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
騒音規制法	金属加工機械	223	273	333	137	34	1,000
	空気圧縮機及び送風機	665	502	518	625	181	2,491
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	59	62	68	235	36	460
	織機	1,407	331	28	3	9	1,778
	建設用資材製造機械	37	39	45	32	25	178
	穀物用製粉機	4	6	14	1	8	33
	木材加工機械	263	174	156	218	257	1,068
	抄紙機	6	7	25	7	2	47
	印刷機械	108	90	50	65	26	339
	合成樹脂用射出成形機	84	70	63	46	4	267
鋳造型機	34	5	9	1	0	49	
小 計	2,890	1,559	1,309	1,370	582	7,710	
岐阜県公害防止条例	金属加工機械	15	34	51	22	5	127
	空気圧縮機及び送風機	81	108	106	29	46	370
	窯業焼成炉用バーナー	2	5	19	232	0	258
	織機	443	40	37	3	1	524
	紙工機械	7	2	7	10	3	29
	合成樹脂用粉砕機	45	39	71	25	2	182
	高速度切断機	22	56	29	37	8	152
	走行クレーン	460	317	283	182	21	1,263
	クレーングタロー	239	105	161	173	99	777
	冷凍機	534	130	145	168	37	1,014
タイヤ成型用プレス	0	3	8	151	0	162	
小 計	1,848	839	917	1,032	222	4,858	
合 計	4,738	2,398	2,226	2,402	804	12,568	

(2) 施設敷

(令和3年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
騒音規制法	金属加工機械	1,533	3,012	3,097	1,578	105	9,325
	空気圧縮機及び送風機	5,125	4,047	4,057	4,601	1,047	18,877
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	252	366	258	2,078	144	3,098
	織機	5,381	2,741	129	57	33	8,341
	建設用資材製造機械	57	101	84	46	37	325
	穀物用製粉機	41	7	89	1	10	148
	木材加工機械	460	422	557	710	811	2,960
	抄紙機	9	19	240	18	3	289
	印刷機械	399	436	238	197	100	1,370
	合成樹脂用射出成形機	604	597	871	519	12	2,603
鋳造型機	115	40	62	3	0	220	
小 計	13,976	11,788	9,682	9,808	2,302	47,556	
岐阜県公害防止条例	金属加工機械	115	264	588	212	10	1,189
	空気圧縮機及び送風機	395	788	663	176	172	2,194
	窯業焼成炉用バーナー	11	64	65	806	0	946
	織機	1,129	186	153	58	6	1,532
	紙工機械	7	3	19	18	4	51
	合成樹脂用粉砕機	129	286	228	102	2	747
	高速度切断機	67	134	167	151	8	527
	走行クレーン	2,066	1,913	2,663	1,305	34	7,981
	クレーングタロー	826	588	660	608	235	2,917
	冷凍機	3,751	1,361	1,498	1,293	245	8,148
タイヤ成型用プレス	0	11	89	805	0	905	
小 計	8,496	5,598	6,793	5,534	716	27,137	
合 計	22,472	17,386	16,475	15,342	3,018	74,693	

42 振動関係の特定施設別の届出数

(令和3年3月末現在)

(1) 工場敷

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
騒音規制法	金属加工機械	209	322	287	133	35	986
	圧縮機	397	340	406	418	92	1,653
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	60	74	72	235	33	474
	織機	1,570	472	50	2	9	2,103
	コンクリートポンプ車(コンクリート管線機械)のコンクリート送機	7	6	14	14	4	45
	規木材加工機械	36	37	75	24	42	214
	印刷機械	57	44	15	30	9	155
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2	3	20	4	0	29
	合成樹脂用射出成形機	104	63	70	35	3	275
	鋳造型機	10	3	11	2	0	26
合 計	2,452	1,364	1,020	897	227	5,960	

(2) 施設敷

(令和3年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
騒音規制法	金属加工機械	1,561	3,741	3,243	1,770	120	10,435
	圧縮機	1,984	1,871	2,443	2,039	474	8,811
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	234	334	254	1,565	109	2,496
	織機	6,194	5,580	186	29	28	12,017
	コンクリートポンプ車(コンクリート管線機械)のコンクリート送機	27	12	33	42	11	125
	規木材加工機械	47	40	227	32	64	410
	印刷機械	207	250	113	93	12	675
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	9	33	115	7	0	164
	合成樹脂用射出成形機	706	709	856	532	6	2,809
	鋳造型機	27	24	50	6	0	107
合 計	10,996	12,594	7,520	6,115	824	38,049	

43 ダイオキシン類常時監視結果

(1) 大気

番号	市町村名	調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	大垣市	大垣消防組合中消防署分駐所 (旧大垣市役所東庁舎)	0.018	0.050	0.012
2	土岐市	土岐市役所分庁舎	0.013	-	-
3	高山市	高山市役所隣花岡駐車場	0.0076	0.012	0.0053
4	多治見市	東濃西部総合庁舎	-	0.018	0.0068
	平均		0.032	0.013	0.0080

(2) 河川水

番号	水域名	河川名	調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	木曾川水域	木曾川	落合ダム			0.065
2		中津川	中川橋			0.070
3		阿木川	恵那大橋	0.080		
4		本川合流前			0.080	
5		はね橋		0.084		
6		鳥屋場橋			0.36	
7		本川合流前				0.31
8		東泉橋		0.25		
9		飛騨川合流前				0.073
10		和合橋		0.097		
11		桜橋			0.11	
12	長良川水域	桑原川	本川合流前	0.20	0.72	0.35
1.1				1.4	0.23	
0.55				0.26	0.44	
				0.10	0.83	0.17
13	揖斐川水域	三水川	三水川橋			0.30
1.0				0.94	0.81	
1.3				1.2	0.24	
0.86				1.1	0.52	
14	揖斐川水域	津屋川	福岡大橋	平均0.71	平均0.89	平均0.45
0.20				0.50	0.24	
0.39						
15	庄内川水域	土岐川	瑞浪大橋		0.24	
					0.66	
					0.10	
16	庄内川水域	小里川	はら子橋			
17	庄内川水域	妻木川	御幸橋			
18	神通川水域	宮川	一宮橋	0.063		
19	神通川水域	宮城橋	浅井田堰堤		0.067	
20	神通川水域	高原川	新碓谷	0.063		
21	神通川水域	明智川	新碓谷		0.063	
22	矢作川水域	明智川	本川合流前	0.064		
23	矢作川水域	上村川	せきれい橋		0.063	
	平均			0.26	0.30	0.26

(3) 底質

番号	水域名	河川名	調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	木曾川水域	中津川	中川橋			0.079
2		可児川	はね橋	0.80		
3		鳥屋場橋			4.8	
4		東泉橋		0.89		
5		飛騨川合流前				0.11
6	長良川水域	津保川	桜橋		0.57	
7		桑原川	本川合流前	3.1	6.0	3.3
8	揖斐川水域	三水川	三水川橋			22
9		津屋川	福岡大橋	3.3	4.9	4.2
10	庄内川水域	土岐川	瑞浪大橋		0.36	
11		小里川	はら子橋			0.32
12	神通川水域	高原川	浅井田堰堤	0.078		
13		宮川	宮城橋		0.11	
14	矢作川水域	明智川	本川合流前	0.11		
	平均			1.4	2.8	5.0

(4) 地下水

地域	実施年度	市町村名	調査地点	調査結果
岐阜地域	令和2年度	瑞穂市	瑞穂市立南小学校	0.063
	平成30年度	養老町	福祉センター	0.064
	令和元年度	垂井町	個人宅	0.085
西濃地域	令和2年度	揖斐川町	揖斐川中学校	0.065
	令和元年度	八百津町	事業場	0.078
東濃地域	平成30年度	多治見市	多治見市大畑調理場	0.063
	令和元年度	瑞浪市	個人宅	0.17
飛騨地域	平成30年度	下呂市	青田公民館	0.064
	令和2年度	高山市	高山市役所	0.069

(5) 発生源周辺土壌

実施年度	発生源	市町村名	調査地点	調査結果
平成30年度	みずほクリーンセンター	飛騨市	巣之内バス停	0.11
令和元年度	可茂衛生施設利用組合 ささゆりクリーンパーク エコサイクルプラザ	飛騨市	板倉の宿	0.21
		飛騨市	水源池	0.68
		可児市	事業場	2.8
		可児市	せせらぎ広場	1.5
		可児市	事業場	4.0
令和2年度	中津川市衛生センター	中津川市	県立中津商業高等学校	4.0
		中津川市	中津川市立北野体育園	0.54
		中津川市	中津川市立子ども科学館	4.8

44 「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧（令和3年3月末現在）

認定番号	品目名	製品名	製造業者名	循環資源
8	古紙100パーセントリサイクル紙	各種トレットペーパー	河村製紙(株)	古紙
9	古紙100パーセントリサイクル紙	各種トレットペーパー	中村製紙(株)	古紙
12	廃プラスチック再生品	廃プラスチック	リサイクル(株)	廃プラスチック類
32	間伐材・小径材を使用した木製品	ウッドミックス	岐阜県森林組合連合会	間伐材
38	再生土木資材	ポッドスカルベート	昭和コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃、さきゆり)
39	再生土木資材	L型鋼壁(SLK, SLF, SLG)	昭和コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃、さきゆり)
50	緑化基礎材	よしみSKAソイルスーパ	(株)吉城コンゴ	葉田土、家畜糞(牛)、生
55	緑化基礎材	エコグリーン植肥、エコグリーンソイル	自然応用科学(株)	剪定枝、刈草、伐株木、木くず等
67	廃プラスチック再生品	バーキョウストン	(株)タイポ	廃プラスチック(PE・PP・PV)
69	廃プラスチック再生品	パットレット	(株)タイポ	廃プラスチック(PE・PP・PV)
88	廃プラスチック再生品	シアーボール	(株)タイポ	廃プラスチック(PE・PP・PV)
108	廃プラスチック再生品	エコトレ	(株)エフビコ	廃プラスチック(PE・PP・PV)
112	間伐材・小径材を使用した木製品	積層看板	(株)小津看板	間伐材
117	再生土木資材	リサイクル積みブロック	(株)中島工務店	間伐材
122	再生土木資材	リサイクル積みブロック	東濃コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
123	再生土木資材	落ち蓋式U形側溝・蓋・スタッド	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(三の倉)
124	再生土木資材	道路用上蓋式U形側溝・蓋	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(三の倉)
125	再生土木資材	道路用側溝ブロック	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(三の倉)
126	再生土木資材	岐阜県型ベース付歩道境界ブロック	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(三の倉)
134	再生土木資材	ティーロード他	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
135	再生土木資材	クリーデン	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
136	再生土木資材	PU可変側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
147	再生土木資材	甲型側溝	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
148	再生土木資材	深型側溝	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
174	再生土木資材	落ち蓋式U形側溝	東海商事ブロック工業(株)	溶解スラグ(西濃)
175	再生土木資材	ベース付歩道境界ブロック	東海商事ブロック工業(株)	溶解スラグ(西濃)
176	再生土木資材	可変側溝(VS側溝、VS側溝標準型用、土留VS側溝、VS側溝カベブロック)	東海商事ブロック工業(株)	溶解スラグ(西濃)
196	廃プラスチック再生品	マテリアルボックスM-50、M-20	(株)東海環境デザインベロップ	廃プラスチック
198	間伐材・小径材を使用した木製品	ピオロス	井神木材(株)	間伐材
199	間伐材・小径材を使用した木製品	お金のゆかご	井神木材(株)	間伐材
205	再生土木資材	CD側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
206	再生土木資材	甲形側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
226	再生土木資材	コンクリート積みブロック	(株)丸戸興業	溶解スラグ(西濃)
234	再生土木資材	スーパーステール2	(株)アケエコ	陶磁器くず
244	再生陶磁器製品	Re-高強度磁器OGISO	(株)おさぞ	ガラス瓶・板ガラス
248	再生土木資材	かわらっこ	(有)岩津瓦工事店	陶磁器くず(腐瓦)
251	古紙100パーセントリサイクル紙	各種L型パレット	美濃製紙(株)	古紙
252	再生土木資材	上蓋式U形側溝(本体、ふた)	御嵩コンクリート工業(株)	溶解スラグ(さきゆり)
253	再生土木資材	落ち蓋式U形側溝(本体、ふた)	御嵩コンクリート工業(株)	溶解スラグ(さきゆり)
254	再生土木資材	歩道境界ブロック(さきゆり)	御嵩コンクリート工業(株)	溶解スラグ(さきゆり)
255	再生土木資材	ベース付歩道境界ブロック(さきゆり)	御嵩コンクリート工業(株)	溶解スラグ(さきゆり)
257	再生土木資材	リサイクルサント CW-5	(株)オオザキ	陶磁器くず
259	汚泥用土壌改良材	ソイルミックス改良材	(株)トーラー	上水用汚泥
260	再生土木資材	リサイクルサント CR-5	(株)オオザキ	陶磁器くず(腐瓦)
268	再生土木資材	リサイクルサントIS-0	(有)熊谷産業	陶磁器くず(腐瓦)
269	再生土木資材	再生砂利IS-5	(有)熊谷産業	陶磁器くず(腐瓦)
278	緑化基礎材	土をくぐる葉	(株)吉城コンゴ	バーン、牛糞、生糞、石灰、堆肥

認定番号	品目名	製品名	製造業者名	循環資源
279	再生土木資材	可変側溝(さきゆり)	御嵩コンクリート工業(株)	溶解スラグ(さきゆり)
280	再生土木資材	L形側溝(さきゆり)	御嵩コンクリート工業(株)	溶解スラグ(さきゆり)
281	廃プラスチック再生品	ドンボーン	大豊化学工業(株)	廃プラスチック
282	再生土木資材	スリット蓋 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
283	再生土木資材	CD-E側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
284	再生土木資材	CD側溝側溝時差 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
285	再生土木資材	CDII側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
287	再生土木資材	甲型側溝II 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
288	再生土木資材	L形側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
289	再生土木資材	甲形側溝II 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
294	再生土木資材	フレキストガードレール基礎(フレガード)	昭和コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
295	再生土木資材	SD側溝側溝SD側溝	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(三の倉)
296	再生土木資材	落ち蓋式U形側溝	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(三の倉)
297	再生土木資材	エコリッド	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
298	再生土木資材	リボーン側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
299	再生土木資材	上蓋式U形側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
300	再生土木資材	V5側溝、RVS側溝、RVS側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
301	再生土木資材	境界ブロック	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
302	再生土木資材	ベース付歩道境界ブロック	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
303	再生土木資材	落ち蓋式U形側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
304	再生土木資材	落ち蓋式U形側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
305	再生土木資材	ベンチフレーム	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ(三の倉)
311	再生土木資材	トナリ箱形フレーム管	(株)東海セキウム	溶解スラグ(三の倉)
315	再生土木資材	Eco-BOXカルバートII(さきゆり)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(さきゆり)
316	再生土木資材	Eco-BOXカルバートII(西濃)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
317	再生土木資材	Eco-BOXカルバートII(多治見)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
321	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンドR	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
322	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
324	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
326	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
327	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
328	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
329	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
330	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
331	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
332	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
333	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
334	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
335	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
336	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
340	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
341	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
342	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
343	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
344	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)
345	再生土木資材	瓦葺材利用透水性樹脂舗装材 K-グラウンド	(株)平佐美組	陶磁器くず(腐瓦)

認定番号	品目名	製品名	製造業者名	商品名	製造業者名	循環資源
339	廃プラスチック再生品	基礎ブロック K-TRBPA	オナー工業(株)	基礎ブロック K-TRBPA	オナー工業(株)	廃プラスチック(PF)
400	廃プラスチック再生品	基礎ブロック50 K-TRBPB5	オナー工業(株)	基礎ブロック50 K-TRBPB5	オナー工業(株)	廃プラスチック(PF)
401	間伐材・小径材を使用した木製品	木製アラリアースタンド(I型A)	有限会社ニールフワラー	木製アラリアースタンド(I型A)	有限会社ニールフワラー	間伐材
402	間伐材・小径材を使用した木製品	棚蔵、看板	有限会社ニールフワラー	棚蔵、看板	有限会社ニールフワラー	間伐材
403	再生土木資材	円型側溝III 多治見	松岡コンクリート工業(株)	円型側溝III 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(三の倉)
404	再生土木資材	円型側溝III 西濃	松岡コンクリート工業(株)	円型側溝III 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
406	間伐材・小径材を使用した木製品	空箱/マイク木製キャブカバナー	早川木工所 早川製作	空箱/マイク木製キャブカバナー	早川木工所 早川製作	間伐材、質の低い放置木
408	再生土木資材	エコAPET	(一社)五子プロ研究会、東和スポーツ施設(株)	エコAPET	(一社)五子プロ研究会、東和スポーツ施設(株)	廃瓦
409	廃プラスチック再生品	リサイクル積みブロック	揖斐川工業(株)	リサイクル積みブロック	揖斐川工業(株)	溶解スラグ
411	再生土木資材	GUブロック	(株)丸治コンクリート工業所	GUブロック	(株)丸治コンクリート工業所	溶解スラグ
412	再生土木資材	溶解スラグ	西濃県協賛組合	溶解スラグ	西濃県協賛組合	溶解スラグ(西濃)
413	再生土木資材	再生APソイル	(株)大坂砕石工業所	再生APソイル	(株)大坂砕石工業所	ばいじん、燃え殻
414	再生土木資材	溶解スラグ入りレバロック	協和コンクリート工業(株)	溶解スラグ入りレバロック	協和コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
415	汚泥活用土壌改良材	浄水発生土	岐阜県東部広域水道事務所	浄水発生土	岐阜県東部広域水道事務所	土木道汚泥
416	廃プラスチック再生品	リステインスタジアムII	リス工業株式会社	リステインスタジアムII	リス工業株式会社	再生ポリプロピレン
417	再生土木資材	RC-40A	(株)大坂砕石工業所	RC-40A	(株)大坂砕石工業所	焼却灰、汚泥、高炉スラグ微粉末
418	廃材を使用したブロック	リサイクルOLB	揖斐川工業(株)	リサイクルOLB	揖斐川工業(株)	溶解スラグ
419	古紙100%シート/パレットバーナー	古紙100%シート/パレットバーナー	枚製紙(株)	古紙100%シート/パレットバーナー	枚製紙(株)	古紙
420	間伐材・小径材を使用した木製品	間伐材工事用看板	サンリン商事	間伐材工事用看板	サンリン商事	間伐材
421	緑化基盤材	きよみまエコキョウ21	農事組合法人清見コンポジットセンター	きよみまエコキョウ21	農事組合法人清見コンポジットセンター	家畜糞尿、木屑

認定番号	品目名	製品名	製造業者名	商品名	製造業者名	循環資源
346	再生土木資材	リネックス/ガートワール基礎 (フレグラーゴ)ささゆりスラグ	昭和コンクリート工業(株)	昭和コンクリート工業(株)	昭和コンクリート工業(株)	溶解スラグ(ささゆり)
347	再生土木資材	三面水路 西濃スラグ	昭和コンクリート工業(株)	三面水路 西濃スラグ	昭和コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
348	再生土木資材	三面水路 ささゆりスラグ	昭和コンクリート工業(株)	三面水路 ささゆりスラグ	昭和コンクリート工業(株)	溶解スラグ(ささゆり)
349	廃プラスチック再生品	ジオ・ステップ	(株)タイボ	ジオ・ステップ	(株)タイボ	廃プラスチック
350	再生土木資材	タリ小蓋 西濃	松岡コンクリート工業(株)	タリ小蓋 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
351	再生土木資材	CD-E側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	CD-E側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
352	再生土木資材	CD側溝横断筋渠 西濃	松岡コンクリート工業(株)	CD側溝横断筋渠 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
353	再生土木資材	CDII側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	CDII側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
355	再生土木資材	甲型側溝II 西濃	松岡コンクリート工業(株)	甲型側溝II 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
356	再生土木資材	L形側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	L形側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
357	再生土木資材	甲形側溝II 西濃	松岡コンクリート工業(株)	甲形側溝II 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
358	廃プラスチック再生品	3Eステップ	リス工業(株)	3Eステップ	リス工業(株)	廃プラスチック類
359	緑化基盤材	JGS-CCグリーン	(株)ジャヤングリーンシステム	JGS-CCグリーン	(株)ジャヤングリーンシステム	樹皮(スギ、ヒキ)
360	木質系土壌改良材	JGS-CCクレイ	(株)ジャヤングリーンシステム	JGS-CCクレイ	(株)ジャヤングリーンシステム	樹皮(スギ、ヒキ)
361	再生土木資材	ECO-ブロックIII(西濃)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-ブロックIII(西濃)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
362	再生土木資材	ECO-ブロックIII(ささゆり)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-ブロックIII(ささゆり)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
363	再生土木資材	ECO-ブロックIII(多治見)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-ブロックIII(多治見)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
364	再生土木資材	ECO-水路III(西濃)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-水路III(西濃)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
365	再生土木資材	ECO-水路III(ささゆり)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-水路III(ささゆり)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(ささゆり)
366	再生土木資材	ECO-水路III(多治見)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-水路III(多治見)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
367	再生土木資材	ECO-LシステムN(西濃)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-LシステムN(西濃)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
368	再生土木資材	ECO-LシステムN(ささゆり)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-LシステムN(ささゆり)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(ささゆり)
369	再生土木資材	ECO-LシステムN(多治見)	丸栄コンクリート工業(株)	ECO-LシステムN(多治見)	丸栄コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
371	再生土木資材	落石防止形側溝(本体、ふた) 多治見	松岡コンクリート工業(株)	落石防止形側溝(本体、ふた) 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
372	再生土木資材	上ぶた式U形側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	上ぶた式U形側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
373	再生土木資材	境界ブロック 多治見	松岡コンクリート工業(株)	境界ブロック 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
374	再生土木資材	L形側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	L形側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
375	再生土木資材	テアロード 西濃	松岡コンクリート工業(株)	テアロード 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
376	再生土木資材	イーグルゴク 西濃	松岡コンクリート工業(株)	イーグルゴク 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
377	再生土木資材	ハイレバパネル 西濃	松岡コンクリート工業(株)	ハイレバパネル 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
378	再生土木資材	イーグルボックス(標準、重石) 西濃	松岡コンクリート工業(株)	イーグルボックス(標準、重石) 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
379	再生土木資材	クリンデコ 西濃	松岡コンクリート工業(株)	クリンデコ 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
380	再生土木資材	PU可変側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	PU可変側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
381	再生土木資材	円型側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	円型側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
382	再生土木資材	落石防止形側溝(本体、ふた) 西濃	松岡コンクリート工業(株)	落石防止形側溝(本体、ふた) 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
383	再生土木資材	上ぶた式U形側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	上ぶた式U形側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
384	再生土木資材	境界ブロック 西濃	松岡コンクリート工業(株)	境界ブロック 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
385	再生土木資材	L形側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	L形側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
386	再生土木資材	深型側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	深型側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(西濃)
387	再生土木資材	リサイクル間知ブロック(S) リサイクル間知ブロック(T)	揖斐川工業(株)	リサイクル間知ブロック(S) リサイクル間知ブロック(T)	揖斐川工業(株)	溶解スラグ(多治見)
389	再生土木資材	カーモスカラー吹付けタイプ 箱	(株)佐藤建設	カーモスカラー吹付けタイプ 箱	(株)佐藤建設	廃瓦
390	間伐材・小径材を使用した木製品	造形風成材 ロッカー、下足 箱	日本住宅パネル工業協同組合 名古屋支所	造形風成材 ロッカー、下足 箱	日本住宅パネル工業協同組合 名古屋支所	間伐材、小径木
391	再生土木資材	※本表は別冊「東濃スラグ(西濃)」参照	(株)赤羽コンクリート	(株)赤羽コンクリート	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(中津川)
392	再生土木資材	上ぶた式U形側溝 1種 L=1000	(株)赤羽コンクリート	上ぶた式U形側溝 1種 L=1000	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(中津川)
393	再生土木資材	坂形側溝ベース形車道境界ブロック	(株)赤羽コンクリート	坂形側溝ベース形車道境界ブロック	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(中津川)
394	再生土木資材	SO側溝側溝(SO側溝)コンクリート	(株)赤羽コンクリート	SO側溝側溝(SO側溝)コンクリート	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(中津川)
395	再生土木資材	エコブロック(ノンスラグ)標準	(株)赤羽コンクリート	エコブロック(ノンスラグ)標準	(株)赤羽コンクリート	溶解スラグ(中津川)
396	再生土木資材	CD側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	CD側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶解スラグ(多治見)
397	緑化基盤材	エコクレイ 芝の床土	(一社)瓦チーフ研究会、東和スポーツ施設(株)	エコクレイ 芝の床土	(一社)瓦チーフ研究会、東和スポーツ施設(株)	廃瓦

45 産業廃棄物の排出量（平成30年度）

（単位：t）

種類	業種			農 業	飲 業	建設業	電気・水道業	情 報 通信業	運 輸 ・ 郵便業	卸 ・ 小売業	学術研究等	飲食・宿泊	生活関連・娯楽	教育・学習	医療・福祉	サービス業
	全業種	農業を除く	家庭ふん尿を除く													
合計	4,893,039	3,981,007	3,677,273	912,032	8,450	930,731	920,109	2,304	6,819	56,080	2,733	6,392	2,566	488	12,210	5,919
燃え殻	35,518	35,518	35,518				2,658		202		13	1	0		2	434
汚泥	2,040,410	2,040,410	2,040,410			94,585	912,015		1,168	3,016	54	2,495	753	6	263	297
廃油	39,134	39,134	39,134		1	1,247	25		347	4,362	1,213	3,233	92	10	5	722
廃酸	105,613	105,613	105,613			1	3			75	46		31	0	44	
廃アルカリ	58,444	58,444	58,444			2,924	0	3	1	197	534		1	25	36	29
廃プラスチック類	141,015	139,810	139,810	1,205		13,732	80	493	2,515	33,726	311	413	357	177	2,864	3,023
紙くず	8,509	8,509	8,509			2,195										
木くず	109,546	109,546	109,546			73,830	4		1,079	449	32			58		274
繊維くず	906	906	906			513										
動植物性残さ	60,396	60,396	60,396													
動物系固形不要物																
ゴムくず	205	205	205							1	1				1	
金属くず	43,475	43,475	43,475		8,446	9,972	224	1,146	742	4,233	59	138	79	81	294	509
ガラスくず等	188,489	188,489	188,489			36,415	32	0	242	1,830	10	49	4	37	157	48
鉱さい	59,164	59,164	59,164			3										
がれき類	678,897	678,897	678,897		3	667,173	0		3	542	18					
建設混合廃棄物	36,117	36,117	36,117			27,620	8	662	149	4,085	28	45	1,241	5	62	87
特別管理産業廃棄物	40,079	40,079	40,079			521	1,655		371	3,565	416	19	7	90	8,481	495

備考) 1 県廃棄物対策課調べ「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」
 2 端数処理の関係で合計は合わない。

46 し尿処理施設整備状況

（令和3年3月末現在）

県事務所	市町村 組合名	施 設 名	組合構成市町村名	処理能力		処理方法	施工年度	施設所在地
				Kl/日	内訳			
岐 阜 地域環境室	羽島市	羽島市環境プラント	—	70	—	高負荷脱窒素	H10～12	羽島市桑原町西小藪
	各務原市	各務原市グリーンセンター	—	126	—	標準脱窒素	S62～H元	各務原市蘇原宮塚町
	もつ広域連合	もつ広域連合衛生施設	瑞穂市、本巣市、北方町	140	70	標準脱窒素	S56～57	瑞穂市生津天王東町
					70	標準脱窒素	S63～H元	
	岐北衛生施設利用組合	岐北衛生センター	山県市、関市	70	—	高負荷脱窒素	S59～61	山県市岩佐馬坂口
西 濃	大垣衛生施設組合	大垣衛生センター	大垣市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	340	—	高負荷脱窒素	H10～12	大垣市荒川町
	南濃衛生施設利用事務組合	南濃衛生センター	海津市、養老町	90	60	嫌気性消化	S36～38 S47～48 H2	養老郡養老町高田
					30	固液分離	S59～60	
中 濃	関市	関市浄化センター	—	40	—	好気性消化	S53 S58	関市倉知中坂下
	美濃市	美濃市衛生センター	—	40	—	高負荷脱窒素	H3～5	美濃市極楽寺宇南山
	郡上市	郡上環境衛生センター	—	90	—	膜分離高負荷脱窒素	H11～13	郡上市八幡町吉野
可 茂	可茂衛生施設利用組合	緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	100	100	標準脱窒素	H13～15	美濃加茂市牧野緑ヶ丘
東 濃	多治見市	多治見市月見センター	—	61	—	標準脱窒素	S62～H元	多治見市月見町
	土岐市	土岐市衛生センター	—	64	—	膜分離高負荷脱窒素	H6～8	土岐市泉町久尻
恵 那	中津川市	中津川市汚泥処理センター	—	65	—	膜分離高負荷脱窒素	H29-R元	中津川市福岡
	恵那市	藤花苑	—	35	—	膜分離高負荷脱窒素	H6～7	恵那市宇武並町藤
		恵南衛生センター	—	25	—	標準脱窒素	H26	恵那市明智町大小屋
飛 騨	高山市	環境センター	—	80	—	高負荷酸化	S47～48 S60	高山市冬頭町
		久々野衛生センター	—	25	—	高負荷脱窒素	S60～61 S63 H14～15	高山市久々野町久須母
	飛騨市	みずほクリーンセンター	(高山市)	40	—	膜分離高負荷脱窒素	H13～14	飛騨市宮川町三川原
		北吉城クリーンセンター	(高山市)	32	—	膜分離高負荷脱窒素	H6～7	飛騨市神岡町吉ヶ原
	下呂市	中山浄化園	—	66	—	好気性消化	S51～52 S56～57 H9～10	下呂市三原
			—	—	—	—	—	—
岐阜市	寺田プラント	—	160	—	固液分離	H16	岐阜市寺田	
岐阜羽島衛生施設組合	し尿処理場	岐阜市、岐南町、笠松町	100	—	改造型脱窒素	S54～55	岐阜市境川	
合 計		22箇所（24施設）	—	1,859				

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
 2 「組合構成市町村名」欄の（ ）は委託処理をしている市町村を示す。

47 県内ごみ焼却施設一覧

(1) 5 t/日以上

(令和3年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日	炉数				
岐阜 地域環境	各務原市	北清掃センター	—	192	3	ガス化熔融	全連	H12~14	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	36	2	焼却+灰熔融	全連	H19~H21	山県市谷合
西濃	大垣市	クリーンセンター	—	240	3	焼却	全連	H4~7	大垣市米野町
	垂井町	クリーンセンター	—	40	2	焼却	准連	H7~8	垂井町表佐
揖斐	南濃衛生施設 利用事務組合	清掃センター	海津市、養老町、関ヶ原町	80	2	ガス化熔融	全連	H17~20	養老町有尾
	西濃環境 整備組合	西濃環境保全センター	大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸 町、輪之内町、安八町、揖斐川 町、大野町、池田町、北方町	180	2	焼却	全連	S63~H2	大野町下座倉
中濃	中濃地域広 域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	168	3	ガス化熔融	全連	H12~14 H25~27	
	郡上市	郡上クリーンセンター	—	75	2	ガス化熔融	全連	H15~17	郡上市八幡町有坂
可茂	可茂衛生施 設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富 加町、川辺町、七宗町、八百津町、 白川町、東白川村、御嵩町	240	3	焼却+灰熔融	全連	H7~10	可児市塩河
東濃	多治見市	三の倉センター	—	170	2	ガス化熔融	全連	H12~14 H23~26	多治見市三の倉町
	瑞浪市	クリーンセンター	—	50	2	ガス化熔融	全連	H12~14	瑞浪市日吉町
恵那	土岐市	環境センター	—	70	3	焼却	機バ	S63~H元	土岐市泉町久尻
	中津川市	中津川環境センター	—	98	2	ガス化熔融	全連	H13~15	中津川市駒場
飛騨	恵那市	エコセンター恵那	—	90	1	RDF炭化	RF+炭化	H13~14	恵那市長島町久須見
	高山市	資源リサイクルセンター (白川村)	—	100	2	焼却	全連	S58~60	高山市三福寺町
	久々野クリーンセンター	—	16	2	焼却	機バ	S63~H元	高山市久々野町	
	飛騨市	飛騨市クリーンセンター	—	25	2	焼却	准連	H24~25	飛騨市古川町谷
岐阜市	下呂市	下呂市クリーンセンター	—	30	1	焼却	全連	H28~30	下呂市小川
	掛洞プラント	—	—	150	1	焼却	全連	S51~53 H25~26	岐阜市奥字掛洞
合計	東部クリーンセンター	—	—	450	3	焼却	全連	H6~9 H24~27	岐阜市芥見
	合計	20箇所(22施設)	—	2,590	44				

(2) 200kg/時間以上

(令和3年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				kg/時間	炉数				
岐阜地域環境	本巣市	真正廃棄物焼却施設	—	250	1	焼却	固バ	H7	本巣市下真桑
合計		1箇所(1施設)	—	250	1				

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 「組合構成市町村名」欄の()は委託処理をしている市町村を示す。
3 施工年度の下段は基幹的設備改良事業の年度を示す。

48 粗大ごみ処理施設整備状況

(令和3年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日			
岐阜地域環境	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	34	破碎	H20~H22	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	5	破碎	H19~H21	山県市谷合
西濃	西南濃粗大廃棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	大垣市、海津市、養老町、垂井町、 関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	70	併用	H6~9	養老町有尾字下池
中濃	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	50	併用	S63	関市下有知字赤谷
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、 川辺町、七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町	66	破碎	H7~10	可児市塩河
恵那	中津川市	粗大不燃物施設	—	17	併用	H13~15	中津川市駒場
	恵那市	恵那クリーンセンターあおぞら	—	12	併用	H10~11	恵那市明智町吉良見
飛騨	高山市	資源リサイクルセンター	—	26	破碎	H8	高山市三福寺町
岐阜市	東部クリーンセンター	—	—	60	併用	H8~9	岐阜市芥見
合計		9箇所(9施設)	—	340			

備考) 県廃棄物対策課調べ

49 リサイクルプラザ整備状況

(令和3年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日			
岐阜地域環境	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	9	選別・圧縮・梱包	H23	各務原市須衛
西濃	南濃衛生施設利用事務組合	リサイクルセンター	養老町、海津市、関ヶ原町	16	選別・圧縮・梱包	H17~H20	養老町養老町有尾
	大垣市	大垣市リサイクルセンター	大垣市	3.7	選別・圧縮・梱包	H21~23	大垣市米野町
中濃	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	12	破碎・選別	H13~14	関市下有知字赤谷
	郡上市	北部クリーンセンター 郡上クリーンセンター	— —	8 13	併用 破碎・圧縮	H8~9 H15~17	郡上市白鳥町二日町 郡上市八幡町有坂
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、 川辺町、七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町	66	破碎・選別	H7~10	可児市塩河
東濃	多治見市	三の倉センター	—	34	選別・圧縮・梱包	H12~16	多治見市三の倉
	笠原クリーンセンターリサイクル作業所	—	—	6	選別・圧縮	H5	多治見市笠原町
	土岐市	土岐市環境センター	—	13	選別・圧縮・梱包	H2	土岐市泉町
	恵那市	恵那市リサイクルセンター	—	4	選別・圧縮・梱包	H8~9	恵那市長島町久須見
飛騨	中津川市	中津川市リサイクルセンター	—	4.9	破碎・圧縮・梱包	H28	中津川市駒場
	高山市	高山市資源リサイクルセンター	—	10	選別・圧縮・梱包	H9	高山市三福寺町
	久々野クリーンセンター	—	—	4	選別・梱包	S62	高山市久々野町
	飛騨市	飛騨市リサイクルセンター	—	1	選別・圧縮	H27	飛騨市古川町
下呂市	下呂市クリーンセンター	—	3.5	選別・圧縮・梱包	H5	下呂市小川	
岐阜市	東部クリーンセンター 芥見リサイクルプラザ	— —	— —	60	破碎	H8~9	岐阜市芥見
合計		17箇所(17施設)	—	268.1			

備考) 県廃棄物対策課調べ

50 E工場（環境配慮事業所）登録事業所

（令和3年3月末現在）

番号	事業所名	所在地
2	(株)りゅういき 上石津工場	大垣市上石津町牧田二又3434番地の21
3	(株)岡本	岐阜市暖町5番地
6	大日コソナルタント(株)	岐阜市葦田南3-1-21
8	川崎重工(株) 航空宇宙カンパニー	各務原市川崎町11番地
11	ムトー精工(株)	各務原市鷺沼川崎町1丁目60番地の1
12	岐阜車体工業(株)	各務原市鷺沼三ツ池町6の455
13	エーザイ(株) 川島工場	各務原市川島竹早町1
15	(株)住友大阪セメント 岐阜工場	本美市山口11番地
18	(株)三進	大垣市二葉町7丁目12番地
19	岐建(株) 大垣アスファルト合材工場	大垣市荒尾町田畑590-1
24	東レ(株) 岐阜工場	安八郡神戸町安次900-1
34	マクセルフロレンティア(株) 岐阜事業所	美濃加茂市加茂野町471番地
37	KYB(株) 岐阜南工場	可児市土田505番地
44	東京窯業(株) (株)TYK	多治見市大畑町3-1
45	太陽社電気(株) 多治見工場	多治見市小田町6-1
46	三菱電機(株) 中津川製作所	中津川市駒場町1番3号
47	(株)デンソーテン 中津川製作所	中津川市苗木2110番地
49	神明リフレックス(株)	土岐市土岐津町土岐口1372-1
54	明智セラミックス(株)	恵那市明智町1614番地
57	飛騨産業(株)	高山市漆垣内町2593
58	KYB金山(株)	下呂市金山町戸部船野4350-130
60	ニプロファーマーマ飛騨工場(株)	飛騨市古川町是重1丁目1番27号
65	(株)文彦堂	羽島市江吉良町江中7-1
66	岐阜ブラスタック工業(株) 本社工場	各務原市前渡東町4丁目222番地
72	旭化成建材(株) 穂積工場	瑞穂市別府2142番地
75	(株)丸順 浅西工場	大垣市浅西3丁目22番地22
76	トップオート(株) 本社工場	大垣市大外羽3丁目23番地の1
78	住友化学(株) 大分工場 岐阜プラント	安八郡安八町牧字十八町3750番地
86	パジェロ製造(株)	加茂郡坂祝町酒倉2079番地
90	豊栄興業(株)	多治見市脇之島町1-21
99	(株)ナカヒョウ 飛騨工場	高山市久々野町大西675-1
100	神岡部品工業(株)	飛騨市神岡町麻生野363
101	(株)東洋	飛騨市古川町若宮2丁目1番1号
104	(株)エスラインギフ	羽島郡岐南町平成4-68
112	太陽社電気(株) 御嵩工場	可児郡御嵩町中1956-2

番号	事業所名	所在地
117	錦屋バイテック(株) 関工場	関市桃紅大地1番地
121	大同メタル工業(株) 岐阜工場	郡上市美並町大原135番地
127	太陽社電気(株) 瑞浪工場	瑞浪市明世町山野内601-1
129	明知ガイシ(株) 大久手工場	恵那市明智町1001-200
135	SANE I(株) 岐阜工場	各務原市鷺沼朝日町1丁目136-4
137	太平洋工業(株) 東大垣工場	大垣市浅西4丁目1番地の1
138	太平洋工業(株) 北大垣工場	安八郡神戸町横井1300番地の1
142	セントラル建設(株) 恵那アスコンセンター	恵那市武並町竹折15番地の2
143	(株)長瀬土建	高山市久々野町久々野1559番地
146	(株)ギョフ加藤製作所本社	岐阜市鏡島中2丁目1番45号
148	日本トムソン(株) 岐阜製作所	美濃市極楽寺916番地
154	三信電子(株)	飛騨市古川町宮城町105
156	大同コンカルタソ(株) 本社	岐阜市中郷2-11
165	(株)東海理機 御嵩工場	可児郡御嵩町御嵩2098-1
166	(株)桜井グラフィックシステムズ 生産技術本部	美濃市3951
167	(株)東和製作所	美濃加茂市川合町4丁目5番2号
169	(株)ギョフ加藤製作所 関工場	関市小屋名436-1
171	明光化成工業(株) 明智工場	恵那市明智町字大久手1001-228
172	明光化成工業(株) 岩村工場	恵那市岩村町大字飯羽間字下本郷2835-2
173	山口鋼業(株)	岐阜市本庄仲ノ町5丁目8番地
175	(株)ギョフ加藤製作所 東南工場	瑞穂市十七条739-1
176	宇部エクシモ(株) 岐阜工場	岐阜市藪田西2-1-1
177	(株)ギョフ加藤製作所 関庄造工場	関市千疋991-9
178	(株)東海理機 各務原工場	各務原市鷺沼羽場町7丁目230
179	(株)岐阜リサイクルセンター 輪之内工場	安八郡輪之内町中郷新田字道上1354
181	(株)ギョフ加藤製作所 昔我屋工場	岐阜市昔我屋6丁目56
182	(株)ギョフ加藤製作所 熱処理工場	瑞穂市別府2301-1
183	(株)ギョフ加藤製作所 穂積第3工場	瑞穂市別府2221-1
186	KYB(株) 岐阜東工場	可児市土田60番地
187	KYBモーター サイクルカスベンション(株)	可児市土田2548番地
190	(株)イビソク 本社	大垣市築捨町3丁目102番地
合計	66 事業所	

51 環境創出協定締結事業所

(令和3年3月末現在)

番号	事業所名	所在地	締結年月日	最新更新年月日	期間満了年月日
1	岐阜プラスチック工業(株)本社工場	各務原市	H16. 8. 23	R元. 8. 23	R 4. 8. 22
2	リコーエレメックス(株)恵那事業所	恵那市	H17. 3. 18	R 2. 3. 18	R 5. 3. 17
3	帝人フィルムソリューション(株)岐阜事業所	安八町	H17. 3. 28	R 2. 3. 28	R 5. 3. 27
4	東レ(株)岐阜工場	神戸町	H17. 3. 28	R 2. 3. 28	R 5. 3. 27
5	日医工岐阜工場(株)	高山市	H17. 3. 28	R 2. 3. 28	R 5. 3. 27
6	ミズノテクニクス(株)	養老町	H20. 3. 25	R 2. 3. 25	R 5. 3. 24

52 温室効果ガス排出実績

(単位:万t-CO₂) (令和3年7月末現在)

部門	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	2030(令和12)年度 中期目標基準年度	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績(速報値)
二酸化炭素	1776	1657	1733	1554	1535	1481
産業界	577	506	491	499	513	499
運輸業	344	332	335	331	331	322
家庭	364	333	434	289	256	259
工業プロセス	322	320	307	303	295	259
廃棄物	105	103	100	101	108	110
廃棄物	63	63	65	32	32	31
その他のガス	101	102	105	105	107	110
吸収量	-	146	144	138	135	132
総排出量	1878	1613	1694	1521	1507	1459
2013年(平成25)年度比(%)	100.0	93.0%	97.7%	87.7%	86.9%	84.1%

53 審議会の活動状況

(令和2年度)

1 環境審議会

開催年月日	審議会・部会の別	審議内容
令和2年7月13日	廃棄物・リサイクル部会	1 岐阜県における廃棄物の現状と課題について 2 計画の目標値の設定について 3 第3次岐阜県廃棄物処理計画策定の方向性について
令和2年7月21日	企画政策部会	1 新たな岐阜県環境基本計画の骨子案(たたき台)について
令和2年9月14日	審議会	1 会長の選出について 2 会長代理の指名について 3 各部会委員及び部会長の指名について 4 第6次岐阜県環境基本計画について 5 第3次岐阜県廃棄物処理計画について その他 1 2030年岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(仮称)及び岐阜県地球温暖化防止基本条例の改正について
令和2年10月12日	廃棄物・リサイクル部会	1 第3次岐阜県廃棄物処理計画の目標・指標の整理について 2 第3次岐阜県廃棄物処理計画の今後の施策について
令和2年10月26日	企画政策部会	1 第6次岐阜県環境基本計画の素案及び目標指標案について
令和2年11月17日	廃棄物・リサイクル部会	1 第3次岐阜県廃棄物処理計画素案について
令和2年11月30日	企画政策部会	1 第6次岐阜県環境基本計画の原案について その他 1 「第3次岐阜県廃棄物処理計画」の策定状況について 2 「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画(仮称)」の策定状況及び「岐阜県地球温暖化防止基本条例」の改正について
令和3年1月26日(書面)	廃棄物・リサイクル部会	1 第3次岐阜県廃棄物処理計画(案)について
令和3年2月1日(書面)	企画政策部会	1 第6次岐阜県環境基本計画(案)について
令和3年2月3日	審議会	1 第6次岐阜県環境基本計画について 2 第3次岐阜県廃棄物処理計画について 3 岐阜県環境審議会運営規程の改正について

2 自然環境保全審議会

(令和2年度)

開催年月日	審議会・部会の別	審議内容
令和3年2月24日	温泉部会	1 温泉掘削許可申請について
令和3年3月4日	自然保護部会	1 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)第3期の策定について

54 市町村環境条例等の状況

(令和3年3月末現在)

市町村名	部課名	条例	環境基本計画等	環境管理システム	環境白書	協議会等
岐阜市	環境政策課	岐阜市環境基本条例 岐阜市地下水保全条例 岐阜市自然環境の保全に関する条例 岐阜市まちを美しくする条例 岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	岐阜市環境基本計画 岐阜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ごみ減量・資源化指針 岐阜市生物多様性プラン 岐阜市一般廃棄物処理基本計画 岐阜市災害廃棄物処理計画	環境アクションプランぎふ 岐阜市環境管理システム(GEMS) 岐阜市グリーン購入方針 スマートエネルギー岐阜推進プラン	岐阜市環境白書 子ども環境白書	岐阜市環境審議会 岐阜市地球温暖化対策実行計画協議会 岐阜市ごみ減量対策推進協議会 岐阜市再生可能エネルギー等推進会議 岐阜市地下水保全及び利活用検討委員会 岐阜市自然環境保全推進委員会

資 料

大 垣 市	環境衛生課	大垣市環境基本条例 大垣市美しいまちづくり条例 大垣市緑を育み生かす条例 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大垣市景観条例 大垣市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	大垣市エコ水都環境プラン 大垣市一般廃棄物処理基本計画 大垣市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 大垣市新エネルギービジョン 第2次大垣市生活排水対策推進計画(大垣地域編) 第2次大垣市生活排水対策推進計画(上石津地域編)	第4次大垣市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 大垣市グリーン購入基本方針 大垣市環境管理システム(OEMS)	大垣市の環境	大垣市環境審議会 大垣市廃棄物減量等推進審議会 大垣市環境市民会議 大垣市環境管理システム外部評価委員会
高 山 市	環境政策推進課	高山市環境基本条例	高山市環境基本計画 高山市新エネルギービジョン 高山市地球温暖化対策地域推進計画 生物多様性ひだたかやま戦略(基本構想編) 生物多様性ひだたかやま戦略(行動計画編)	高山市地球温暖化対策実行計画(高山市役所エコオフィス推進マニュアル)	高山市の環境	高山市環境審議会
	生活環境課	高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 高山市ボイ捨て等及び路上喫煙禁止条例	高山市ごみ処理基本計画 高山市生活排水処理基本計画			高山市快適環境づくり市民会議
多 治 見 市	環境課	多治見市環境基本条例 多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 多治見市をゴミの散らばっていないきれいなまちにする条例 多治見市放置自動車の適正な処理に関する条例 多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例	多治見市環境基本計画 多治見市新エネルギービジョン 多治見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 多治見市まち美化計画 多治見市一般廃棄物(ごみ処理)基本計画	多治見市エコオフィス手順書 多治見市役所庁舎ごみ出し手順書 グリーン購入手順書 多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 公共事業に係る環境配慮手順書	多治見市の環境	廃棄物減量等推進審議会 まち美化推進協議会 環境審議会 環境基本計画3者協議会
関 市	環境課	関市環境基本条例 関市ボイ捨て等防止条例 関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 関市放置自動車の処理に関する条例	関市環境基本計画 第2次関市一般廃棄物処理基本計画 関市災害廃棄物処理計画 関市新エネルギービジョン	関市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 関市環境マネジメントシステム	関市の環境	関市環境審議会 関市廃棄物減量等推進審議会
中 津 川 市	環境政策課	中津川市環境基本条例 中津川市環境保全条例 中津川市ボイ捨て等防止条例 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 中津川市埋立て等の規制に関する条例 中津川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 中津川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例 中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	中津川市環境基本計画(以下の5つの各計画を包含) 1. 中津川市生物多様性地域戦略 2. 中津川市地球温暖化対策実行計画/区域施策編 3. 中津川市省エネ節電計画 4. 中津川市地域新エネルギービジョン 5. 中津川市再生可能エネルギー導入推進計画 中津川小水力発電開発基本構想 中津川市一般廃棄物処理基本計画 中津川市災害廃棄物処理基本計画	中津川市地球温暖化対策実行計画/事務事業編 (エコ・クリンなかつがわ運動)	中津川市の環境	中津川市環境保全審議会 中津川市環境推進協議会 中津川市ごみ減量検討市民会議
美 濃 市	市民生活課	美濃市環境保全に関する条例 美濃市まちを美しくする条例 美濃市産業廃棄物保管の規制に関する条例 住みたいまち美濃市の環境を守る条例 美濃市放置自動車防止条例 美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例				美濃市廃棄物減量等推進審議会
瑞 浪 市	環境課	瑞浪市環境基本条例 瑞浪市まちをきれいにする条例 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 瑞浪市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	第二次瑞浪市環境基本計画【後期】 瑞浪市一般廃棄物処理基本計画 瑞浪市災害廃棄物処理計画	第三次瑞浪市地球温暖化対策実行計画	瑞浪市の環境	瑞浪市廃棄物減量等推進審議会 瑞浪市環境審議会
羽 島 市	生活環境課	羽島市美しいまちづくり条例 羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 羽島市環境基本条例	羽島市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画 羽島市環境基本計画	羽島市環境管理マニュアル 羽島市地球温暖化対策実行計画(リーディングアクション2017)	羽島市の環境	羽島市環境審議会
	環境事業課	羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
恵 那 市	環境課	恵那市環境基本条例 あき地の環境保全に関する条例 恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 恵那市空き缶等ボイ捨て及びふん害の防止に関する条例	第二次恵那市環境基本計画		恵那市の環境	恵那市環境対策協議会 恵那市廃棄物減量等推進審議会
美 濃 加 茂 市	環境課	美濃加茂市環境基本条例 美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 美濃加茂市ボイ捨て等防止条例 美濃加茂市ペット霊園の設置許可等に関する条例	美濃加茂市環境基本計画	美濃加茂市環境保全率先行計画(地球温暖化対策実行計画)	みのかの環境	美濃加茂市環境審議会 まちを美しくする運動推進会議
土 岐 市	生活環境課	土岐市生活環境保全に関する条例 土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		土岐市地球温暖化対策実行計画 土岐市グリーン購入基本方針	土岐市の環境	土岐市環境対策審議会 土岐市廃棄物減量等推進審議会
各 務 原 市	環境政策課	各務原市美しいまちづくり条例 各務原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 各務原市の良好な環境の保全及び創出に関する基本条例	各務原市環境基本計画 各務原市地球温暖化対策地域推進計画	各務原市地球温暖化対策実行計画	各務原市環境報告書	各務原市環境市民会議
可 児 市	環境課	可児市環境基本条例 可児市ボイ捨て及びふん害の防止に関する条例 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 可児市生活環境の確保に関する条例 可児市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	可児市環境基本計画 可児市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 可児市一般廃棄物処理基本計画 可児市再生可能エネルギー戦略	可児市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	可児市の環境	可児市環境審議会 可児市廃棄物減量等推進審議会
	文化財課	可児市はたる保護条例				
山 県 市	市民環境課	山県市環境保全条例 山県市イワザクラ保護条例 山県市蛍保護条例 山県市環境基本条例 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	山県市環境基本計画 山県市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画	山県市地球温暖化対策推進実行計画		山県市環境審議会 山県市廃棄物減量等推進審議会 山県市環境保全監視員会
瑞 穂 市	環境課	瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	瑞穂市一般廃棄物処理基本計画 瑞穂市災害廃棄物処理計画	瑞穂市地球温暖化対策実行計画		廃棄物減量等推進審議会
飛 騨 市	環境課	飛騨市環境基本条例 飛騨市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 飛騨市生活環境の確保及び改善に関する条例 飛騨市都市景観条例 飛騨市ふるさと景観保全条例 飛騨市ボイ捨て等防止条例 飛騨市環境基本条例 飛騨市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例 飛騨市特定空家等対策条例 飛騨市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例 飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例 飛騨市廃棄物処理施設設置条例	飛騨市環境基本計画			飛騨市環境審議会
本 巣 市	産業経済課	本巣市蛍保護条例				
	都市計画課	本巣市景観条例				
	生活環境課	本巣市きれいなまちづくり条例 本巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	本巣市一般廃棄物処理基本計画 本巣市災害廃棄物処理計画	本巣市地球温暖化対策推進実行計画	本巣市環境総合調査報告書	本巣市環境保全審議会 本巣市廃棄物減量等推進審議会

資 料

資 料

市町村名	部 課 名	条 例	環境基本計画等	環境管理システム	環境白書	協議会等
郡 上 市	環境課	郡上市ポイ捨て等防止条例 郡上市自然環境保護条例 郡上市公害防止条例 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 郡上市清流長良川等保全条例	郡上市一般廃棄物処理基本計画 郡上市災害廃棄物処理計画 郡上市生活排水処理基本計画 郡上市新型コロナウイルス感染症対策行動計画（一般廃棄物処理編）	郡上市地球温暖化防止実行計画		郡上市廃棄物減量等推進審議会 郡上市公害対策審議会 郡上市自然環境保護審議会
下 呂 市	環境課	下呂市環境基本条例 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 下呂市ごみの不法投棄の防止等に関する条例 下呂市廃棄物処理施設条例 下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	下呂市環境基本計画 下呂市一般廃棄物処理基本計画 下呂市エコリズム推進全体構想 下呂市震災廃棄物処理計画 下呂市水害廃棄物処理計画 下呂市一般廃棄物処理事業継続計画	下呂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）		下呂市環境審議会 下呂市廃棄物減量等推進審議会
海 津 市	環境課	海津市環境基本条例 海津市ポイ捨て等防止条例 海津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	海津市第2次環境基本計画 海津市第2次一般廃棄物処理基本計画 災害廃棄物処理計画			海津市環境審議会 海津市廃棄物減量等推進審議会
岐 南 町	経済環境課	岐南町を清潔で美しいまちにする条例 岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 岐南町生活環境の保全に関する条例 岐南町あき地の環境保全に関する条例	災害廃棄物処理計画			岐南町廃棄物減量等推進協議会 岐南町生活環境保全審査会
笠 松 町	環境経済課	笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 笠松町美しいまちづくり条例	笠松町一般廃棄物処理基本計画 笠松町災害廃棄物処理計画 笠松町生活排水対策推進計画			笠松町廃棄物減量等推進審議会
養 老 町	生活環境課	養老町美しいまちづくり条例 養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 養老町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	養老町生活排水処理基本計画 養老町一般廃棄物処理基本計画 災害廃棄物処理計画	養老町地球温暖化対策実行計画 養老町グリーン購入基本方針		養老町環境保全審議会 養老町ごみ減量化推進協議会
垂 井 町	住民課	垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 垂井町環境審議会設置条例 垂井町生活環境の保全に関する条例 垂井町ポイ捨て等防止条例 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	垂井町一般廃棄物処理基本計画 垂井町生活排水処理基本計画 垂井町災害廃棄物処理計画			垂井町廃棄物減量等推進協議会 垂井町環境審議会
関ヶ原町	水道環境課	関ヶ原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 関ヶ原町まちをきれいにする条例 関ヶ原町環境審議会設置条例				関ヶ原町環境審議会 関ヶ原町廃棄物減量化推進協議会
神 戸 町	産業環境課	神戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 神戸町きれいなまちづくり条例	神戸町一般廃棄物処理基本計画 神戸町災害廃棄物処理計画			神戸町廃棄物減量化等推進協議会
輪之内町	住民課	輪之内町ポイ捨て等防止条例 輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 輪之内町環境審議会設置条例 輪之内町カワバタモロコ保護条例	輪之内町環境基本計画 輪之内町災害廃棄物処理計画	輪之内町地球温暖化対策実行計画		輪之内町環境審議会 輪之内町廃棄物減量等推進審議会
安 八 町	住民環境課	あき地の環境保全に関する条例 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例				安八町廃棄物減量等推進協議会
揖 斐 川 町	住民生活課	揖斐川町美しいまちづくり条例 揖斐川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	揖斐川町一般廃棄物処理基本計画 揖斐川町災害廃棄物処理計画	揖斐川町地球温暖化対策実行計画		揖斐川町廃棄物減量等推進審議会
	建設課	揖斐川町徳山ダム上流域自然環境保全条例				徳山ダム上流域自然環境保全審査会
大 野 町	環境生活課	大野町環境基本条例 大野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大野町美しいまちづくり条例	大野町環境基本計画 大野町一般廃棄物処理基本計画 大野町災害廃棄物処理計画	大野町地球温暖化対策実行計画		大野町環境審議会 大野町生活排水処理事業推進協議会
	農林課	大野町ホトケドジョウ保護条例				
池 田 町	環境課	池田町美しいまちづくり条例 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	池田町一般廃棄物処理基本計画 池田町生活排水処理基本計画 池田町災害廃棄物処理計画	池田町地球温暖化対策実行計画		池田町廃棄物減量等推進協議会 池田町一般廃棄物減量等推進審議会
北 方 町	都市環境課	北方町を清潔で美しいまちにする条例 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北方町あき地の環境保全に関する条例 北方町ポータル保護に関する条例 北方町生活環境の保全に関する条例	北方町災害廃棄物処理計画 北方町一般廃棄物基本計画 北方町一般廃棄物処理実施計画 北方町分別収集計画 北方町生活排水対策推進計画			北方町公害対策審議会 北方町生活環境保全審査会
坂 祝 町	水道環境課	坂祝町環境保全条例 坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 坂祝町ペット霊園の設置等に関する条例	坂祝町一般廃棄物処理基本計画 坂祝町災害廃棄物処理計画			
富 加 町	産業環境課	富加町生活環境の確保に関する条例 富加町ポイ捨て等防止条例 富加町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	富加町一般廃棄物処理基本計画 富加町災害廃棄物処理計画	富加町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）		
川 辺 町	産業環境課	川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 川辺町環境美化条例	川辺町一般廃棄物処理基本計画			川辺町環境美化推進協議会
七 宗 町	水道課	七宗町鯉、植物の保護育成に関する条例 七宗町を清潔で美しいまちにする条例 七宗町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	七宗町一般廃棄物処理基本計画 七宗町災害廃棄物処理計画	七宗町地球温暖化対策実行計画		
八 百 津 町	水道環境課	八百津町自然環境の確保に関する条例 八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 八百津町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 八百津町ペット霊園の設置の許可等に関する条例	八百津町一般廃棄物処理基本計画 八百津町災害廃棄物処理基本計画			
白 川 町	建設環境課	白川町環境条例 白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 白川町自然保護条例 白川町美しいまちづくり条例 白川町動物適正飼養条例			白川町の生活環境	白川町環境審議会
東 白 川 村	建設環境課	東白川村自然環境保全条例 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	東白川村一般廃棄物処理基本計画 東白川村災害廃棄物処理計画			東白川村自然環境保全委員会
御 嵩 町	環境モデル都市推進室 住民環境課	御嵩町環境基本条例 御嵩町希少野生生物保護条例 御嵩町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 御嵩町ごみのない清潔で快適なまちづくり条例 御嵩町生活環境の確保に関する条例 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	御嵩町環境基本計画第三次改訂版 御嵩町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 御嵩町環境モデル都市行動計画 御嵩町一般廃棄物処理基本計画 御嵩町クリーンエネルギービジョン 御嵩町生活排水対策推進計画	御嵩町公共事業における環境配慮指針	御嵩町環境汚染総合調査結果報告書（住民環境課）	御嵩町環境審議会 御嵩町廃棄物減量等推進審議会 みたちクリーンエネルギー推進協議会

白川村	総務課	白川村景観条例 森林等の適正利用による動植物の保護条例 白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例 白川村ボイ捨て等防止条例	白川村ごみ処理基本計画 白川村災害廃棄物処理計画		景観審議会 環境保全監視員 廃棄物減量等推進審議会
-----	-----	---	-----------------------------	--	---------------------------------

※ 環境基本計画は、市町村の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた計画。
 ※ 環境管理システムは、環境に関する方針等を達成するための実施・点検・見直しの体制・手続。
 ※ 協議会等は、NPO等の民間団体や事業者、住民等で構成される環境保全活動を推進する協議会等。

55 岐阜県の名水（県選定）

名称	所在地	水の形態	名称	所在地	水の形態
岩舟溪谷萩の滝	岐阜市長良	滝	川浦川	美濃加茂市三和町	河川
桂水	山県市谷合	湧水	五宝滝	加茂郡八百津町八百津	滝
木曾川トンボ池	羽島郡笠松町無動寺・江川	池	一呑・唄清水	可児郡御嵩町謡坂	湧水
加賀野八幡神社井戸	大垣市加賀野	井戸	不動明王の滝	多治見市小名田町	滝
垂井の泉	不破郡垂井町垂井	湧水	白狐温泉神明水	瑞浪市釜戸町	湧水
玉倉部の清水	不破郡関ヶ原町大字玉	湧水	強清水	中津川市神坂	湧水
多良峡	大垣市上石津町下多良	河川	西行ゆかりの水	恵那市長島町	湧水
中川	揖斐郡池田町八幡	湧水	龍神の滝	中津川市川上	滝
高橋溪谷	揖斐川町春日六合	河川	乳子の池	中津川市加子母小郷	湧水
清水川	揖斐川町日坂	湧水	不動溪谷滝群	中津川市付知町	河川
喜八河戸	揖斐川町東横山	湧水	付知川	中津川市福岡	河川
夜又ヶ池	—	池	霧ヶ井、龍神の井	恵那市岩村町城山	井戸
夕べが池	本巣郡北方町柱本池之頭	池	天王水	下呂市萩原町上呂	湧水
席田用水	本巣市曾井中島	用水	麝香清水	下呂市小坂町門坂	湧水
御姥様の水	本巣市根尾神所	湧水	乗政大滝	下呂市乗政	滝
片知溪谷	美濃市片知	河川	馬瀬川	下呂市馬瀬	河川
高賀溪谷	関市洞戸	河川	白雲水	高山市城山	湧水
板取川	関市板取	河川	銚子谷	高山市丹生川町旗鉾	河川
お宮の清水	関市中之保	湧水	鳩谷八幡神社の清水	大野郡白川村鳩谷	湧水
吉田川	郡上市八幡町	河川	女男滝	高山市久々野渚	滝
長刀清水	郡上市大和町牧	湧水	瀬戸川用水	飛騨市古川町	用水
阿弥陀ヶ滝	郡上市白鳥町前谷	滝	宇津江四十八滝	高山市国府町宇津江	滝
分水嶺の清水	郡上市高鷲町ひるがの	池	池ヶ原湿原湧水	飛騨市宮川町洞	湧水
粥川谷	郡上市美並町粥川	河川	船津大洞湧水群	飛騨市神岡町	湧水
蛇穴の水	郡上市和良町野尻	湧水	平湯大滝	高山市奥飛騨温泉郷平湯	滝

56 名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）

名称	所在地	水の形態
宗祇水（白雲水）	郡上市	湧水
長良川（中流域）	美濃市、関市、岐阜市	河川
養老の滝・菊水泉	養老郡養老町	湧水

57 平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）

名称	所在地	種別
達目洞（逆川上流）	岐阜市	河川
加賀野八幡神社井戸	大垣市	地下水
和良川	郡上市	河川
馬瀬川上流	下呂市	河川

58 音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）

名称	所在地
長良川の鶉飼い	岐阜市、関市
卯建の町の水琴窟	美濃市
吉田川の川遊び	郡上市（八幡町）

59 かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）

名称	所在地	かおりの源
加子母の檜とササユリ	中津川市	ヒノキ材、ササユリの花
飛騨高山の朝市と古い町並	高山市	朝市で売られる野菜、花、みたらし団子、煎餅
種蔵棚田の雨上がりの石積	飛騨市宮川町	雨が降った後の棚田の石積

60 樹種別巨木ベスト3

(令和3年3月末現在)

樹種名	順位	幹周 (cm)	市町村名	名称
モミ	1	600	本巣市	大河原の大樫
	1	600	美濃市	ヤマモミジ
	3	570	本巣市	金造樫
スギ	1	1,375	郡上市	石徹白のスギ
	2	1,360	恵那市	弁慶杉
	3	1,270	郡上市	石徹白の浄安スギ
ヒノキ	1	754	恵那市	笠木
	2	722	中津川市	神坂大桧
	3	660	岐阜市	大智寺の大ヒノキ
サワラ	1	960	高山市	
	2	450	〃	
	3	447	〃	イチイの森
イチイ	1	795	高山市	
	2	690	〃	ツメタのイチイ
	3	480	山県市	熊野神社の大いちい榎

出典)「巨樹・巨木林データベース」
環境省自然環境局生物多様性センター

61 水源の森百選 (林野庁選定・岐阜県関係分)

(令和3年3月末現在)

名称	所在地
青少年の森	山県市大字長滝
大浅柄山水源の森	郡上市八幡町西乙原
馬瀬黒石水源の森	下呂市馬瀬黒石